

平成 2 3 年 旭 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	4
議長報告事項	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
議案上程	5
議案第 1 号 平成 2 2 年度旭市一般会計決算の認定について	
議案第 2 号 平成 2 2 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 3 号 平成 2 2 年度旭市老人保健特別会計決算の認定について	
議案第 4 号 平成 2 2 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 5 号 平成 2 2 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 6 号 平成 2 2 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 7 号 平成 2 2 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	
議案第 8 号 平成 2 2 年度旭市水道事業会計決算の認定について	
議案第 9 号 平成 2 2 年度旭市病院事業会計決算の認定について	
議案第 1 0 号 平成 2 2 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について	
議案第 1 1 号 平成 2 3 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 1 2 号 平成 2 3 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 3 号 平成 2 3 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 4 号 平成 2 3 年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 5 号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について	
議案第 1 6 号 旭市災害復興基金条例の制定について	

議案第 17 号	旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案第 18 号	旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 19 号	旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 20 号	工事請負契約の締結について	
議案第 21 号	工事請負契約の締結について	
議案第 22 号	工事請負契約の締結について	
議案第 23 号	財産の取得について	
議案第 24 号	財産の取得について	
議案第 25 号	財産の取得について	
報告第 1 号	平成 22 年度旭市土地開発基金の運用状況について	
報告第 2 号	平成 22 年度旭市奨学基金の運用状況について	
報告第 3 号	平成 22 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について	
報告第 4 号	平成 22 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について	
報告第 5 号	平成 22 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について	
報告第 6 号	株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について	
報告第 7 号	平成 22 年度旭市病院事業会計継続費の精算について	
提案理由の説明並びに政務報告		7
議案の補足説明及び報告の説明		18
散 会		82

第 2 号（9 月 9 日）

議事日程	83
本日の会議に付した事件	83
出席議員	83
欠席議員	84
説明のため出席した者	84
事務局職員出席者	85
開 議	86
議案質疑	86
決算審査特別委員会設置	125

決算審査特別委員会委員の選任	1 2 6
決算審査特別委員会議案付託	1 2 6
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告	1 2 7
常任委員会議案付託	1 2 7
常任委員会請願付託	1 2 7
常任委員会陳情付託	1 2 8
散 会	1 2 8

第 3 号 (9月12日)

議事日程	1 2 9
本日の会議に付した事件	1 2 9
出席議員	1 2 9
欠席議員	1 2 9
説明のため出席した者	1 2 9
事務局職員出席者	1 3 0
開 議	1 3 1
一般質問	1 3 1
1 番 大 塚 祐 司	1 3 1
9 番 林 七 巳	1 5 3
7 番 平 野 忠 作	1 6 4
5 番 伊 藤 保	1 8 2
8 番 伊 藤 房 代	1 9 5
散 会	2 0 4

第 4 号 (9月13日)

議事日程	2 0 5
本日の会議に付した事件	2 0 5
出席議員	2 0 5
欠席議員	2 0 5
説明のため出席した者	2 0 5

事務局職員出席者	206
開 議	207
一般質問	207
15番 木内 欽市	207
12番 滑川 公英	228
20番 高橋 利彦	245
4番 太田 将範	268
散 会	286

第 5 号 (9月28日)

議事日程	287
本日の会議に付した事件	287
出席議員	288
欠席議員	288
説明のため出席した者	288
事務局職員出席者	289
開 議	290
決算審査特別委員長報告	290
質疑、討論、採決	292
常任委員長報告	297
質疑、討論、採決	299
常任委員長請願報告	307
質疑、討論、採決	307
常任委員長陳情報告	308
質疑、討論、採決	309
発議案上程	312
発議第1号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について	
発議第2号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
発議第3号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定に	

ついて

提案理由の説明	3 1 2
質疑、討論、採決	3 1 5
事務報告	3 1 7
閉 会	3 1 7

平成23年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成23年9月7日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也

15番 木内 欽市
17番 日下 昭治
19番 嶋田 茂樹
21番 林 正一郎

16番 佐久間 茂樹
18番 林 俊介
20番 高橋 利彦
22番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	増田 雅男
教育長	刃田 哲雄	代表監査委員	木村 哲三
秘書広報課長	伊藤 浩	行政改革推進課長	林 清明
総務課長	神原 房雄	企画政策課長 兼被災者支援室長	米本 壽一
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	佐藤 一則
市民生活課長	斉藤 馨	環境課長	浪川 敏夫
保険年金課長	石毛 健一	健康管理課長	高山 重幸
社会福祉課長	渡辺 輝明	子育て支援課長	林 芳枝
高齢者福祉課長	石井 繁	商工観光課長 兼国民宿舎支配人	横山 秀喜
農水産課長	堀江 隆夫	建設課長	北村 豪輔
都市整備課長	伊藤 恒男	下水道課長	増田 富雄
会計管理者	花香 寛源	消防長	佐藤 清和
水道課長	小長谷 博	病院事務部長	渡辺 清一
病院経理課長	鈴木 清武	庶務課長	加瀬 寿一
学校教育課長	菅谷 充雅	生涯学習課長	高野 晃雄
体育振興課長	野口 國男	監査委員 事務局局長	馬淵 一弘
農業委員会 事務局局長	加瀬 恭史		

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成23年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（林 一哉） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（林 一哉） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

19番、嶋田茂樹議員、20番、高橋利彦議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（林 一哉） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から９月28日までの22日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月28日までの22日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第25号までの25議案と報告第１号から報告第７号までの報告７件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（林 一哉） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第25号までの25議案と報告第１号から報告第７号までの報告７件を一括上程いたします。

議案第 １号 平成２２年度旭市一般会計決算の認定について

議案第 ２号 平成２２年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第 ３号 平成２２年度旭市老人保健特別会計決算の認定について

- 議案第 4 号 平成 22 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第 5 号 平成 22 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6 号 平成 22 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7 号 平成 22 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 8 号 平成 22 年度旭市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 9 号 平成 22 年度旭市病院事業会計決算の認定について
- 議案第 10 号 平成 22 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 議案第 11 号 平成 23 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 平成 23 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 13 号 平成 23 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 14 号 平成 23 年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 15 号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市災害復興基金条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 21 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 22 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 23 号 財産の取得について
- 議案第 24 号 財産の取得について
- 議案第 25 号 財産の取得について
- 報告第 1 号 平成 22 年度旭市土地開発基金の運用状況について
- 報告第 2 号 平成 22 年度旭市奨学基金の運用状況について
- 報告第 3 号 平成 22 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 4 号 平成 22 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 5 号 平成 22 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 6 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について
- 報告第 7 号 平成 22 年度旭市病院事業会計継続費の精算について

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（林 一哉） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

平成23年度も上半期を過ぎようとしておりますが、議会をはじめ、市民各位のご支援とご協力により、市政も順調に進展しております。ここに深く感謝を申し上げる次第であります。

また、先に発生した台風12号により、紀伊半島を中心に多くの地域で甚大なる被害になっております。一日も早い復旧と、被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

去る 3 月11日に発生した東日本大震災から間もなく 6 か月が経過いたしますが、この間、全国各地からの励ましの言葉、義援金並びに義援物資など、心温まるご支援に心から感謝を申し上げます。

第 2 回定例会においてもご報告を申し上げましたが、報告後の対応も含め、震災発生から今日までにおける被災者の生活再建、災害廃棄物の処理、復旧・復興に向けた取り組みなどについて申し上げます。

初めに、被災者の生活再建のための各種支援の状況について申し上げます。

本市単独の災害見舞金については、8 月31日現在、3,125世帯に対して 2 億2,908万円を支給いたしました。

また、義援金については、7 月29日に第 2 次配分を行い、8 月31日現在、3,273世帯に対して、国・県分を合わせて 5 億7,935万円を配分いたしました。このうち、市の義援金分については、1 億1,445万円であります。

なお、これまでに配分いたしました義援金の総額は11億8,638万円となり、このうち市の義援金は 3 億4,338万円であります。

このほか、災害援護資金貸付については、8 月31日現在で55件、貸付総額 1 億872万円の申し込みがありました。

次に、国及び県の生活再建支援制度について申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、8 月31日現在、住宅の被害程度に応じて支給され

る基礎支援金は、対象世帯の95%にあたる747世帯に、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金は、対象世帯の43%にあたる343世帯に支給されております。

また、国の制度が適用されない方への支援策として、県が新たに液状化等被害住宅再建支援事業を創設いたしました。市では、8月31日現在、67世帯の申請を受け付けし、今月末に第1回目の振り込みを予定しております。

今後も、国及び県の生活再建支援制度により被災者の生活再建を支援してまいりたいと考えております。

次に、災害廃棄物の処理について申し上げます。

市内5か所に約9万5,000トン集積されている災害廃棄物については、順調に処分されているところであります。

また、液状化等により発生した新たな災害廃棄物については、千葉県及び隣接地権者等のご協力により、岩井地先に6か所目の仮置き場を設置し、去る8月10日から受け入れを再開いたしました。

今後、分別、運搬、中間処理等が計画的に進みますと、今年度中にはすべて完了する見込みであります。

今後も、近隣住民の皆様方のご協力をいただきながら処理を進めてまいりたいと思っております。

次に、災害復興計画について申し上げます。

去る8月19日、震災における復興計画を策定するため旭市災害復興計画検討委員会を設置し、第1回目の会議を開催いたしました。来年1月の計画策定に向け会議を重ね、検討してまいります。

次に、合併特例債延長法について申し上げます。

去る6月15日、関係市町長とともに総務大臣を訪問し要望してまいりました合併特例期間の延長については、本市を含む県内の特定被災地方公共団体6市町について、復旧・復興事業を最優先に取り組めるよう、5年間の延長が国会で先月認められましたことを報告申し上げます。

次に、提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第10号までは、平成22年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、平成22年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額291億8,498万2,533

円、歳出総額は265億6,565万993円となり、翌年度へ繰り越すべき財源12億9,596万6,345円を差し引いた実質収支は13億2,336万5,195円となりました。

議案第2号は、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定は、歳入総額88億8,366万4,478円、歳出総額83億8,218万7,933円、差し引き5億147万6,545円となりました。施設勘定は、歳入総額8,209万4,033円、歳出総額6,779万6,902円、差し引き1,429万7,131円となりました。

議案第3号は、平成22年度旭市老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額3,329万5,011円、歳出総額2,606万8,389円、差し引き722万6,622円となりました。

議案第4号は、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計決算でありまして、歳入総額4億2,123万9,437円、歳出総額4億1,284万1,683円、差し引き839万7,754円となりました。

議案第5号は、平成22年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額38億520万9,632円、歳出総額37億5,137万6,398円、差し引き5,383万3,234円となりました。

議案第6号は、平成22年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額11億4,829万7,434円、歳出総額10億6,196万1,589円、差し引き8,633万5,845円となりました。

議案第7号は、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額5,001万8,401円、歳出総額4,349万4,934円、差し引き652万3,467円となりました。

議案第8号は、平成22年度旭市水道事業会計決算でありまして、年度末の給水状況は、給水件数1万8,679件、普及率は81.5%、年間給水量は606万7,373立方メートルとなりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は15億8,158万6,000円、事業費用は13億4,681万3,723円、差し引き2億3,477万2,277円の純利益となりました。

また、資本的収支は、収入1億2,379万7,800円、支出は5億8,983万9,217円となり、収支不足額4億6,604万1,417円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第9号は、平成22年度旭市病院事業会計決算でありまして、病院本体の入院患者数は28万375人、外来患者数は79万2,074人になりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は332億2,804万1,788円、事業費用は316億489万5,753円、差し引き16億2,314万6,035円の純利益となりました。

また、資本的収支は、収入154億8,234万9,000円、支出は186億9,393万2,936円となり、収支不足額32億1,158万3,936円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第10号は、平成22年度旭市国民宿舎事業会計決算でありまして、業務実績は、宿泊者1万2,320人、休憩者5,572人となりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は1億7,011万7,679円、事業費用は2億2,569万1,213円となり、差し引き5,557万3,534円の純損失となりました。

また、資本的収支は、収入2,000万円、支出は2,185万872円となり、収支不足額185万872円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに建設改良積立金で補てんいたしました。

議案第11号は、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ14億9,600万円を追加し、予算の総額を321億8,800万円とするものであります。

議案第12号は、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ3,600万円を追加し、予算の総額を92億8,600万円とするものであります。

議案第13号は、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ1,700万円を追加し、予算の総額を39億3,900万円とするものであります。

議案第14号は、平成23年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、国庫支出金の減額に伴う不足分を補うため、借入金の増額を行うものであります。

議案第15号は、市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてでありまして、市長、副市長及び教育長の給料を減額して支給するための条例を制定するものであります。

議案第16号は、旭市災害復興基金条例の制定についてでありまして、震災からの復旧及び復興に要する事業並びに災害に強い安全なまちづくりを実現するための事業の財源に充てるため、基金を設置するものであります。

議案第17号は、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第18号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正を行うものであります。

議案第19号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老朽化した双葉団地の一部用途廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号から第22号までは、工事請負契約の締結についてでありまして、議案第20号は（仮称）旭市第二学校給食センター建設工事について、議案第21号は（仮称）旭市第二学校給食センター電気設備工事について、議案第22号は（仮称）旭市第二学校給食センター機械設備工事について、それぞれ一般競争入札を執行し、仮契約を締結いたしましたので、この

契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第23号から議案第25号までは、財産の取得についてでありまして、議案第23号は水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、議案第24号は消防団消防ポンプ自動車2台を購入することについて、議案第25号は（仮称）旭市第二学校給食センター厨房設備機器等の購入について、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

報告第1号は、平成22年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第2号は、平成22年度旭市奨学基金の運用状況について、報告第3号は、平成22年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第4号は、平成22年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第5号は、平成22年度の旭市公営企業会計決算における資金不足比率について、報告第6号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について、報告第7号は、平成22年度旭市病院事業会計継続費の精算について、それぞれ報告するものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

初めに、総合計画の後期基本計画について申し上げます。

本計画の策定にあたり、総合計画審議会委員を8月25日に委嘱いたしました。審議委員は、市内の各種団体の役職員、有識者及び公募による市民の方などの15名で構成し、総合計画の調整に関し必要な調査及び審議をお願いすることといたしました。

また、10月には、市内6か所において地区懇談会を開催し、地区ごとのご意見についても計画の策定に役立ててまいりたいと考えております。

次に、行政改革について申し上げます。

公共施設の活用方針については、震災の影響を勘案し、決定時期を延期しておりましたが、過日開催しました行政改革推進委員会に最終案をお示しし、意見をいただくとともに、これを踏まえて行政改革推進本部会議で決定したところであります。

今後は、この方針に基づき施設の統廃合を計画的に進めてまいります。

このほか、アクションプランに掲げている事務事業評価や事務改善などの取り組み事項についても、着実に進めているところであります。

次に、工事検査について申し上げます。

市が契約を締結した工事の検査は、各工事担当課で実施しておりましたが、本年9月1日以降に行う工事検査については、請負金額500万円以上の工事を対象として、財政課において実施することといたしました。工事検査を一元化することにより、厳正かつ適格及び効率

的な施工を確保できるものと考えております。

次に、社会福祉について申し上げます。

毎年実施しております敬老大会については、今年19日の敬老の日に保育所の児童や文化協会等の皆様のご協力をいただき、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3施設を会場に開催いたします。

また、隔年で実施しております戦没者追悼式は、10月13日に東総文化会館で挙行いたします。

次に、介護保険事業計画について申し上げます。

来年度から始まる第5期介護保険事業計画の策定にあたり、福祉関係者等で構成される計画策定委員会を設置し、8月18日に第1回目の会議を開催いたしました。今後は、昨年度に実施したアンケート調査の分析や事業評価の結果等を踏まえ、計画書の策定を進めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

震災の影響で心理的ストレスを抱えている保育所児童の心のケア事業として、7月19日から8月25日までの間、市内19か所の保育所において「まちのおんがくやさんコンサート」を開催いたしました。一緒に歌い、楽しいひとときを過ごしたことで、子どもたちの心も少しはいやされたものと思っております。

また、懸案となっている飯岡地区の統合保育所については、検討委員会を設置し、8月19日に第1回目の会議を開催いたしました。今後は、検討委員会の意見を聞きながら、統合保育所の建設に向けて準備を進めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

本年5月から運用を開始いたしました新本館については、順調に業務が行われているところであります。

病院再整備事業については、現在、既存棟改修工事を行っており、11月末の工事完了に向け作業を進めております。12月には、1号館、2号館及び7号館がリニューアルされ、透析センター、泌尿器科、皮膚科、脳外科及び神経精神科等の移転を予定しております。

さらに来年度は、旧病棟部分の4号館、5号館及び6号館を解体し、駐車場整備を予定しているところであります。

工事中はご不便をおかけいたしますが、診療機能に影響がないよう努めるとともに、今後とも先進的で地域に信頼される病院を目指してまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

矢指小学校改築事業は、今月末の工事完成後、10月中旬に新校舎の供用を開始すべく施工業者及び学校と協議を進めております。

飯岡中学校改築事業は、現在、実施設計を行っておりますが、環境との共生と地域の防災拠点機能の充実を念頭に進めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

外国語指導助手派遣事業については、昨年に引き続き5名のALTにより英語指導や国際理解を深める教育を推進してまいります。また、今年度から小学校5年生、6年生を対象に週1時間の外国語活動の本格実施に伴い、英語教育教諭補助員を1名増員し3名とし、すべての小学校において指導にあたることといたしました。

次に、学校給食について申し上げます。

学校給食センター統合改築事業については、去る8月16日に建設事業に係る入札を実施いたしました。また、厨房設備についても、建屋の建設工事と並行して進めていく必要があることから、契約に係る議案を併せて本定例会に上程させていただいたところであります。

次に、文化振興について申し上げます。

去る7月31日に、第7回旭市民音楽祭を開催いたしました。当日は17団体から165名が出演し、ピアノ、吹奏楽、ロックなどが演奏され、900名の観客の方々から好評をいただいたところであります。

次に、体育振興について申し上げます。

来る9月27日から30日までの4日間、総合体育館において、「世界ジュニア卓球選手権大会女子日本代表選手選考会」が開催されます。

この選考会は、地方での開催は初めてであり、全国から世界を目指す選手が本市を訪れますので、旭市を全国に紹介する機会として、選考会の円滑な運営等を支援してまいります。

また、11月20日には、本市の復旧・復興を祈念し、市民の一体感を醸成する事業として、「旭市復興支援第2回旭市民体育祭」を東総運動場において開催いたします。現在、大会開催に向け、実行委員会、地区代表者会議等を開催し、準備を進めているところであります。

次に、商業振興について申し上げます。

依然として厳しい経済情勢が続く中、旭市商業振興連合会が去る7月3日から販売した期限付きプレミアム商品券1億3,200万円分は、983世帯、2,475名の多くの方が購入いたしました。本年も、消費刺激と利用者の利便を考慮し、使用期間を1年の期限付きとしたことか

ら順調に使用され、8月31日現在の換金率は32.5%となっております。震災等で落ち込んで
いる消費の拡大を喚起し、各商店街の活性化に寄与していると考えております。

次に、震災関連の融資状況について申し上げます。

8月31日現在の県制度融資セーフティネット資金の認定状況は115件で、前年同期と比較
して13.9%の増となっております。また、市の利子補給対象融資は14件であります。

このような融資制度を利用することにより、商工業の復旧・復興に少しでも貢献できたら
と考えております。

次に、労政について申し上げます。

去る7月20日、旭市地域職業相談室に、震災により被災された市民のための被災者就職支
援窓口が、ハローワーク銚子により設置されました。支援窓口では、予約制により就職相談
や職業紹介、履歴書等の作成や職業訓練に関する相談が受けられます。

今後とも、ハローワーク銚子と連携して、被災者の支援及び雇用の充実を図ってまいりま
す。

次に、観光について申し上げます。

去る8月6日、7日に一日も早い復興を願い「のぼる旭 祈りを込めて」をテーマとして、
旭市七夕市民まつりが実施されました。天候にも恵まれ、多くの人々でにぎわい、盛況のう
ちに終了することができました。実行委員会をはじめ観光協会等、各関係機関に心より感謝
を申し上げる次第であります。

海水浴場については開設できませんでしたが、海岸の安全パトロールの実施や海水浴場内
に遊泳危険の立て看板を設置し、海水浴客等に注意を促したところであります。

また、津波により使用できなくなった飯岡海水浴場、矢指ヶ浦海水浴場等のトイレについ
ては、それぞれに仮設トイレを設置し、対応したところであります。

次に、食彩の宿いいおか荘について申し上げます。

先の第2回定例会の中でもお答えいたしました。まず第一に、当地域の復興や観光拠点
としての位置づけを前提に、今後もさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

私は、今でもいいおか荘を観光拠点として存続させたいという気持ちに変わりはありません
が、ここ数年の経営状況や負債の状況、また震災からの復旧費用などを考えたとき、引き
続いて市で経営することには、無理があるのではないかと判断しております。

そこで、現在では企画提案型の公募型プロポーザル方式での民間委託や賃貸などができな
いかどうかを中心に検討しているところであります。

なお、ある程度のめどがつきましたら、議会等のご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、農業について申し上げます。

震災及び原発事故により大きな被害を受けた本市の農業を元気づけるためにと招かれ、8月20日市原市で開催された「ちはら台市民夏祭り」、同じく8月20日、21日に成田市で開催された「成田ふるさとまつり」では、野菜や果物等を販売し、元気になった農家が愛情を込めて育てた農産物のおいしさと安全性を消費者に実感していただけたものと考えております。今後も、さまざまな機会を活用し、本市の農産物の地道なPR活動を続けてまいります。

水田農業については、今年度から本格実施となった「農業者戸別所得補償制度」について加入促進を行ってまいりました。その結果、加入者は284名、昨年度より5.2%の増となりました。

また、生産調整については飼料用米等への取り組みを柱に推進し、市内での飼料用米の取り組み面積は171.2ヘクタールとなりました。

本年産米については、7月29日付で千葉県知事より、放射性物質の安全性が確認されるまで出荷等自粛の要請がありました。

本市では、8月5日に市内全稲作農家に対し、文書により出荷等自粛をお願いする一方、自粛解除に向け、市内14か所のサンプリング調査を実施いたしました。その結果、8月27日には市内全域の安全性が確認され、自粛が解除されました。

なお、安全が確認された旭市産米の安全・安心キャンペーンとして、8月30日にJAちばみどりをはじめ、生産者団体等の協力を得て、市内仮設住宅等に入居されている方、さらには福島県から本市に避難されている方々へ新米をお届けするとともに、おにぎりをご賞味いただき、旭の美味しいお米のPRをいたしました。

野菜の生産振興については、本年も県補助事業「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業を積極的に活用し、施設園芸の規模拡大や生産管理機械等の導入に対して農家への支援を進めており、現在5件の事業に取り組んでおります。

震災で被災した園芸施設については、一日も早い復旧に向けて、県の園芸施設災害復旧支援事業により、施設の再建や修復を行う農業者の支援を進めており、現在30件の事業に取り組んでおります。

次に、農業体験宿泊受け入れについて申し上げます。

本事業は、ジェフユナイテッド市原・千葉レディースU-18によるボランティア活動の申

し出によるもので、女子の受け入れは昨年に続き2回目となります。

去る7月25日から28日の4日間にわたり、受け入れ農家8軒へ宿泊させていただいた19名の選手たちは、震災により被害を受けた農業の現場等を目の当たりにし、復興に向け一生懸命に頑張っている農家の方々と一緒に、なれない農作業に汗を流してくれました。

旭市農業の復興を図る上でも大変ありがたく、また心強く感じますとともに、各選手におかれましては、この貴重な体験を基に、未来の「なでしこ」となることを期待するものであります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

このたびの震災により被災した道路等の復旧工事については、現在11件の工事を発注したところであります。被災した方々が一刻も早く通常の生活に戻るよう、被災箇所を早急に復旧してまいります。

旭中央病院アクセス道整備事業として進めている県道銚子旭線から国道126号までの区間については、JRに委託する跨線橋部分を含め、今年度中に供用できるよう工事を進めてまいります。

最終年度になります川向西野地区の排水路整備事業については、今年度完成を目指して工事を進めてまいります。

また、平成22年度に着手した蛇園南地区流末排水整備事業については、早期完成を目指し工事を施工中であります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いし、用地取得に努めてまいります。

次に、街路事業について申し上げます。

都市計画道路「谷丁場遊正線」については、橋台部の建設工事が順調に進捗しており、引き続き橋台部までの盛土工事について、早期発注に向けて準備を進めているところであります。

次に、公園事業について申し上げます。

震災により被害を受けた袋公園及び川口沼親水公園の災害復旧について、今般、国の災害認定を受けたことから、今定例会に関連する補正予算を提案したところであります。

また、あさひ健康パークについては、現在、国・県への諸手続きを進めているところであり、今後も、これらの災害復旧工事については、年度内の完成に向けて準備を進めてまいります。

次に、住宅対策について申し上げます。

被災者住宅再建資金利子補給事業については、市の広報やホームページを活用して情報提供に努めるとともに、金融機関と連携し、去る9月1日から申請の受け付けを開始したところであります。

次に、応急仮設住宅について申し上げます。

被災された住宅の復旧等により、徐々に退去する世帯もありますが、現時点で184世帯、197室が入居し、ほぼ満室の状況となっております。

これら入居者の態様はさまざまであり、とりわけ高齢者等への対応は大変重要なものとなりますので、今般、国の緊急雇用創出事業を活用して、仮設住宅内に専任の管理人を常駐させることとし、今定例会に関連する補正予算を提案したところであります。

今後も、関係機関と連携を図りながら、入居者等への生活支援策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、消防行政について申し上げます。

震災により消防関係の施設、設備においても甚大なる被害を受けましたが、早期の復旧に努めているところであります。

津波により被災した飯岡分署については、その機能を飯岡支所内に移し、業務を行っているところであり、水槽付消防ポンプ自動車についても、年度内の整備完了に向け進めております。

また、消防団関係では、被災した3棟の消防庫は、移転を考えにおいた建築と現施設の修繕で進めているところであり、消防車両3台についても、年度内の整備完了に向け進めております。

次に、地域安全について申し上げます。

本年6月24日に公布、施行されました津波対策推進法では、11月5日を「津波防災の日」として定めております。

本市では、この震災を教訓に、市民等の生命、身体及び財産を確保するため、津波避難訓練を11月5日に実施すべく準備を進めております。

また、去る8月22日に震災の復旧・復興や公共事業に関し、暴力団等、反社会的勢力を排除するため「旭市暴力団排除対策協議会」を設置いたしました。本市の暴力団排除の取り組みを内外に示し、市民一体となった施策を積極的に推進してまいります。

最後に、子ども議会について申し上げます。

去る7月26日に開催した子ども議会においては、震災の復旧・復興に関する質問をはじめ、お年寄り、障害者などの生活弱者に関する質問など、多岐にわたって貴重な意見をいただきました。

今回参加された児童、生徒の皆様や傍聴された大勢の保護者の方々が、これを機会に、議会の仕組みや行政運営について理解を深め、市政をより身近なものとして関心を持っていたければ幸いです。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは、事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（林 一哉） 日程第7、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成22年度旭市一般会計決算について補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしております平成22年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧くださいと思います。この資料になります。

資料の1ページをお願いいたします。

第1の決算規模ですが、平成22年度一般会計の決算規模は、歳入が291億8,498万3,000円で、前年度と比べて2億9,626万4,000円、1.0%の増、歳出が265億6,565万1,000円で、前年度と比べて6億8,275万6,000円、2.5%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源12億9,596万7,000円を差し引いた実質収支は13億2,336万5,000円となりました。

次に、2ページになります。

第2の歳入の決算額ですが、第2の1表、歳入の構成比の推移を表したものです。

平成22年度の決算では、割合が一番多いのは地方交付税で31.3%、2番目は市税で23.5%となっております。

次に、3ページです。

第2の2表になります。主な歳入4項目について決算額の推移を表したものです。

平成22年度は、前年度と比べて、市税は1.9%の減、地方交付税は11.9%の増、国県支出金は30.2%の減となりました。市債については22.0%の増となっております。

それぞれの額は、記載のとおりです。

次に、4ページをお願いいたします。

第3の歳出の決算額ですが、第3の1表、目的別歳出の決算額の推移を表したものです。

大きいものは、民生費、総務費、教育費、公債費、土木費の順となっております。

次に、5ページに移りまして、第3の2表は、性質別歳出の構成比です。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は、前年度と比べて4.2ポイント、経常的経費の割合は1.0ポイント上昇しております。また、投資的経費の割合は3.7ポイント低下しております。

次に、6ページをお願いいたします。

第4の財政の弾力性です。第4表は、経常収支比率の推移を表したものです。

22年度の経常収支比率は83.2%で、前年度の87.2%と比べて4.0ポイント下がりがして、財政に弾力性が出てまいったものと考えております。

次に、7ページになります。

第5は、将来の財政負担であります。このうち、上のグラフ、第5の1表は、健全化判断比率の一つ、実質公債費比率の推移を表しています。

22年度の決算では16.2%となり、前年度の17.7%と比べて1.5ポイント下がりました。

前年度と同様、起債の借り入れについては、同意で済むこととなります。

なお、グラフにも表示しておりますが、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっており、いずれも基準を下回っております。

下の第5の2表は、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率を表しています。これは、一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、地方公社も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。

平成22年度決算の数値は116.5%となり、前年度の104.2%と比べて12.3ポイント上がりましたが、本数値につきましても、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど報告第4号でご説明いたします。

次に、8ページをお願いします。

第5の3表、市債現在高・借入額・償還額の推移を表したものです。

市債の現在高は、平成22年度末で272億7,233万2,000円となり、前年度と比べて8億5,372万7,000円増加しました。

次に、9ページになります。

第5の4表、市債現在高と交付税算入見込額を表しています。

棒グラフの平成22年度をご覧ください。短いほうが一般会計だけ、長いほうが全会計合わせたものとなります。

初めに、短いほうのグラフですが、一般会計の平成22年度末の市債現在高272億7,233万2,000円に對しまして、交付税算入見込額が205億8,575万7,000円と、約75.5%となっております。また、長いほうのグラフの全会計では、平成22年度末の市債現在高613億3,556万2,000円に對しまして、交付税算入額が304億5,864万9,000円と、約49.7%となっております。

なお、交付税算入見込額は、国の理論計算に基づき積算したものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

第6は、基金の現在高です。第6表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。

平成22年度末における基金の総額は59億2,546万2,000円で、前年度と比べて2億2,195万4,000円増えております。増の主な理由は、財政調整基金が増えたことによるものであります。

なお、特別会計を含めた全基金の総額は、下の表にありますように62億4,267万3,000円となっております。前年度と比べて4,314万4,000円減少となっております。

以下、11ページは歳入歳出決算総括表、12ページは歳入の状況、13ページは市税徴収実績表、14ページは目的別歳出の状況、15ページは性質別歳出の状況でありまして、人口1人当たり及び1世帯当たりの額を表示しております。

16ページは目的別・性質別歳出決算の、これはクロス表となっております。17ページは目的別歳出の財源内訳表、18ページと19ページは目的別歳出における節別集計表です。

20ページは一部事務組合負担金の概況及び推移、それと小中学校及び保育所経費の推移となっております。なお、小中学校の経費は、学校建設費を除く経常経費を比較したのとなっております。

次に、21ページをお願いいたします。

市債現在高と交付税算入見込額ですが、起債の種類や交付税算入率などを他会計も含めて一覧を示したものです。なお、先ほども申し上げましたが、交付税算入率は、国の理論計算に基づき積算したものでございます。

また、23ページ以降の主な施策に関する事項は、22年度決算における主な施策の事業概要を、決算書の掲載ページ順に掲載してあります。これらも後ほどご覧いただければと思います。

以上で、資料による説明は終わりました、次に決算書によりご説明申し上げますので、お手元に決算書をご用意いただきたいと思います。

それでは、決算書によりご説明いたします。

3ページから17ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表でありますので、説明は省略いたしまして、18ページの歳入からご説明いたします。

18ページです。左右見開きとなっております。右ページの収入済額という欄があります。そこをご覧いただきたいと思います。

なお、各款ごとの差引増減は、先ほど説明いたしました決算説明資料12ページにも記載してございます。

まず、1款の市税でございますが、収入済額68億5,617万8,998円で、前年度比1億3,128万8,911円、1.9%の減となっております。

市税のうち主な税目について、前年度との比較を申し上げますと、1項市民税、収入済額31億5,132万9,818円で、前年度比1億6,848万2,024円、5.1%の減、2項固定資産税は、収入済額28億5,448万7,089円で、前年度比1,928万6,743円、0.7%の増、3項軽自動車税は、収入済額1億3,719万5,288円で、前年度比408万3,104円、3.1%の増、4項市たばこ税は、収入済額4億5,672万464円で、前年度比1,192万6,298円、2.7%の増、7項都市計画税は、収入済額2億4,576万6,489円で、前年度比218万4,668円、0.9%の増となっております。

なお、市税については、先ほどの決算に関する説明資料の13ページに市税徴収実績表を掲載しております。

次に、決算書の20ページをお願いいたします。

2款地方譲与税は、収入済額3億8,221万5,273円で、前年度比754万174円、1.9%の減。

3款利子割交付金は、収入済額2,086万2,000円で、前年度比176万4,000円、7.8%の減。

4款配当割交付金は、収入済額813万9,000円で、前年度比215万3,000円、20.9%の減。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額447万2,000円で、前年度比81万8,000円、

15.5%の減となっております。

6 款地方消費税交付金は、収入済額 6 億7,787万円で、前年度比116万7,000円、0.2%の減となっております。

次に、22ページをお願いいたします。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額 1 億2,649万6,000円で、前年度比2,554万9,000円、16.8%の減。

8 款地方特例交付金は、収入済額 1 億6,526万4,000円で、前年度比5,352万4,000円、47.9%の増。

9 款地方交付税は、収入済額が91億4,051万7,000円で、前年度比 9 億6,892万1,000円、11.9%の増となっております。

内訳といたしまして、備考欄の 1 番、普通交付税が81億8,823万8,000円で、前年度比 9 億636万2,000円、12.4%の増。増の理由は、雇用対策・地域資源活用臨時特例費の創設などによるものです。

備考欄 2 番、特別交付税が 9 億5,227万9,000円で、前年度比6,255万9,000円、7.0%の増となっております。増の理由は、病院分の算入単価の増などによるものです。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,294万5,000円で、前年度比68万5,000円、5.0%の減となっております。

11款分担金及び負担金は、収入済額 6 億9,470万6,227円で、前年度比2,620万1,476円、3.6%の減です。

24ページをお願いいたします。

この減の主な理由ですが、保育所運営費負担金、それから学校給食費負担金などの減によるものです。収入の内容は、説明欄に記載のとおりです。

12款使用料及び手数料は、収入済額 4 億186万219円で、前年度比1,645万9,240円、4.3%の増となっております。増の主な理由は、26ページになります、この一番上ですね。雇用促進住宅に係る使用料の新設などによるものです。同じく、収入内容は説明欄記載のとおりでございます。

28ページをお願いいたします。

13款国庫支出金は、収入済額29億8,552万3,897円で、前年度比15億2,173万1,230円、33.8%の減となっております。減の主な理由は、一番下になりますが、1 目総務費国庫補助金に、昨年度は定額給付金事業費補助金が10億7,000万円ほどあったこと、それから国の経

済危機対策による地域活性化・経済危機対策臨時交付金が５億円あったこと等によるものです。

30ページをお願いいたします。

備考欄の一番上段になります。総務費国庫補助金ですけれども、３番、地域活性化・きめ細かな臨時交付金（繰越明許分）の２億9,905万2,000円は、これは駅周辺環境整備事業、それから消防庫整備事業等に対して交付されたものです。

２目２節児童福祉費国庫補助金の備考欄２番、次世代育成支援対策交付金2,110万7,000円は、地域子育て支援センター運営事業やつどいの広場事業など、旭市次世代育成支援行動計画に基づく子育て支援事業に対して交付されたものです。

４目１節道路橋梁費国庫補助金の備考欄２番、社会資本整備総合交付金1,899万3,000円は、蛇園南地区流末排水整備事業等に対して交付されたものです。

４節まちづくり交付金は、旭中央病院アクセス道などの事業に対して交付されたものです。

一番下段になりますが、６目２節小学校費国庫補助金の備考欄１番から３番の安全・安心な学校づくり交付金と、４番から、次の32ページになります、５番、６番の公立学校施設整備補助金は、中央小学校、それから矢指小学校の改築事業に対して交付されたものでございます。

このページの下の方になりますが、14款県支出金は、収入済額13億8,756万882円で、前年度比３億7,368万5,442円、21.2%の減となっております。減の主な理由は、農業費県補助金に係る事業の終了等によるものです。

少し飛びまして、36ページをお願いいたします。

上のほうの、２目３節児童福祉費県補助金の、これは備考欄５番、子育て安心応援事業費補助金は、私立おうめい保育園の改築事業に対して交付されたものでございます。

３目１節保健衛生費県補助金の備考欄３番目、子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金事業費補助金は、新規事業として交付されたもの。

それから、４目１節労働諸費県補助金の備考欄２番、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金は、アンテナショップ「おあがんな旭」の運営事業に対して交付されたものとなっております。

下から２行目の、10番、地域バイオマス利活用交付金は、循環型農業の確立と安定した畜産経営を図るため、堆肥生産施設等の整備に対して交付されたものでございます。

38ページをお願いします。

中ほどの、9目3節保健体育費県補助金の第65回国民体育大会会場地市町運営費補助金は、卓球競技会の開催のため、実行委員会の運営に必要な補助金として交付されたものでございます。

40ページをお願いします。

15款財産収入です。収入済額5,718万9,579円で、前年度比611万7,881円、12.0%の増となっております。増の主な理由は、次の42ページになりますが、2項1目1節土地売却収入の増でございます。

16款寄附金は、収入済額726万円で、前年度比594万3,000円、451.3%の増となっております。増の主な理由は、災害見舞金によるものでございます。

44ページになります。

17款繰入金は、収入済額5億7,960万4,562円で、前年度比2,738万7,903円、5.0%の増です。増の主な理由は、一番下になりますが、2項1目1節の財政調整基金繰入金によるものです。

46ページをお願いいたします。

18款繰越金は、21年度の決算剰余金で、16億4,031万1,517円、前年度比6億6,674万7,952円、68.5%の増となっております。

その下の19款諸収入は、収入済額4億1,510万6,379円で、前年度比945万3,703円、2.2%の減でございます。

48ページの20款市債です。収入済額36億2,090万円で、前年度比6億5,320万円、22.0%の増となっております。増の主な理由は、50ページの一番下になりますが、7目1節の臨時財政対策債の増によるもの、これがほとんどでございます。

以上で歳入の説明を終わりにさせていただきまして、続いて歳出を款ごとに、主な事業をご説明いたします。

○議長（林 一哉） 議案の補足説明は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第1号の補足説明を求めます。

財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長(加瀬正彦) それでは、休憩前に引き続き、ご説明を申し上げます。

続いて、歳出ということで、款ごとに主な事業をご説明申し上げます。

54ページをお願いいたします。

1款議会費は、支出済額2億490万460円で、前年度比867万4,656円、4.1%の減となっております。

次に、56ページになります。

下のほうになりますが、2款の総務費です。支出済額36億2,224万5,190円、前年度比10億1,103万8,926円、21.8%の減で、翌年度繰越額は、繰越明許で4,000万円、事故繰越しで250万9,500円となっております。繰越明許は庁舎改修事業、事故繰越しは広域情報ネットワーク運用事業についての繰り越しでございます。

少し飛びまして、65ページをお願いいたします。

備考欄の7番、庁舎改修事業2,381万4,525円は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、海上支所に電算サーバー室の設置及び消防署海上分署を移設したものです。

次に、75ページをお願いいたします。

1項6目財産管理費の備考欄3番、財政調整基金積立金は、7億3,145万2,101円の積み立てを行ったものです。

次に、77ページになります。

1項7目企画費の備考欄3番、定住自立圏構想策定事業461万1,684円は、安心して暮らせる地域を形成し、人口流出の食い止めや定住を促進するため、定住自立圏形成方針の作成支援としての委託を行ったものです。

少し飛びまして、85ページになります。

1項10目地域振興費になりますが、備考欄の一番上、4番、市民まちづくり活動支援事業114万1,000円は、協働によるまちづくりの担い手育成のため、4団体が実施した各事業について助成したものです。

次に、86ページです。

1項11目諸費は、支出済額4,054万6,677円で、前年度比10億7,690万1,007円、96.4%の大幅な減となっておりますが、前年度に定額給付金給付事業があったことによるものです。

少し飛びまして、93ページをお願いいたします。

2項2目賦課徴収費になりますが、備考欄の一番下、4番、緊急雇用創出固定資産台帳整備事業3,990万円は、住民サービスの向上と課税事務の適正化・効率化を図るため、土地及び家屋台帳の電子データ化等を行ったものです。

なお、総務費に係る主要事業でございますが、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから32ページに記載してありますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、少し飛びまして、104ページをお願いいたします。

3款民生費です。支出済額72億1,238万3,136円で、前年度比15億1,552万6,877円、26.6%の増となっております。

翌年度繰越額は28億6,420万3,000円で、災害救助費及び保育所施設改修事業等について繰り越ししたものでございます。

少し飛びまして、115ページをお願いいたします。

1項2目障害者福祉費の備考欄12番、自立支援給付事業6億272万9,897円は、居宅介護をはじめ、各種の介護給付や訓練等の給付を行ったものです。

少し飛びまして、129ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費の備考欄7番、乳幼児紙おむつ給付事業3,615万684円は、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、2歳未満の乳幼児を養育する保護者に対して、紙おむつ購入券を給付したものです。

131ページになります。

2目児童措置費の備考欄2番、子ども手当給付事業10億7,929万4,553円は、次世代を担う子どもの成長と発達に資するため、児童手当に代わって新たな手当として給付したものです。

なお、民生費に係ります主要事業は、説明資料の33ページから42ページに記載してございます。

次に、少し飛びまして、144ページをお願いいたします。

4款衛生費です。支出済額15億9,335万6,066円、前年度比3,433万3,187円、2.2%の増となっております。

翌年度繰越額は700万円で、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進事業として、旭市保健センターの改修工事費を繰り越ししたものでございます。

少し飛びまして、155ページをお願いいたします。

1項2目予防費の備考欄5番、感染症予防対策事業7,727万2,740円は、予防接種法に基づ

き、伝染のおそれがある疾病の発生・蔓延予防等のための予防接種や、新たに子宮頸がん等ワクチンなどの接種費用を助成したものです。

157ページをお願いします。

3目母子保健費の備考欄3番、乳幼児医療費助成事業1億80万8,057円は、保護者の経済的負担の軽減を図るため助成しているものでありまして、対象者を小学校3年生まで拡大して行いました。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料の43ページから49ページに記載してございます。少し飛びまして、172ページをお願いいたします。

5款労働費です。支出済額3,174万5,739円で、前年度比128万2,256円、4.2%の増となっております。

次に、176ページ、6款の農林水産業費になります。支出済額9億2,652万5,909円、前年度比6億2,334万1,351円、40.2%の減で、翌年度繰越額は、繰越明許で1,700万円、事故繰越しで561万2,250円となっております。繰越明許は保安林植栽事業、事故繰越しは農水産物直売施設整備事業等についての繰り越しであります。

少し飛びまして、185ページをお願いいたします。

1項3目農業振興費の備考欄9番、こだわり旭ブランド創出支援事業117万6,300円は、JAちばみどりの部会をはじめ、生産者組合等5団体が実施したブランド創出に向けての取り組みに支援を行ったものです。

187ページになります。

備考欄の上段、11番、「園芸王国ちば」強化支援事業9,662万1,000円は、生産力の強化拡大を支援することにより、高品質・安定的な生産販売体制を展開するため、鉄骨ハウスなどの施設整備経費の一部に対して補助を行ったものです。

次に、193ページをお願いいたします。

4目畜産振興費です。備考欄3番、地域バイオマス利活用推進事業4,022万5,000円は、循環型農業の確立と安定した畜産経営を図るため、堆肥生産施設等の整備経費の一部に対して助成したものです。

次に、203ページをお願いいたします。

3項4目漁港建設費の備考欄1番、水産基盤整備事業3,098万円は、漁船の安全確保と漁業経営の安定を図るため、飯岡漁港の外西堤防等の整備としゅんせつ等を行ったものです。

なお、農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の50ページから59ページに記載してござ

います。

次に、7款商工費は、支出済額3億5,753万7,788円、前年度比2,813万1,739円、7.3%の減となっております。翌年度繰越額は50万円で、消費者保護対策事業として、啓発用リーフレット購入費等を繰り越したものであります。

209ページになります。

1項2目商工振興費の備考欄7番、ふるさと雇用再生ふるさと産品ショップ運営事業1,806万5,199円は、雇用の創出と中心市街地の活性化を図るため、空き店舗を活用してアンテナショップを開設したものであります。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の60ページから64ページに記載しております。少し飛びまして、216ページになります。

8款土木費は、支出済額29億3,410万7,985円、前年度比5億7,092万3,942円、16.3%の減で、翌年度繰越額は、繰越明許費12億6,728万6,000円、事故繰越し8,122万6,300円となっております。翌年度への繰越事業としましては、旭中央病院アクセス道整備事業、文化の杜公園整備事業ほか11事業でございます。

少し飛びまして、229ページになります。

2項3目道路新設改良費の備考欄5番及び6番の蛇園南地区流末排水整備事業は、繰越明許分を含めて7,792万7,850円で、同地区の排水改善のため、平成21年度から26年度事業として実施しているものです。

次のページ、231ページになります。

備考欄7番、8番、9番の旭中央病院アクセス道整備事業は、21年度からの繰越分及び事故繰越しを含めて6億6,199万2,311円となりますが、橋梁設計、用地購入、物件補償、道路改良工事を行ったものです。

以降、14番まで、表示のとおり、各道路新設改良事業を行ったものでございます。

次に、235ページをお願いいたします。

4目橋梁維持費の備考欄1番、橋梁維持補修事業は、21年度からの繰越分2,401万4,500円で、老朽化した関戸橋の架け替え工事を行ったものです。

239ページをお願いいたします。

3項2目街路費の備考欄3番、街路整備事業1億1,140万1,706円は、谷丁場遊正線の調査設計委託、道路新設工事、用地取得、物件補償などを行ったものです。

少し飛びまして、247ページをお願いいたします。

4目公園費の備考欄7番、文化の杜公園整備事業と、次のページの備考欄8番の同事業の事故繰越し分を含めまして、2億1,434万9,555円となりますが、公園整備工事、用地取得などを行ったものです。

253ページをお願いいたします。

4項1目住宅管理費の備考欄6番、7番、8番は雇用促進住宅に係る事務費、管理費、基金積立金であります。独立行政法人雇用・能力開発機構から取得した住宅について、22年4月1日から管理を行っているものでございます。

なお、土木費に係ります主要事業は、説明資料の65ページから80ページに記載しております。

次に、一番下になります。9款消防費は、支出済額10億8,979万492円、前年度比6億2,874万7,449円、36.6%の減となっております。減の主な理由は、前年度に防災行政無線統合整備事業6億4,000万円ほどがあったことなどによるものです。

次に、257ページ、1項1目常備消防費の備考欄4番、消防車両整備事業3,069万6,851円は、飯岡分署配備の災害対応特殊消防ポンプ自動車1台を購入したものです。

次の備考欄5番は同事業の繰越明許費分でありまして、3,068万4,950円は、消防署配備の高規格救急自動車1台を購入したものです。

次に、261ページをお願いいたします。

2目非常備消防費の備考欄の一番下、5番、消防庫整備事業1,487万9,550円と、次のページの備考欄6番、同事業の繰越明許費分3,152万4,029円は、海上地区1棟、干潟地区2棟の消防庫の改築を行ったものです。

265ページをお願いいたします。

3目災害対策費の備考欄4番、非常通信設備整備事業1,122万4,500円は、災害時等非常時における連絡体制確保のため、非常通信設備の実施設計業務を行ったものです。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の81ページから86ページに記載しております。

次に、下段のほうになります。

10款の教育費です。支出済額33億2,017万3,839円、前年度比3億2,875万5,313円、11.0%の増で、翌年度繰越額は、繰越明許費8億1,200万5,000円、事故繰越し1,049万295円となっております。翌年度への繰越事業としましては、矢指小学校改築事業ほか10事業でございます。

次に、271ページをお願いいたします。

1 項 2 目事務局費の備考欄の下のほうになりますが、9 番、学校いきいきプラン事業 1,060 万円は、22 年度からの新規事業でありまして、各学校が特色ある学校づくりを目指すため助成をしたものです。

次に、281 ページになります。

2 項 1 目学校管理費の備考欄 4 番と 5 番は中央小学校改築事業で、21 年度からの繰越分を含めた 3 億 5,495 万 9,747 円は、北校舎改築工事などを行ったものです。

その下の備考欄 6 番と 7 番は矢指小学校改築事業で、21 年度からの繰越分を含めた 4 億 2,383 万 4,000 円は、校舎改築工事や太陽光パネル設置工事などを行ったものです。

285 ページをお願いいたします。

2 目教育振興費の備考欄 8 番、緊急雇用創出小学校基礎学力支援員配置事業 395 万 9,900 円は、個別指導の充実のため、小学校 4 校へ支援員を配置したものです。

少し飛びまして、291 ページをお願いいたします。

3 項 1 目学校管理費の備考欄 6 番と 7 番は第一中学校改築事業で、21 年度からの繰越分を含めた 3 億 5,817 万 2,500 円は、屋外運動場整備工事や太陽光パネル設置工事などを行ったものです。

次に、295 ページをお願いいたします。

2 目教育振興費の備考欄 8 番、緊急雇用創出中学校基礎学力支援員配置事業 161 万 5,970 円は、小学校と同様に、個別指導の充実のため、飯岡中学校へ支援員 1 名を配置したものです。

少し飛びまして、325 ページをお願いいたします。

4 項 12 目大原幽学記念館費の備考欄 3 番、大原幽学記念館管理費 1,979 万 2,500 円は、21 年度からの繰越明許費分で、エレベーター設置工事を行ったものです。

331 ページになります。

5 項 1 目保健体育総務費の備考欄 2 番、スポーツ振興事業 1,607 万 7,449 円は、次のページの上から 2 行目、旭市民体育祭補助金 534 万 7,945 円が新規事業でありまして、市民の一体感の醸成のため実施したものであります。

その下の備考欄 3 番、国民体育大会開催事業 4,177 万 2,699 円は、ゆめ半島千葉国体旭市実行委員会補助金等でありまして、選手及び指導者の育成や、「医療・福祉、食、交流の郷あさひ」を全国に紹介することができました。

なお、教育費に係る主要事業は、説明資料の 87 ページから 107 ページに記載してございます。

次に、348ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、支出済額1,246万3,552円で、翌年度繰越額は1億3,753万4,000円となっております。

次のページ、3項1目道路橋梁災害復旧費1,195万3,095円、それから4項1目の公立学校施設災害復旧費4万7,250円、3目の保健体育施設災害復旧費46万3,207円は、3月11日の東日本大震災により被災した各施設を応急復旧したものであります。

12款公債費は、支出済額31億6,473万6,027円で、前年度比4,217万9,711円、1.4%の増となっております。増の主な理由は、合併特例債と臨時財政対策債の償還額の増などによるものです。

以上で、歳出の説明を終わりにさせていただきます。

それでは、最後に財産に関する調書についてご説明いたします。恐れ入りますが、決算書の一番後ろのほうから4枚ほど戻っていただきますと、554ページ、ここが財産に関する調書になります。

その1番、公有財産の土地及び建物についての異動状況をご説明申し上げます。

最初に、土地の増減ですが、その他の行政機関のうち消防施設という欄があります。そのところの増は、干潟分署及び消防団機庫2件ほかの用地に錯誤等があったため、増となったものです。

次に、下にいきまして、公共用財産のうち学校の増、これは海上中学校用地として買収したものが1,021平方メートル、矢指小学校用地について再精査した結果、1,234.12平方メートルが増となったものであります。

次に、公園、この面積の増は、旭文化の杜公園用地として土地開発公社から買い戻したものが3,105.46平方メートル、袋公園用地として買収したものが4,132.76平方メートル、パークゴルフ場ほか2件、これは7,285平方メートルですけれども、すぐ下のその他施設に計上されていたものから種別替えをしたものでございます。

次に、その他の施設7,862.66平方メートルの増でございますけれども、これは海上キャンプ場用地のうち普通財産として計上していたものがございました。これをこちらのほうに戻す。それとパークゴルフ場ほか2点の種別替え、それから水防倉庫等の取り壊しに伴う種別替えでございます。

次に、普通財産になります。田畑20.69平方メートルの増は、農道整備に伴い道路敷の一部として千葉県へ売り払いしたもの、これの重複引き落としがあったため修正を行いました。

次に、宅地の減ですが、海上キャンプ場用地を行政財産へ、先ほどのところですが、それと水防倉庫用地等を普通財産に種別替えということです。

次に、建物の木造の増減ですが、公共用財産のうち学校の増は、中和小学校の屋外トイレの新設。

次の公営住宅の減がございます。これは双葉団地ほか1件の取り壊し等によるものでございます。

次に、その他施設の減がございます。ここについては、大原幽学遺跡史跡公園キャンプ場等の廃止により、バンガロー、炊事棟ほかを取り壊したことが主なものであります。

次に、普通財産のうち宅地の増があります。これは飯岡地区の古内書院、これが普通財産と行政財産の記載違いがあったため、それぞれで増減して修正を行うものでございます。

次に、建物の非木造の増減です。本庁舎の減、これは海上支所倉庫、それから干潟支所倉庫について再調査の結果、若干の誤差が生じていたため修正を行うものでございます。

次に、その他の行政機関のうち消防施設の増は、消防庫の建て替え等による増でございます。

次に、公共用財産のうち学校の増は、中央小学校の北校舎新設等によるものでございます。

次に、公営住宅の増、これは下永井団地のゴミステーションの増です。

次に、公園の増は、椎名内浜公衆トイレの新設等によるものでございます。

次に、その他の施設の減、これは大原幽学遺跡史跡公園キャンプ場のトイレ、それから動物舎等の取り壊し等によるものです。

次に、普通財産のうち宅地の増、これは先ほど申し上げました飯岡地区の古内書院倉庫の記載に、やはり同じく普通財産と行政財産との錯誤があったため、修正を行うものでございます。

次に、556ページをお願いいたします。

有価証券になります。3,000万円の増で、年度末現在高は1億8,315万円となりました。増の理由としましては、株式会社千葉県食肉公社の株券の増によるものです。

(3) 出資による権利ですが、6,966万5,000円の増で、年度末現在高は31億2,496万8,000円となりました。増の理由としては、東総広域水道企業団への出資金の増によるものです。

次に、右側の557ページになりますが、2の物品の増減内容でございます。

乗用車2台と貨物自動車2台の減及び軽自動車5台の減は、乗用車及び貨物自動車のうち各1台が震災によるもので、その他は老朽化等によるものです。

次に、バス 1 台の増は、干潟地区のコミュニティバス宝くじ号で、財団法人日本宝くじ協会の全額助成により 1 台購入したもの。それから、消防車 1 台の増は、消防団本部に防災活動車として財団法人日本消防協会より寄贈されたものでございます。なお、このほか、救急自動車 1 台が高規格車に更新を行っておりまして、これで救急自動車全車両が高規格車となっております。

次の558ページから560ページまでは、平成22年度末の基金の現在高であります。

主なものといたしまして、（１）の中の一般財政調整基金、これが20億7,814万2,000円、（２）の減債基金が7,557万5,000円、（３）の庁舎整備基金が6億61万5,000円、（４）の地域振興基金が19億5,029万1,000円となっております。

以上で、議案第 1 号、平成22年度旭市一般会計決算についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 石毛健一 登壇）

○保険年金課長（石毛健一） 議案第 2 号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成22年度の国保事業の状況について申し上げます。

年間平均の国保世帯数は1万3,451世帯で、前年度比41世帯、0.3%の減であります。また、被保険者数は2万8,979人で、前年度比476人、1.6%の減であります。年度末の加入割合は、世帯比で55.9%、人口比で41.7%となっております。被保険者数の内訳であります、一般被保険者が2万7,876人で、前年度比611人、2.1%の減であります。退職被保険者は1,103人で、前年度比135人、13.9%の増であります。介護保険 2 号被保険者は1万2,293人で、前年度比17人、0.1%の減となっております。

次に、国民健康保険税の税率について申し上げますと、医療給付費分が、所得割6.5%、資産割30%、均等割1万2,000円、平等割2万円。介護納付金分が、所得割1.2%、均等割1万2,000円。後期高齢者支援金分が、所得割1.5%、均等割1万2,000円。課税限度額は、医療給付費分が47万円、介護納付金分が9万円、後期高齢者支援金分が12万円であります。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

357ページをお開きください。

まず、事業勘定において、歳入決算額は88億8,366万4,478円で、前年度比5.6%の増とな

り、歳出決算額については83億8,218万7,933円で、前年度比0.1%の減となっております。

366ページをお開きください。

歳入歳出差引残額 5 億147万6,545円につきましては、平成23年度財政調整基金へ 2 億5,100万円を積み立てまして、残額 2 億5,047万6,545円は繰越金とするものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

376ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の収入済額は24億1,764万886円となり、前年度比で5.6%の減となっております。不納欠損額は 1 億4,307万3,056円で、収入未済額は13億5,335万8,856円でございます。

1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は14億8,313万801円となり、収納率は86.82%であります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分の収入済額は 4 億4,251万7,487円となり、収納率は85.52%であります。

3 節介護納付金分現年課税分の収入済額は 2 億238万3,351円となり、収納率は85.42%でございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は7,542万5,779円となり、収納率は93.12%であります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分の収入済額は2,204万4,522円となり、収納率は92.27%であります。

3 節介護納付金分現年課税分の収入済額は1,929万6,058円となり、収納率は92.03%であります。

保険税 1 人当たりの調定額は、医療給付費分が 6 万1,746円で、前年度比で2,410円、3.8%の減、介護納付金は 2 万979円で、前年度比で923円、4.2%の減、後期高齢者支援金分が 1 万8,681円で、前年度比で577円、3.0%の減でありました。

378ページをご覧ください。

4 款国庫支出金の収入済額は27億5,231万7,432円となり、前年度比12.9%の増であります。

1 項 1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分の収入済額は21億3,679万2,542円となり、前年度比13.2%の増であります。内訳は、療養給付費負担金が15億4,463万958円で、後期高齢

者支援金負担金が3億9,046万5,065円、介護納付金負担金が2億169万6,519円であります。

2目高額医療費共同事業負担金の収入済額は4,558万1,473円であります。

3目特定健康診査事業費等負担金は1,556万2,000円であります。

380ページをご覧ください。

2項1目財政調整交付金の収入済額は5億4,090万8,000円で、前年度比12.6%の増であります。内訳は、普通調整交付金として4億5,692万6,000円、特別調整交付金として8,398万2,000円であります。

5款1項1目療養給付費等交付金は、退職被保険者等のうち65歳未満の方の医療費に対する交付金で、収入済額は2億9,677万8,338円となり、前年度比44.4%の増であります。

6款1項1目前期高齢者交付金は、65歳以上74歳以下の方に係る医療費への交付金となります。収入済額は6億8,716万2,701円となり、前年度比14.3%の減であります。

382ページをご覧ください。

7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の4,558万1,473円でございます。

2目特定健康診査事業費等負担金は、国庫負担金と同額の1,556万2,000円でございます。

2項1目県財政調整交付金は4億1,148万9,000円で、前年度比9.8%の増であります。

8款共同事業交付金の収入済額は11億7,302万3,700円で、前年度比20.2%の増となっております。その内訳を申し上げますと、1項1目高額医療費共同事業交付金の収入済額については2億6,306万7,909円で、前年度比65.8%の増となっております。これは、高額医療費のうち、1か月につき80万円を超えるものについて交付の対象になるものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、その収入済額は、9億995万5,791円で、前年度比11.4%の増となっております。内容としましては、高額医療費のうち、1か月につき30万円を超え80万円以下のものが交付の対象となっております。

10款の繰入金について申し上げます。384ページをご覧ください。

1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金は、収入済額が1億7,526万6,018円となり、前年度比4%の増であります。内訳は、保険税軽減分が1億3,334万4,000円、保険者支援分が4,192万2,018円であります。

2節職員給与費等繰入金の収入済額は5,169万9,000円となり、前年度比24.7%の増であります。

3節出産育児一時金等繰入金の収入済額は3,957万3,000円となり、前年度比2.2%の減で

あります。

4 節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は1,889万3,000円となり、前年度比8.3%の減であります。

5 節その他一般会計繰入金の収入済額は5億5,000万円となっております。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金の収入済額は1億8,600万円となり、前年度比58.3%の減であります。

11 款繰越金の収入済額は1,082万5,557円で、前年度比94.6%の減であります。

12 款諸収入の収入済額は5,099万6,649円で、主なものは、保険税に係る延滞金や特定健診の受託収入、並びに交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

390ページをご覧ください。

1 款総務費の支出済額は6,133万3,526円となり、前年度比66.9%の増であります。

1 項1 目一般管理費の4,993万916円は、国保事業の管理運営費で、前年度比91.8%の増であります。

392ページをご覧ください。

2 款保険給付費の支出済額は53億5,898万2,608円となり、前年度比5.6%の増であります。

1 項療養諸費の支出済額は47億886万6,319円となり、前年度比4.7%の増であります。

394ページをご覧ください。

2 項高額療養費の支出済額は5億7,694万8,619円となり、前年度比14.6%の増であります。

398ページをご覧ください。

3 款後期高齢者支援金の支出済額は11億9,250万8,262円となり、前年度比8.8%の減であります。

4 款前期高齢者納付金の支出済額は206万9,961円となり、前年度比44.4%の減であります。

400ページをご覧ください。

6 款介護納付金の支出済額は5億9,322万5,056円となり、前年度比6.4%の増であります。

7 款共同事業拠出金の支出済額は10億3,410万8,962円で、前年度比7.1%の減であります。その主な内容を申し上げますと、1 項1 目高額医療費共同事業拠出金は1億8,232万5,894円で、前年度比2.2%の減であります。2 目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の交付金のところでもご説明しましたが、1 か月30万円を超え80万円以下の高額医療費が対象でありまして、その支出済額は8億5,178万1,047円で、前年度比8.0%の減であります。

す。

402ページをご覧ください。

8款保健事業費は1億688万296円となり、前年度比2.2%の増であります。

404ページをご覧ください。

11款諸支出金3,276万8,138円は、その主なものは、406ページになりますが、国保税の還付と、国・県からの直営診療所への補助金の繰り出し、並びに国及び社会保険診療報酬支払基金への実績に伴う精算であります。

少し飛びまして、426ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は記載のとおりでございます。

それでは、367ページにお戻りいただきたいと思います。

施設勘定、滝郷診療所の決算について、ご説明申し上げます。歳入決算額は8,209万4,033円となり、前年度比3.0%の減となっております。歳出決算額は6,779万6,902円となり、前年度比1.3%の減となります。

372ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額1,429万7,131円につきましては、平成23年度財政調整基金へ750万円を積み立てまして、残額679万7,131円は繰越金とするものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

それでは、飛びまして、412ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款診療収入の収入済額は6,604万2,758円となり、前年度比1.1%の増でございます。

2款使用料及び手数料の収入済額は8万6,900円となっております。内容は、往診等に係る手数料でございます。

414ページをご覧ください。

6款繰入金の収入済額は740万円となっております。

7款繰越金の収入済額は789万3,109円であります。

8款諸収入の収入済額は63万2,740円で、主な内容は、医師派遣並びに校医及び保育所嘱託料等でございます。

続いて歳出になりますが、420ページをお開きください。

1款総務費ですが、支出済額は3,246万4,370円となり、前年度比6.6%の減となっております。

ます。

422ページをご覧ください。

2款医業費ですが、これは医薬品や器材の購入費でありまして、支出済額は3,513万4,791円となり、前年度比5.5%の増であります。

427ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 石毛健一 登壇）

○保険年金課長（石毛健一） それでは、休憩前に引き続きまして、議案第3号、平成22年度旭市老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成20年度に後期高齢者医療制度が発足したことに伴い、平成20年3月診療分をもちまして老人保健制度が終了いたしましたので、平成21年度と同様に過去の過誤調整等の精算事務を行い、平成22年度末をもって終了したことを報告いたします。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

429ページをお開きください。

歳入決算額は3,329万5,011円となり、前年度比64.3%の減となっております。歳出決算額は2,606万8,389円となり、前年度比56.9%の減であります。

434ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は722万6,622円であり、これを平成23年度において一般会計の雑入とし

て入金したところであります。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により、主な項目についてご説明申し上げます。

438ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金の収入済額は285円で、その内容は、過年度分の医療費交付金であります。

5 款繰越金の収入済額は3,278万4,273円となり、前年度比57.8%の減であります。

6 款諸収入の収入済額は51万453円で、その内容は診療報酬返還金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

444ページになります。

1 款総務費の支出済額は12万4,740円となり、前年度比15.5%の減であります。

2 款医療諸費の支出済額は10万5,249円となり、前年度比58.8%の減であります。

3 款諸支出金の支出済額は2,583万8,400円となり、前年度比57.0%の減であります。この内容は、支払基金等への返還金として、1 項 1 目償還金583万8,400円と、446ページになりますが、2 項 1 目一般会計繰出金2,000万円で、これは一般会計から繰り入れていた分を精算に向けて返還したものであります。

448ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりです。

以上で、議案第3号、平成22年度旭市老人保健特別会計決算について、補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成22年度の後期高齢者医療の状況について申し上げます。

被保険者数の年間平均は8,705人で、前年度比217人、2.6%の増であります。被保険者数の内訳は、一部負担金の割合で、3割負担の方が353人で、前年度比6人、1.7%の減、1割負担の方は8,352人で、前年度比223人、2.7%の増となっております。

保険料につきましては、平成22年度に見直しが行われました。千葉県下での均一の保険料がございしますが、旭市におきましては、過去の高齢者にかかる医療費が低いということから、減額された率で設定されており、均等割は県下均一で年額3万7,400円のところを、旭市在

住の方につきましては、3,300円安い3万4,100円となっております。所得割につきましても、7.29%のところを、0.65ポイント低い6.64%となっております。また、限度額につきましては、県下一律50万円となっております。

なお、保険料の軽減につきましては、世帯の所得の状況に応じまして、均等割においては9割・8.5割・5割・2割の軽減措置がとられ、所得割においても5割軽減がとられたものであります。また、国民健康保険以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割はかからず、均等割も9割軽減されております。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

449ページをお開きください。

歳入決算額は4億2,123万9,437円で、前年度比5.4%の増となり、歳出決算額は4億1,284万1,683円で、前年度比6.7%の増となっております。

歳入歳出差引残額は、454ページにございますように839万7,754円でありまして、23年度へ繰越金とするものです。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により、主な項目についてご説明申し上げます。

458ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料の収入済額は2億9,225万2,100円となり、前年度比で5.5%の増となっております。収納率は98.78%であります。不納欠損額は50万9,400円で、収入未済額は309万9,100円であります。

1 項 1 目後期高齢者医療保険料、1 節現年度分特別徴収保険料の収入済額は2億750万2,400円となり、収納率は100%であります。

2 節現年度分普通徴収保険料の収入済額は8,332万3,300円となり、収納率は97.62%であります。

3 節滞納繰越分普通徴収保険料の収入済額は142万6,400円となり、収納率は47.51%であります。

2 款繰入金の収入済額は1億1,436万2円で、前年度比3.7%の増となっております。これは、徴収事務費等に係る経費と、保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れたものでございます。

3 款繰越金の収入済額は1,277万6,981円となっており、前年度比16.2%の増となっており

ます。

4 款諸収入の収入済額は185万354円となり、前年度比29.1%の増となっております。この主な内容は、保険料の延滞金及び還付金収入と、広域連合に代わって作成した帳票類の業務委託金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

464ページになります。

1 款総務費の支出済額は942万5,881円となり、前年度比2.8%の減であります。

1 項 1 目一般管理費の745万2,238円は、広域連合に代わって各種の届け出を処理するための事務的経費で、前年度比2.9%の減であります。

2 項 1 目徴収費の197万3,643円は、保険料の徴収に要した経費で、前年度比2.3%の減であります。

2 款広域連合納付金の支出済額は 4 億309万9,502円となり、前年度比6.9%の増であります。これは、徴収した保険料と低所得者等の保険料軽減分を、保険基盤安定拠出金として広域連合に納付したものであります。

466ページになります。

3 款諸支出金の支出済額は31万6,300円となり、前年度比3.1%の減であります。これは保険料還付金であります。

468ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第 4 号、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 5 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第 5 号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成22年度末における介護保険の被保険者数等の状況について申し上げます。

65歳以上の第 1 号被保険者数は 1 万6,336人で、対前年111人、0.7%の減であります。65歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率は23.4%で、前年と同率でございます。要介護認定者

数は2,300人で、対前年134人の増、伸び率6.2%で、第1号被保険者数に占める割合は13.5%で、対前年0.8ポイントの増です。

それでは、決算書についてご説明いたします。

469ページをお開きください。

歳入歳出予算額38億1,100万円に対し、歳入決算額は38億520万9,632円で、対前年5.1%の増です。歳出決算額は37億5,137万6,398円で、対前年4.5%の増で、歳入歳出差引残額は5,383万3,234円です。

次の470ページから474ページの歳入歳出決算の内容については、475ページからの歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

476ページは、歳入の事項別明細書の総括です。

次のページ、478ページの歳入から、決算の内容について順を追ってご説明いたします。

1 款保険料は、収入済額 5 億9,709万5,867円、対前年0.8%の増で、収納率は95.6%です。3行下になります。1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料は 5 億5,067万8,975円で、収納率は100%です。

2 節現年度分普通徴収保険料は4,370万1,614円で、収納率は80.2%です。

3 節過年度分普通徴収保険料は271万5,278円で、収納率は14.0%です。

2 款国庫支出金は、収入済額 8 億7,934万2,290円で、対前年6.2%の増です。内容は、介護給付費負担金並びに調整交付金及び地域支援事業交付金のそれぞれルール分です。

3 款支払基金交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、収入済額は11億266万6,334円で、対前年6.9%の増です。内容は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金のルール分です。

480ページになります。

4 款県支出金は、収入済額 5 億5,900万7,028円で、対前年8.1%の増です。内容は、国庫支出金と同様、介護給付費負担金と地域支援事業交付金のルール分です。

6 款繰入金は、1 項の一般会計繰入金として、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及び事務費繰入金で、5 億3,186万8,000円、2 項の基金繰入金として、482ページになりますが、介護保険給付費準備基金から8,806万9,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金から1,041万2,749円を繰り入れいたしました。繰入金の総額は 6 億3,034万9,749円で、対前年9.0%の増となりました。

7 款繰越金は、収入済額2,950万7,525円で、前年度からの繰越金です。

8 款諸収入は、収入済額705万4,299円で、内訳といたしましては、第三者納付金62万3,988円と地域支援事業利用収入345万1,554円、雑入297万8,757円で、備考欄記載のとおりです。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

次は、486ページになります。

歳出の主なものについて、ご説明を申し上げます。

1 款総務費は、支出済額4,373万8,414円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費等です。

一番下の欄になります。3 項 1 目介護認定審査会費は、審査会に係る経費2,227万7,504円で、審査回数は96回、審査件数は2,994件です。

488ページになります。

2 目認定調査費は、認定調査に係る経費1,360万3,643円で、調査件数は3,119件です。

490ページになります。

2 款保険給付費は、支出済額36億1,149万682円で、対前年 1 億9,439万6,348円の増、伸び率5.7%です。保険給付の月平均利用者数は、居宅サービスが1,439人、地域密着型サービスが91人、施設サービスが544人で、合計2,074人です。

1 項介護サービス等諸費は、要介護者の保険給付費です。

主なものは、1 目居宅介護サービス給付費は12億5,725万6,845円です。

2 目地域密着型介護サービス給付費は 2 億4,557万6,196円で、原則として旭市民が利用できるサービスで、認知症対応型のグループホームと小規模特別養護老人ホーム等が該当します。

3 目施設介護サービス給付費は16億1,116万9,627円で、月平均の施設入所者数は544人です。内訳は、老人福祉施設343人、老人保健施設196人、療養型医療施設 5 人です。

492ページです。

6 目居宅介護サービス計画給付費は 1 億7,859万7,397円で、ケアプラン作成費です。

2 項介護予防サービス等諸費は9,462万7,169円で、要支援者の保険給付費です。

494ページです。

中段下になります。3 項 1 目審査支払手数料は395万8,950円で、国保連合会の介護給付費に係る審査支払手数料で、5 万2,786件分です。

4 項高額介護サービス等費は5,535万631円で、利用者負担が高額になったときに支給する

もので、5,392件分です。

496ページです。

5 項高額医療合算介護サービス等費は742万8,953円で、介護保険の利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額になったとき、所得区分により定められた限度額を超過した部分について軽減するもので、支給件数は289件です。

6 項特定入所者介護サービス等費は1億4,262万9,110円で、低所得者対策としての補足給付に係るもので、23年2月末における食費・居住費の負担限度額認定者は535人、介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定者は20人で、軽減対象者の合計は555人でした。

498ページになります。

4 款基金積立金は、支出済額18万6,540円です。これは利子分を積み立てたもので、平成22年度末の介護保険給付費準備基金の残高は1億9,388万9,981円です。

500ページになります。

5 款地域支援事業費は、支出済額5,784万5,678円です。地域支援事業の主なものは、1 項1 目介護予防特定高齢者施策事業費の備考欄2番、通所型介護予防事業212万7,267円は、介護予防拠点（パワーアップセンター）において、運動器による機能向上等の予防事業を行ったもので、対象者は延べ127人です。

2 目介護予防一般高齢者施策事業費の備考欄4番、高齢者筋力向上トレーニング事業967万500円は、あさひ健康福祉センターで行っている事業で、1日の平均利用者は18人です。

502ページです。

2 項1 目包括的支援事業費の備考欄3番、総合相談・支援事業で、13委託料500万円は、市内五つの事業所に在宅介護支援センター事業を委託したものです。

504ページです。

3 項1 目任意事業費は2,144万3,356円で、主なものは、備考欄記載のとおり1番、家族介護用品給付事業、2番、介護相談員派遣事業、3番、配食サービス事業等を行いました。

506ページになります。

6 款諸支出金は、支出済額3,811万5,084円で、主なものは、1 項2 目償還金3,773万1,358円で、21年度保険給付費の精算による国、県、支払基金及び一般会計への返還金です。

以上で歳出関係の説明を終わります。

次は、508ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりです。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 増田富雄 登壇）

○下水道課長（増田富雄） 議案第6号、平成22年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、公共下水道の整備状況についてご説明申し上げます。

平成23年3月末の供用開始区域は167.6ヘクタールで、処理区域内人口は5,872人、供用人口は3,470人であります。

普及率は、行政区域内人口6万8,617人に対して、処理区域内人口5,872人で、8.6%となっており、前年度比0.1ポイント増であります。また、水洗化率は処理区域内人口5,872人に対して供用人口3,470人で、59.1%、前年度比1.3ポイント増となっております。

なお、供用開始区域167.6ヘクタールは、事業認可区域202ヘクタールに対して83%が整備されたことになります。

それでは、決算書の509ページをお開きください。

平成22年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入11億4,829万7,434円、歳出10億6,196万1,589円で、514ページとなりますが、歳入歳出の差引額は8,633万5,845円となり、翌年度への繰越金であります。

歳入歳出決算額の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。

518ページをお開きください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、受益者負担金2,805万3,400円で、これは、18年度から22年度に賦課した負担金の5年分割したうちの22年度納付分と、一括納付分等の合計であります。なお、22年度の受益者負担金の納付率は50.7%であります。

2款使用料及び手数料ですが、使用料は6,478万2,088円、納付率は95.2%であります。手数料12万20円は、下水道排水設備指定工事店の登録手数料等であります。

3款国庫支出金は2億7,717万9,000円であり、中央汚水ポンプ場及び処理場建設工事費並びに管渠建設事業費に対する補助金で、うち7,672万4,000円が処理場等建設工事費の繰越明許分であります。

5款繰入金は4億1,221万4,000円で、支出に対する収入の不足額を繰り入れたものでござ

います。

6 款繰越金は7,735万4,636円で、前年度からの繰越金及び繰越明許費繰越金であります。

520ページをお開きください。

7 款諸収入は265万9,527円で、消費税及び地方消費税還付金254万8,767円が主なものでございます。

8 款市債は2 億8,590万円でありまして、内容といたしましては、補助裏分2 億3,880万円、単独分2,340万円、特別措置分2,370万円で、うち繰越明許分は6,900万円であります。

次に、歳出について説明申し上げます。

524ページをお開きください。

1 款総務費は6,929万2,952円で、これは給料・手当等の人件費及び需用費等の事務費でございます。

526ページをお開きください。

2 款事業費は7 億2,339万1,667円であります。

1 項の管理費は1 億2,945万1,269円で、人件費や運転業務委託料、汚泥等運搬処理業務委託料などがございます。不用額の1,240万6,731円の主な内容といたしましては、運転業務委託及び水質分析委託における入札執行残、汚泥処理に係る汚泥等運搬処理量が少なかったこと、維持管理において補修工事が少なかったこと等によるものでございます。

528ページをお開きください。

2 項の工事費は5 億9,394万398円であります。

主な内容といたしましては、13節委託料で5 億973万1,500円、ポンプ場等整備委託料及び処理場等整備委託料並びに面整備等委託料でありまして、うち1 億5,344万8,000円が処理場等整備委託料の繰越明許分でございます。

15節工事請負費は7,509万1,800円で、イの網戸、ニの袋地先の面整備工事及び21年度整備地区の舗装復旧工事等を行ったものでございます。

なお、不用額2,835万602円の主な内容といたしましては、13節委託料及び15節工事請負費の入札執行残、19節負担金補助及び交付金で、管渠工事に伴う水道管の切廻し工事に係る負担金が不要となったことによるものでございます。

530ページをお開きください。

3 款公債費は2 億6,927万6,970円で、起債借入金の元金及び利子の償還金でございます。

532ページは、平成22年度旭市下水道事業特別会計実質収支に関する調書で、記載のとお

りでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第7号、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成22年度末におけます農業集落排水事業の状況について申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料、薄い3ページの資料でございます。これに基づきまして説明させていただきます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

1の普及状況であります、平成22年度全体の処理区域内人口2,189人に対しまして、使用人口は1,542名で、普及率は70.4%であります。

それ以外につきましては説明を省かせていただきます。

それでは、決算書につきまして説明をさせていただきます。

厚いほうの決算書、最初に533ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算額5,140万円に対しまして、歳入決算額につきましては5,001万8,401円で、予算額に対する割合は97.3%であります。歳出決算額につきましては4,349万4,934円で、予算額に対する割合は84.6%であります。

次に、534ページから538ページ、この歳入歳出決算の内容につきましては、後ほどの歳入歳出決算事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

542ページ、ここをお開きいただきたいと思います。

歳入につきまして、ご説明いたします。

1款分担金及び負担金の収入済額は84万円であります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区と琴田地区の現年度分、各1件ずつでございます。

収入未済額につきましては540万8,000円でありまして、未納件数は、過年度分で江ヶ崎地区6件、琴田地区8件でございます。

2款使用料及び手数料は1,501万1,114円でありまして、処理施設の使用料であります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区現年度分1,049万8,844円、過年度分7万2,240円、琴田地区

現年度分444万30円であります。

3款繰入金は2,840万9,000円でありまして、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れさせていただいたものでございます。

4款繰越金は575万8,287円でありまして、前年度繰越金でございます。

5款諸収入はゼロでございます。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、546ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましてご説明いたします。

1款総務費の支出済額は718万343円で、農業集落排水事業に係ります人件費及び事務経費でございます。

2款事業費1,565万7,245円、江ヶ崎地区、琴田地区の処理施設の維持管理費及び資源循環事業費でございます。

550ページをお開きいただきたいと思います。

3款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で1,981万7,346円であります。借入先は、財務省資金運用部及び公営企業金融公庫であります。なお、平成22年度末の地方債残高は2億8,538万8,937円であります。

4款繰出金は84万円でございます。これは、平成22年度受益者分担金84万円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 小長谷 博 登壇）

○水道課長（小長谷 博） それでは、議案第8号、平成22年度旭市水道事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況から申し上げます。

決算書の13ページをお開きください。事業報告書でございます。

（1）総括事項、3行目からになりますが、本年度も昨年に引き続き、飯岡配水区と干潟配水区の一部に配水区域変更に伴う配水管布設工事等を実施し、安定供給を進めてまいりました。また、東日本大震災により被害を受けた水道施設については、応急復旧工事を迅速に進め、生活用水の安定供給の復旧に当たってまいりました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万6,870人、給水件数は1万8,679件、普及率は81.5%で、前年度と増減はありません。

年間給水量については606万7,373立方メートルとなり、前年度と比較しますと5万9,626立方メートルの増となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は590万8,635立方メートルとなり、前年度と比較しますと2万2,035立方メートルの増となりました。

2行下の後半になりますが、有収率は97.4%で、前年度と比較しますと0.6ポイント下がりました。

次に、建設状況でございますが、平成22年度の建設改良工事につきましては、鎌数、三川、東琴田、西琴田、入野、江ヶ崎、その他地先に口径50ミリから150ミリの配水管等を延べ1,568.08メートル布設いたしました。

次の経理状況につきましては、この後、決算状況の中で説明させていただきます。

それでは、前に戻りまして、1ページをご覧ください。

平成22年度の決算報告書でございますけれども、この報告書の金額につきましては消費税が含まれて記載されております。

初めに、（１）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額16億4,610万3,000円に対し、決算額16億5,652万6,977円となり、収入率は100.6%となりました。

なお、第1項の営業収益は水道料金等、第2項の営業外収益は他会計補助金等であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額15億3,667万5,000円に対し、決算額は14億1,923万250円となり、執行率は92.4%となりました。

第1項の営業費用は、受水費、減価償却費、人件費等で、第2項の営業外費用は企業債利息、第3項の特別損失は災害復旧に係る臨時損失等であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2ページをお開きください。

次は（２）の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第1款資本的収入は、予算額1億3,350万9,000円に対し、決算額は1億2,379万7,800円となり、収入率は92.7%となりました。

この決算額の内訳ですが、第1項企業債は、配水管等整備及び集中監視システム整備に係

る企業債です。

第2項出資金は、合併特例債活用事業に係る一般会計からの出資金であります。

第3項負担金は、消火栓設置に伴う一般会計からの負担金及び配水管布設費用負担要綱による申請者の工事負担金で、第4項は給水申込納付金であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出の部に入ります。

第1款資本的支出は、予算額6億3,709万5,000円に対し、決算額5億8,983万9,217円となり、執行率は92.6%であります。

この決算額の内訳ですが、第1項建設改良費は拡張工事費及び改良工事費、集中監視システム等の固定資産取得費で、第2項企業債償還金は建設改良費等に係る企業債償還金でありまして、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

主な工事概要につきましては、後ほど15ページをご覧いただきたいと思います。

2ページの一番下の欄外、細かい字でちょっと恐縮ですが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億6,604万1,417円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額247万6,650円、減債積立金1億6,785万3,495円、過年度分損益勘定留保資金2億9,571万1,272円で補てんいたしました。

続いて、3ページの損益計算書でございます。この金額につきましては、消費税抜きで記載されております。

1の営業収益として、2列目の数字になりますが、15億971万4,699円、2の営業費用として12億8,327万5,205円、差し引き営業利益は、3列目の2億2,643万9,494円となりました。

続いて4ページです。

3の営業外収益として、やはり2列目になりますが、7,187万1,301円、4の営業外費用として3,194万9,586円、差し引きは3列目の3,992万1,715円となり、3ページの営業利益を加えますと、経常利益は2億6,636万1,209円となりました。

この経常利益から、5の特別損失の2列目、3,158万8,932円を引いた額、2億3,477万2,277円が22年度の純利益であり、この純利益を当年度末処分利益剰余金として計上いたしました。

次に、5ページの剰余金について申し上げます。

剰余金の部ですが、1の減債積立金については、前年度繰入額が1億6,785万3,495円であり、同額を当年度処分額に計上しました。これは当年度の資本的収支不足額の補てん財源と

して処分したものであり、差し引き当年度末残高はゼロ円となります。

2の未処分利益剰余金については、前年度未処分利益剰余金の1億6,785万3,495円を減債積立金として処分しましたので、当年度純利益の2億3,477万2,277円を、先ほどご説明申し上げましたとおり、未処分利益剰余金として計上いたしました。

続きまして、6ページに移ります。

資本剰余金の部についてですが、1の補助金は11億2,553万5,263円で、国・県・市補助金の累計額であり、当年度の増減はありません。

2の負担金は、他会計負担金及び工事負担金でありまして、消火栓設置に係る一般会計からの負担金及び配水管布設費用負担要綱に係る申請者の工事負担金419万9,150円を加え、年度末残高は5億1,579万1,131円となります。

3の給水申込納付金は、水道の加入申し込み時点でいただいている納付金でありまして、当年度収入額は3,571万3,000円を加え、年度末残高は15億1,151万9,280円となります。

次に、7ページですが、4の受贈財産評価額は、宅地開発などで水道管を布設したもののうち、道路部分について寄附を受けたもので、当年度収入額133万4,372円を加え、年度末残高は4億763万9,601円となります。

5のその他資本剰余金の増減はなく、年度末残高は42万8,640円となり、翌年度繰越資本剰余金は、以上5項目の資本剰余金合計額35億6,091万3,915円となります。

次に、8ページをお開きください。

剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金の2億3,477万2,277円を法定積立の減債積立金として処分する予定です。

次に、9ページの貸借対照表についてですが、資産の部の1、固定資産、次のページの2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列65億444万5,459円となります。

負債の部の3、固定負債、次のページになりますが、4、流動負債の合計である負債合計は1億6,910万8,631円となります。

資本の部、5、資本金、6、剰余金の合計額は、次の12ページの下から2行目に記載してあります資本合計63億3,533万6,828円となり、これと前ページの負債合計を加えた負債資本合計は65億444万5,459円となりまして、資産合計と一致いたします。

次のページの事業報告書は先ほど説明いたしましたので、14ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは、(2)議会議決事項、(3)行政官庁認可事項、(4)職員に関する事項であ

り、（５）料金その他供給条件の設定、変更に関する事項については該当がありません。

続きまして、15ページ、２、工事についてですが、（１）は建設工事の概況、次の16ページ、（２）は保存工事の概況を記載してあります。

17ページは年間の業務量でございまして、前年度と比較して記載してございます。

18ページは事業収入に関する事項、19ページは事業費に関する事項で、それぞれ消費税抜きの前年度比較で記載してございます。

20ページになりますが、４、会計、（１）は重要契約の要旨です。

続いて21ページになりますが、（２）は企業債及び一時借入金の概況であり、（３）その他経理に関する重要事項は該当事項がありません。

５、その他、（１）は他会計補助金の使途について記載してございます。

次に、22ページから27ページまでは収益費用明細書であり、消費税抜きの科目ごとの明細書となっております。

次に、28ページは固定資産明細書で、29ページは企業債明細書となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、議案第８号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第９号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第９号、平成22年度旭市病院事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、病院事業の概況から申し上げます。

決算書の15ページをお開きください。

事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、医療を取り巻く環境は、たび重なる医療費抑制策や診療報酬マイナス改定、医師不足等により、今まで悪化の一途をたどっておりました。平成22年度は、10年ぶりに診療報酬がプラス改定されるなど、一定の改善が見られました。

当院では、医師、看護師等の確保を図り、公営企業の目的である公共性と経済性を発揮し、地域医療の確保と向上に努めてまいりました。看護の充実を図るため、7対1看護基準取得につきましては、1年前倒しで平成22年6月から実施されております。また、本館建設工事は順調に進み、予算の範囲内で完成し、平成23年3月に引き渡しを受けました。

以上のような事業展開の中、当期利益金16億2,300万円を計上することができました。引き続き健全な経営を維持しております。

次に、16ページをご覧ください。

業務状況でございますが、患者数は、入院患者数及び入所者数、年間延べ36万5,672人、1日平均1,002人、外来患者数及び通所者数、年間延べ80万6,348人、1日平均3,313人となりました。

また、収益的収支は、収入総額333億272万4,401円、支出総額316億1,966万3,388円となり、差し引き利益額は16億8,306万1,013円、税抜き処理純利益16億2,314万6,035円となりました。

資本的収支の状況でございますが、収入総額154億8,234万9,000円、支出総額186億9,393万2,936円、内訳としまして、建設改良費174億4,770万5,225円、企業債償還金12億4,616万1,711円となりました。

それでは、前に戻りまして、決算書の1ページをお開きください。

決算報告書であります、この決算額につきましては税込み処理で記載されております。

(1) 収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

第1款病院事業収益は、予算額325億9,815万7,000円、決算額は333億272万4,401円となり、収入率は102.2%となりました。

収入のうち主なものといたしましては、第1項医業収益の決算額は298億2,756万9,282円で、収入率は102.2%でした。この内訳は、入院収益153億1,401万8,138円、外来収益135億8,468万1,639円等でございます。

第2項医業外収益の決算額は23億4,325万2,349円で、収入率は102.5%でした。主なものは負担金交付金等でございます。

次に、2ページをお開きください。

収益的支出について申し上げます。

第1款病院事業費用は予算額322億5,604万5,000円に対し、決算額は316億1,966万3,388円となり、執行率は98.0%でした。

支出のうち主なものといたしまして、第1項医業費用の決算額は288億3,194万6,701円で、執行率は99.1%でした。主な内訳は、給与費136億9,387万3,656円、材料費99億6,732万6,233円等でございます。

第2項医業外費用の決算額は15億2,706万6,015円で、執行率85.8%でした。

続きまして、3ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の、まず収入について申し上げます。

第1款資本的収入は、予算額155億8,974万6,000円に対し、決算額154億8,234万9,000円で、収入率は99.3%となりました。

第1項企業債135億円で、収入率は100%となりました。

第2項補助金は19億8,234万9,000円で、収入率は94.9%となりました。

次に、4ページをお開きください。

資本的支出について申し上げます。

第1款資本的支出は、予算額205億4,664万8,638円に対し、決算額は186億9,393万2,936円で、執行率は91.0%でした。翌年度繰越額12億5,060万3,760円は、再整備事業に係る器具及び備品購入費（生体情報モニタリングシステム・MR I装置・ハイブリッド用手術台）等の予算繰り越しでございます。

第1項建設改良費の決算額は174億4,770万5,225円となり、執行率は90.4%でした。主なものは、工事費141億9,294万6,528円などであります。

第2項企業債償還金の決算額は12億4,616万1,711円で、執行率は99.9%でした。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額32億1,158万3,936円は、当年度分損益勘定留保資金や建設改良積立金などで補てんいたしました。

次に、5ページをご覧ください。

損益計算書ですが、この金額につきましては税抜き処理で記載されております。

1、医業収益は（1）入院収益から（4）介護保険事業収益までの合計は297億6,677万8,272円であります。

2、医業費用は（1）給与費から（6）研究研修費までの合計286億8,555万4,556円で、差し引き医業利益は10億8,122万3,716円となっております。

3、医業外収益から、次ページの10、グループホーム・ケアホーム事業収益までの計は34億6,126万3,516円でした。

次に、11、医業外費用から、18、グループホーム・ケアホーム事業費用までの計は29億1,934万1,197円でした。

この結果、当年度経常利益、純利益は16億2,314万6,035円となりました。これに前年度繰越利益剰余金19億6,002万6,011円を合わせた当年度未処分利益剰余金は35億8,317万2,046円となっております。

8ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部Ⅰ、減債積立金の2、前年度繰入額1億400万円は、前年度の決算議会において処分案が承認されたことによるものであります。

当年度末処分利益剰余金35億8,317万2,046円は、先ほど損益計算書でご説明申し上げたとおりであります。

9ページをご覧ください。

次に、資本剰余金の部であります。Ⅰ、国県補助金の3、当年度発生高19億8,234万9,000円は、施設設備に対する県からの公的医療機関整備事業補助金等であります。

Ⅱ、受贈財産評価額、Ⅲ、寄附金の増減はありません。

10ページをお開きください。

Ⅳ、再評価積立金の増減はなく、翌年度繰越資本剰余金は120億422万6,234円となっております。

剰余金処分計算書は、1、当年度末処分利益剰余金35億8,317万2,046円のうち、2、利益剰余金処分額（1）減債積立金に1億8,000万円を積み立て、（2）建設改良積立金に24億円を積み立て、残りの10億317万2,046円は、3、翌年度繰越利益剰余金にしようとするものであります。

次に、11ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち、（1）有形固定資産の合計は467億7,538万1,150円でした。

次の12ページをお開きください。

（2）無形固定資産と（3）投資を含めた固定資産合計は468億5,154万1,003円となっております。

2の流動資産の合計は129億1,222万5,166円となっております。

3、繰延勘定の合計19億8,818万9,085円を合わせた資産合計は617億5,195万5,254円となっております。

13ページをご覧ください。

次に負債の部であります。4、固定負債、5、流動負債を合わせた負債合計は25億7,452万835円となっております。

次の14ページをお開きください。

続きまして資本の部であります。

資本の部、6の資本金と7の剰余金の合計は、資本合計591億7,743万4,419円になり、これと負債合計を合わせた負債・資本の合計は617億5,195万5,254円となりまして、資産合計と一致するものであります。

15ページからは事業報告書であります。

1、概要、(1)は総括事項となっております。

17ページの(2)は議会議決事項、次の18ページの(3)は行政官公庁許認可事項となっております。

19ページ(4)は職員に関する事項が記載されております。

21ページ(5)は料金その他の供給条件の改定・変更に関する事項が記載されております。

22ページの2の工事には(1)建設改良工事の概況、23ページには(2)保存工事の概況等が記載されております。

次の25ページの3、業務には(1)業務量が記載されております。

26ページ(2)は事業収入に関する事項、次の27ページ(3)は事業費に関する事項です。これは21年度決算額と22年度決算額を税抜き処理で比較したものが記載されております。

続きまして、28ページをお開きください。

28ページから32ページは、4、会計、(1)重要契約の要旨、(イ)工事請負、(ロ)医療機器、(ハ)ソフト開発費等の契約内容が記載されております。

33ページから40ページまでは、収益及び費用の明細で、税抜き処理で記載されております。

41ページは、固定資産の明細となっております。

42ページから45ページは、企業債の明細となっております。

以上で、議案第9号について、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長(林 一哉) 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

○議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第10号について、商工観光課長、登壇してください。

(商工観光課長兼国民宿舎支配人 横山秀喜 登壇)

○商工観光課長兼国民宿舎支配人(横山秀喜) 議案第10号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、決算書の9ページをお開きください。事業報告書になります。

経営の2行目ですが、当年度は、旭市の豊富な食材資源を生かした「食彩の宿」として、経営基盤づくりに努めてまいりましたが、3月11日の東日本大震災により多大な被害を受け、それ以降、休業状態となりました。

利用実績は、宿泊者1万2,320人、休憩者5,572人でありまして、前年度と比較しますと、宿泊者で775人の減少、休憩者で334人の減少となりました。

次の経理状況につきましては、決算報告書で説明いたします。

1ページをお開きください。

決算報告書ですが、決算額につきましては消費税を含んだ額でございます。

初めに、(1)収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益の予算額1億9,889万5,000円に対し、決算額1億7,789万1,081円となり、収入率は89.4%となりました。この決算額の内容は、第1項の宿泊料金などの営業収益で1億6,241万3,732円、第2項の他会計補助金等の営業外収益で1,547万7,349円となりました。

支出につきましては、第1款国民宿舎事業費用の予算額2億3,545万9,000円に対し、決算額は2億3,075万2,336円となり、執行率は98%となりました。この決算の内容は、第1項の人件費、食材費、減価償却費等の営業費用で2億2,189万7,231円、第2項の営業外費用は企業債利息等で885万5,105円となりました。

次に、2ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は、第1款資本的収入の予算額2,000万円に対し、決算額は同額の2,000万円で、これは一般会計からの長期借入金です。

支出は、第1款資本的支出の予算額2,730万円に対し、決算額は2,185万872円となり、執行率は80%であります。

欄外の記載になりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額185万872円は、

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8 万 8,108 円、建設改良積立金 176 万 2,764 円で補てんいたしました。

続きまして、3 ページをご覧ください。

損益計算書になりますが、この金額については消費税抜きでございます。

1、営業収益は 1 億 5,468 万 495 円、2、営業費用は 2 億 1,972 万 7,308 円となり、差し引き営業損失は 6,504 万 6,813 円です。

3、営業外収益は 1,543 万 7,184 円、4、営業外費用は 596 万 3,905 円となり、差し引きは営業外利益として 947 万 3,279 円でした。その結果、5,557 万 3,534 円の経常損失となりました。この経常損失は当年度純損失となり、前年度繰越欠損金 1 億 1,158 万 6,119 円を加算し、1 億 6,715 万 9,653 円が当年度未処理欠損金となります。

続きまして、4 ページの剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部ですが、2 の建設改良積立金の当年度末の残高は 1,386 万 4,976 円、最後の行になりますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、当年度未処理欠損金は 1 億 6,715 万 9,653 円を計上しました。

続きまして、5 ページの下の方の欠損金処理計算書ですが、これは未処理のまま翌年度に繰り越すものでございます。

次に、6 ページをお開きください。

貸借対照表について申し上げます。

資産の部の資産合計は、7 ページになります。7 億 2,514 万 3,073 円であります。

8 ページをご覧ください。

負債合計 5,466 万 4,370 円と、下から 2 行目の資本合計 6 億 7,047 万 8,703 円を合わせた負債資本の合計は 7 億 2,514 万 3,073 円になり、資産合計と一致いたします。

続きまして、10 ページになります。

事業報告書として、議会議決事項、職員に関する事項、次のページになり、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項、建設改良工事の概況となっております。

以上のとおり、決算報告書及び財務諸表について、その概要を説明いたしました。12 ページ以降の資料については後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第 10 号の補足説明を終了させていただきます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

ここで、代表監査委員より、平成 22 年度一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する

審査の結果について報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

(代表監査委員 木村哲三 登壇)

○代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村です。

平成22年度旭市一般会計及び国民健康保険事業特別会計をはじめとした六つの特別会計並びに水道事業、病院事業、国民宿舎事業の公営企業会計の各決算の審査結果についてご報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、市長より審査に付されました決算書及び決算関係書類について、審査を実施いたしました。

審査の方法については、決算の計数は正確であるか、予算執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、担当課より内容について聴取し、また質疑し、併せて関係諸帳簿及び証書類等を照合・精査し、さらに、平成22年度中に実施した定期監査及び例月出納検査を参考に、慎重に審査を行いました。

審査の結果、審査に付された一般会計、各特別会計、歳入歳出決算書と各公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数についても関係書類と符合し、正確でありました。

予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正に執行されたものと認められました。

次に、基金の運用状況の審査結果についてご報告申し上げます。

審査方法については、基金の設置趣旨に沿って、適正かつ効率的に運用されているかを主眼として審査を実施しました。

審査の結果、定額の資金を運用している各基金の運用状況について、関係書類の計数はいずれも正確で、適正かつ効率的に運用されているものと認められました。

また、各公営企業会計の事業運営は、国民宿舎事業を除き、いずれも健全で効率的な経営であると認められました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率よりなる健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告申し上げます。

審査方法については、健全化判断比率及び資金不足比率の算定は、法令等の趣旨に沿って適切に算定されているかどうかを主眼として審査を実施しました。

本市の健全化判断比率の審査の結果として、基礎事項を記載した書類については法令等の趣旨に沿って適切に算定されており、いずれの比率も早期健全化基準をクリアした比率であることを確認しました。

とりわけ実質公債費比率については、22年度は3年間平均で16.2%となっており、21年度の同比率の17.7%より1.5ポイント低下し、改善が図られております。早期健全化基準25%以下はもちろん、起債協議基準18%も下回っており、良好な状態です。

公営企業及び法非適用企業の資金不足比率の審査の結果、基礎事項を記載した書類については、法令等の趣旨に沿って適切に算定されており、いずれも資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算出されず、良好であることが認められました。

審査の概要につきましては意見書に記載されておりますので、省略させていただきます。

また、地方公共団体における不正経理問題を踏まえ、昨年に続き、平成21年度に執行した会計事務処理のうち備品購入費に関する調査を行うとともに、購入業者からも証拠書類の提出を求め実施しました。

その結果、各部署等において不適正な経理処理は認められず、適正な処理が行われていたことを報告いたします。

また、一般会計・特別会計において実施しました事務・事業は、おおむね計画的に実施され、効率的な予算執行のもと、それぞれに成果を上げたものと認められました。

今後も、事業の必要性、緊急性、投資効果などを十分に考慮した施策を実施し、市全体の均衡ある発展に寄与されるよう要望いたします。

次に、個別の事業の中で特に配慮しなければならない2事業について申し上げます。

1番目は、下水道事業であります。

下水道事業は、多額の先行投資と長い年月が必要であり、運営費としての財源は分担金や負担金、使用料、国庫補助金や企業債等であります。

平成22年度の運営費の不足分として、一般会計からの繰入金で4億1,200万円ほどとなっており、今後も不足を補うため一般会計からの繰入金は増加することが見込まれます。

このことから、整備計画に当たっては、地域住民の意向把握に努めるとともに、理解を得ながら進めることが重要です。また、収入増を図るため、受益者負担金の回収、普及率の向上も併せて努めていただきたいと思います。

今後の投資については、経済性の面から抑制することが必要であり、行政区域内人口に占める下水道利用者数を考慮し、判断するよう望むものであります。

2番目は、国民宿舎事業であります。

平成22年度においては、宿泊利用者を中心とした各種プランを実施し、平成23年2月末現在の利用者数は、前年度同期より増加し、改善が認められました。

しかし、平成22年度決算の収支はマイナスとなっており、運転資金不足により一般会計から借入れをしています。

さらに、東日本大震災により施設に甚大な被害を受け、3月12日以後営業を休止している状況であり、施設の復旧には多額の費用が見込まれ、経営状況はさらに厳しくなると思われます。

今後は施設の経営について長期的展望に立った検討を行い、措置を講じる必要があります。

これら2事業の決定プロセスの再評価結果を、今後の行政の適正な執行を図るために生かすようお願いいたします。

最後に結びとして申し上げます。

東日本大震災からの復旧、復興に向け、震災前よりも安全で快適なまちづくりに取り組み、市民生活の向上と市政の持続的な発展に寄与されるよう要望いたします。

以上で、平成22年度一般会計決算、各特別会計決算及び各公営企業会計決算の審査結果報告といたします。

○議長（林 一哉） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

ここで2時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時50分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補正予算及びその他の議案について、説明を求めます。

議案第11号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第11号、それと議案第19号から24号までの7議案につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案第11号、平成23年度旭市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。
補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ14億9,600万円を追加し、予算の総額を321億8,800万円とするものです。

第2条は、地方債の補正でありまして、これは後ほどご説明いたします。

2ページから4ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたします。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正です。災害復旧事業の限度額を8,250万円増額し、6億9,320万円とするものです。増額の理由は、袋公園及び川口沼親水公園につきまして、国の災害査定が終了し、対象事業費や財源が確定したことにより変更するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。なお、詳しい事業内容につきましては歳出のほうでご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

9ページになります。

9款1項1目地方交付税1億1,673万7,000円の追加は、普通交付税が決定したことによるもので、今回はその一部を補正財源として計上しております。

13款1項2目災害復旧費国庫負担金7,583万5,000円の追加は、説明欄1番の都市計画施設災害復旧費負担金でありまして、袋公園及び川口沼親水公園に係るものです。

2項7目災害復旧費国庫補助金1,820万9,000円の追加は、3節その他公共・公用施設災害復旧費国庫補助金167万6,000円の増と、5節農林水産施設災害復旧費国庫補助金1,653万3,000円の新規計上によるものです。

10ページをお願いいたします。

14款2項1目民生費県補助金1,680万5,000円の追加は、1節社会福祉費県補助金の説明欄1番、離職者等生活・就労等支援対策事業費補助金180万5,000円と、2節老人福祉費県補助金の説明欄1番、地域支え合い体制づくり事業費補助金1,500万円でありまして、補助率はともに100%でございます。

3目労働費県補助金1,332万9,000円の追加は、説明欄1番の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金の増で、震災記録誌作成事業ほか3事業の追加によるものでありまして、補助率

は100%でございます。

4目農林水産業費県補助金99万6,000円の追加は、説明欄1番の農産産地強化対策事業費補助金の新規計上によるものです。

16款1項1目一般寄附金2,009万円の追加は、使途の限定されない1節一般寄附金29万円と、災害復興基金積立金の一部として予定する2節災害見舞金1,980万円を計上するものでございます。

3目農林水産業費寄附金150万円の追加は、旭市農畜産物などの魅力発信等のための篤志寄附を計上したものです。

11ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金6億8,367万9,000円の追加は、留保していた繰越金の全額を、今回の補正財源として計上するものです。

19款5項3目雑入4億6,632万円の追加は、千葉縣市町村振興協会からの災害見舞金を新規に計上するものです。

20款1項7目災害復旧費8,250万円の追加は、第2表の地方債補正で説明したものでございます。

以上で歳入の説明は終わりになります。

次に、歳出でございます。

12ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費2,939万2,000円の追加は、説明欄1番の庁舎改修事業で、海上支所に非常用発電設備を設置すること等によるものです。

3目文書広報費714万6,000円の追加は、説明欄1番の緊急雇用創出震災記録誌作成事業で、A4判の冊子を2,000冊作成するもので、全額県費で行うものでございます。

4目財政管理費4億8,612万円の追加は、説明欄1番の災害復興基金積立金で、市町村振興協会災害見舞金と一般寄附金としての災害見舞金を財源として積み立てるものです。

なお、災害復興基金条例の制定議案を本議会に上程しているところでございます。

6目財産管理費6億7,000万円の追加は、説明欄1番の財政調整基金積立金で、平成22年度決算の確定に伴い、繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものです。

11目諸費2,864万円の追加は、説明欄1番の国庫支出金等返還費の増によるものです。

2項2目賦課徴収費88万4,000円の追加は、説明欄1番の緊急雇用創出固定資産台帳更新事業で、システムのデータ更新業務について、全額県費で行うものです。

13ページになります。

3款1項1目社会福祉総務費180万5,000円の追加は、説明欄1番の住宅手当緊急特別措置事業で、支給対象者の増加によるもので、全額県費で行います。

2項3目生活支援費1,500万円の追加は、説明欄1番の地域支え合い体制づくり事業で、NPO法人等による地域活動の拠点となる施設・組織の整備に必要となる初年度経費に助成するもので、これも全額県費で行います。

6款1項3目農業振興費249万6,000円の追加のうち、説明欄1番の豊かな産地づくり支援事業99万6,000円は、売れる米づくりの支援のため、全量脱芒機一式の購入についてJAちばみどりへ助成するもので、全額県費でございます。

説明欄2番の旭市産農水産物魅力発信事業150万円は、旭市産農畜産物・水産物の販売宣伝等を行うもので、全額、寄附金で行うものでございます。

14ページになります。

7款1項2目商工振興費680万円の追加は、説明欄1番の商店街復興支援事業で、商店会の早期復興とそれから商業活性化のため、プレミアム付共通商品券の発行やイルピースタンブ会へのイベント助成を行うものでございます。

15ページをお願いいたします。

8款4項1目住宅管理費459万3,000円の追加は、説明欄1番の緊急雇用創出仮設住宅管理人設置事業で、入居されている高齢者等の安全で安心な生活や失業した方の雇用創出を図るため、全額県費で行うものでございます。

9款1項2目非常備消防費2,398万5,000円の追加は、説明欄1番の非常備消防事務費で、先般の震災により東北3県を中心として消防団員の死者・行方不明者が多数に上っておりまして、その多くが公務中であつたため、公務災害補償共済基金に対して特別負担金を納付するものでございます。

10款2項2目教育振興費70万6,000円の追加は、説明欄1番の緊急雇用創出小学校特別支援教育補助員配置事業で、多動傾向等の児童の入学により、安全面等の配慮から、干潟小学校へ補助員1名を全額県費で配置するものです。

16ページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費100万円の追加は、説明欄1番の文化財保護事務費で、熊野神社の指定文化財への助成を行うものです。

3目市民会館費142万5,000円の追加は、説明欄1番の市民会館管理費で、3階ホールの空

調機が故障したため、修繕料を計上するものです。

11款2項2目農業用施設災害復旧費2,765万8,000円の追加は、説明欄1番の農業用施設災害復旧費で、津波により被災したいいおか荘前の保安林の防風柵を復旧するものです。

3目水産業用施設災害復旧費140万円の追加は、説明欄1番の水産業用施設災害復旧費で、被災漁船の修理等に要する経費や、漁港内の瓦れき等の処理費の一部について、補助金を交付するものです。

17ページになります。

3項2目都市計画施設災害復旧費1億7,577万円の追加は、説明欄1番の都市計画施設災害復旧費で、袋公園及び川口沼親水公園に係る復旧工事で、国の災害査定が終了し、対象事業費や財源が確定したので補正計上するものでございます。

5項1目その他公共・公用施設災害復旧費1,118万円の追加のうち、説明欄1番の商工観光施設災害復旧費は、津波により被災した萩園公園駐車場トイレの復旧工事と、下永井トイレの撤去を行うものです。

説明欄2番の消防施設災害復旧費は、飯岡分署の搬送車について、災害復旧補助の対象となることから買い替えを行うものでございます。

それでは、最後の19ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

第2表の地方債補正で説明しましたが、災害復旧費を8,250万円増額いたしました。これにより平成23年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、312億4,093万2,000円となるものです。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、双葉団地の一部を用途廃止するため、条例別表に規定されている住宅の戸数を53戸から51戸へと改めるものでございます。

用途廃止をする理由ですが、双葉団地の一戸建て34戸のうち2戸が空き家となっていたもので、この住宅は築後40年以上が経過し、耐用年数も過ぎまして、建物の老朽化が著しく、防犯・防災などの面から順次解体撤去を行う予定の建物でございました。

この解体にあたりましては、地域住宅計画に位置づけられておりまして、本年度の提案事業として国庫補助対象になるものでございます。

続きまして、議案第20号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

契約の名称は、仮称を付けてございますが、旭市第二学校給食センター建設工事でございます。契約の方法は一般競争入札で、契約金額は4億2,157万5,000円でございます。

相手方は、千葉県旭市ニの528番地、阿部建設株式会社、代表取締役、阿部典義でございます。

工事の期限でございますが、平成24年5月31日です。

以上の工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

次に、契約の経過をご説明いたします。

入札業者及び契約方法については、入札参加資格申請の受け付けを経て、資格要件審査を実施した結果、申請のあった8社すべてが資格要件を満たしておりました。このうちの3社から辞退届が提出され、5社による一般競争入札を執行しております。入札の結果、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、8月22日に仮契約を締結いたしました。

以上で、議案第20号につきまして補足説明を終わります。

続きまして、議案第21号です。これも工事請負契約の締結で、旭市第二学校給食センターの電気設備工事になります。

契約の方法は、同じく一般競争入札で、契約金額は1億5,288万円であります。

契約の相手方ですが、千葉県千葉市緑区大高町40番地15、フィデス株式会社、代表取締役、細矢充でございます。

工事の期限は、平成24年5月31日です。

この工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

経過でございますが、入札業者及び契約方法について、入札参加資格申請の受け付けを経て、資格要件審査を実施した結果、申請のあった11社のうち、10社が資格要件を満たしておりました。このうちの1社から辞退届が提出され、9社による一般競争入札を執行いたしました。入札の結果、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、8月22日に仮契約を締結したものでございます。

続きまして、議案第22号、これも学校給食センターに係るものでございます。給食センターの機械設備工事になります。

契約の方法は同じく一般競争入札で、契約金額は3億1,920万円です。

相手方は、千葉県千葉市中央区問屋町16番3号、福井電機株式会社、代表取締役、竹内憲一でございます。

工事の期限は、平成24年5月31日となっております。

契約の経過でございますが、入札業者及び契約方法も同じでございます。入札参加資格申請の受け付けを経て、資格要件審査を実施した結果、申請のあった11社のうち、10社が資格要件を満たしております。このうちの2社から辞退届が提出され、8社による一般競争入札を執行いたしました。入札の結果、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、8月22日に仮契約を締結したものでございます。

続きまして、議案第23号は財産の取得でございます。

取得財産の内容は、水槽付消防ポンプ自動車2型1台でございます。消防本部、消防署に配備されるものでございます。

取得の金額ですが、4,757万8,170円であります。

相手方は、東京都港区西新橋三丁目25番31号、株式会社モリタ東京営業部、部長、城賀本守でございます。

経過をご説明いたします。

平成23年8月24日に郵送事後審査方式制限付一般競争入札を実施いたしました。6社の入札参加がございまして、入札の結果、予定価格に達したため、事後審査でございますので、事後に審査いたしまして、入札参加資格要件を満たしておりましたことから、8月29日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成24年3月23日でございます。

続きまして、議案第24号、これも財産の取得になります。

取得財産は、消防団消防ポンプ自動車CD-1型、この2台になります。配属は、第4中隊第1分団第3部と、第4中隊第2分団第3部に配属される予定となっております。

金額は3,763万2,000円でございます。

相手方は、栃木県鹿沼市縦山町上原267番地、ジーエムいちほら工業株式会社、代表取締役、光野巍でございます。

同じく経過でございますが、平成23年8月24日に郵送事後審査方式制限付一般競争入札を実施いたしました。6社の入札参加がございまして、入札の結果、予定価格に達しましたので、入札参加資格要件を満たしていたことを確認し、8月29日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成24年3月23日でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 石毛健一 登壇)

○保険年金課長（石毛健一） 議案第12号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億8,600万円とするものです。

2ページと3ページは項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページはそれを事項別にした明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

歳入についてご説明申し上げます。

1款1項国民健康保険税は5億6,599万2,000円を減額し、23億3,446万円とするものであります。この内訳としましては、税率改正の見送り分として5億1,335万円、震災に伴う保険税の減免影響額として5,264万2,000円であります。

4款2項国庫補助金につきましては、今回の震災に伴う保険税の減免及び一部負担金の免除に対しまして財政支援されることから、免除額の10分の2を1目財政調整交付金として1,351万4,000円、また10分の8を3目災害臨時特例補助金として7,212万5,000円、8ページになりますが、合計で8,563万9,000円を追加し、5億339万円とするものであります。

5款1項1目療養給付費等交付金は1,838万6,000円を追加し、2億7,476万円とするもので、平成22年度の退職者医療費交付金が追加交付されたものであります。

6款1項1目前期高齢者交付金は9,449万3,000円を追加し、10億2,215万2,000円とするもので、交付額の決定によるものであります。

10款2項1目財政調整基金繰入金は1億5,299万9,000円を追加し、1億5,300万円とするもので、国保会計の歳入不足を補うため繰り入れするものであります。

9ページをご覧ください。

11款1項2目その他繰越金は2億5,047万5,000円を追加し、2億5,047万6,000円とするもので、前年度繰越金の額の確定によるものであります。

続いて、10ページをご覧ください。

歳出についてご説明申し上げます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は3,334万1,000円を追加し、48億5,334万1,000円とするもので、一部負担金の免除額分を増額するものであります。

2 目退職者被保険者等療養給付費は、財源内訳の変更であります。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金は257万3,000円を追加し、12億7,930万2,000円に、4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金は8 万6,000円を追加し、379万4,000円とするもので、ともに交付額の決定によるものであります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第13号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1 ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出予算にそれぞれ1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を39 億3,900万円とするものです。

飛びまして、7 ページをお開きください。

歳入で、1 款保険料は、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料を1,700万円減額し、5 億9,883万4,000円とするものでございます。内訳といたしまして、1 節現年度分特別徴収保険料を1,540万円の減額、2 節現年度分普通徴収保険料を160万円減額するものでございます。

減額する理由は、東日本大震災の被災者に対しまして介護保険料の減免を行っておりますので、今回この減免額相当分を減額計上したものでございます。

次に、2 款国庫支出金ですが、2 項 3 目に介護保険災害臨時特例補助金の科目を新たに設けまして3,400万円を計上いたしました。被災者に対する介護保険料の減免分と、この後、歳出にてご説明を申し上げますが、介護保険サービス利用者自己負担額の減免分に対する国庫補助金でございまして、東日本大震災に対処するため、国が財政援助措置することとなっていることによるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

8 ページをお開きください。

2 款保険給付費ですが、介護保険料の減免とともに、介護保険サービス利用者自己負担額の減免も行っておりますので、この減免に伴う給付費の増加見込額を計上したものでござい

ます。

1 項 1 目 居宅介護サービス給付費は825万円を追加し、13億5,879万円に、3 目施設介護サービス給付費は135万円を追加し、16億3,961万5,000円とするものでございます。

次に、6 款諸支出金ですが、1 項 3 目に災害臨時特例支出金の科目を新たに設け、740万円を計上いたしました。施設を利用した場合の食費・居住費は保険給付費の対象とならず、全額自己負担の扱いとなっておりますが、これにつきましても国が財政援助措置することとしているため、施設を利用した場合の食費・居住費の支給に要する費用を計上するものでございます。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 増田富雄 登壇）

○下水道課長（増田富雄） 議案第14号、平成23年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、国庫補助金の内示額が1,460万円の減となったため、同額を起債の増額で対応するものであります。

お手元の補正予算書の1 ページをお開きください。

第1 条、歳入歳出予算の補正についてですが、予算の総額の増減はございません。

第2 条、地方債の補正についてであります。別のところでご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。

第2 表、地方債補正です。国からの補助金の変更により補正後の限度額を1,460万円増額して2億7,070万円とするものでございます。

6 ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

3 款 1 項 1 目下水道事業費国庫補助金であります。内示額に合わせて1,460万円の減額をするものであります。

8 款 1 項 1 目下水道債であります。国庫補助金の減額に伴い、同額の1,460万円を増額するものであります。

7 ページをお開きください。

地方債の平成21・22年度末における現在高並びに平成23年度末における補正後の現在高の

見込みに関する調書でございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 神原房雄 登壇）

○総務課長（神原房雄） 議案第15号、市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、東日本大震災の復興財源に充てるため、市長、副市長及び教育長の給料月額を本年10月から12月までの3か月間について、一律20%減額するための特例条例であります。

これにより、10月からの市長の給料月額は77万4,000円から61万9,200円に、副市長は64万円から51万2,000円に、教育長は60万円から48万円にそれぞれ減額となり、3か月分の効果額については、市長分46万4,400円、副市長分38万4,000円、教育長分36万円であり、効果額の合計は120万8,400円となります。

以上、補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長兼被災者支援室長 米本壽一 登壇）

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 議案第16号、旭市災害復興基金条例の制定について、補足説明を申し上げます。

条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、本基金の設置規定でありまして、東日本大震災の復旧及び復興に要する事業並びに災害に強い安全なまちづくりを実現するための事業の財源に充てるため、旭市災害復興基金を設置するものです。

第2条は、基金の積み立て額を予算で定める額とするものです。

第3条は、基金の管理に関する規定です。

第4条は、基金の運用益の処理に関する規定です。

第5条は、基金の繰替運用に関する規定です。

第6条は、基金の処分に関する規定でありまして、第1条でご説明申し上げたとおり、東日本大震災の復旧・復興事業及び災害に強い安全なまちづくりを実現するための事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる旨を定めるものです。

第7条は、委任規定です。

附則は、本条例の施行期日を公布の日とするものです。

以上で、議案第16号、旭市災害復興基金条例の制定について、補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第17号、議案第18号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 佐藤一則 登壇）

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第17号、旭市税条例等の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い改正を行うものでありまして、改正の形式としましては、第1条で旭市税条例の改正、第2条で平成20年旭市条例第20号の旭市税条例の一部を改正する条例の附則の改正、第3条で平成22年旭市条例第16号の旭市税条例の一部を改正する条例の附則の改正を行うものであります。

説明につきましては、お配りしております新旧対照表により行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きください。

初めに、第1条による改正であります。

第26条第1項は、市民税の納税管理人の不申告に関する過料を3万円から10万円に引き上げるものであります。

その下の第34条の7は寄附金税額控除の改正でありまして、第1項の改正点は大きく分けて3点ございます。

1点目として、控除の適用下限を5,000円から2,000円へ引き下げるものであります。この改正は、地方税法の改正に伴い、同法の条文を引用することにより行うもので、条例中、「法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額」とするものであります。

2点目は、条文の整備でございます。寄附金税額控除対象となる寄附金については、地方税法第314条の7で規定しており、第1号で都道府県、市町村への寄附金を、第2号で日赤等に対する寄附金を、第3号で住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものとされております。現条例ではこれらをすべて列記していたものを、今回の改正によりまして、現行の第1号、第2号については、「法第314条の7第1号及び第2号に掲げる寄附金」として地方税法の条文を引用し、地方税法第314条の7第3号で、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めることとされているものについてのみ列記したものであり

ます。

2 ページから 3 ページをご覧になっていただきたいんですが、3 点目は、寄附金税額控除対象団体を規定している各号の追加と整理でございます。現行の第 1 号、第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号、第 4 号を第 9 号、第 5 号を第 10 号とし、第 2 号から第 8 号までを追加するものでありまして、2 ページの中段になりますけれども、第 2 号は独立行政法人、第 3 号は地方独立行政法人、第 4 号は自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社、3 ページの上になりますが、第 5 号は公益社団法人及び公益財団法人、第 6 号は学校法人等、第 7 号は社会福祉法人、第 8 号は更生保護法人であります。これらの寄附金税額控除対象団体の追加については、公益の増進に著しく寄与する法人として所得税法施行令で規定しているもので、準則に沿ったものでございます。

次に、3 ページの下の方になりますが、第 2 項は寄附金税額控除の特例控除についてでありまして、前項と同様、適用の下限を 5,000 円から 2,000 円に改めるもので、地方税法第 314 条の 7 第 2 項をそのまま記載していたものを、同条同項を引用することにより改正するものでございます。

5 ページをご覧ください。

第 36 条の 2、次の 6 ページの下の方の第 36 条の 3 第 2 項につきましては、引用条文の整理でございます。

次に、7 ページをご覧ください。

第 36 条の 4 第 1 項については、市民税不申告に関する過料を 3 万円から 10 万円に引き上げるものであります。

その下の第 53 条の 10 第 1 項については、退職所得申告書不提出に関する過料を 3 万円から 10 万円に引き上げるものであります。

その下の第 61 条第 9 項、第 10 項は、引用条文の項ずれによる改正でございます。

8 ページをお開きください。

第 65 条第 1 項については、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の上限を 3 万円から 10 万円に引き上げるものであります。

次に、第 75 条第 1 項については、固定資産税の住宅用地所有に係る不申告に関する過料の上限を 3 万円から 10 万円に引き上げるものであります。

次に、第 88 条第 1 項は、軽自動車に係る不申告等に関する過料の上限を 3 万円から 10 万円に引き上げるものでございます。

次に、9ページをご覧くださいと思います。

第100条の2については、たばこ税に係る不申告に関する過料、その下の第105条の2については、鉱山税に係る不申告に関する過料を新設するものでありまして、過料の上限をいずれも10万円とし、過料の額は、市長が情状により定めるとするものであります。また、過料の納期限については、納入通知書の発付日から10日以内とするものであります。

第107条第1項については、鉱山税の納税管理人に係る不申告に関する過料の上限を3万円から10万円に引き上げるものでございます。

その下の第133条第1項は、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料の上限を3万円から10万円に引き上げるものでございます。

10ページをご覧くださいと思います。

第139条の2については、新しく過料を新設するものでございます。特別土地保有税に係る不申告に関する過料の上限を10万円とし、過料の額は、市長が情状により定めるものです。また、過料の納期限については、納入通知書の発付日から10日以内とするものでございます。

この139条の2の新設に伴いまして、現行の139条の2を139条の3といたします。

その下、附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例についてでありまして、適用の下限を5,000円から2,000円へ引き下げるものでございます。この改正は、地方税法の改正に伴い、同法を引用することにより行うものであります。

続きまして、11ページから12ページをご覧くださいと思います。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例でありまして、第1項は、特例の適用期限を平成24年度から平成27年度へ延長し、引用条文の整理により、免税対象を2,000頭から1,500頭に変更するものでございます。

12ページ下の第2項は、免税対象頭数を超える場合の課税の特例で、前項と同様に、免税対象頭数を2,000頭から1,500頭に変更し、条文の整理を行うものでございます。

次に、13ページの附則第10条の2から、飛びまして21ページの第20条の4第5項までにつきましては、条文文言の整理でございますので、説明は省略させていただきます。

続いて、22ページをお開きください。

こちらは第2条による改正でございまして、附則第2条第9項の改正は、上場株式等の配当所得の特例税率の適用期限を平成25年12月31日に延長するものです。

附則第2条第16項の改正は、上場株式等の譲渡所得の特例税率の適用期限を平成25年12月31日に延長するものです。

附則第2条第21項は、条約適用配当等の特例税率の適用期限を平成25年12月31日に延長するものであります。

続きまして、23ページをご覧くださいと思います。

こちらは第3条による改正でございます。

附則第1条第4号の改正は、附則第19条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の施行日を27年1月1日に延長するものです。

一番下の附則第2条第6項は、附則第1条第4号の施行日延長に伴い、市民税の適用開始年度を平成27年度に延長するものです。

次に、附則についてご説明いたします。

附則につきましては新旧対照表がございませんので、改正します条文のほうをご覧くださいと思っています。

条文の7ページをお開きいただきたいと思います。

中段の第1条は、施行期日についてでありまして、第1号は、過料の引き上げ、新たな過料の制定については、公布の日から起算して2か月を経過した日とするものであります。

第2号は、市民税の申告の改正規定の施行期日を平成24年4月1日とするものです。

一番下の第3号は、肉用牛課税の特例の改正規定の施行期日を平成25年4月1日とするものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第4号は、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告の改正規定を、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行日とするものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置についてでありまして、第1項は、寄附金税額控除に対する経過措置、第2項は、特定非営利活動寄附金の適用条文に対する経過措置、第3項は、市民税の申告に対する経過措置、第4項は、肉用牛課税の特例に対する経過措置についてであります。

一番下になりますが、第3条第1項は、固定資産税に関する経過措置、第2項は、附則第10条の2第4項に対する経過措置についてであります。

最後、9ページをお願いいたします。

第4条は、罰則に関する経過措置についてであります。

以上で、議案第17号、旭市税条例等の一部を改正する条例についての補足説明を終わりに

いたします。

続きまして、議案第18号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、旭市税条例等の一部を改正する条例と同様に、地方税法の一部改正に伴い改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、地方税法の改正による項ずれに対応し、改正するもので、内容の改正はございません。

以上で、議案第18号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について補足説明を終わりにいたします。

○議長（林 一哉） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第25号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 菅谷充雅 登壇）

○学校教育課長（菅谷充雅） 議案第25号、財産の取得について、補足説明を申し上げます。

取得財産の内容は、（仮称）旭市第二学校給食センターの厨房設備機器等でございます。

取得金額は、2億4,990万円であります。

取得の相手方は、千葉市美浜区稲毛海岸二丁目1番28号、タニコー株式会社、千葉営業所所長、西山学であります。

続きまして、契約の経過についてご説明申し上げます。

厨房機器業者の選定につきましては、昨年の4月に旭市学校給食センター統合改築事業厨房業者選定委員会を組織いたしまして、本市に厨房調理機器の入札資格登録をしている業者の中から、自社にて厨房施設の開発・製造ができ、設計・施工・メンテナンスを行う能力のある業者といたしまして8社を選定しましたが、3社辞退がございまして、5社にて、昨年の6月29日にプロポーザルを実施いたしました。

プロポーザルによる厨房業者の選定につきましては、作業の動線や平面図、衛生区画、人員配置、サービス体制、コストなどの11項目で評価を行い、最高得点を得ましたタニコー株式会社が厨房業者として選定されました。

その後、タニコー株式会社による基本設計並びに実施設計に伴う設計協力を得た後、この8月19日に仮契約を締結したものでございます。

次に、購入する厨房機器について、ご説明申し上げます。細かな機器が数多くございますので、主な機器について申し上げます。

最初に、電気回転釜が7台、和え物用の回転釜が1台、調理用シンク、これは流し台でございますが、これが32台、調理台が34台、食器洗浄機1台、食缶洗浄機1台、コンテナ洗浄機1台、食器・食缶消毒保管庫8台、野菜裁断機2台、揚げ物機1台、焼き物や蒸し物を調理いたします中心温度管理機能付きの調理機が1台、炊飯機1台、冷蔵庫11台、冷凍庫4台、真空冷却機が1台、それからあと残菜の水分を抜きます厨芥処理機が1台、米を保管します納米庫1台などでございます。

納入期限につきましては、平成24年5月31日であります。

以上で、議案第25号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第4号、報告第5号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） それでは、報告第1号、それから4号、5号について、説明を申し上げます。

まず、報告第1号、平成22年度旭市土地開発基金の運用状況についてでございます。

この報告第1号の1ページを開いていただきまして、表がございます。それをご覧ください。上から2行目のA欄でございますが、平成21年度末現在高でありまして、3行目のB欄から、下から2行目のJ欄、平成22年度中の増減、そして一番下段のK欄に平成22年度末現在高というような形で表を示してございます。

一番下段の合計欄右下の数字をご覧くださいと思います。この9億6,414万8,852円が土地開発基金の平成22年度末の現在高でありまして、21年度末と比べて32万1,810円の増となっております。

その内訳につきまして、現金・預金、それから土地、貸付金ごとの増減をご説明いたします。

まず、一番下段のK欄、22年度末現在高のそのすぐ上の22年度中の増減のJ欄、これをご覧くださいと思います。

現金・預金につきましては、5,214万7,800円増加いたしまして、4億4,217万8,610円となっております。増の主なものは、旭市土地開発公社への貸付金4,274万8,860円が返済されたことによるものです。

なお、国民宿舎事業会計に対しまして、11月末に4,000万円の貸し付けを行っております

が、これにつきましては3月末に同額が返済されております。これは、基金の中での繰替運用という形になります。

続いて、土地の保有高でございますが、737万7,130円減少いたしまして、9,611万4,266円となっております。減の理由は、土地開発基金で購入した萩園浜線道路用地、これは飯岡中学校の近くなんですけれども、その179.93平方メートルを市へ売却したことによるものです。

続いて、貸付金につきましては、4,444万8,860円減少しまして、4億2,585万5,976円となっております。減の理由は、現金・預金で申し上げたところですが、旭市土地開発公社へ貸し付けていた文化の杜公園用地分の貸付金が返済されたこと等によるものでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号、平成22年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、ご説明申し上げます。

やはり1枚開いていただきますと、表がございます。この健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものでございます。

算定項目1の実質赤字比率でございますが、これは一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字でございましたので、これは該当いたしません。横バーというパーセンテージになっております。

次に、2の連結実質赤字比率でございますが、これは公営企業会計を含むすべての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも連結いたしますと黒字でございますので、該当いたしません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考として黒字の比率を表したものでございます。

次に、3の実質公債費比率であります。これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の25%を下回る16.2%となっております。昨年度の17.7%と比べますと1.5ポイント下がりまして、議会への報告及び公表が義務化されました平成19年度決算以降、3年連続で前年度を下回っている状況でございます。

なお、この16.2%の比率につきましては、過去3か年の平均数値で計算しておりまして、平成22年度の単年度だけの実質公債費比率は14.51%となっております。

次に、4の将来負担比率であります。これは一般会計から公営企業、一部事務組合、地

方公社までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、本年度は116.5%となり、昨年度の104.2%と比べまして12.3ポイント上がりましたが、早期健全化基準の350%を大きく下回っている状況でございます。

以上のとおり、平成22年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、4指標とも基準をクリアいたしましたが、これで安心することなく、これからも財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、報告第5号、平成22年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について、ご説明申し上げます。

これも1枚開いていただきますと、表になっております。本件は、報告第4号と同じく、公営企業につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率を報告するものでございます。

この資金不足比率でございますが、表に記載のとおり、平成22年度におきましては資金不足が生じた公営企業はありませんので、すべて該当いたしません。

また、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表したものでございます。

以上のとおり、平成22年度はすべての公営企業会計において経営健全化基準をクリアいたしましたが、一般会計と同じく公営企業につきましても、引き続き財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長の説明は終わりました。

報告第2号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 菅谷充雅 登壇）

○学校教育課長（菅谷充雅） 報告第2号、平成22年度旭市奨学基金の運用状況についてご報告申し上げます。

1枚めくっていただきまして、平成22年度旭市奨学基金の運用状況一覧をご覧くださいと思います。

初めに、A欄でございますが、一番下のほうにございますけれども、これはA欄の積立ですが、運用利息2万7,810円を積み立てております。

B欄の基金現在高でございますけれども、平成22年度末は6,742万3,895円となりました。

C欄の返還につきましては、494万9,000円が返済されております。

D欄の貸付残高でございますけれども、これが未返済残高となりますけれども、22年度末

で37人、2,137万4,000円となり、E欄の預金残高につきましては4,604万9,895円となっております。

以上で報告を終わりにさせていただきます。

○議長（林 一哉） 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 石毛健一 登壇）

○保険年金課長（石毛健一） 報告第3号、平成22年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、ご報告申し上げます。

1枚めくっていただきまして、表をご覧ください。

初めに、平成22年度末基金現在高でございますが、1,000万円でございます。

次に、貸付等の状況でございますが、平成21年度末の貸付残高が7件、53万9,000円、預金残高が946万1,000円ございました。

平成22年度中におきましては、合計で30件、252万1,000円を貸し付けしまして、32件、279万5,000円が返済されました。

この結果、22年度末の貸付残高は5件、26万5,000円となり、預金残高は973万5,000円となっております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成22年度の事業経営状況及び平成23年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして報告を申し上げます。

初めに、平成22年度事業報告書につきましてご説明いたします。

お手元の資料では、2枚目からの第16期事業報告書となります。

公社の当期の経営につきましては、牛及び豚のと畜頭数、これにつきましては前年実績に對しまして、ともに減少となっております。しかし、収支面では、経費の圧縮等によりまして、当期純利益は増益となっております。

1ページ目から説明させていただきたいと思います。

事業実績としましては、と畜頭数、牛が1万3,236頭、これは対前年比1,955頭の減でござ

います。87.1%となっております。豚につきましては39万9,575頭、これにつきましては対前年比606頭の減となっております。99.8%となっております。

次に、収支でありますけれども、損益計算書でご説明を申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

収入となります売上高67億681万3,000円に対しまして、費用となります売上原価は62億9,713万2,000円。売上総利益につきましては4億968万円で、これから販売費等を差し引いた営業利益は1億8,486万円。税引き後の当期純利益は1億5,776万円となっております。

14ページのほうをお開きいただきたいと思います。

14ページから平成23年度の事業方針でございます。

事業方針としまして、近年、口蹄疫等に代表される疾病や自然災害等が各地で発生しており、先行きの不透明感が一段と広がっていますが、食肉安全のためのISO22000・コンプライアンス態勢の継続推進によりまして、県下の食肉流通の基幹センターとして、安全・安心、より新鮮な食肉の提供を基本に衛生・環境管理体制のさらなる強化を図りながら、経営体質の強化に取り組んでいくというものでございます。

続きまして、15ページをお開きいただきたいと思います。

経営計画でございます。

平成23年度における集荷目標、これにつきましては、豚で40万90頭、牛で1万3,800頭を見込んでおります。

16ページをお開きいただきたいと思います。

16ページからにつきましては、平成23年度の収支見込みでございます。

本年度も効率的な経営と一般管理費の削減等に努めるとともに、当期利益を3,453万4,000円余りと見込んでおります。

なお、損失補償に係る借入金額32億6,600万円に対しましては、当期までの返済元金の累計で21億1,860万円余りとなりまして、返済計画に対して着実に償還が行われております。

以上で、報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成22年度事業経営状況及び23年度の事業計画についての報告を終わります。

○議長（林 一哉） 農水産課長の説明は終わりました。

報告第7号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 報告第7号は、継続事業費の精算であります。

まず、平成20年、21年、22年度の継続事業であります再整備事業新本館建設工事の全体の支払額は184億6,078万5,000円で、予算額を2億8,896万5,000円下回ることができました。

また、平成21、22年度の再整備事業改修工事設計料の全体の支払額は1億3,534万5,000円です。

以上で、報告第7号についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は9日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 1分

平成23年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成23年9月9日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
 - 第 7 常任委員会請願付託
 - 第 8 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
 - 日程第 7 常任委員会請願付託
 - 日程第 8 常任委員会陳情付託
-

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世

1 1 番 景 山 岩三郎
 1 3 番 嶋 田 哲 純
 1 5 番 木 内 欽 市
 1 7 番 日 下 昭 治
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 林 正一郎

1 2 番 滑 川 公 英
 1 4 番 柴 田 徹 也
 1 6 番 佐久間 茂 樹
 1 8 番 林 俊 介
 2 0 番 高 橋 利 彦
 2 2 番 林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	秘書広報課長	伊 藤 浩
行 政 改 革 推 進 課 長	林 清 明	総 務 課 長	神 原 房 雄
企 画 政 策 課 長 兼 被 災 者 支 援 室 長	米 本 壽 一	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	佐 藤 一 則	市民生活課長	斉 藤 馨
環 境 課 長	浪 川 敏 夫	保険年金課長	石 毛 健 一
健康管理課長	高 山 重 幸	社会福祉課長	渡 辺 輝 明
子 育 て 支 援 課 長	林 芳 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	石 井 繁
商 工 観 光 課 長 兼 国 民 宿 舎 支 配 人	横 山 秀 喜	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都市整備課長	伊 藤 恒 男
下 水 道 課 長	増 田 富 雄	会 計 管 理 者	花 香 寛 源
消 防 長	佐 藤 清 和	水 道 課 長	小長谷 博
病院事務部長	渡 辺 清 一	病院経理課長	鈴 木 清 武
庶 務 課 長	加 瀬 寿 一	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	高 野 晃 雄	体育振興課長	野 口 國 男
監 査 委 員 会 長 事 務 局 長	馬 淵 一 弘	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	加 瀬 恭 史

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（林 一哉） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第25号までの25議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、75ページ、総合計画策定支援業務委託料396万9,000円の業務の委託内容はどのようなものか。また、平成23年度当初予算に1,036万4,000円ありますが、全体の事業費はこの合計額となるのか伺います。併せて内容と業者選定の方法について伺います。

次に、77ページ、ホームページ作成委託料316万500円とありますが、毎年経常的に同額で計上されていますが、この契約内容などの内容について伺います。

また、毎年計上されているような状況なので、職員を教育し、市の職員が行うべきだと思いますが、今後どのような対応を考えているのか。

次に、79ページ、電算システム運用事業2億4,401万6,068円となっていますが、他の事業でも電算にかかわる経費が多額となっています。総トータルの経費は幾らになるのか。

また、今後も経費が多額になることが予想されていることから、電算業務のできる職員を教育、配置すべきだと思いますが、いかがか。

次に、93ページ、負担金補助及び交付金の関係の中で、納税貯蓄組合連合会運営補助金50万円、納税組合事務費交付金142万8,800円の事業の内容とその成果について。また、納税組

合の設置されている地区などについて伺いをします。

次に、183ページ、旭市農業振興地域整備計画策定支援業務委託料664万2,000円の事業内容と業者の選定方法について伺います。

次に、221ページ、地籍調査事務費1,048万4,516円とありますが、地域はどこか。また、市内全域の進捗状況はどのようになっているのか。さらに、調査地域の終了後の課税はどのようにするのか伺います。

それから、285ページ、緊急雇用創出小学校基礎学力支援員配置事業395万9,000円、それと関連しますので、295ページ、緊急雇用創出中学校基礎学力支援員配置事業161万5,970円の具体的な事業内容と配置された支援員はどのような人なのかをお尋ねします。

それから、339ページから349ページの学校給食費 6 億2,828万9,033円、この各給食センターの小学校、中学校の1食当たりの給食費は幾らか。

また、保護者から徴収する食材費、つまり給食費負担金を除いた人件費等の1食当たりの製造原価、これは幾らになるのか。

以上で質問を終わります。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、お答えいたします。

初めに75ページです。

備考欄1、企画事務費、13の委託料でございます。これは総合計画、後期基本計画策定のための支援業務を委託するもので、後期基本計画の5年間の主要施策を定めるため、担当課の行う、市長インタビューから始まって各課ヒアリングやら市民及び団体アンケート、また、事業の満足度及び進捗状況を調査、さらに施策目標の設定等の支援業務をしていただくものでございます。

契約の内容でございます。入札はダイレクト入札で行いました。契約の相手方につきましては、アジア航測株式会社千葉支店でございます。業務委託の期間は、22年6月29日から23年3月31日ということです。

それから、23年度も委託事業がある。22年度と23年度のトータルかということに対しましてはトータルでございます。

次に申し上げます。今度は77ページであります。

備考欄2、インターネット活用事業の13委託料、ホームページ作成委託料316万500円であ

ります。

まず、業務の内容でございます。大きく3つございます。

1つにホームページ作成関連業務として264万6,000円でございます。これは旭市ホームページ、まるごと旭どっとこむの情報内容の作成及び管理・運用の支援業務というのが一つ。

それから、もう一つドメイン運用管理として32万5,500円であります。この内容につきましてですけれども、やはりホームページ、まるごと旭どっとこむにかかるドメインを使うための費用ということでございます。

それから、もう一つSSLセキュアサーバ更新・維持業務として18万9,000円でございます。この辺につきましても、ホームページ、まるごと旭どっとこむにかかるセキュアサーバ更新・維持証明料というものでございます。

それから、これは職員でできないのかということのご質問がございました。職員がホームページを作るんですけれども、その下準備をするための業務をお願いしているというものでございます。

それから、3つ目でございます。79ページ、備考欄2ですね、電算システム運用事業です。この13委託料ですけれども、電算システム運用事業全体としては2億4,401万6,068円であるわけであります。委託料につきましては、電算業務委託料等の主なものは、事務機器の賃借料等でございます。

トータルの話がありました。全部でどのくらいかかっているのかということでありました。これは一般会計で電算関係に係る経費、企画費の機器の賃借料も含めまして、総額で約3億3,000万円というトータルの金額でございます。

やはりこれも職員でできないのかというご質問でございました。これはもっと勉強して職員でやれということの趣旨だと思いますけれども、企画政策課の情報管理班の職員は5人おります。毎年研修等に参加しまして技能の向上には努めておるんですけれども、システム、プログラムの改修を職員でできないのかということですから、現行の法制度、法改正の複雑化等によりまして、一般職の技能では困難、一職員の技能では困難な状況にありますので、サポート料というか、そういうものを払って業者をお願いしている。そんな考えであります。

今後も続けるのかということですから、そういった形で今後も継続してやりたいという考えであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは93ページ、納税組合関係の補助金、交付金についての事業内容、成果、それから、地区の関係でご回答いたします。

住民の納税を促進する目的で、昭和26年に制定された納税貯蓄組合法に基づく団体、組合へ補助金及び交付金を支出しております。

納税貯蓄組合総連合会は、銚子税務署連絡協議会主催の研修会や各種行事への参加並びに視察研修、中学生の税に関する作文の募集等の事業活動費として50万円を補助金として支出しております。

また、納税貯蓄組合につきましては、納税思想の普及に努めるとともに、市税の納期内納付の推進に重要な役割を果たしておりまして、税務行政を実施する上で欠くことのできない組織、制度と考えております。

成果につきましては、納税貯蓄組合、平成22年度で組合収納額としまして、市税につきましては3億885万7,400円の収納をしております。また、国保税につきましては1億7,487万5,824円、合計4億8,373万3,224円の組合収納でございます。地区につきましては、旭地区のみなんですけれども、86組合、4,064人の組合員でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、ご質問の183ページ、農業振興地域整備計画策定支援業務の委託料の内容等につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、農業振興地域整備計画、これにつきましては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づきまして農地の用途区域等を定めた計画でございます。

合併後、1市3町の4つの計画、これがございました。県の指導等によりまして、これを一つの計画に早急にするように、そういうようなことで取り組んだものでございます。

今回の業務委託の主な内容、これにつきましては、これまで農地の各筆のデータ、例えば農振の農用地区域に入っている、入っていない、そういうものにつきまして紙ベースの資料、これであったわけでありまして、そんなことで、これをパソコン上に地図さらには航空写真等のデータ、これを取り込みまして、各筆のデータ、これを併せて素早く検索できるような、そういうシステムの構築をしたものでございます。

これに基づきまして、市民からの各筆のデータ等の問い合わせ、これに活用すべくデータ等の作成を委託したものということでございます。

なお、千葉県知事等の協議に遅れが生じまして、業務期間を1年延長させていただいて、平成23年3月に完了させていただいた、こういうものでございます。

契約関係でございますけれども、先ほど言いましたように、パソコン上にいろんなデータを取り込む、そんなことで各業者の電算等の構築力、あるいは県との手続きの過去の実績、そういうものをいろいろプロポーザル等させていただきまして、所定の手続きに基づいて国際航業株式会社千葉支店、ここと契約をさせていただいた、そういうことの内容でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、221ページです。地籍調査についてですけれども、地域については、鎌数の谷丁場地域を22年度は行っております。今後については、市内全域はどうなっているかということですが、現在、干潟地区の認証登記を行うのが25年ごろになりまして、今現在やっております旭市鎌数地区のやつが23年で取りあえず終わりますので、その認証が二十六・七年までかかりますので、その後、市民のニーズとか考えまして、今後どうするか検討したいと思っております。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、285ページ、295ページの緊急雇用創出小学校の基礎学力支援員及び中学校の基礎学力支援員につきまして、具体的な事業内容、そしてどのような人たちがこの支援員になっているのかという質問にお答えさせていただきます。

最初に具体的な内容のほうでございますけれども、小学校につきましては、市内の4つの小学校、共和小学校、滝郷小学校、三川小学校、飯岡小学校、中学校につきましては、飯岡中学校、以上の学校に支援員を配置いたしました。そして、内容のほうでございますけれども、いわゆる学習支援が必要な児童・生徒について寄り添いまして、個別指導の充実を図る。そして学習支援を積極的に行っていくということで基礎学力の定着を図ってまいりました。

また、支援員の方々につきましてでございますけれども、まず、定職についていない方々、そして教員の免許状を有している方々ということでございます。昨年、そういった方々、公募かけまして面接を実施いたしました。その中で、健康であるとともに、児童・生徒のことをしっかり思い、そして情熱を持って指導できる人物を選び支援員として昨年活躍していただきました。ちなみに、年齢のほうでございますけれども、20代が3名、40代が1名、50代1名、5人とも教員の経験はございません。

それから、続きまして学校給食費のほうでございますけれども、先ほどご質問がございました、いわゆる製造の1食当たりのコストということでございますが、これは各センターごとに算出をしております。そして、まず第一学校給食センターのほうでございます。これは旧旭市の小・中学校を対象としているセンターでございますが、そのセンターにつきましては、1食当たりの供給単価が517.9円、これはすべてのコストが入っております。つまり最初のいわゆる製造のすべてのコスト、人件費から始まりまして維持管理費、修繕費、そして食材も全部入っております517.9円。第二学校給食センター、これは旧飯岡、海上町を対象としたセンターでございますが、こちらにつきましては536.8円。そして第三学校給食センター、これは旧干潟町を中心にしました給食センターでございますが、こちらが848.3円でございます。

なお、この中でいわゆる製造コスト、つまり食材等を除きました金額でございます。ご質問にありました金額でございますが、第一学校給食センターにつきましては261.7円、第二給食センターにつきましては297.3円、第三学校給食センターにつきましては588.8円、以上でございます。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 地籍調査の課税の関係について答弁漏れがありましたのでお答えします。

干潟地区につきましては、地籍調査につきましては、いまだ全地区登記が完了しておりませんので、地籍が増となった土地につきましては、固定資産評価基準第1章第1節二の3によりまして、従前の登記面積で課税をしております。

また、減となった土地につきましては、同節二の1により調査後の地籍で課税をしております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 干潟地区の事業を完了した場合につきましては、国土調査による地籍で課税をするということになります。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問しますけど、75ページの総合計画の関係でございますが、結局、トータルは分かりまして、ダイレクト入札で業者選定をしたということでござ

いますが、ただ、先日の市長の政務報告の中で、審議委員が決まったのはまだ8月ですよ。普通こういう計画であれば、やはり当然のこととして検討委員会、この組織の中で検討委員会を立ち上げる。その中で審議会を作る。それをやらないで、去年既に業者に委託しちゃうわけですよ。業者に委託、何を委託するんですか。例えば、学校の体育館を建てる。そうなった場合は、何の指針もない中でただ業者に頼んじゃうわけですよ。普通であれば、体育館、これだけの子どもの規模だから、それでまたこういうふうを使う、そんな中で平屋がいいとか、2階がいいとか、そういう基本があって初めて業者に委託するのが本当だと思うんですよ。これでは、何の考えもなく、全部最初から業者に全部作ってくださいよ。あとは、そこに今度は行政の意向を入れる。こういう計画はないと思うんですよ。計画というのは、まず自分の基本理念があって、それで計画が業者に作ってもらったほうがいいということであれば、業者に作ってもらう、何の理念もなく、考えもなくやるというのはいかなものなんですか。まず、その辺をお尋ねします。

それから、次にホームページの作成委託料ですが、これではほとんど業者にホームページを作るの委託しているわけですよ。個人がホームページを作っているのがありますね。あれは業者に作ってもらっているんですかね。皆さん方は、高給もらっているわけですよ。そんな中で、それを飯の種にしているわけですね。当然、そのぐらいは私はやって当然だと思うんですが、その辺またお尋ねします。

それから、負担金、補助金、納税組合の関係ですが、納税貯蓄組合連合会運営補助金50万円出している中で、この受け皿はどうなっているのか。それと同時に、今、個人情報云々の中で先ほど納税組合が収納したのがかなりの金額ありますが、これやったら違反じゃないんですか。個人情報、この人税金払っていませんよと、その辺お尋ねします。

それから、183ページの農業振興地域整備の関係でございますが、プロポーザルで国際航業が受けたということですが、このぐらいやはり先ほども言いましたけど、電算をこなせないんですかね。これでは幾ら……、まあ、次に言います。今後どういうふうにしていくのか、現状あの地域の、ましてこの農振の関係であれば、地域の実情を一番知っているのは、やはり担当者なんですよ。と同時に、このぐらいは私は当然パソコンに入れられると思うんですが、その辺お尋ねします。

次に、221ページの地籍調査の関係でございますが、先ほどの答弁では干潟がほぼ終わる。そして、鎌数が今やっているということでございますが、そんな中で課税の問題をお尋ねしますけど、結局この地籍調査、干潟は目的を持ってやったわけです。結局、地籍調査をした

中で、終わった段階で、終わるまでは旧台帳の面積で課税、終わった段階で新しい面積で課税するということなんですが、今度は全部旭市になったわけです。その中で、干潟だけこの地籍調査によって課税したら、これは不公平感出ませんか。それと同時に、全部これやるといふ目的があればいいんですが。どの辺までこの地籍調査をしていくのか、それでやはり目的があつて国土調査やと思うんですね。ですから、この国土調査の目的は何なのか。

次に、緊急雇用創出の関係でございますが、これはここにも緊急雇用とありますから、先ほど答弁いただきましたが、定年退職したという人じゃないので、これは別段改めて質問はしません。

次に、339ページから349ページの学校給食の関係でございますが、これから見ますと、かなり給食費のセンターごとの格差あります。そういう中で、これをどういうふうにしていくのか。それと給食費の関係でございますが、今、収納未済額が1,500万円ちょっとあります。給食費というのは、これは商取引で時効2年間になっていますね。そういう中で、給食費各市町村ではとれなくて困る。不納が多くて困るという中で、旭市については不納が1銭も出ないということは私すばらしいことだと思うんですよ。そういう中で、今のここにありますが収納未済額約1,500万円ちょっとありますが、このできたら年度ごとの金額をお知らせいただきたいと思います。と同時に、不納欠損出さない徴収というのはすばらしい中で、どういう徴収方法をとっているのか、その辺お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、75ページです。総合計画支援業務委託料です。確かに市長から8月25日に総合計画審議会委員の委嘱を行いました。第1回の会議を行いましたという政務報告をいたしました。本来ならばもっと早く、確かにそうです。もっと早く本来ならばやるべきだったんですけども、震災の関係でこういう時期になってしまったということをお許しいただきたいと思います。

さて、議員さんからは職員でできないのかと。理念も全部業者に預けてしまうのかということのご質問の趣旨でございますけれども、確かに作成するのは我々です。でも業者にはいろんなアドバイスをもらいたいということで支援業務を委託しているわけでありまして、全部任せるということではありません。職員の人数や普段の庶務、やっている処理量に限りがありますので、時間短縮と民間が持つ豊富な経験や新たな視点からのアイディアとアドバイ

スを受けるために支援業務委託をお願いしているということでございますので、その理念も全部任せちゃうのかということではないということだけご理解をお願いしたいと思います。

それと77ページ、ホームページの作成、これも委託ですけれども、これも同じように職員でできないのかということでございます。ホームページの作成につきましては、ホームページに関係する課及び情報管理班の職員が確かに作成とか、修正等を行っておりますけれども、業務を委託しなければならないという理由は、現在の旭市のホームページって本当に多くのページにより構成されていまして、膨大な情報が掲載されている。これをすべて職員で管理するということは、さっきと同じですけれども、人員、時間等の制限によりできないという判断をしているわけです。よって、専門の業者により使いやすいホームページにするための保守作業等を委託しているものでございますので、これもご理解をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 納税組合総連合会、受け皿なんですけれども、こちらにつきましては総連合会という会がございまして、役員17名で組織いたしております、先ほど言いましたように、税務署関係の研修会、それから、産業まつり等、さまざまな行事に参加しております。また、個人情報というような関係の角度ではどうかということなんですが、旭市におきます納税貯蓄組合につきましては、納税貯蓄組合法にのっとりました組織でございますので、その組合法の中には細かな規制、条件等ありますので、そういう中で正式にやっておるということでもあります。

また、地籍調査の関係で不公平感が出ないかということなんですけれども、こちらにつきましては、議員さんおっしゃいますように、全体的な地籍調査の事業展開という形の考え方の中では、現在そういうふうになると思いますけれども、これからの税のほうの立場としましては、事業の展開がどうなるかということによっていろいろと出てきますので、回答のほうはこのような形で申し訳ありませんけど、よろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業振興地域整備計画の策定についての再質問でございますけれども、電算をこなせないのか、あるいはいろいろ地域のことは担当が一番知っている。まさしく地域のことは一番担当者が知っている。それは承知しております。

今回の業務の委託につきましては、ご承知のように、例えば市民の方からどこどこ何番地は農振の農用地に入っているんですか。要は、転用できるところなんですか、できないところなんですか、そういう問い合わせが結構あるわけでありまして。ただ、紙ベースの書類です

と、どうも検索に時間がかかって、こちらからまた改めて電話します。そういうのが今までの通常であったわけでありまして。そのようなことで、今回システム化によりまして、即時に検索して、すぐ市民の方にお答えをできる、そういうシステムでございます。このシステムにつきましては、システムの開発、そういうもの、あるいは機械の導入、機材の導入、そういうものも入っております。

そういうことで限られた期日、実は合併前に計画の見直し、旧旭市については昭和60年度にやったきり、あるいは海上地区につきましては平成13年度にやった。あるいは飯岡は平成11年、干潟は平成6年、そんなことで県のほうから早急に余り期間を持たないで見直し、この一つにすべくという指導もございました。そういうことで限られた期間の中で、今回の特殊性、そういうようなことで業者委託をさせていただいた。そういうことでご理解いただきたいと思えます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、目的ですけれども、公図は正確ではないという形のもとにおいて地籍調査は行っているわけございまして、目的は正確さを求めるために調査を行うことが目的ございまして、あと今後についてはどうするかということですが、市民のアンケートとかとりまして必要性について調査しながら、本来は全域やればいいんでしょうけれども、全域やると何か100年ぐらい、前任の干潟町から引き継いだときには全域やると旭市やると100年ぐらいかかるというような話を聞いていますので、あとは費用対効果もありますので、本来やって、本当の正確さを求めればいいんでしょうけれども、議員さんご存じのように、境界やると相対の関係だとか、いろいろなものがございまして一長一短にはいかない部分もございまして、今後はその辺は考えながら市民アンケートをとりまして、必要性は十分、分かっていますけれども、どうするのかは今後検討していくような形に考えております。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、給食センターの金額の格差といいますか。その辺を今後どういうふうにしていくかということでございますが、確かに3つの給食センターがございまして、さまざまな諸条件によりまして算出しましたところ先ほどお答えしたとおりなんです。現在地震によりまして第二給食センターが閉鎖されておりまして、今、第一と第三でやっているところでございますが、今後といたしましては、第二学校給食センターの建設に向けて、いろいろとぜひお願いしたいなと思っているんですけれども、そうしていきま

すと、今後は学校給食の運営委員会とか、そういったものを開きまして、2つのセンターで今後やっていく。そうなりますと、格差というものが埋まって、少しは縮まってくるのかなと、このように考えております。そのように今後検討していきたいと思っております。

それから、あと続きまして給食費の未納の件でございますけれども、こちらのほうのデータ、これずっとありますけれども、合併の平成17年度以降ということで、取りあえずよろしいでしょうか。まず、平成17年度につきましては138万8,483円、平成18年度162万5,658円、平成19年度179万9,795円、平成20年度175万7,698円、平成21年度183万2,022円、平成22年度、昨年でございます196万6,281円でございます。

徴収のほうでございますが、この学校給食費につきましては、学校給食法の規定によりまして、食材等につきましては保護者が負担することと、このように定められております。また、この保護者に負担していただいた給食費によって学校給食が成り立っているということは、負担の公平性の観点とか、あるいは学校給食費の未納額につきましては、現在もやっておりますけれども、引き続き文書による督促とか、あるいは訪問徴収等現在ではやっておりますが、そういった形で徴収率の向上に教育委員会としても努めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、総合計画について再質問しますけど、計画を作るのに、私ね、なぜできないかと思うんですよ。今、一般会計でも例えば昨年の決算見たって統計関係の金額で3億円も使っているわけです。結局、何を事業計画作るにしても、そういう統計関係が必要なんですよ。これが基礎になって、それから将来の見込みが出るわけですよ。ですから、私はこんなにここで使っているんだから、こういう計画自体は市でできると思うんですけどね。それと同時に、先ほど業者からアドバイスといいますけど、市の計画が何も無い中で、どうやってアドバイス受けるんですかね。去年業者と契約してあるんでしょう。市がこのようなものを作りたいという中でアドバイスをなら分かりますよ。最初からこれじゃ丸投げじゃないんですかねと私は思いますが、その辺についてお尋ねします。

ホームページは、これは何回も言ってもしょうがないから除きますけど、それから、電算システムですけど、電算機作る人も、ソフト作る人もいるわけですよ。ですから、もうこれだけ金かかっているんですから、やはり市でそれなりの人を集めて、それなりのセクションでやるべきだと思いますよね。これでは幾らいい機械持っていたって、こじきが馬をもらったようなものなんですよ。ですから、その辺十分これから検討してもらいたいと思います。

それから、93ページの納税の関係でございますが、受け皿としては連合会があって、税務署の研修云々、その研修をやって、今度は連合会のメンバーがどれだけ今度は市民に対しての納税意識の啓蒙するとか何とか、何もないでしょう。もしやっているとすれば、その辺お答えいただきたいと思います。

それから、納税組合の組織があって、そこにいろいろ規約があると思いますが、果たしてこれがどのように今機能しているのか、全く機能しないと思うんですよ。そういう中で、やはり時代に合った組織作り、これが必要だと思います。それについてどう思うのか。

それから、あと地籍調査の関係でございますが、正確を期してといいますが、実際、地籍調査して正確になったから、現状でやってたからって、そうそう問題はないと思うんですね。そういう中で、これもこれからどういうふうにするのか、ただ前年に地籍調査やったから、その予算とるために予算とったでは困ると思うんですよ。やっぱり目的を持った事業ですか、そんな中で、課税の問題についてはここでは出ないでしょうけど、次に別の場面で質問させていただきますけど、これでは全く干潟が地籍調査やったがために住民が負担増えちゃうわけですよ。まるっきりこれでは不公平感が、やはり行政というのは市民平等の法則があると思いますから、その辺で十分検討していただきたいと思います。

それから、次に給食費の関係でございますが、決算書を見ますと不納欠損1銭もない、収入未済額だけ、これはすばらしいことだと思ったんで、中身見たら、2年経過したものも、かなりあるわけですね。ただ、法的に生かしてあるだけでしょう。結局1回は不納金額ですか、収入にならない分を相手方に送れば、これは法的には時効にかからないので生きていくわけですよ。やはりその辺、ただ17年といいますが、かなり古いものですよ。ですから、これを果たして生かしておいていいものか、その辺はやはり検討すべきだと思いますけど、以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 75ページ、総合計画策定支援業務の委託料の関係です。議員さんからは、丸投げじゃないかということですがけれども、丸投げではございません。あくまでも作っているのは、我々で作っているわけです。早くてきれいに旭市の計画を全国にアピールするわけですから、広い経験を持ったアドバイスが必要と考えているわけです。確かに作れなくはありません。作れなくはありませんけれども、時間がかかってということになりますので、早くきれいにやるということで支援業務をお願いしているわけで

あります。

(発言する人あり)

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一）　もちろん今の質疑は決算の話ですので、去年の話です。例えば、支援業務ということで、1冊の基礎データを業者に作らせているわけですね。もちろんこれは市役所の職員でも作れます。作れますけれども、これを早くきれいに作ってくれるんです。そういうことで委託していますので、この辺はどうかご理解をお願いしたいと思います。

それから、79ページ、電算システム検討しろよということでありますので、これは大原則、最小の経費で最大の効果というのは我々の課せられた責務でありますので、その辺で努力していくつもりですので、この辺もご理解お願いいたします。

○議長（林　一哉）　税務課長。

○税務課長（佐藤一則）　納税組合の総連合会でどういう役割を担っているのかというようなご質問ありましたけれども、先ほど言いましたように、中学生の税に関する教育と、それから、産業まつり等での税の普及、それから、連合会自体の規約は当然ございますが、その中では、大きなものとしましては、納税思想の普及、それから、税務当局との連携、それから、講演会、講習会、研修会等の開催、税務、経理、経営及び納税貯蓄に関する指導及び啓発というような事業はございます。実際に今機能しているのかというようなことでございますけれども、こちらにつきましては、以前報奨金の関係で納税組合に報奨金出している関係につきましては、法律違反だということで、各市町村で廃止をして動いた経緯がございます。その中で、合併後も旭市の組合の、現在ある組合は旭市だけなんですけれども、いずれにしても、自主的に納税組織、現在あるものをそのまま残したいというような形でできておりますので、報奨金等につきましては廃止しておりますので、そういう形で先ほど言いました金額が納税組合として納入されている現実ございますので、そういう組織については、旭市のほうはそのまま、現在のまま見守っていきたいと考えております。

○議長（林　一哉）　建設課長。

○建設課長（北村豪輔）　これからどうするかということですが、地籍調査は議員ご存じのように、道路整備なんかと違ましてすぐに効果が出るようなものではございませんので、市民の皆さんに十分理解していただくような形が大事で、それから検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林　一哉）　学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） ただいまご指摘がありましたように、今後とも先ほど申し上げましたように負担の公平性という観点から取り組んでいきたいと思っております。いろいろと教育委員会として調べましたところ、今後、例えばいろいろな方法を今探っているところでございますが、一つに民事訴訟法の第383条に規定されている支払い督促の制度というのをちょっと今発見いたしました。もう一つは少額訴訟制度という制度がございます、こういった方法も今ちょっと勉強しているところでございますが、こういった方法も一応あるということでございますので、こういった方法も検討していきたいと考えております。いずれにいたしましても、今指摘されましたように早期の対応が必要だと、このように教育委員会でも考えております。どうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 議案第1号について質疑を申し上げたいと思います。

最初に歳入について伺います。まず、市税でございますが、市税の不納欠損金1億5,831万9,628円、これ年々増えてきておるんじゃないかなというような感じがするわけでございます。当然、これだけの不納欠損が出るということがございますと、全体にかなりの影響があるということを考えられますので、その辺のはっきりした傾向と要因。

それと市税の中において、現年度分で不納欠損した部分があります。個人市民税、軽自動車税、2点ですね。その辺の現年度分でやらなきゃならないことは相当なものが原因があると思うんですね。時効はありませんので、そういう中においてそういったものが発生したということは、それなりの要因というか、そういうものがあると思いますので、その辺をはっきり出していただきたいと思います。

続きまして、14款の県支出金でございますけれども……

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） 40ページになります。災害救助費委託金がございます。それについて20億6,200万円予算としてあるわけでございましたけれども、調定額ゼロ、それらは今後繰越明許費の関係になろうかと思いますが、災害救助費の民生費のほうの、今後、県支出金が入る予定かあるのか、ないのか、それをお願いしたいと思います。

それで先ほど高橋議員と関係するものがございます。75ページの企画費の関係になるわけでございますけれども、私も総合計画策定支援業務委託料、これについてはいろいろご理解

いただきますと、一生懸命あれしているようだったんで、その辺は理解するものとしています。しかし、これは継続事業だと思います。継続事業であるにもかかわらず、22年度は支援業務委託料、23年度になりますと何か名称変えていますね。なぜそういうことを変えなきゃならないのか、本来ならば債務負担行為としてやるべきじゃないかなと思う。それは財政課長、そのほうがいいじゃないかなと私は考えますけれども、その辺含めて、細かなことは業者大変なものがあるということは理解しておりますけれども、その辺はどうなのかなと、その点お願いしたいと思います。

当然、ホームページの関係もございますけれども、先ほど1回目の答弁の中でホームページの関係を見ましたら、まるごと旭どっとこむ、これがホームページ全体のことですよ。2回目が何か全体のこと言っているようでしたけれども、ホームページ、まるごと旭どっとこむという、ここで一つの項目しか出ていないのにそれだけ300万円の毎年出るのかなと、それ毎年組み替えをするために必要だと思いますけれども、その組み替えを業者に委託すると、業者が大変な業務があるということで委託するのは分かりますけど、業者に委託した後、職員としてどのような対応しているのか、その辺お願いしたいと思います。

次のページになりますけれども、142、143ページになります。先ほど歳入の関係でございますけれども、これ補正で組んで、繰越明許費したのが28億円でございますけれども、今後歳入に関係するわけでございますけれども、繰越明許費として23年度繰り越してあるわけでございますので、その辺がこれからいろいろ補正も組んであります、専決もしてございます。しかし、そういった補正を組んだ後の不足が生じた場合には、繰越明許費した28億円から支出されるのか、されないのか、その辺をお願いしたいと思います。

これは多分歳入に関係すると思いますので、現場では民生費の関係はちょっとどうなのかなと思います。財政課長の関係になるのかなと思いますけれども、その辺をお願いしたいと思います。それで1回目を終わりにします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、不納欠損の関係1点目なんですけれども、平成21年度と22年度の比較を申し上げたいと思います。市税につきましては、18条第1項によります5年時効につきましては、平成22年度不納欠損額につきましては5,938万9,040円ということでありまして、人数的には1,567人でございます。21年度につきましては9,480万7,314円、人数にしまして1,662人でございます。また、15条の7第4項、執行停止による3年時効でござ

いますが、不納欠損額3,445万4,770円、人数にしまして414人、21年度が1,997万3,950円で人数にしまして290人です。

また、15条の7第5項、即時消滅、即時なんです、不納欠損額22年度につきましては、6,447万5,818円、人数が305人、21年度につきましては5,041万9,751円、人数にしまして181人ということで、トータルいたしますと22年度につきましては1億5,831万9,628円、人数にしまして2,286人、21年度につきましては1億6,520万1,015円、人数にしまして2,133人ということで、金額的には若干減っております。

それで不納欠損の増加要因でございますけれども、こちらにつきましては、地方税法の第15条の7第4項、先ほど申し上げましたように3年時効の増加が主な要因となっております。これにつきましては、3年前に滞納処分する財産がない世帯や滞納処分すると生活を著しく困窮させてしまう世帯、居所及び財産不明等の理由で執行停止をかけて3年が経過した世帯でございます。

また、2点目の現年度分の不納欠損額の内容についてのご質問でございますが、これにつきましては、個人市民税で現年分7万2,643円ございますが、これにつきましては、外国人の出国でございます。その中で不納欠損をしたということでございます。また、軽自動車税につきましても1万4,400円、同じく外国人の出国が1名ございました。

あと、市税ではありませんが、国保の関係でも同じような状況が1名ございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 災害救助費の県の負担金の関係でございますが、22年度には交付決定を受けておりません。そして今年度、23年度に8月末でございますけれども、2億1,400万円の交付決定を今現在受けているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 災害救助費の関係で、歳出のほう28億8,347万円繰越明許している。新年度になってからも補正を組んで災害関連の予算を組んでいる。そういうものが不足になったときにここから出すのかということでございますけれども、ここはあくまでも災害救助費として組んでございますから、ここにかかわるもの。これは23年度に繰り越した予算の中で災害救助にかかわるものを出していくということになります。現実にはこれは6月議会でもちょっとお話しさせていただいたと思うんですけれども、特に瓦れきの処理については、国

庫補助対象になる。さらにその国庫補助対象の市が持つべきものの負担のうち、起債が借りることできる。この起債を借りることによって100%の対象のうち95%が交付税算入される。さらに残りの5%についても特別交付税を措置しますという、そういう有利な形でお話があって、それが明確になったということで、5月の段階で瓦れきについては、瓦れきの処分ということは災害廃棄物ということで、それについては組み替えます。それは災害救助法のほうからは、出ないでしょうというお話をさせていただいた。さらに、災害救助費の中で仮設住宅の費用8億900万円ほどでしたか、それも組んであった。しかし、これも県が実施いたしましたので、実際にはその費用は出ないだろう。ただ、仮設住宅にかかわるもので、やはり細かなものがありますから、例えば、そういうものは災害救助にかかわるものということで、災害救助費の中での若干の例えば費用、それは今後も出ていく。今、現在もまだ災害救助費は執行している状況でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 75ページの総合計画、先ほど議員さんからは債務負担の話がありましたので、それは財政課長のほうから後で答えます。

最初に決算書77ページです。ホームページに関するご質問でございました。職員としてどんなことをしているのかということですが、確かにホームページを職員は作っていると先ほど言いました。この委託料は何なんだということですが、具体的に申し上げます。新規の内容を追加する場合も委託しております。具体的には22年度は旭市ホームページではウェブ市長室というものを作成しました。英語版の修正と、あとはまるごと旭どっとこむでは、事業所の情報の更新等も行いました。その他経費として先ほど言ったようにドメイン経費の維持管理料だとか、そういったことのトータルであるというので、この辺もご理解をお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 総合計画2か年にわたって策定するのであれば、債務負担を組むべきではないかというお話でございました。ただ、22年度に実施するもの、これらについてはアンケート調査の実施であるとか、人口動態であるとか、主要フレームの予測であるとか、その単体でできるものというようなお話がございまして、当時企画のほうから予算措置があった段階で、それは単体で区別できて、それだけ処理できますよということであって、それは単年度ごとでよろしいのではないかとということで組まなかったという事実がございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 今、財政課長言われた件ですけど、我々は事業が違うと思っちゃうんですよ、その際、事業が、ただ支援なんて言葉が入っただけで事業名が変わっちゃうんですよね。であるから、同じものと思っていなかったんですよ。そういうことですので、やっぱり継続事業としてやるべきものは、やはりそのほうがふさわしいんじゃないのかなと、その辺副市長、やはりそういうことと私は思うんですけども、その辺がもし市長、副市長の判断がありましたら、またお願いしたいと思いますが、ただ、支援なんて入っただけで事業名が変わってきちゃうと思っているんですよ、我々は。

それと、先ほどちょっとまた社会福祉課長の中では、2億幾ら今年度に入りましたと。

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） 今年度の中に含まれますということですよ。そうしますと、22年度の県支出金はこのままゼロでいっちゃうということでしょう。それを聞きたいんですよ。いわゆるあれだけの補正を組んだ中で、申し訳ないんですけども、財政課長、我々に説明するために組み替えているという発言だったか分かりませんが、私にすれば22年度の予算、23年度に組み替えなんていうことはあり得ないんですよ、はっきり言って。できるわけないんですから、そうでしょう、22年度で済んでいるやつが23年度で組み替えをするなんてことが出るところじゃないと私は思うんですね。その中で説明しやすいということでございますけれども、でありますので、こういう結果が出ると思うんです。これは本来ならば、調定して金幾ら何でも入らなきゃならないんでしょう。今後、これは多分入らないでしょう。委託金で組んだのが、だと思えますよ。

今、社会福祉課長が言いましたけれども、それで今後これが入るのは2億幾らですなんて、それでしつこいようでございますけれども、根拠は何ですかと聞いたら、これは県健康福祉部長から平成23年東北地方太平洋沖地震による災害にかかわる災害救助法の適用と応急救助の実施について、通知ですよ。それで皆さん答えてきたのは、救助費用の支弁です。支弁ということは、簡単に言えば市が立て替えてくださいということでしょう。それで立て替えたものは、後で処理しますから、そのものについて請求してくださいということでしょう。それをいきなりああいふ20億円の県支出金で組まれる、そのものは私は疑問持っちゃうということです。それは詳しく、後はいいですよ、それはいいですけど、そういうことなんです。

その辺は余りしつこくなりますので、いいですけども、それとホームページ等委託して

業者に委託するのは分かります。分かりますと先ほど言いましたけれども、実はここで大事なこと、市長、副市長、聞いてくださいね。しつこいようになるかと思えますけれども、実はある担当課に私、申請書がある人に頼まれていったんですよ。ある人に頼まれて申請書をくださいと、その際に近隣、匝瑳市、香取市、銚子市、神栖市、香取市はホームページからこういう申請書をダウンロードできますかと。そうしましたら、ちょっと複雑だったらしいんですよ。そうしたら電話で教えてくれて、このように操作してくださいと、それでダウンロードできました。匝瑳市は個人でできました。神栖市もできました。銚子市にお願いしたときには、銚子市はありません。そういう方法がありませんと言われたそうです。ただ、その職員も実際は分かっていたんじゃないでしょうか。銚子市もあります。それで申請書をお願いしてくださいと、そうしたらある職員が来てありますよというんですよ、ここにありますよと、ここにあるんですよ、ここに入っているんですよ。この申請書等ダウンロード、そうしたら私もこの中で、私もはっきり言ってインターネットのそういう操作というのは余り分かりませんが、そのようにやったんですよ。そうしたら旭市が一番簡単なんですね。一番簡単、ほかはいろいろありますよ。旭市が一番簡単、先ほど高橋議員が言った業者丸投げにしちゃうからですよ。でありますので、それを業者委託するのは我々どうのこうのじゃないんですよ。委託したものをいかに職員が物にするかなんですよ。我々だって何かを頼んで自分のものにしなきゃ何もならないんですよ。その辺は業者がやるのも必要でしょう。しかし、委託して出てきたものに対してしっかり熟知していただくというのが職員だと思うんですよ。それがなかったのが、本当にこれは簡単なことだったんですよ。申し訳ないですけども、そういうことがありますので、その辺をしっかりぜひ今後はお願したい。それは、当然答えは出ると思いますので、これはいいですけども、そういうことでぜひお願いしたい。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、災害に関連する県の委託費の関係なんですけれども、先ほど社会福祉課長から8月に概算の交付決定が来ている。これはあくまでも概算の交付決定ですけども、確かに来ておりまして、ここの中では平成22年度分として概算の交付分が7,300万円、23年度分として1億4,100万円ということです。ですから、国・県のこの処理が非常におそかった、本来であれば、22年度に来てしかるべきものが8月に来たということ自体は、うちのほうもどうなんですかねというのは、県のほうに申し上げました。そういう事実が現

にあるということですね。

それと予算を組み替えたという話がございましたけれども、繰り越した予算については補正をすることができません。その中で、瓦れきの処理については、何度か申し上げていまして、国庫補助事業にあたって有利に、市の財政にとって非常に有利になるということがありまして、改めて年度を越えてそれは措置をし直したということです。分かりやすいように組み替えたというお話をしているんですけれども、その辺はちょっと誤解を受けている面があるかもしれませんけれども、ですから、繰り越した分、例えば、瓦れきの処理が10億円分あります。仮設住宅の設置費が8億円ありますということであれば、単純に18億円程度は28億円の中から少なくとも残るだろうということでは思っております。それはぜひご理解をいただきたいと思います。ただ、5月に組みました、6月にも補正を組みました、さらに9月にも再度少し足りない分を組んでいます。そういったものは、非常に国・県の手当等がよく見えてきておりますから、ここら辺については遺漏なくきちんと組んでいる状況であるということをごまごまこの場で申し述べさせていただきました。すみません。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 財政課長、いわゆる23年度を補正する。今後もまた補正されるんだと思います。23年度でその処理の部分については。そうしますと、22年繰り越しされたものは使わないで、23年度補正、補正でいっちゃうんでしょう、極端に言えば、今、入っているのはあるということは今聞きましたけれども、今後、要するにこれは民生費で予算組んだわけですが、今度は衛生費のほうで多分23年度は組まれていると思いますけれども、今後補正をする中で、それは上乘せになるかと思っておりますけれども、22年度分の繰越明許費したのからは支出することは、今まであったのは確かに今聞きましたけれども、今後余りないということではよろしいでしょうか、その辺は。極端に言えば、入る見込みがないということではよろしいかということです。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） ないかどうかというお話になってしまうと、現実はまだ応急修理等も受け付けておりましたし、それで災害救助法の適用になっている段階です。さらに仮設住宅に入っている方たち、これはまさしく災害救助法に基づいて措置されている方たちですから、こういう方たちのための費用というのは、まだまだ出る可能性は十分あります。さらに、もしかしたらまだその中で隠れていた部分があるかもしれません。そういったものは実際

にどれだけ出たのかというのは、この後で、災害救助法に絡む措置に関しては、今後県と精算協議という形で実施をしていって、災害救助で幾らだった、その後の災害復興・復旧については、また別途それぞれの予算の中で措置されていますから、それは別途の話になる。ですから、もう出ないのかと言われちゃうと、まだ出ますという回答になってしまうんですけども、全額出るのかというと全額は出ませんというお話をせざるを得ない……

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） ということです。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、第2号の377ページ、国民健康保険税についてお尋ねをします。

収入済額24億1,764万886円となっていますが、不納欠損が前年より増えて収入未済額も13億5,335万8,856円になっています。この要因としては何なのか。また、今後の対応についてお尋ねします。

次に426ページ、国民健康保険実質収支に関する調書ですか、この中で実質収支額が5億147万7,000円となっていますが、この多額の繰越金となった要因は何であったのかについてお尋ねします。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、不納欠損額が増加しておる。それから、収入未済額について増加しておるといふご質問と対応策ということでございますけれども、先ほど日下議員の答弁にもありましたように、不納欠損額につきましては、前年比較して増加しております。不納欠損の事由別に見ますと、地方税法の第15条の7第4項、執行停止による消滅（3年時効）の増加が要因となっております。これにつきましては、先ほども申し上げましたが3年前の滞納処分に財産がない世帯、それから、滞納処分すると生活を著しく困窮させてしまう世帯、財産不明等の理由で執行停止をかけて3年が経過したものでございます。

市税につきましては、収納率、非常に厳しく続く中でございますが、納税者の経済状況を調査しまして、滞納処分の実施とともに、納付困難な方については、法律の定めるところにより執行停止処分を併せて行って継続していきたいと思っております。

また、収入未済額の増加についてでございますが、前年度に比較しまして収入未済額が増加している理由につきましては、長引く景気低迷の影響によりまして、個人所得が実質的に落ち込んでいる中で、国保加入世帯の所得も減少しており、厳しい経済状況が主な要因と考えております。対応策としましては、滞納者の預貯金、資産等の実態調査を徹底し、払税能力があり、納税誠意のない方については、今後とも給与等の換価が容易なものから差し押さえ処分を実施し、税の公平性を確保するとともに、滞納額の減少に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、5億147万7,000円の実質収支が生じた要因でございますけど、これは歳出におきまして、主に保険給付費1億8,462万9,000円、共同事業拠出金で1億3,443万5,000円など、歳出全体で3億4,981万2,000円の不用額が生じました。

また、一方では歳入において、国庫負担金である療養給付費等負担金が9,032万4,000円、国庫補助金の財政調整交付金で7,216万2,000円など、予算と比較して歳入全体で1億5,166万5,000円の収入増となっております。

保険給付費、いわゆる医療費を推計するにあたりましては、過去数年間の医療費の動向を基に算定しますが、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まったことから、データとしては20年度からの2年間しかございません。また、各年度においては変動が激しく、例年、医

療給付費のピークは12月診療分であったのですが、22年度は7月から9月にかけてピークを迎える状況でありました。

このようなことから保険給付費の一般保険者分の推定でいいますと、平成21年度は前年比7.28%であったんですが、平成22年度決算見込みを6.91%と見込んだものでしたが、実績では4.02%の伸びとなったことが主な要因だと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） まず、国民健康保険税でございますが、年々増えている中で、対応の問題や預貯金の云々と言いますが、賦課する場合はそれなりの条件を具備された中で賦課しているわけですよね。収入があるから税金かけるわけでしょう。そういう中で、今度は徴収者もやはり徴収の義務があるわけですよ。これは強力な権限持っているわけですね。よく業者なんかは、売るのはほかでもちよんでもできるんだよと。回収して初めて商売が成り立つんだと、そういう中で皆さん方も、給料もらうのはこれらを含めた中でもらっているわけですよ。税金の中でもらっているでしょう。そういう中では、やはり徴収、これにどのように対応していくか、それは徴収に行かないほうがいい男でいられるでしょうよ。しかし、そうはいっていただけないと思うんですよ。そういう中で、やはり担当者はその徴収に、税金の徴収にいかに関注するか、これが一つの課題だと思うんですね。そういう中で、どういうふうに関後やっていくのか、今の土曜、日曜、税務相談やっていますから、誰も納めに行かないですよ。あんなのなくしたって、皆さん方が、課長の皆さん方がやはり部落担当でも何でも歩いたらいいと思うんですよ。そういう中で、どういうこれから徴収の方法を考えていくのか。

それから、次に国民健康保険の実質収支の件でございますが、簡単に歳出の不用額ができたとか、補助金が増えたとか言いますが、結局これによって次年度の保険税、増えたり、減ったりするわけです。これがぴっちりやってあれば、今年度の当初の保険税、増額の予算組まなくてよかったわけですよ。やっていると、既にこの9月補正で国保税でも国庫支出等の関係で約2億円の補正組まれているわけですよ。もっと皆さん方きちっとした計画を立てていただきたいと思うんですよ。

ちょっとこれには関係ありませんが、数年前に水道の値上げがありました。水道料金、水道会計厳しいからってあった。しかしながら、値上げした関係で県内でも一番高いほうになった。しかしながら、去年の決算見たら2億3,000万円も黒字出るわけですよ。皆さん方は

ただ帳簿合わせやるけど、これはみんな市民にかかってくるんですよ。ですから、そういう中でどういうふうこれからその辺の計画を立てていくのかお答えいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 滞納の処分といいますか、徴収の方法なんですけれども、税務課の徴収の場合に、今までもいろいろとやってきた中を繰り返すしかございませんけれども、現在差し押さえの件数、ちょっと一例出させていただきたいんですけれども、この件数につきましては、平成22年度につきましては366件の差し押さえを行っております。平成21年度につきましては234件でございます。内容でございますけれども、土地の差し押さえから、預貯金、給与、生命保険等あるんですけれども、その中で一番多いものが預貯金、生命保険でございます。それで調査につきましては、常に預貯金調査につきましては、リアルタイムで行っておる中で、仮に3万円でも4万円でもという預貯金発見した中で、すぐその辺の金額においても差し押さえのほう進めております。

また、給与につきましては、これにつきましては、会社等への当然連絡でございますので、非常に効果的ではありますけれども、本人の給与の部分で差し押さえできない部分というのが法律上決まっておりますので、額的には給与の額が少ない場合には、差し押さえる金額については、それほどの金額にはならないという事実はございます。そういう中で、県のほうの応援もかりまして、徴収の県内の機構というのがございまして、今年度につきましては、9月から12月の期間でございますけれども、県の税務課のほうから職員が全日参りまして、市・県民税を中心に高額の滞納世帯に対します徴収を強化していくということで今年度方針を決めております。

また、4月からコンビニ納付が始まりました。実際の現在までの状況でございますけれども、総収入に対しまして、現在は7%ほどのコンビニの徴収がございます。

これはあくまでも総収入でございますので、特別徴収の方もすべて入っておる中での7%でございますので、現在内部でいろいろ話ししておったんですけれども、コンビニ納付も結構これから増えていくというようなことを考えております。いずれにしても、個々の事情がそれぞれ違いますので、個々の状況を把握しまして、徹底した財産調査等を行いまして、差し押さえのほうを強化してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 国保会計をこれからどういうふうにしていくのかというご質問でございますけど、国保においては歳入では国保加入者が年々減少しております。また、続く景気の低迷、さらに今回の震災による影響もあり、所得自体が減少して、税収も減少が今後も続くと思っております。また、一方歳出では、医療費が引き続き増加傾向にあります。財源不足が広がるとは予測しておりますが、ますます国保会計は厳しい状況に置かれると存じますので、予算編成等に当たりましては十分な注意をしながら精査し取り組んでいかないといけないと思っております。ご理解をお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 結局、徴収に当たって県の応援を得るとか、また差し押さえとか、人頼みじゃなく、やはり自分たちでやって歩くのが本当だと思うんですよ。そういう中で、やはり庁舎内で、市長を中心にしてどういうふうにして徴収するか、そういう検討したことあるんですか。いずれにしても、さっきの答弁でもみんな人頼みでしょう。だから、いろんな計画作って、みんな人頼み、何にもやらないんじゃないですか、あなた方。市民から見たら公務員は給料たくさんもらっている。たくさんもらっているのは、計画だってみんな市の職員が作っていると見ているから、その辺も市民からすれば納得しているわけですよ。しかし、いざこうやって何にもやらないんですね。ですから、そういう中でこの徴収のための市としてどういうふうにしたら、人頼みじゃなく、徴収率が上がるか、検討委員会1回でも2回でもやったことありますか。

次に、国保の実質収支の関係でございますが、先ほど私はもう少し計画、実績等をぴちっと踏まえた中で計画をぴちっとやってもらえれば、今年の予算のような関係にならなかったと聞いたんですが、その辺の回答を得ていない中で、この国保の加入者が年々減る。それから所得が減る。当然なんですよ。当然というか、加入者は私はむしろ増えてくると思います。というのは、やはり厚生、勤めている人がやめたらみんな国保へ入ってくるわけですから、しかしそんな中で、今度は年金とか、収入のない人ですから、国保会計だんだん厳しくなると思います。そういう中で、やっぱり市は福祉のまちということを言っているんですから、今年の予算組んじゃ本当にまずいと思うんです。そういう中で、予算をぴっちり立てるためには、どういうふうにするか、答えいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 徴収対策の検討委員会等でございますけれども、昨年につきましては、各課応援ということで、徴収員をお願いいたしまして、滞納者のリストをお渡ししまして、期間を区切りまして徴収全体的で行っております。検討委員会という改めての検討委員会は行っておらないと思います。

徴収率、確かに税務課の骨というか命でございますけれども、言い訳になってしまうかもしれませんが、昨年の3月から5月までの収入額を比較いたしました。

今年度は3月11日に震災がございまして、出納閉鎖の4、5までの徴収のほうは全然行うことができませんでした。そういう中で市税を見ますと、昨年と比べまして約3,000万円、3か月の間に収入は落ちております。国民健康保険につきましては、約3,500万円ほどの減収となっております。本当の言い訳なんですけれども、市税について3,000万円の去年並みに収入があった場合なんですけど、本年度の徴収率を若干上回るというような状況ではございますが、その庁内全体として徴収関係は今後どのような形で進めていくかということにつきましては、税務課のほうで中心となって実行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 予算をきちんと立てるためにはということでございますけど、今までもいろんな情報に基づいて推計をして予算をやっていたんですけど、さらに各種補助金とか、交付金の情報並びに医療費の推計など、最善の方法で見込みまして今後このようなことがないようやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 2号議案について質疑申し上げたいと思います。

保険税等について、高橋議員と同じようなことが多いわけでございます。聞くのは不納欠損が年々増加している。あるいは未済金が増えている。あるいはその対策をという話を聞こうかなと思いましたが、高橋議員の中で答弁されておりましたので、それらについては、簡単に申し上げますけれども、ただ、調定額39億1,407万円というような形の中で、収入未済額が十三億五千三百何万円という形の中で、これ35%余りの未済額があるわけですね。その辺は、今後やはりその中で当然35%余りある中で、年々一億四・五千万円の不納欠損が発生してしまうということは、当然ほかのものがどうのこうのよりも、もっとそういった面で

厳しくなることが予想されますし、今年度はさらに厳しさがあることが今話を伺っておりますけれども、そういうことでございますので、その辺はしっかりやはり担当課のほうでやっていただきたい。担当課のみではかなり難しいものがあるかと思います。今、高橋議員が言われたように、庁内全員でという話で、当然税務吏員証を交付すればできると思いますので、そういう形でぜひやっていただきたい。それは要望しておきたいと思います。

それで、まず、この予算を組む際、22年度予算を組む際に積算根拠が誤っているんじゃないのかなと、そう私は思うわけでございます。歳入でいろいろ先ほど出ましたよね、いろいろありましたけど、たしか2億円弱増えております1億9,000幾らですか、国庫支出金と療養給付費等交付金等について2億円近くあったわけですね。それで歳出で3億5,000万円くらいの幅が生じているわけですね。歳出がそれだけなかったということでございますので、それで5億円の残金が出たと思います。多分、積算根拠が誤ったんじゃないのかなと思います。というのは、たしか22年度の予算組む、21年度の決算時において、まだ決算は出ていませんから概算だと思いますけれども、22年の予算を組む際に、ちょっと細かな数字は忘れましたけれども、二億四千数百万円の財調があると。予算を組んでありましたよね。しかし、決算についてはたしか1億8,000幾らしかなかったと思います。それを急遽何かの形で補正か何かでやったことがあったかと思います。そういったものがあったということに基づいて多分こんな予算を組んでしまったのかなと、それは分かりますけれども、やはり特別会計でございまして、やはりその辺をしっかり組んでいただかなければならないなと思います。

それと今回、5億幾らですか、残金が出ましたね。5億147万円ですか、その中で、今回この予算の中で、22年の予算の中で5億5,000万円を繰り出していると思います。法定外繰り出し、そういったものをやって5億5,000万円繰り出して5億円の残金が出た。その際、やはり特別会計の原則からしました際に、これを財調に積むのがいかがなものかなと、これは保険年金課ではそういうものをやってもらったら今後運営しやすいわけですけど、しかし財政課としては、その辺はどうとらえておりますか。あるいは、今後例えば市民に対するそういうものに対してどうお考えになられているかお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、5億5,000万円の繰り出しをして5億円余ったと、そのようなご質問でございました。この辺財政課としてどう考えるのかということでございますが、去年の推計の段階では、確かにうちのほうも推計を出されれば、それをある程度信じる。前期、

確かに医療費は伸びておりました。そういう実績があつて、後半になって大分伸びが落ちたということも現実にはありました。先ほど高橋議員のほうにお答えしたとおりで、種々いろいろな事情があつて余ったんだろうと思います。ただ、余った中で最終的には一部多く国からもらっているお金も既に22年度中であつて、23年度にはそれを返さなければいけないということであれば、実質聞いている限りでは3億6,000万円ぐらいの余裕しかない、その中で、実は23年度、今回補正をしている状況もありますけれども、その補正についても、ご存じのとおり3月議会で保険税の改正という議案があつて、それを取り下げしている。実はその改正を見込んだ歳入を見ておったところから、それをどうしても減らす必要がある。うちのほうはそういうお話をして、その部分は落とすということで、今回9月補正を組んでいます。そうすると、その段階でもうこの段階ではこの余ったお金をすべてつぎ込まなければやはり無理だろうということがあります。ですから、それは22年度、23年度、そういう流れで見て、うちのほうはこのお金はそのまま国保のほうに置いていかざるを得ないだろうと、そのように考えておるところでございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） だとするならば、3月で新年度予算を組む際に、値上げたやつで予算組んでありますね。税率改正をしたものとして予算組んであるわけですよ。そういうことがありますのでということを今、財政課長、言われたのかなと思いますけれども、実際、差というのは保険年金課の担当になろうかと思いますが、改正しない、あれは災害だから取り下げたわけですから、そういったことでしたよね。こういった予算に基づいて取り下げたわけではないでして、急遽災害を受けてしまった。それを値上げするのはいかがなものかということで取り下げたと思います。もし3月11日に災害がなかった場合には、当然値上げであつて、その予算を執行していると思うんですよ。そうしますと、そのときの差というのは、今5億円ぐらいの云々、これは残りの話ですけども、その差というのは現実どのくらいとらえていますか、それが1点。

それと、施設会計についてお願いしますけれども、施設会計で1,430万円ほど利益を上げていますよね、市長、滝郷診療所、そして法定で半分以上積み立てるということでございますので、750万円ですか、積み立てます。そうしますと、積立金が今年度積み立てますと、六千五・六百万円になろうかと思います。多分積み立てしますと、今、何回も市長にお願いしてございますけれども、あそこは地域医療を担う大事なところなんです。それで、恐らくあそこに来ている方たちは高齢者、中央病院まで来られない方がかなり多い、それで中央

病院で長時間待たせられるのがとても耐えられない。そういう方がかなり多いわけです。そういう施設であえてこれだけの利益を上げていられるわけですので、その辺は市長の英断でやはり地域住民に応えていただきたいなと、そのように考えますけど、それは市長にお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） たしかに施設勘定では1,400万円くらいの残金が出たわけでありますけれども、この市の持ち出し分もいろんな部分で1,100万円ぐらいいっているということの中で、実質ベースでも少しは黒字になっているのかなと思いますけれども、かねて長年にわたりまして、いろいろ地域から要望があります件について、診療所をぜひ建て直してもらいたいというような話もありますけれども、そういう中で医師の確保、それが最優先だというようなことで、滝郷診療所の検討委員会でも検討結果出していただきました。今、震災前、医師のお願いというようなことで、かなりの部分で歩いたわけでございますけれども、震災後その点少しちょっと交渉に当たっていないというのが実情でありますけれども、今度とも医師の確保に全力を挙げて、滝郷診療所の存続に向けて頑張っていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 税率改正の影響分ですけど、今回の9月補正を出しました影響分としましては、5億1,335万円でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 市長、ちょっと判断が違うんじゃないかなと思います。市から繰り出しでございますというのは、あれは法定繰り出しだと思います。中央病院と同じような繰り出し基準で基づいてやっていると思いますので、市から改まった繰り出しではないと思いますので、例えば滝郷診療所がなければ、あの繰り出しする必要がないわけです。当然、法定繰り出しですから入ってこないわけです。そういったものに基づいて多分繰り出しされているものだと思いますので、例えば市から繰り出しということになりますと、中央病院、十数億の繰り出しがなくなりますので、そういうことの判断だと私は思っていないんですけれども、その辺、後で財政課長、補足していただければと思います。

それと市長、あと医師の確保大事だと思います。確かに医師の確保は大事だと思います。

それでこの内容を見てみますと、医師にかかる賃金と市の職員に払う賃金、市の職員に払う賃金のほうが大きいんですよね。かかる費用というのは、そうですね。まあ、ほとんど同じですけども、その辺をやはり今の制度の中でいろんなものがありますよ。再任用制度ですか。何だか名称忘れちゃったけれども、そういったものとか、いろんなものを利用することにより、医師にもう少し賃金を上げるなり、何なりの方法を考える。そういうことにおいて、やはり医師も入ってくる可能性としてはかなり強くなると思うんですよ。ぜひそういうこともやはりいろんな中をよく精査した中でそういうものをお願いしたい。ぜひ地域のものに応えていただきたい。それは要望というか、その辺をぜひ今後の中でぜひ取り組んでいただきたい。取り組むといっても建設に取り組むんじゃないでして、今後のあれに向けた取り組みをしていただきたい。そういうことですのでお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 医師の賃金といいましょうか、報酬といいましょうか、そのことにつきましては、昨年度、年度当初ですか、一昨年度に比べてかなりの部分値上げといいましょうか、支払う額を多くしました。そういったことの中で値上げしてから1年経過したわけでありますので、そのこのところにつきましても再度よく検討しまして、医師の報酬、それと診療所の関係職員の給与2人分というようなことの中で詳しく精査しまして、存続に向けていろいろ検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） 医師の値上げをしたのは、昨年度ではなくて今年度の4月から報酬を上げましたので。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 交付税の話が出ましたので、確かに診療所の数で710万円という計算がなされております。これは病院も診療所も同じでございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 第6号、下水道特別会計について質疑を申し上げたいと思います。

簡単に下水道関係でございますが、いわゆる管理費にかかる職員12名、9,817万8,705円、あるいはそういったものに対して分担金、使用料ですか、使用料でほぼそれくらいしか挙がっていないんですよね、この事業というのは、そうですね。要するに、職員だけかかる費用にかかるものが負担金、分担金で賄える。そのほかについては、市の繰り出しが四億数千万円、あるいはいろんな形の中でそれで運営されておるわけでございまして、当然そういったものに基づいてこれ出されたものと思います。監査委員の意見書ですね。今後の投資については経済性の面から抑制することが必要であり、行政区域内人口に占める下水道利用者数を考慮し判断するものであるとやはり指摘されておりますよ、当然こういった会計のあれをやりますと。

やはり利用者はかなり少ないわけですので、それである負担金が供用区域に入りましても接続しない、負担金をかけられる、接続しない。これ1平米あたり屋敷に対して800円かかります。そういったものに対して接続しないでそれにかかる。そうしますと、当然これは不納欠損になり、徴収も悪くなる。それでそれを継続して事業としてやっていく、これも2年くらい残るんじゃないですか、先延ばしましたので。これは本来、私、見直しというのは、市長の公約の見直しというのは、もう少し違う見直しと思っていたんですよ。

例えば、何年か凍結した中で状況を見るとか、あるいは中止じゃなくてもいいですよ。何年か少し凍結した中で情勢を判断するとか、そうでなくして、ただ年度をちょっと延ばしま

したよね。それが今現実にそれで通っているんですけども、しかし、これだけこういった監査委員が毎年指摘されているんですよ。やはりその辺はしっかり考えるべきじゃないかな、それを今まで聞いてきたのを、我々聞いてきたのは、何々のひとつ覚えじゃないんですけども、今までのいわゆる補助金を返納しなきゃならない。私、この前たしか何月だか忘れましたが、提言しましたけれども、県が大多喜ダム、百三十何億円ですか、数字忘れました。その六十数億円使いました。あれ七・八年多分事業を少し凍結したと思います。それで今年度に入りましてストップしましたよね。それを中止と、そういったものを、どうか、それ調査してくださいと。調査してございますか、その辺をお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（増田富雄） それではお答えいたします。

今、現在の認可でございますけれども、認可区域202ヘクタールの整備を平成23年度末までに整備することになっております。22年度末の整備面積は……

（発言する人あり）

○下水道課長（増田富雄） 22年度末の整備面積は167.6ヘクタールであり、残り34.4ヘクタールを認可期間内に整備することは困難であるため、認可区域面積202ヘクタールが変えないうまま、工事期間だけを4年延長する変更認可申請を23年度に行います。

その後は、変更認可に基づき平成27年度までに202ヘクタールの整備を終了したいと考えておるところでございます。その後は区域の拡大は行わず、供用開始区域の水洗化率の向上と水質及び施設の適正な維持管理に努めてまいるところでございます。

あと、今、日下議員からのご質問の中で補助金の返還云々という話がございましたけれども、それにつきましては、事業を中止するとか、そういうことになった場合には、当然そういう事態になろうかと思っておりますけれども。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） ちょっと。答弁を聞いてください。

○下水道課長（増田富雄） 今、現在うちのほうでは、まだ事業そのもの、維持管理だけにするにしても、そういうようなことをちょっと今考えておりませんので、そういう自体にはならないかというふうに考えております。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 大多喜町のほうの事業凍結についての調査ということについては、私どものほうでもまだやっておりません。しかし、この下水道事業については、私も議員やっている当時からかなりの投資の中で費用対効果のことなんかも考えて、果たしてどうなのかなというような部分で、本当に心配をしていたところでありまして、今回もまた監査委員のほうから、そういった監査報告がなされました。このことについて、私も市長就任当時でありますけれども、202ヘクタールの計画区域は終了しなければならない。その後は区域の拡大はしないということの一つの公約として皆さん方にも私の気持ちを披露したわけでありまして、202ヘクタールをその時点で160ヘクタールぐらいだと思っただけなんですけれども、そのときに凍結した場合に、中止にした場合、どのような状況になるんだというようなことを担当に調べさせておきました。そういったことの中で、事業を継続している中で、その打ち切りということになれば、かなりのいろんな厳しい条件といいましょうか、今までのことについてのことも言われるんじゃないかと、そんな中で、それと202ヘクタールの最初の認可区域についての説明会等はかなり各地域の方々、そして、また中央病院の排水の問題も今ちょうどやっているときでありまして、この市役所の排水ポンプの問題もやっていまして、継続してやっている事業もかなりありまして、ここで打ち切るというわけにはいかないのではないか、そんなような結論の中で、202ヘクタールの認可区域、当初の認可区域だけでは期間を延長しながら少しずつでもやっておこうというようなことで結論をつけたわけでありまして、その辺について再度ご理解をいただきたいと、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 供用区域人口5,700人くらいではないですか、7万人の中で。そういった事業ですので、多分こういう指摘が出ると思うんですよ。やはりこれは本来、本来ならば議会からも出ている監査委員がもう少し詳しく質疑なり何なりやってあげれば、もっとあるのかなと思いますけれども、私も詳しくは分かりませんので、ただ、見直しというのは、今回の見直しは少し事業を先延ばしにして事業規模を縮小してやるということですよ。少し何年か見直しも少し凍結、3年でも置いておいて情勢を見ながらということもあったのかと思います。現実にはそれで進んでいるんですから、決してそれをということですけども、多分こういう指摘は毎年出てくると思うんですよ、監査委員の指摘事項として。でございますので、やはりその辺をしっかりと我々も議会でそういった市の運営をする中の一たんを担っているわけでございますので、一応そういう形で今後再考するものがあるんじゃないのかなということで提言を申し上げておるわけでございますので、その辺もご理解いただければと

思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案の質疑は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 7分

再開 午後 1時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、12ページ、緊急雇用創出震災記録誌作成事業716万円、先般2,000冊作るといような説明がありましたが、この震災記録誌の内容と、この2,000冊作った中で、どういう配布先になるのか。また、これは緊急雇用ということでございますが、そういう中で記録誌に対してどのぐらい払うのか。そうなった場合、緊急雇用と言えは人件費ということが私は主になると思うんですが、そういう中で緊急雇用の使い道の中で、人件費の比率というのは縛りがあるのか、その辺お尋ねします。

それから、次に同じく12ページの緊急雇用創出固定資産台帳更新業務でございますが、土地の異動とか、建物の滅失、これは通常業務の中で、それなりの人員配置していると思います。しかし、これに使うということはそれができないという中で、逆に課税に対して過誤が発生されることが予想されるわけでございますが、それはどういうふうになっているのか。

それから、15ページの緊急雇用創出仮設住宅管理人設置事業459万3,000円ですが、これはどのような人を管理人とするのか、例えば被災者を主にやっていくとか、そういう中でこの時期、それから、人員等についてお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） それでは、まず事業の内容ということでお話しいたします。

今回の災害によりまして甚大な被害を受けました本市の実態を後世に残すために撮りためました写真とかビデオ、それから、行動記録等を整理しましてDVD付きの記録誌という形で作成したいと思っております。

この2,000部というものの配布先というご質問でございますが、今、役所関係、各課ございます。それから、支所があつて公民館等の公共施設、それから、保育所等あります。そこにすべて配布する。それから、県内の市町村ありますので、そこにも配布予定しております。それから、県内の消防本部、それから、姉妹都市、それから、県の防災対策会議等、そういう関係で今おおむね700部、その辺への配布を予定しております。あと、残りは今のところどのような需要というか、欲しい方いっぱい出るのかなということが思われますので、おおむね2,000部という形での見積りを今とってあるところであります。

それから、もう一点人件費と補助の関係ですが、今、私どものほうの総額の見積もりの中では、人件費として約550万円予定しております。それで印刷ですね。印刷製本費が70万円、それから、DVDの製作費として80万円ということで、合計で714万6,000円という形の予算

づけをしているところであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、私のほうから緊急雇用対策の固定資産税台帳更新事業についてご説明をいたします。

こちらの事業につきましては、固定資産税台帳の内容を法務局の土地台帳と同一にし課税資料とするため更新作業を行うものでございます。

なお、この台帳につきましては、一般の人の閲覧にも対応するものでありまして、作業の内容につきましては、平成23年中の登記情報、分・合筆、地目変更、地籍訂正などの土地の異動や売買、相続等による所有権移転や住所更正等、土地の権利異動による更新を行うものでございます。

こちらにつきましては、例年土地の異動に関しましては、職員のほうで処理をしておりましたけれども、3月11日の震災から今日まで固定資産税の減免等の関係のための家屋被害調査等をずっと行ってきたおる中で、これから始まります家屋調査ですか、そのような調査の準備自体も例年より3か月ほど遅れておる中で、来年度評価替えの業務もあるということの中で、この緊急雇用事業を活用して2人を雇うというような事業で選定いたしました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 緊急雇用創出仮設住宅管理人設置事業について申し上げます。

初めに雇用の対象者とはというご質問でございます。今、現在考えておりますのは、原則としまして、今回の震災により被災して失業された方、または罹災証明書の交付を受けられる地域の求職者、これらの方を対象といたしております。

それから、時期であります。議決をいただいた後に直ちにハローワークに登録いたしまして、10月から募集を開始したい。それから、人数でございますが、雇用の予定は4人でございまして、飯岡に2人、旭に1人駐在をさせるということで、4人の中で輪番制で支援に当たりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、震災記録の関係でお尋ねしますが、人件費550万円といたしますと、既に写真とか、それらのものがある中で、どういう人件費に使うのか、それから、

あとは県外に、また県内にという話ですが、よく市役所でいろんな計画等、市民に配ったり何なりしますが、実際は見ているのかどうか、そんな中でまた媒体の方法も違ってきているわけですね。今、活字離れとか本離れの中で、果たしてこれが有効なのかどうか、その辺お尋ねします。

それから、あとは次に固定資産税の関係ですが、結局今回の震災の関係で云々と言いますが、果たして臨時使わなくて、私はなぜその課の中でできないのか、普通だったらやはりそのセクションの中でこなすのが本当だと思うんですよ。これはこの問題だけじゃなく、足りないからよく臨時職員頼みますけど、その辺はどういうふうに考えているのか。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） それでは、人件費の関係ですけれども、550万円ということですが、予算要求のための見積もりの中では4名予定しております。4名中3名が新しい雇用対策の対象者となるということで4名ぶりです。

それから、県内の配布ということで、効率的な使い方がされているのかということですが、私どもも今どこまではっきりそこに配布するということの確約ではなくて、やはり県の出先機関であるとか、それから、国の出先機関もあって、市外の方々はその辺の関係です。あとは大体、市内が多いわけですから、市内の方々はやはり有効に使っていただけるのかなと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 今回の事業につきまして、一応内部のほうでいろいろ検討した中で、これから国のほうから被災による被害を受けた土地家屋の評価という方針が打ち出される中で、実際に被災した土地の地番の洗い出しに伴う量が多大に予想される中で、こういう形で緊急雇用対策の中で異動業務につきまして2名を雇って処理して、来年の3月まで業務を終了したいということで計画をいたしました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 震災記録の関係でもう1回伺いますけれども、結局、人件費550万円かかった中で、もう既にそれらの記録があるわけですね。記録というのは写真以外ないで

しょうから、そんな中で臨時職員使って果たしてできるのかどうか。

それから、固定資産台帳の関係でございますが、素人が果たして評価ができるのかどうか、この辺をお伺いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） この事業、私どもが雇用して、その方に作っていただくということではございません。事業として委託して、その会社が雇用対策のクリアをしていただける。新しい雇用をしていただけるということです。私どもは今持っている、それから、これからまだあるであろう記録というものを広報等でももう一度市民の方に知らせめをしながら、それを受けた段階ですべてその会社へ構成から、最終的なDVDもそうなんですが、仕上げる形での委託をするということです。

以上です。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 雇った方におきましては、登記所からの異動の通知を受けまして、電算入力業務がメインでございますが、募集につきましては、ハローワーク等求人募集いたしまして、条件を付しまして行ってまいりたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長(林 一哉) 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第10号までの10議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（林 一哉） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、島田和雄議員、太田將範議員、飯嶋正利議員。

文教福祉常任委員会から、景山岩三郎議員、向後悦世議員、伊藤房代議員。

建設経済常任委員会より、滑川公英議員、平野忠作議員、宮澤義雄議員。

以上の9名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長（林 一哉） 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第10号までの10議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、20日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において委員長及び副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時50分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（林 一哉） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に向後悦世議員、副委員長に伊藤房代議員、以上のとおりであります。

◎日程第6 常任委員会議案付託

○議長（林 一哉） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第11号中の所管事項、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第23号、議案第24号の8議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第11号中の所管事項、議案第12号、議案第13号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第25号の7議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第11号中の所管事項、議案第14号の2議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、27日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第7 常任委員会請願付託

○議長（林 一哉） 日程第7、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第3号の1件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

建設経済常任委員会に請願第3号の1件を付託いたします。

付託いたしました請願は、27日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第8 常任委員会陳情付託

○議長（林 一哉） 日程第8、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号の3件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

これより常任委員会に陳情を付託いたします。

文教福祉常任委員会に陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号の3件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、27日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は12日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時53分

平成23年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成23年9月12日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（21名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
22 番	林 一 哉		

欠席議員（1名）

21 番 林 正一郎

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二

秘書広報課長	伊 藤 浩	行政改革推進課長 企画政策課長 企業被災室長 支援助室長	林 清 明
総務課長	神 原 房 雄	税務課長	米 本 壽 一
財政課長	加 瀬 正 彦	環境課長	佐 藤 一 則
市民生活課長	斉 藤 馨	健康管理課長	浪 川 敏 夫
保険年金課長	石 毛 健 一	子育て支援課長 子育支援課長	高 山 重 幸
社会福祉課長	渡 辺 輝 明	商工観光課長 商工観光課長 国民宿舎人 支配	林 芳 枝
高齢者福祉課長	石 井 繁	建設課長	横 山 秀 喜
農水産課長	堀 江 隆 夫	下水道課長	北 村 豪 輔
都市整備課長	伊 藤 恒 男	消防 長	増 田 富 雄
会計管理者	花 香 寛 源	病院事務部長	佐 藤 清 和
水道課長	小長谷 博	庶務課長	渡 辺 清 一
病院経理課長	鈴 木 清 武	生涯学習課長	加 瀬 寿 一
学校教育課長	菅 谷 充 雅	監査委員局長 監査事務局局長	高 野 晃 雄
体育振興課長	野 口 國 男		馬 淵 一 弘
農業委員会 事務局 会長	加 瀬 恭 史		

事務局職員出席者

事務局 長	堀 江 通 洋	事務局 次長	向 後 嘉 弘
-------	---------	--------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 大 塚 祐 司

○議長（林 一哉） 通告順により、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司です。

東日本大震災から半年たっていますが、国も地方もいまだ復興の途上にあります。しかしながら、今回は震災関連の質問はありません。なぜなら、明智市長をはじめとする旭市執行部は、被災者をはじめとした市民と積極的に対話をして情報を集め、国・県と連携して、さらには有識者の意見も取り入れてベストを尽くしていると考えからです。その結果、仮設住宅等の被災者の孤立がなく、合併特例期間も延長されて、災害復興を優先することができるようになるなど、災害関連の政策に関しては、理想的とまでは言わないまでも、上手に市政運営がなされていると思っています。他の政策でも、市民のことを第一に考えてこれだけの対応をすれば文句のつけようのないすばらしい市政運営になるだけに、大変残念です。

最初の質問に入ります。

教科書採択の時期になると、特に中学校の歴史・公民をめぐって保守と左翼が争います。保守は、東京書籍をはじめとしたほとんどの出版社がつくった教科書について、反日・自虐

主観にとらわれていると批判し、左翼は、自由社と育鵬社の教科書について、戦争の美化などと批判しています。そのような中、海匝採択地区では、中学校の歴史・公民ともに東京書籍の教科書が採択されました。

私は、来年度から使用される自由社、育鵬社の市販版中学校の歴史と、ヤフーのオークションで入手した平成20年度に使用された東京書籍の歴史教科書の3冊を通読しました。そして、教科書展示会にて展示されていた中学校の歴史教科書7社について、ポイントとなる事項の記述を読み比べました。その結果、自由社、育鵬社以外の教科書は、反日・自虐主観に支配されていると言っても過言ではないと判断し、現時点において、旭市の地域に合った教科書が採択されているのか、甚だ疑問に思っています。

そこで、質問です。公立学校の教科書採択の方法と旭市独自での教科書採択の可否についてご説明願います。

次の質問に入ります。

6月議会で、中央病院職員が、旭市に総額で約3億3,000万円の市民税を支払っていることが明らかとなりました。それに対して、市役所職員は、総額で幾らの市民税を支払っているのか、ご説明願います。

また、今回、私が最も重要視している質問が、中央病院が支払っている退職手当負担金についてです。相当過大な支払いになっている可能性があります。市役所のデータと比較すると分かりやすいと思いますので、旭市が千葉縣市町村総合事務組合に支払った退職手当負担金、同組合から職員に支払われた退職手当の総額、両者の差額の過去5年分のデータについてもご説明願います。

環境シンフォニックの問題に移ります。

環境シンフォニック問題は、同社が一般廃棄物処理業の許可要件を満たしていなかったにもかかわらず、旧干潟町が許可を与えたことから始まります。その結果、和解金が2,750万円、弁護士費用791万2,530円、合計3,541万2,530円の損失を旭市がこうむったこととなります。

これがいかに多額の説明であるか、例を示してご説明します。

福岡県大野城市や佐賀県武雄市では、車を持っていない市民の移動が不便な地区にミニバンを貸与して運行しています。この費用が、年間約400万円です。昨年の地区懇談会では、干潟の溝原地区からコミュニティバスを運行してほしい旨の強い要望が出されていましたが、市は、運行ルートなどを考慮するとできないと回答していました。しかし、3,500万円もあ

れば、溝原に8年間、ミニバンを貸与して事業を続けることができます。

このように、旭市は他の政策遂行に影響するような多額の損害を受けたのですから、当然、旧干潟町の公務員に故意・重過失があれば、国家賠償法に基づく求償権を行使する事例です。

一つ目の質問です。一般廃棄物処理業申請受理までの経緯について、ご説明願います。

次に移ります。

環境シンフォニック社は、一般廃棄物処理業許可に必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則の関連条文のほとんどを満たしていませんでした。特に大切なのは、廃掃法第7条10項であり、これを満たしていない限り、市町村長は、処理業の許可を出せません。

そこで、二つ目の質問として、同項目の該当部分、三つの条文について伺います。

旧干潟町において、一般廃棄物処理は困難であったのか。同町の一般廃棄物処理計画について、一般廃棄物処理業許可申請時に同社が有していた処理施設の有無について伺います。

次に移ります。

一般廃棄物処理業を始めるにあたって、処理施設を設置することが求められています。この確認は容易であり、現地調査を行うだけです。

三つ目の質問です。一般廃棄物処理業の許可前に現地調査を行ったのかどうか、ご説明願います。

次に移ります。

一般廃棄物処理業許可申請書に記載されている溶融炉の処理能力は、千葉県知事の許可が必要なレベルでした。

四つ目の質問です。旧干潟町が処理業を許可した際に、溶融炉の設置について、県知事の許可は出ていたのか、いなかったのか、ご説明願います。

五つ目の質問です。6月議会の高橋利彦議員の一般質問に対して、旭市は、当該許可に関しては、法令解釈の錯誤があったと答弁していますが、法律、政令、省令のどの条文をどのように錯誤したのか、ご説明願います。

そして、その錯誤の程度では重過失に当たらず、求償権は生じないというのが旭市の公式見解ということによろしいでしょうか、ご教示願います。

中央病院の質問に移ります。

千葉県地域医療再生プログラムには、4ページから成る要約版、72ページから成る概要版、128ページから成る申請書版があります。

要約版だけ見ると、県は広域連携で乗り切ろうとしているように見えますが、申請書版を読むと、公立病院同士の経営統合による再編ネットワーク化に期待していることが分かります。連携だけでは問題が解決しないことを、私は再三にわたって申し上げてきましたが、明智市長は、経営形態を変えず県の方針にのっとってと、同じような答弁を繰り返してきました。

その考えがうまくいっているか否かを客観的に表す指標の1つが、中央病院の長期在院患者数です。要約版にも載っている数値目標によると、平成21年4月時点で、168名いる30日以上入院している一般科の長期在院患者数を100名まで減らすとしています。

一つ目の質問です。平成21年4月以降の一般科長期在院患者数の推移についてご説明願います。

次に移ります。

さんむ医療センターは、独立行政法人となるときに、加入していた千葉縣市町村総合事務組合を脱退しました。その結果、職員の退職手当の額を維持したまま、退職手当負担金が職員の給料年額の22%から5.6%に減り、年間2億円近い経費が浮き、同センターの経営状況改善に大きく貢献しました。

千葉縣市町村総合事務組合では、実質的な負担金の流れは、職員の平均勤務年数が短い病院から平均勤務年数が長い市役所に流れる構図になっています。この制度の性格上、一番損をするのは、最も大きな公立病院である中央病院であり、医療の発展の足を引っ張られている旭市民です。

二つ目の質問です。千葉縣市町村総合事務組合に支払った退職手当負担金、同組合から職員に支払われた退職手当の総額、両者の差額の過去5年分のデータについてご教示願います。

次に移ります。

明智市長は、経営形態について議論したと繰り返し答弁していますが、そのような客観的な情報はありません。

また、市役所職員からは、経営形態変更にあたって、病院職員が最も気にする事項について、誤った情報が流れてきました。

そこで、確認のために三つ目の質問です。移行型一般地方独立行政法人における職員の共済組合加入、移行時の退職手当清算の有無、公務員の身分希望者の法律上の取り扱いはどのようにお考えでしょうか。

次に移ります。

今年に入って、中央病院に対して労働基準監督署の指導があり、未消化の代休の買い取りと残業代の全額支払いを求められました。病院職員が忙しい大きな要因は、東総地域の医療問題解決を旭市が中央病院だけに押しつけて、何ら手伝おうとしないからです。

四つ目の質問です。ろくな議論もなく、経営形態を市主導で決めている以上、未消化の代休買い取り及び残業代の支払いは市がすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

五つ目の質問です。明智市長は、二言目には、開院以来、黒字だからと答弁されていますが、今年の震災後の全国的な受診抑制の影響により、中央病院も一時的に赤字に転落しました。したがって、これまでは黒字だからといって、これからも黒字だとの保障はどこにもありません。

そこで、伺います。市役所本体執行部が考える経営リスクと対策についてご説明願います。

六つ目の質問です。6月議会において、旭市は、総務省の公立病院改革ガイドラインは、業績の悪い病院に対するものと答弁しました。しかしながら、同ガイドラインには、そのような記述はありません。総務省の公立病院改革ガイドラインのどこに業績に悪い病院に対するものと書いているのか、ご説明願います。

最後の質問です。

旭市周辺の病院は、地方独立行政法人さんむ医療センターなど、一部の病院を除いて、病床利用率が低く、実質的な赤字が続いています。そのような場合、ガイドラインには経営形態変更、再編ネットワークを推し進めることを記載しています。ガイドラインの趣旨に沿えば、旭市周辺の自治体病院の経営状況が改善されない場合、どの病院と経営統合するのか、ご説明願います。

以上で1回目の質問を終わります。2回目以降は自席で行います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、最初のご質問の公立学校の教科書採択についてということで、採択方法、それから独自の採択ができないかということで、2つほどご質問いただきました。お答えさせていただきます。

最初に、公立学校の教科書の採択の件でございますけれども、これは社会科に限らず、すべての教科なんですけれども、小・中学校で使用されている教科書につきましては、千葉県内に15の採択地区の協議会というものが設定されております。これらの各地区の採択協議会で採択されております。

それで、本地区につきましては、旭市、銚子市、匝瑳市の3市で海匝採択地区協議会というものが構成されておまして、したがって、3市で同一の教科書を採択しております。

その後、採択された教科書を各市の教育委員会議で採択の承認をします。各市の採択承認がそろった段階で、海匝採択地区協議会から採択した教科書を千葉県の教育委員会へ報告いたしまして、正式な採用・決定となっております。

続きまして、独自の採択の部分でございますけれども、今申し上げましたように、海匝採択地区というものは、国のほうで義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律という法律がございます、その第12条で、都道府県の教育委員会は、こういった採択地区を設定しなくてはならないと、このように規定されております。

千葉県では、教育委員会の告示で県内に15の教科書採択地区を設定しております、先ほど申し上げましたように、本市につきましては、3市と一緒に協議会に所属している関係で、市独自の教科用図書の採択というものは、現状では非常に難しいかなと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、2点目の旭市職員の住民税の特別徴収と退職手当についてということで、一つ目の質問で、旭市職員が支払っている住民税特別徴収の総額はどういうことでございます。

職員が支払っている住民税特別徴収の総額でございますが、平成22年度分で申し上げますと、納付職員数752人に対し、納付総額は1億7,268万3,000円というふうになっております。

続いて、2点目の千葉縣市町村総合事務組合に支払った退職手当負担金、同組合から職員に支払われた退職手当総額、両者の差額の過去5年のデータということでございます。

平成18年度から平成22年度に市から千葉縣市町村総合事務組合に支払った退職手当負担金について申し上げます。平成18年度は負担金で7億4,139万円、退職手当支給額は8億3,435万円で、差額はマイナス9,296万円です。平成19年度、負担金額6億8,978万円、退職手当支給額8億3,783万円で、差額はマイナス1億4,805万円。平成20年度、負担金額6億9,815万円、退職手当支給額は6億6,662万円で、差額は3,153万円。平成21年度、負担金6億8,135万円、退職手当支給額5億2,561万円で、差額は1億5,575万円。平成22年度、負担金6億8,135万円、退職手当支給額6億7,614万円で、差額は521万円となっております。

5年分の総額で申し上げます。負担金総額34億9,203万円、退職手当支給総額35億4,055万

円、差額はマイナス4,852万円となっております。

続きまして、3番目の環境シンフォニック問題でございます。

法令解釈の錯誤、条文としてどの部分か、また過失の程度、国家賠償法第1条第2項にある求償権についてということでお答えいたします。

本案件に係る一般廃棄物処分業の許可につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の解釈錯誤により、許可要件を満たしていなかったものに対するものであったことは、これまでも答弁してきたとおりでございます。

では、実際に廃掃法のどの部分について解釈の錯誤があったのかということですが、本損害賠償請求訴訟に先立つ許可取消の無効を求めた行政訴訟において、裁判所も特に認めていた要件の欠如として、廃掃法第7条第5項第3号「その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」との規定を受けての省令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4第1号イ（2）に規定する基準、「その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること」との要件でございます。

すなわち、本案件においては、実際に溶融炉が設置される以前に処分業の許可を出してしまったことが最も大きな法令の錯誤であったとのことでございます。

なお、当該溶融炉は焼却施設に当たる施設であります。その設置については、廃掃法第8条に規定により、千葉県知事の許可を得なければならないことが、後の県との協議で判明したということでございます。

6月議会で申し上げたとおり、私どもはこの「瑕疵ある許可」においては、国家賠償法第1条第2項にある「故意又は重大な過失」があったとは考えておりません。

本案件において、仮に「重大な過失」を考えるとすれば、「本来要件を満たしていないことを確実に知りながら許可をし、結果としてその施設稼働により環境に深刻な影響を与えた」というようなものかと考えるところでございます。

国家賠償法において、その求償に関し、民法上の使用者責任による求償以上の過失、すなわち「重大な過失」の要件としているのは、公務員に過大な責任を負わせ、職務遂行に当たり公務員が莫大な損害賠償責任を恐れることによる萎縮効果が生じないようにするための配慮であるもので、この法の趣旨を考えた場合、公務員への求償については極めて厳密に、かつ、確信的な場合にのみ適用されるべきであると考えております。

続きまして、4番目の旭中央病院についてというご質問でございます。

その中の3番目でございますが、移行型一般（非公務員型）地方独立行政法人における職員の共済組合加入、それから独法移行時の退職手当清算の有無、公務員の身分希望者の法律上の取り扱いはというご質問でございます。

初めに、職員の共済組合加入でございますが、地方公務員等共済組合法第141条の2の規定によりまして、一般地方独立行政法人の職員は、地方公務員等共済組合法が適用されます。

2点目、移行時の退職手当清算の有無についてというご質問です。

地方独立行政法人法第61条の規定において、移行型一般独立行政法人職員の退職に際して、移行前の設立団体の職員として引き続いた在職期間については、新たに設立する独立行政法人職員の在職期間と通算して取り扱うことというふうになっているため、移行時における職員の退職手当の清算はされません。

三つ目、公務員の身分希望者の法律上の取り扱いについてということですが、通常、移行後の職員の身分は、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により、一般地方独立行政法人の職員になることとなっておりますが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律、附則第2条の2において、法人設立の前日までに移行型一般地方独立行政法人への派遣辞令が別に交付された職員については、当該地方公務員派遣法で定義される派遣規定のもと、地方公共団体職員の身分を有した職員として取り扱うこととなっているということです。

以上であります。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうから、環境シンフォニックのお尋ね、何点かございますので、順を追ってお答え申し上げます。

まず、申請受理までの経緯ということでございますけれども、株式会社環境シンフォニックは、平成16年12月27日付で一般廃棄物処理業の許可申請をする、その前に、2回ほど、一般廃棄物処理業の許可申請書を提出しております。

1回目の申請につきましては、平成16年4月22日付で、鐺木地先であります。この申請につきましては、地元地区の強い反対意見により、平成16年8月24日に取り下げをしております。

2回目は、平成16年9月15日付でございまして、長部地先で申請しておりますが、この申請についても、平成16年11月2日付で、地元地区住民及び隣接地権者の同意が得られないこ

とを理由に申請書を差し戻しております。

このような経過の中で、3回目に溝原地区において、申請書が平成16年12月27日付で提出され、同日、旧干潟町において受理をいたしました。

以上が申請書の受理までの経緯でございます。

続きまして、旧干潟町においてその処理は困難であったのか、あるいは一般廃棄物の計画はどうだったのか、そしてその許可申請時に同社が施設を有していたのかというお尋ねでございます。

旧干潟町における一般廃棄物は、旧1市3町の一部事務組合である東総塵芥処理組合で処理をいたしておりました。その処理につきましては、困難ではなかったと認識しておるところでございます。

また、同町の一般廃棄物処理計画については、東総塵芥処理組合で一般廃棄物処理基本計画を策定しておりました。この計画の期間は、平成12年度から平成26年度までの15か年となっており、この計画の中では、ごみの減量化・リサイクルの推進、ごみ処理施設の広域化の実現等を基本方針としておりまして、一般廃棄物の処理にあたって、民間の処理施設を使用することにはなっておりませんでした。

なお、株式会社環境シンフォニックは、一般廃棄物処理業許可申請時には、旧干潟町内に処理施設を有しておりませんでした。

続きまして、現地調査を行ったのか、あるいは知事の許可は出ていたのかというご質問でございます。

当時の担当者に確認しましたところ、申請地は公道に接していなかったため、進入路の有無について確認をしたということでございます。

次に、溶融炉の設置についてでございますけれども、溶融炉の設置については、県知事の許可は出ていなかったようでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 中央病院について、平成21年4月以降の一般科長期在院患者数の推移についてお答えいたします。

平成21年4月以降、年度ごとに30日以上入院されております長期在院患者の推移でございますが、平成21年度につきましては169.0人、平成22年度175.5人、平成23年度175.0人というふうになっておりまして、減少していない状態でございます。

続きまして、千葉縣市町村総合事務組合に支払った退職手当の負担金、それから同組合から職員に支払われました退職手当の総額、両者の差額についてのお尋ねです。

平成18年度から平成22年度に病院から千葉縣市町村総合事務組合に支払いました一般負担金、これにつきましては、平成18年度が10億4,000万円、それから退職手当支給額が4億円、差額が6億3,000万円でございます。19年度につきましては、一般負担金11億7,000万円、退職手当支給額5億5,000万円、差額6億1,000万円。平成20年度以降につきましては、一般負担金が増過措置で据え置きとなっておりますので、同額で11億7,000万円となっております。退職手当支給額は、20年度、5億3,000万円、21年度、6億3,000万円、22年度、5億5,000万円、差額につきましては、それぞれ6億4,000万円、5億4,000万円、6億2,000万円となっております。金額的には大きなものとなっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、中央病院関係、4点についてお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、ろくな議論もなく経営形態を市主導で決めている以上、未消化の代休買い取り及び残業代の支払いは市がすべきというご質問に対してお答えを申し上げます。

これは、地方公営企業法全部適用の旭中央病院における残業代等の人件費につきましては、病院会計の中で支出しなければならないということになっておりますので、市が支払うことはありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから2点目です。本庁執行部が考える経営リスクと対策というご質問がございました。

中央病院の予算というのは300億円を超えておりまして、経営の悪化は確かに市本体への影響は大きいと考えております。中央病院は、公営企業法全部適用事業所として、事業管理者を中心に医療の質、患者サービスの向上並びに経営の効率化等に取り組んでいただきたいと考えております。

それから、3点目です。中央病院について、総務省の公立病院改革ガイドラインのどこに「業績の悪い病院に対するもの」と書いてあるのかというご質問です。

これは、私のほうから6月議会の質問、改革プラン評価委員のご質問だったんですけれども、「ガイドラインは業績の悪い病院に対するものと理解している」と、こうお答え申し上げたことに対するものであると思っております。

確かに「業績の悪い病院に対するもの」とは書いてございません。書いてございませんけれども、公立病院改革ガイドラインで、公立病院の課題、公立病院の改革の基本的な考え方、それを解釈して申し上げたのであります。この辺もご理解をよろしくお願いしたいと思います。

それから、最後に中央病院について、ガイドラインの趣旨に沿えば、旭市周辺の自治体病院の経営状況が改善されない場合、どの病院と経営統合するのかというご質問に対してお答え申し上げます。

この圏域内の医療連携につきましては、香取海匠地域医療協議会において、旭中央病院を核といたしまして、旭市周辺の各地域連携病院の役割分担や機能再編・ネットワーク化等をメインテーマとし、今後の診療体制強化のための地域医療再生プログラムを協議し、その完成に向け、努めているところであります。

病院の経営統合ということでございますけれども、この内容につきましてはお答えすることはできませんので、その辺もご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 分かりやすいご説明ありがとうございました。

まず、公立学校の教科書採択なんですけれども、文部科学省に詳しく書いてありまして、学校の先生からの調査員の影響はかなり大きいように思われます。

学校教育課長は、もともと社会の先生だったそうで、その辺は詳しいと思うんですけれども、どうですか、学校の先生方の人気のある教科書が採択されるとか、そういうことはありませんか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、調査員についてご説明申し上げます。

調査員につきましては、社会科だけに限らず、すべての教科につきまして3名ずつの調査員が県の教育委員会からの推進を受けまして選ばれておりまして、その3名の調査員の方々から報告があるわけでございますけれども、その方々が結局、これがいいとかこれが悪いとかということは一切申しておりません。そういうことはやっております。あくまでも、県の採択のいろいろな観点がございます、それに応じていわゆる報告がございます、採択をするのは、あくまでも採択地の協議会の委員でございますので、先生方の人気によってこ

れがいいとか悪いとかという形で採択をしているわけではございません。これは社会科の歴史だけに限らず、すべての教科でございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 採択する協議会委員がこれを全部読み比べるのは無理だと思うんですね。それを把握しているのは学校の先生しかいないと思うんですけれども、その影響力が強いんじゃないかという気がするんですけれども、どうですか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） 確かに、今回ですと中学校全部で15の種類といいますか、特別支援教育を合わせますと17の採択がございましたので、その教科書を全部見るのは非常に難しいかと思いますが、確かに専門家の先生方が見ておりますので、その影響力が強いと言われれば、その辺は何とも私のほうから申し上げられませんが、採択委員の中には教育関係者、校長会の代表とか、あるいはPTAの保護者の代表とか、そういった方々もおられますので、あくまでも客観的にいわゆる調査員の方々は報告をしておりますので、順位立てをしますとか、ただ資料等も順位立てして書いてあるわけじゃありませんし、質問があればその場でお答えすることもありますけれども、あくまでも採択の協議会の委員さん方が決めていくということでございます。

ちなみに、観点でございますけれども、もちろん内容も大事でございますけれども、内容以外にさまざまな、例えば地域の特性だとか使いやすさとか、あるいは資料の豊富さとか、そういったものをすべて総合的に考えて、その報告が出ているということでございますので、あくまでも調査員の意見は参考意見という形で協議会の委員の方々が聞いているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございます。

では、二つ目の質問に移ります。

これはもう最近、沖縄県の八重山地区で教科書採択についてもめたことなので、旭市独自というのは難しいかなとは思いますが、実は六つの教科書の中で、1社だけ大原幽学が出ている教科書がありまして、ほかは名前すら出ていないんですけれども、育鵬社には農村を建て直した二宮尊徳と大原幽学というのがあって、この半分載っているわけです、この教科書に。

何と書いてあるかといいますと、「大原幽学は、尾張出身の武士です。若くして各地をめぐり、学問とともに農業技術を身につけました。30歳を過ぎたころ、下総で儒教に基づく道徳と経済の調和を説いて、多くの門人を集めました。やがて彼らの奉仕作業によって改心楼と名づけた講堂が建てられると、毎月、定例会を開き、そこでの学習を基盤とした農村改革を進めていきました。その具体例が先祖株組合でした。これは基金をもとに互いに助け合うことで生活を改善していこうとする村ぐるみの組織で、世界最初の協同組合とも言われています。幽学は、農業技術の改善をはじめ、耕地整理や質素倹約の奨励など、生産から消費まであらゆる面で農民の指導に取り組みました。その結果、長部村（現・千葉県旭市）は模範村として領主から表彰を受けるほどの成功をおさめました。しかし、あまりに時代を先取りした改革であったため、幕府から目をつけられた幽学は、後に自殺に追い込まれました。今も旭市には幽学の旧宅をはじめ、その精神を伝える多くの資料が残されています。」、これだけ教科書いっぱい載っているわけですね。

今回、これは今のところ、400以上の学校で採択されていまして、例えば神奈川県横浜市とか藤沢市とか、そういう大きなところでも採択されています。

やはり旭というのはもともと保守のまちですから、この教科書は合っていると思うんですね。ただ、採択されないまでも手がありまして、これは文部科学省のホームページにこう書いてあります。「教員による教材研究や児童・生徒による学習の進化・発展に資する観点から、各学校の図書館や公立学校に教科書を整備するよう努めること」とありまして、大原幽学が載っている育鵬社の教科書を市内の五つの中学校と市立図書館に置けないかどうか、お答えいただきたいんですが。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） 初めに、大原幽学の件でございますけれども、確かに教科書を見ますと、育鵬社のほう、大きく出ております。ただ、実は小学校のほうで「私たちの旭市」というような教科書、いわゆる郷土学習を行うための教科書、これ3年生、4年生の児童を対象にする教科書なんですけれども、こちらのほう、実は今年4月から新しく全面改訂いたしましてつくっているんですけれども、その中で、大原幽学についてはかなり詳しく、ページでいうと2ページ以上にわたって、郷土をひらいた人々ということで大きく詳しく書かれておりますので、地域の子どもたちには小学校3年生、4年生の段階で詳しく、小学校段階で指導しているということでございます。

学習指導要領にも郷土学習ということが強くうたわれておりまして、そういった部分では小学校でやっておりますので、1点、ご説明しました。

それからあと、それ以外の教科書についてでございますけれども、確かにそのようなことが書かれております。今後、教育委員会としてそういったものが展示といいますか、これはすべての教科書にしますと、社会科だけに限らずかなり量が増えてしまいますので、その辺、さまざまな課題もあろうかと思っておりますけれども、学校現場の意見を聞いて、その辺はもしも改善できれば、そのように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 小学校のときは、自分たちのまちを学習するんですけれども、これは日本の歴史ですよ。日本全国の高校が、栃木県から沖縄県までいろいろな学校が採用しているわけです。旭市の子どもたちはこれを見てどう思うか。旭にはこんなに立派な人がいるんだと思って、郷土を誇りに思うわけですよ。だから、これはもう生徒たちの目に触れるところにぜひ置いていただきたいと思います。

以上で、教科書の話が終わります。

次ですけれども、退職手当負担金です、特別徴収のほうはいいです、数字が出てきましたので。

2の（2）退職手当負担金を支払っているのは職員なのか市なのか。職員が源泉徴収のような形で徴収されているのか。それとは別個に市が支払っているのか。予算書と条例を見ると、市が支払っているように思えるのですが、ご説明願います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 退職手当負担金、市が払っているのか、職員が支払っているのかというご質問でございます。

千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例の規定によりまして、組合を組織する市町村等が組合に納付するという部分がありますので、市が支払っております。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） これも条例を読むと何となく分かるんですけれども、千葉県市町村総合事務組合の退職手当は、本人の積み立てをもとにした積み立て方式か、あるいは退職手当を現役職員が出す賦課方式のどちらなのか、分かりましたらご説明願います。分からなければ、

12月に持ち越します。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） これは職員の積み立てという部分ではなくて、あくまでも市の負担金、その中での分でございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 千葉県市町村総合事務組合負担金条例第1条の2項を見ますと、条文を読み上げるとややこしいので分かりやすくいいますと、例えば旭市が脱退するときに、それまで払った総額、その9割と、もらった退職手当の総額を比較して、払うかもらうかして出るわけです。例えば旭市が100億円支払ったと、それで職員が受け取ったのが50億円だとしますと、90億円と50億円の差の40億円を受け取って脱退できるわけです。それに対して、もし100億円払って120億円を受け取っているとすると、90億円と120億円の差額、30億円を支払って脱退しなきゃいけない、そういう制度なんです。

ここについては、12月も詳しくやりますけど、公立病院が支払っているのがそのままいろいろなところに、お金持ちの自治体、そういうところに流れ込んでいる可能性があって、中央病院の項目で、今回は詳しくやっていきたいと思います。

では、次、環境シンフォニックの問題ですけれども、要するに、処理業申請受理まで、普通はこういう大きな話ですと、塵芥処理組合だとか町長とかに相談するのが普通だと思うんですけれども、特にそういう相談がなく、受理まですんなり行ってしまったということでしょうか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 途中で進入路の関係で賃貸借の契約書を、何点か添付させておりますけれども、議員おっしゃるとおり、受理をそれによってしたということでございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 次に、3の（2）に移りますけれども、実はこの法律、もう1項ありまして、それは被補佐人とか被後見人、あるいは産業廃棄物で有罪になった方などであれば申請できないという、許可できないという、そういう条文なんですけれども、その一つの条文を除いて、チェックすると、すべての条文を満たしていないわけです。県知事の許可が必要なレベルの溶融炉にもかかわらず、県知事の許可をもらっていない。恐らく県にさえ行って

いないと思うんですね。それから、こちらの処理計画にもないし、特に干潟はごみ処理にも困っていないということで、これはもう重大な過失だろうというふうに思うんですけれども、この重大な過失は以前、おっしゃっていましたが、通常時に要求される程度の云々ということですが、この「通常時に」というのは、法律学的に何ということかといいますと、この本は私、昔、論文を書いたときにたまたま入手した弁護士さんが使う本によく書いてあるんですけれども、「通常時という概念は、すべての人間の平均時という抽象的意味ではなく、当該種類の行為について当該の年齢、職業、地位、地域、立場等に属する通常時ないし同類時である」と書いてある。要するに、これを判定した人は、行政の平均、行政の職員あるいは行政町長・市長の平均的レベルを基準に判断してくださいというふうに書いてあるわけですね。

普通の行政の課長さん方であれば、例えばごみ処理計画が出てきました、申請がありました。そうすると、普通は見に行くわけです。それから、相談するわけですね。恐らくここにいらっしゃる課長さん方、みんな、総務課長と環境課長じゃなくてよかったかと、心の中で思っているんじゃないかと私は推測しているんですけれども、それくらいやっぱり大きな見落とし、これはもうこの基準で判定すると、間違いなく重過失に当たると思うのですが、重過失に当たらないというふうに解釈していますので、これ以上言ってもしょうがないですけれども、だれがどう見ても、これは重大な過失です。法律を普通に読んで、普通に考えれば、ごみ処理施設があるかないか、それだけなんです。それで重過失じゃないと言い張っているので、かなりこれは処理を誤るとまずいことになるんじゃないかというふうに思いまして、私はこれはもう訴訟を起こしたほうがいいと思うんです。市が言っていることだけ一貫していないんです。

ほかの議員さん方がおっしゃるのは、例えば最初の和解せずに裁判所に言わせてくださいと、それか求償権を行使してくださいと。裁判所に見解を出させなさいという点で一致しているんですね。私は和解に賛成したんです。なぜ賛成したかという点、これ以上、下げられないと思ったから、市の損失を最小限に抑えるために和解に賛成しました。

それでさらに損失を抑えるには、求償権を行使して、あなた、もうこれは重過失だからやってくださいよというふうにやるべきです。そうしたら何が起こるかという点、要するに、そのとき、許可にかかわった職員が旭市にいるわけです。旭市は自分のことをたなに上げて、旧干潟町長を訴えるわけです、こんなの100%通るわけじゃないですね。だから、一応それが一番いいんじゃないかと私は思っています。

それで、こちらについては求償権を行使してくださいと言っても、しないという答えが分かり切っていますので、別のことを伺います。

鳥取県ですけれども、かつては県の車に任意保険をかけておらず、事故があれば県が賠償金を支払っていました。その際、運転していた職員に故意または重大な過失があったのか否かについて判定した上で対応を決めて、その結果を公表していました。例えば、居眠り運転による事故があった。これは絶対に重過失なんです。ただし、求償権は行使しなかった。なぜかという、業務による疲れが最大の原因であったから、それを全部公表してるんです。

旭市もこれだけ大きな公務員による損失をこうむっているわけですから、総務課のホームページで公表するべきだと思います。こういう事例がありました、2,750万円、計3,500万円ぐらい払いました、求償権はこうこうこういう理由で行使しませんと、ホームページに載せるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） ホームページ等で公表したらという部分でございますが、この問題については、議会において議会の議決をいただいております。そういう部分の発信というのはしていると思いますし、また、議会報によりましても、そういうところの部分の公表という部分はあると思いますので、今、改めてそれを公表するというふうには考えておりません。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 確かに公表する義務はありませんので、さすが総務課長だけあって、上手な答弁だと思いますけれども、ただ、今、情報化社会ですから、いずれ市民が知ることになるんですよね。だから、先に自分から公表しておいたほうがいいのではないかと思います。6日間、無断欠勤した職員をホームページでぱっと公表しておいて、こっちをうやむやと、よく探さないと分からないところに置いておくというのは、何か違うような気がします。

では次、中央病院の質問に移りますけれども、長期在院患者数、全然変わっていない。一生懸命みんな頑張っています。職員も頑張っているし、病院長、看護部長、それから薬局も検査科もみんな頑張っています。頑張っているけれども、こういう数字しか出ない。これはもう中央病院一つでは解決できない問題なんですね。

そこで、一生懸命頑張りますとおっしゃった改革プラン評価委員会の方々にお伺いしたいんですけれども、どうやってこの問題、目標100ですよ、解決するのか。市役所の執行部の方々、お教え願えますか、私は分かりません。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、お答えいたします。

千葉県地域医療再生プログラムで、平成21年4月末での30日以上長期入院患者数168人を、平成25年度には100人に減らす計画となっておりますが、現在のところ、ほぼ変わっていないのが現状であります。

長期在院患者数を減少させるためには、連携先病院の強化が不可欠であります。現状として機能強化には至っていないために、効果が表れていないものと思われれます。

地域医療再生プログラムは、実質的には本年度より開始されたばかりであります。今後、さらに強化する必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 中央病院というのは何でもかんでも最先端を走っていきまして、連携とか医師派遣というのはもう10年以上前からやっているわけですね。私はそれを見てどのように推移しているか、それから現場で働いている先生方、患者さんがどういう反応を示しているか、どんな思いをしているか、それを見た上で、連携では無駄だというふうに言っています。

これから、団塊の世代が65歳を超えて、もうあと10年もしてくるとどっと患者さんが増えて、それまでにどうにかしなければならぬんですけれども、きちんとした有識者を呼ぶべきだと思うんですけれども、その気はありませんか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 在院日数、確かに改善をされないというのは数字で出ているわけでありまして、今、香取海匠地域医療連携協議会で県の指導の中で、それぞれ香取海匠7公立病院あるわけですが、その問題点、改善点、そしてまた、その先に提携というようなことの中で、予算組みをして今年から始まっているところでありまして、なかなか公立病院は市が抱えておりますし、市のトップ、そしてまた病院長、そういった部分の思惑といひましようか、いろいろな考え方があるわけでありまして、大塚議員のおっしゃられますように、目に見えて改善をするというような部分にはいかないのかもしれませんが、これは国の予算も使っていることでありますし、恐らく今年1年経過すれば、ある程度の方向性は出てくるものと、そんなふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ある程度の方向性は出ないと思います。こういうものは専門家に任せるのが一番いいんですよ。それで、あとは全部専門家の意見を聞くと。それで、優秀な人じゃないとこの問題は解決できないです。お勧めは、東日本税理士法人、公認会計士、長隆先生、それから城西大学経営学部、伊関友伸先生、それから医療構想・千葉をされています竜崇正先生、亀田総合病院院長、亀田信介先生、それから地方独立行政法人さんむ医療センター、坂本昭雄先生、この先生方を呼べば、こびない、ぶれない、しっかりした旭中央病院をよくする、旭を発展させるプランを考えていただけるといいますので、首長が代われば言うことがころころ変わるような変な有識者と言えない有識者じゃなくて、ちゃんとした人を呼んでいただければ、みんなが困っている問題を解決できるのではないかと思います。

次の3番目は、いいです、ちゃんと調べて回答していただいたので、法律の話は構いません。

二つ目ですけれども、総合事務組合、これはかなり大きなお金が旭市から流れている。年間5億円から6億円、5億円と少なく見積もっても、10年で50億円、20年で100億円、このお金を止めなきゃいけないですね。

それで、ここに組合している市町村を見ますと、市が29、町が18あって、財政力指数でいうと、旭市はご存じのとおり、平成21年度で0.56、この中には財政力指数が1.63の浦安市とか1.50の成田市、このような自治体が入ってしまっていて、29市中、何と25番目なんです、旭市は。町まで入れても、47市町村中、35番目。財政力指数は極めてこの中でも低い。低い旭市が年に5億円も6億円も気前よくぼんぼん上げて、そういうお金持ちのところに退職金を買いでしまっているんですよ。このことについて、市役所の執行部の方々はどのようにお感じになりますか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、質問があった部分でございますが、あくまでも総合事務組合につきましては、相互扶助の機能を担っております。当然、団体間の累計収支におきましては、赤字もありますし、黒字も生ずることもあります。そういったいろいろな都合の中においては、そういった組合を作っての共同処理という部分であります。

そうはいつでも、やはり今、お話がありました赤字という部分については、許容の範囲というのはございます。黒字もそうでございますけれども、確かに経営形態によってその負担

がかなり中央病院の場合は大きいという部分はございますけれども、総合事務組合自体が相互扶助という部分の中において、ある程度、今申し上げました赤字、黒字の部分についてはやむを得ない。

ただ、このままでいいというふうには思っておりません。当然、この収支の差という部分については縮減していかなければならないわけでございますので、当然、今は凍結して1,000分の220という負担金をいただいておりますけれども、これについても各経営形態に応じた負担率に直すよう、私どもも総合事務組合に働きかけております。

ですから、今申し上げましたように、中央病院の場合の経営形態、定年退職までいくという部分は少ないわけでありますので、どうしても負担金が高くなるという部分につきましては、そういう経営形態に合わせた中での負担金というものを検討していってもらいたいという部分の要望も働きかけております。

それから、先ほどこちとお話がありました浦安市も入っているわけでございます。当然、黒字なわけでありまして、そういった部分についても、今後、ある一定の限度額を負担金額を超えた部分については返還しようという部分になっておりますので、例えば今回の浦安市につきましても、年間76億円の負担金という部分を超えている部分については返納するというふうになります。

当然、旭市においても、中央病院の負担という部分については、これから一・二年かかるかもしれませんけれども、ある一定の額を超すというふうにもう見積もっておりますので、その場合には返還するという部分もできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） これは時間の関係上、12月に回しますけれども、恐らく中央病院が総合事務組合に積み立てている額、莫大なお金になって、そこまで積み立てる必要はないだろうというほど積み上がっている可能性があるんですね。それをきっちり返してもらえば、埋蔵金ですよ、これは。それを基金としていろいろなことができるわけです。例えば医者を呼ぶために研究所を造るとか、あるいはこの負担金がなくなるだけで、非常勤の職員を雇用して仕事を楽にすることができる。そうすると、代休買い取りなんてことをしなくて済むわけですね。代休じゃなくて、本当はみんな休みたいのが本音ですから、市役所の職員だって、この半年間、忙しい思いをしている。これを5年も10年も20年も30年もできるかということできないわけですよ。だから、ここはきっちり調べて、脱退も含めて検討すべき事項だと思いま

す。

それから、次、残業手当です。公営企業だから支払えない、ここの部分は打ち合わせのときに打ち合わせたはずです。当然、公営企業だから買い取りは直接はできない。ただ、財源を手当てすることはできる。ここは打ち合わせで私、言ったはずですけども、打ち合わせの時間を割いてわざわざ市役所まで市の職員が話をしやすいように出向いたのに、その話は出ませんでしたか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これは面談のときにその話が出たかというご質問でございます。

特にその話は私、記憶しませんけれども、いずれにしましても、先にお答えしましたとおり、残業代の話は公営企業法の中に負担の原則というのがあるんですよということをお答え申し上げました。

中央病院から聞いた話では、残業代ですけども、これは未消化の代休の買い取り、残業代の支払い、先ほどのご質問でありました。未消化の代休はないというふうに聞いておりますので、先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） こちらのほうは一般会計から繰り入れはできますので、そのところはもうする気はないのは分かっていますので、次の質問に移ります。

本庁執行部が考える経営リスクと対策、何でこんなことを聞いたかという、私は専門家を呼んでくださいと、有識者を呼んでくださいというのに、自分たちがやります、頑張りますと言ったから、どこまで知っているのかと思って聞いてみただけです。

ちなみに、スロット分析についてご存じのことがありましたらお答え願います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 先ほどのリスクと対策でございますけれども、今、議員が言われました言葉を知っているかということでもあります。私は存じておりません。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 挙手してください。

大塚祐司議員。

○1 番（大塚祐司） 言葉はご存じだと思いますけれども、実際に教科書の初めのほうに書いてあるんです。内部環境としての強み弱み、外部環境としてのリスク・脅威、これを分析して表を作ってどう対策すればいいかという基本的な事項です。

だから、こういう医療のことというのは専門性がすごく強いので、やっぱり市の人は記録とりとか情報出しに徹して、有識者を呼んで議論するべきだと思うんです。

ここにいるからぴんと来ないですけれども、例えば課長さんが中央病院に行きます。それで「市役所課長、一生懸命頑張ります」と札をかけるわけです。その隣に研修医が立って、「研修医、4月に免許取り立て」と書いて並んでもらうんです。受診した患者さんにどちらか先生選んでくださいと言ったら、100人来たら100人が研修医を選ぶに決まっているんです。それほど専門性というのは違う分野、そこに口を出そうと頑張っている必要は全くなくて、ぜひ専門家の意見も、飯岡、旭の復興でちゃんとした専門家を呼んで市民の意見も聞いてちゃんとやっているのに、何で中央病院だけこんないいかげんにやっているのかなと、すごく不思議に思います。

それから、もう時間もありませんので、6番目の質問で終わりますけれども、例えば総務省のガイドラインにはこう書いてあります。「公立病院改革ガイドラインQ&A」、ここに書いてあります、ちゃんと。「ガイドラインは公立病院すべてが経営形態の見直しを強いられると受け取れるのがいかがか」と書いてありますね。「現在、黒字経営の病院と言えども、将来にわたって順調な経営状況が持続する保障はない以上、病院経営のさらなる改善を目指して経営形態の見直しを含む改革プランの策定に取り組んでいただきたい」ということで、これは別に中央病院のために書かれたやつじゃなくて、すべての公立病院に書かれたわけで、周りの病院はいまだにベッドが埋まらず赤字に苦しんで、それから中央病院は中央病院でばんばんなわけです。ここに加えて、徳州会ができ上がったり九十九里医療センターができ上がったり、経営を不安定にさせる要因もある。これをどうするか、みんなで考えていかなきゃいけない。そこを専門家を排除して頑張りますと言っているのが今の状況ですから、ぜひこの状況を、この答弁ではこの場で終わってしまいますけれども、このことを中央病院職員や市民が知ったらどう思うか。あくまでも震災の対応のように、市民中心に考えていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 7 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 林 七 巳

○議長（林 一哉） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（9 番 林 七巳 登壇）

○9 番（林 七巳） 議席番号 9 番、9 月議会で一般質問をいたします。

このたび、質問にあたり、復興が遅れているように思いますが、私だけでしょうか。市民の皆さんからいろいろな相談をされます。国政でも総理が代わり、震災復興を一番にするように言っております。我が旭市ではどうでしょうか。

市長、副市長、教育長の給料まで下げるという議案が今、出されております。その中で、体育祭だけは今までどおりやるというのは、どうもおかしいように思いますが、それでは質問に入ります。

まず、震災復興計画について 3 項目いたします。

1、住宅について質問します。

2、復興住宅の高台への考えはあるのかお聞きします。

また、3、建て替えに規制はあるのかお聞きします。

次に、予算の見直しについて 2 つお聞きします。

まず 1 に、市長車についてお聞きします。

今、市民が大変な中で、まだ使える車を替えなければならないのかお聞きいたします。

2 に、体育祭についてお聞きします。

市長、議員歳費を削減しようとして今している中、盛大な体育祭は中止または規模縮小の考えはないのかお聞きします。

次に、3、市長の政治姿勢についてお聞きします。

6 月議会でもお聞きしましたが、答弁が分からないところがありましたので、再度、お聞

きします。

1に、入札審査委員会についてお聞きします。

間違いをした委員の差し替えはするのかお聞きします。

2、次に責任についてお聞きします。

誰も責任をとらない執行部はおかしいと市民が言っておりますが、責任をとるお考えはあるのかお聞きします。

3、次に、市長の給料の減額についてお聞きします。

市長は6月議会で、同僚の議員の質問で、3月11日以来、一生懸命仕事に専念したので給料は下げないと、胸を張って言っていました。すばらしい市長だと私は思いました。こんなに胸を張って言える市長が、今度、減額するという案にはがっかりしました。市長の信念はどこへ行ってしまったのでしょうか。お聞きしますと、ある議員に下げたほうがいいと言われてから、この議案を出したというふうにお話が時々入ってきました。

また、4に、答弁への責任についてお聞きします。

このような胸を張って答弁したのに対して、この9月議会で下げるという、こんなにばかげた議会軽視も甚だしいことについて責任はあるのかお聞きします。

また、4、旧飯岡荘についてお聞きします。

飯岡の住民は大変関心を持っております。再建するのかお聞きしたいと思います。この前の全員協議会の中で、議員にわざわざ時間を割いて、いいおか荘はどうしたらいいのかと市長はお聞きいたしました。その全員協議会の中で、もう少し時間を置いて検討を重ねたほうがいいのではないかと結論が出たと思いますが、そのことをまたお聞きします。

答弁は簡潔、明瞭にお願いいたします。再質問は自席で行います。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林七巳議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、2の2番、3の2、3、4、4の1についてお答えをしたいと思います。

最初に、予算の見直しについて体育祭ということでもありますけれども、第2回旭市民体育祭については、旭市が震災から一日も早い復興を願い、これを支援する大会として、11月20日に予定するものであります。

現在、体育協会ほか16の関係団体から構成する実行委員会において準備を進めております

が、市内全域となる15の小学校区から市民参加を得て、被災者に勇気を与え元気づける大会と位置づけています。

事業費については、復興支援を前提に置き、第1回大会の反省を踏まえて、効率的な予算を組んでおりますが、第2回大会は千葉県教育振興財団から東日本大震災の被災者支援事業に認定され、特に被害の大きかった旭市への特別枠として、40万円が助成されることになっております。

既に、選手の選考を各地区にお願いいたしましたが、参加予定地区の中では、第2回大会に向けて予選会を開催し、準備を進めている地区もあります。

復興とスポーツは表裏一体にあると言われております。競技に参加することはもちろん、観戦を通して感動や共感を分かち合うこと、また自分たちのチームを応援し、学区組織として支えていくこと等、旭市民体育祭の開催は旭市復興の精神を培う最適な大会であると信じております。

第2回大会については、実行委員会の意見を十分踏まえた中で、大勢の市民の皆様が参加していただける大会として開催するものであります。

次に、3番目の市長の政治姿勢ということであります。

前回、入札資格審査委員会の中で、いろいろな錯誤がありました。そんな中で、このことにつきまして、業者に処分をしたのに市での責任はということであると思えますけれども、今回の件につきましては、認識が足りなかった部分は職員、そして私どもにも十分あると思います。しかし、あくまで申請者、これが最優先する申請書につきましては、信頼をしているというようなことの中で取り扱ってきたわけでありまして、このことは今まで経験がない最初の失敗といいましょうか、そういうことでありましたので、今回につきましては、これから先の入札において、そういったことを再び起こさせないような指導をしていく、そういった中で審査委員会を強固なものにしていくということでもお話をさせていただきました。

そういうことで、今回、特段の処分はしない、そのように思っているところであります。

また、給料の減額について答弁がふらついているのではないかという話であります。

基本的には自分の給与でありますので、自分で決めさせていただきたいと思います。先の議会で、私は、今回の未曾有の大震災にあたり、復旧・復興に全力で取り組んでいるということで、今のところ、給与の削減は考えておりませんとお答えしたものであり、やらないということは一度も言っていないと思います。

また、全員協議会において発言をさせていただきましたが、時期を見てやらなければなら

ないという思いの中で、今回、給与に関する条例を提案させていただいたものであります。

最後に、いいおか荘の再建についてお答えをしたいと思います。

いいおか荘再建営業につきましては、採算性、収支を別にすれば、観光拠点施設として存続したいという思いは、市長就任当時からずっと持っていることであります。しかし、今、震災で壊されましたいいおか荘を復旧するには、多額の費用がかかることや、ここ数年間の負債額や損失額を踏まえたと、そしてまたリニューアルに使用した返済金も今年から始まる、そんなような中で、今、市がこのいいおか荘を経営するということは限界を感じております。早期の決断が必要であると考えたわけであります。

運営委員会、そしてまた地域の意見交換会、あるいは議会の全員協議会、いろいろな面でこの話をさせていただきましたが、そしてまた、6か月が過ぎた今、いまだにいろいろな部分での旭のいいおか荘に対する問い合わせはないような状況であります。

しかしながら、いいおか荘を再び利用するということであれば、早期の決断をしなければ、今あるものも駄目になってしまう、そんなような中で、今回、皆さん方にこの議会に改めて私の意見を述べさせていただいているところであります。

運営委員会も開催していただきました。8月中旬でありましょうか。直営での復旧は難しいという意見でまとまっており、今後は公募型プロポーザル方式での民間委託、そしてまた、賃貸等について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 副市長。

○副市長（増田雅男） それでは、私のほうから、大きな3点目の入札資格審査委員会についてお答え申し上げます。

メンバーの交代はということでございますが、現在の資格審査委員会委員、反省のもと、気持ちを新たに二度とこのようなことがないよう基準要項等を定めて、さらなる審査の充実を図り、進めているところでございます。

また、先ほど市長からも申し上げましたように進めておるところでありますので、現在のところ、メンバーの交代は考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、1番目の（1）震災復興計画の住宅についてということで、今現在、応急仮設住宅にたくさんの方が入居していらっしゃいますけれども、その先と

いうことであるかと思ひまして、その件についてお答えしたいと思います。

まず、市では、6月下旬から7月下旬にかけまして、震災後の復興計画を策定するにあたりまして、企画政策課が主になりまして、被災者の意向を確認するためのアンケート調査を実施しています。

この調査対象なんですけれども、6月22日現在で住宅の被害認定が半壊以上の1,272世帯に対して実施した結果、816世帯から有効回答をいただいたところでございまして、設問の中で、住まいの再建方法についての回答で、公営住宅としたものが13件ありました。最後に自由意見として市営住宅を造ってほしいなどの回答は、実際に12件ということで、この方はほぼダブっているのではないかと、そのような考えを持ちました。

そういう中で、要望する方の数が今のところまだ多く出ていない。そういう中で、直近の公営住宅の入退去の数なんですけれども、実際には21年度が15戸、22年度も14戸というような数の入退去が実際にございます。そういう中であれば、ストックを活用して対処できるのかなということが、まず一義的にあります。

当然、その先、さらに必要ということであれば、再度、検討していく、そういうことは十分ございますけれども、今のところ、既存の施設の活用というのがまず第一義に考えられるのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 復興計画の2点目でございます。

復興計画につきましては、8月19日に復興計画検討委員会というものを設置しまして、来年1月策定に向けて、計画作りのための議論を始めました。その中で、津波対策としての議員さんが言うには、高台への復興住宅建設の考えはというご質問ですけれども、現段階では、住宅支援策として実施する高台への住宅事業の予定はありません。

実施予定に至っていない理由につきましては、今、財政課長も言っていましたけれども、6月から7月にかけてアンケートを実施したわけでありまして、その結果に基づくものであります。そのほとんど、80%を超える方々から元の場所に戻りたい、または震災前と同じ地域に戻りたいという結果であったからでございます。

なお、現在、仮設住宅に入居されている方々には、定期的に意向を確認しまして、住宅再建方法にかかる相談を受けながら、生活の再建支援に努めたい考えであります。

それから、もう一つ、復興計画で建て替えに規制はあるのかということでございます。

震災が起きたことによって、住宅再建への規制は、現在のところ、復興計画の中では考えておりません。住宅再建も含めた被災者の生活再建については、市民の要望や意見を取り入れた被災者のための計画づくりに努める考えです。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 建て替えの規制の関係ですけれども、議員のほうから、取りあえず道路と民地の境界だとか、従前建っている土地に赤道があつたり青道があつたりした場合はどうするのかということですが、その辺においては、公図等を確認しまして、境界立ち会いを行いまして、協議して決定していきたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） それでは、予算の見直しについての中の（１）市長車について、今現在、市民の方々が災害により大変な時期の中で、使える車を買替えるのかというご質問なんですが、お答え申し上げます。

購入の経過、それから走行距離からいたしまして、交換時期と考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○９番（林 七巳） それでは、住宅についてお尋ねいたします。

今、被災者の方はほとんどが高齢者の方で、自分で再建できる方はごくまれだと思います。その中で、２年が過ぎるとあそこを出ていかなければならないという中で、市としては手厚い行政の中で、住宅に関しては心配しないでくださいと、そのような言葉を市長、どうですか、私が市長でいる限り、住宅は心配なく皆さんに入ってもらえますというような答弁は、市長、いただけないでしょうか。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、そのことでありますけれども、確かに行政としても大変心配しているところでありまして、２年後にどのくらいの方々が自力で、自費で新しい住居へ住めないのかという部分、まだはつきりつかんでおりません。

そういった部分で、またアンケート調査やら、仮設住宅の方々を個別に伺いましていろいろな意見を聞きながら、その後の対策を進めていきたい、そんなように思っておりますので、

よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） ぜひとも被災者の方に手厚い市政を市長にお願いして、それでは、復興住宅の高台への考えはあるのかという、あれをお聞きします。

今、私のところにも、今あるところでお店をやりたいんですが、ちょっと離れた安心したところに家を建てたいという方が結構おりまして、そんな中で、市としては、もし市有地があれば、そういうところを提供するとかそういうお考えはないでしょうか。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 高台に市有地があれば提供をというご質問でございました。

確かに、すぐぱっと思いつくところに住宅を多数建てるということで思いつくところという、例えば旧海上中跡地であるとかそういうところが思いつくかと思います。高台となりますと、なかなかまとまった土地というのは市有地としては難しいのかなというふうに思っております。

その辺は被災者の方の意向等もありますから、先ほど企画政策課長が申し上げましたとおり、もとに戻りたいという方の意向というのが非常に強いと、高台に移りたいという方も確かにいらっしゃると思うんですけども、そのところのとりあいというのはどういうものなのか、その辺はよく精査していく必要があるだろうと思っております。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 高台というよりも、今まで住んでいたところよりも多少津波の影響がない高いところという意味で、旧飯岡でいうデエヤマというところじゃなくて、少しでも高いところという意味で言ったわけなんですけれども、結局、今、私のところに来ておりますのは、飯岡でいいますとバイパスの近く、三川でも旧国道の北側とかという形で結構相談に来ている方がおります。

その中で、そういったところが農地だったりした場合には、転用ないしそういうものをスムーズに行えるような体制を市ではとっているのか、また協議したことがあるのかお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） もちろん、そういうつもりではなくて、高台

というのは高いところなんですけれども、東北地方なんかの高台という意味じゃなくて、この辺は安全なところというふうに理解しておりますので、その辺はよろしくをお願いします。

それから、農地に転用して住みたいということであればスムーズに行えるように協議しているのかということでございますけれども、この辺については具体的にその事案があった時点で協議しますので、その辺はよろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、よろしくお願いします。飯岡ではバイパスの上下50メートルは商業地域に指定されております。ですから、一般住宅は建てられませんが、そのようなことも考慮して考えていただきたいと思います。

それでは、建て替えに規制はあるのか。

今、飯岡でも被災した道路を見ますと、細くなったり曲がっていたり、それからまた海岸地域に行けば、防風林に無断で建てたりみたいな、そういったことがあります。そのようなときにはどうするのかお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今、議員さんから具体的に話がありました。

例えば防風林に建っていた家が被災されまして、その先、じゃ、どうするのかということであれば、これはまさに具体的な事案でありまして、それは本来こうすべきであるということから、もちろんそれは始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） なるべく被災者にやさしい行政をとっていただきたいと思います。

それでは、また次の質問に替えさせていただきます。

市長車についてお尋ねいたしました。もう取り替える時期が来ているというあれですが、まだ使えば使えると思います。車はびかびかだしね。被災者の方は車も流され、家も流され、この七百何人いる職員でも、職場を市長の転勤命令によってユートピアセンターに行き、それからいいおか荘に行き、そこで職員の方も車を流されて、新しい車を買っているわけですよ。大変な負担ですね、これね。その中で、市長、使える車をもう少し、もう1年でも長く使ったらどうですかという、私のこの質問です。そのお金がもしあるんだったら、もっと市民のために使っていただきたいというのが、この質問の中身なんですけれども、どうですか、市長、もう少し遅らせるとか凍結するとか、もう時期が来たから取り替える、これはあまり

にも市民をばかにしたあれじゃないですか。じゃ、年数が来たからみんな替える、そういったことじゃなくて、もう少し市民にやさしい、凍結するとか時期をずらすとか、市長、どうですか、そのお答え、お願いいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 林議員のおっしゃっているようなことは、市民の方もそういった考えがあらうかと思います。しかしまた一方では、やはり市長車、公用が結構多いわけでありまして、今現在でも少しずつ故障が出ておりまして、出先の中で大きな故障、そういった部分が出た場合には対応のしようがない、そんなようなことも含めまして、今回、皆さん方にご心配をいただくわけでありますけれども、最大限節約をしながら、丁寧に乘らせていただきたいと、そんなように思っておるところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） そういうお考えでしたら、私はもうこれ以上、この質問はいたしません。

じゃ、体育祭についてお伺ひいたします。

今、被災して仮設住宅にいる市民の方、体育祭やってほしいと思っているんでしょうかね。それよりももう少し待遇を、環境をよくしていただきたいと、そう思っていると、私のところに相談に来る方もおります。この間も議会の控室に、あんな被災者住宅ありますかという女性が来て、議員の方、何やっているんですかと大声で叫んでいた女性もいるわけですよ。

市長、もう少し縮小するとか、そういう考えはないでしょうかお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 開催について詳しくは体育振興課で答弁させますけれども、私の思いは市長に就任したときから市民の一体感を作る、果たしてそれがどうなのと言われる人も多くいると思います。そんな中で一体感を作る、つながりを作る、そういった部分で今回、震災がありました。震災がありましたけれども、いつまでも下向きに自粛をしているということではなくて、やはり旭全体に活力を生み出す、元気づける、上を向く、そういった部分でぜひこの事業は必要だと、そんなような認識でありますので、その趣旨につきましてはご理解をいただきたい。そしてまた、実施にあたっては、議員さんおっしゃられるように、縮小といいいましょいか、復興を祈念して、そういった意味で何かお手伝いができるような、そんな方向で持っていっていただきたいと、実行委員会も今、一生懸命そういった部分でお骨折

りをしているわけでありますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは今、市長のお話も出ましたし、私のほうから現在の大会の特徴といいますか、その辺ご説明させていただきたいと思います。

これまで実行委員会含めまして15回の会議、これを開かせていただいております。その中で、最終的なこういう形で行こうというのが決まっております。

簡潔に説明をさせていただきたいと思います。

まず、セレモニー関係ですけれども、昨年、1回目は入場行進を行ったわけですけれども、今年度は行わないで、震災による犠牲者をしのんで黙禱をしようと、こういうことでセレモニーのほうは特徴を入れております。

また、競技種目につきましても、なるべく小学校区の区長さん方のご負担を軽減しようということで、昨年は103人でしたけれども、今年は95人ということで位置づけをしております。

しかし、反面、この体育祭につきましては、被災者支援という位置づけをとっております。被災者に勇気を与え、また元気づける事業ということで県のほうからも認定をされております。そういった意味で、区のほうに割り当てるのではなくて、ぜひ参加していただこうということで、オープン種目も大幅に増やしております。昨年は600人ということですが、今年は900人の枠を作っております。多くの市民の参加を期待するものでございます。

また、エキシビションにつきましては、やはり子どもたちの勇姿を見ようということで、はつらつとした競技、また吹奏楽につきましても感動を与えていただこうということでお願いをしておりますし、特に自由参加の踊りにつきましては、旭の元気を発信しようということで設定をさせていただいております。

そのほか、復興支援ということですので、体育祭そのものを復興に向けての取り組みということで考えておりますけれども、昨年も実施いたしました直売コーナー、これもぜひやっていこうということで、その一部を支援金に回そうということで現在、計画をしております。

そのほか、仮設住宅等もございますけれども、シャトルバスの関係、ぜひ被災された方々にも見ていただこうということで、シャトルバスにつきましても、旧干潟地区は除きますけれども、各小学校区に1台、割り当てをいたしまして、多くの参加を促す予定になっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、華美なセレモニーは控えていただき、被災者に力を与えるような体育祭にしてください。

それでは、政治姿勢の中で入札審査委員会について、副市長のほうから入れ替えはないというようなお答えをいただきましたが、ぜひとも今後、こういう問題が起きないように注意して審査委員会を開催していただきたいと思います。

また責任について、また給料の減額について、いろいろ市長を困らすわけではないですよ、市長、市長を励ましているわけなんですからね、市長、ぜひともそのところをお願いしたいと思います。

それでは、いいおか荘の再建について、市長から先ほど答弁いただきましたが、その前に新聞に結局、民間に委託するというのが先に出ていますので、もしそういうことでしたならば、ぜひとも議会のほうに少しでも早く、こういう方向でいきますというような答えがあれば心配しなかったんですけども、どうしても新聞報道のほうが早く一般市民に報道されますもので、議会は何しているんだというようなことを市民から言われますもので、いや、私たちは分かりませんよ、議会の全員協議会の中ではもう少し余裕を見ているというお話でしたよと言うと、新聞に出ているのに何で議員が知らないんだと、こういうようなお叱りをいただいているわけですよ、市民から。

ぜひとも市長、こういう重大なことがありましたら、議会の前に議員を招集して、こういう方針でいきますというようなあれをよろしく願いいたしまして、答弁いりませんから、自分の質問はこれで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございます。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 平 野 忠 作

○議長（林 一哉） 続いて、平野忠作議員、ご登壇願います。

（7 番 平野忠作 登壇）

○7 番（平野忠作） 議席番号 7 番、平野忠作です。

平成23年第3回定例会において一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

去る3月11日の東日本大震災は、本市では大津波と土地の液状化被害が同時に発生、全国的に見ても非常に珍しいケースで、未曾有の被害をもたらしました。死者13名、行方不明者2名、住家被害全体で全壊が336世帯、大規模半壊430世帯、半壊503世帯、一部損壊2,375世帯、被害合計で3,644世帯と甚大でありました。

月日のたつのは早いもので、半年が経過しました。本市も災害に前向きに取り組み、5月中には仮設住宅200戸の入居が完了し、7月には千葉県に対して津波被害を和らげる人工盛土を利用した海岸減災林等の要望、8月には本市の復興計画検討委員会を設置、今後は委員会の意見を尊重し、めり張りのきいた計画をもって復旧・復興に向けてのスピードアップを願うところであります。震災前のように市民の皆様が平穏に生活できるように取り組んでいただきたいと思います。

通告に従いまして質問をいたします。

大きい1番として、津波対策について伺います。

（1）旭市の今後の対策について伺います。

6月の第2回定例会においても質問をいたしましたが、そのときは、被害状況を中心に質問しましたが、今回は津波対策に向けての取り組み方をお知らせ願いたいと思います。

（2）国・県等への要望について伺います。

人工盛土減災林等の事業は、旭市の単独事業ではできませんので、国・県等の支援なしではできません。旭市としては、国・県等にどのような要望をなされているのか伺います。

（3）コンクリートがら及び残土利用について伺います。

この件も6月の定例会において質問をさせていただきました。コンクリートのがらは道路の路盤材として有効利用するとの答弁をいただきましたが、残土につきましては検討中とのことでした。今後、どのように取り扱われるのか伺います。

（4）市内、はんらん河川の河口に水門の設置を要望について伺います。

このたびの津波被害は甚大でありました。小学校学区別に分けてみますと、その中でも飯

岡地区の横根海岸が最大の被害地であります。地形が防潮堤よりかなり低いのが要因ではないかと考えられます。三川地区は目那川と三川と船着場がはんらの主な要因ではないかと考えられます。矢指地区は矢指川、野中川のはんらが主な要因ではないかと考えられます。富浦地区は東川がはんらして甚大な被害を出しました。いずれも河川のはんらが引き起こしたものです。

これらの被害を少なくするためにも、河川の河口に水門を設置して、被害を最小限に食い止めることが望めます。関係機関と連携して早期に設置を要望いたします。

大きい2番として、道の駅等の設置推進について伺います。

(1) 今後の予定について伺います。

昨年5月に旭市道の駅等設置推進委員会が発足し、私も委員の1人として委員会、分科会及び視察研修に出席させていただきました。当初は、業務の完了を3月中に終了とのことでしたが、東日本大震災が発生し、今後はどのように推進していくのか伺います。

大きい3番として、あさひ健康パークゴルフ場について伺います。

(1) 再オープンについて伺います。

3月11日の東日本大震災により、パークゴルフ場が津波で大きな被害を受けました。中でも、コースの半分が津波による土砂で覆われましたが、ボランティアの皆さんの協力により、早期に砂を撤去することができました。今は芝生も青々と生えそろって、再オープンを待ちかねているように思われます。

諸条件が整えば再オープンを早めてもよろしいと思いますが、伺います。

再質問は自席にて行いますので、答弁は明瞭、簡潔にお願いいたします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 平野議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから津波対策についての（1）（2）、2番目の道の駅の設置推進についてということで答弁とさせていただきます。

最初の津波対策について、旭市の今後の対策についてということでもありますけれども、ご承知のように、県内で最大の津波被害に遭ったということで、今、私の最大の使命感を感じているところであります。

そんな中で、早期に復興計画、津波対策等を作成していかなければと、そんなような思い

で今いるところでありますが、第1回の旭市復興計画検討委員会を8月19日に開催いたしました。その会議に旭市復興計画骨子（たたき台）を示しまして、これは企画政策課が中心になりまして骨子を作成したわけでありますけれども、そういったものを提示しながら、学識経験者や各種団体、関係行政機関、市民代表で構成された19名の委員から、津波対策などの個々の事業について意見を伺ったところであります。

旭市復興計画策定に向け、委員の意見も含めた津波対策としては、人工盛土を利用した海岸減災林、潮害防備保安林の整備、避難ビルの指定などのハード事業、避難体制を整備した津波避難計画の策定、想定される津波浸水区域を明示したハザードマップの策定、情報伝達の再考、地域防災教育の徹底など、ソフト事業の必要性も計画に盛り込むことで調整しているところであります。

今後、検討委員会で議論を重ね、防災上の安全を確保した安全なまちづくりを目指すわけですので、議員さんからも忌憚のないご意見をちょうだいしたいと、そんなように思っております。

次に、国・県への要望ということでありますけれども、津波対策については、これまでいろいろな方々のご意見を聞いております。そんな中で私も直接、国・県に出向きまして、いろいろ要望しているわけであります。

大きな問題としては、早急に解決できるような予算が幾らかでも少なくても済むような、そんなような思いの中で、旭市で原案を作成して提案をしてきたところであります。その中で、人工盛土を利用した海岸減災林等の整備について、写真入りのイラスト入りのものを持っていきまして要望したところであります。

また、国に対しては、5月1日に現地調査に来られました防災担当副大臣をはじめ、国にも液状化等の陳情などに行きました際にも、国土交通省とかに行きまして、そういった部分で本当に早急に対策できるようなものを早く手をつけてほしいというようなことで要望してきているところであります。

7月13日には千葉県防災危機管理監を訪問し、林議長、建設経済常任正副委員長に同道いただきまして、詳細な資料により、先ほど申し上げましたように説明を申し上げまして、知事あてに要望を提出したところであります。

さらにその後、副知事に対しましても早期着工についてお願いをし、さまざまな機会をとらえて要望してきているところであります。

本件に対する国・県の動向でありますけれども、国は地域の海岸ごとに最も有効な対策を

設定することを示しております。沿岸市町村長を含めた検討委員会を今年11月をめどに設置して津波対策を行うこととしており、本市の提案事業についても具体的な検討に入っていると聞いております。

なお、県は津波被害のあった本市海岸の消波ブロック約2,000基を設置する大規模な復旧工事を、今年9月末から来年6月ごろにかけて実施する予定であるということで、県から聞いております。

このようにすぐ施行する対策、ある程度年数をかけて施行する対策、計画的に実施する国・県の事業に大いに期待しているところであります。

次に、2番目の道の駅等の設置推進についてであります。

今後の予定ということでご質問がありました。

道の駅等の設置推進については、昨年、コンサルタントを検討していただくというようなことで予算をつけていただきました。1年間、検討委員会の皆さん方に変にお骨折りいただきまして、計画がほぼでき上がったところであります。恐らく9月議会にも議員の皆さん方にも報告があると思います。

そんな中で今回の大震災がありました。議員のご指摘のとおり、今後の道の駅につきましては、本当にいろいろな議論があるわけでありましてけれども、私は道の駅の設置につきましては、旭市が誇る農水産物であり、全国より多くの人に「食の郷旭」を知ってもらう周年的な集客施設として、また旭の観光拠点としてぜひ設置したいと考えているところであります。

先ほども申しましたように、議員におかれましても、昨年からずっと設置推進委員として協力をいただいているわけでありましてけれども、今回、震災の後でこの道の駅をどうしようかというような部分は庁内でも議論をしているところでありますけれども、私の思い、そういった思いもありますし、この復旧・復興がある程度の見通し、進捗状況を見きわめながら、今度は一歩進んだ設置検討委員会を設置しまして、事業化に向けて検討していきたい、そんなように今考えているところであります。

今、何よりも復旧・復興が最優先ということでありますので、時期につきましては、まだ決定をしていませんけれども、そういった進捗状況を見ながら、なるべく早く道の駅につきましても取り組んでいきたいと、そんなように考えているところでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私からは津波対策の3点目、コンクリートがら及び残土利用についてというご質問にお答え申し上げます。

津波被害等により発生した災害廃棄物については、今年度の完了を目指し、現在、分別・処理を行っているところでございます。こうした中で、コンクリートがら等は6社の再資源化施設で道路等の路盤材など建設資材として再利用するため、順調に処理が行われているところでございます。

なお、残土等については、災害廃棄物の取り扱いではないことから、処理・再利用について大変苦慮している状況でございます。

これらを適正に処理するため、今後、公共事業等で利用していただけるよう働きかけや、あるいは利用していただける側においても、積極的な利活用をお願いしたいと考えており、関係機関と連携を図り、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、津波対策の中で議員のほうから、市内はんらん河川の河口に水門の設置要望、こういうことでご質問いただきました。

質問の中にありましたように、市内では津波によりまして矢指川や目那川、野中川、いろいろな多くの河川がはんらんしまして、周辺の住宅あるいは農地に大きな被害をもたらしました。改めて河川の津波対策、これが重要であるということで実感しておる次第でございます。

はんらんした河川の多くは、護岸など大きな被害を受けておりまして、今後、災害復旧事業等によりまして復旧される予定であります。

ただ、この災害復旧事業では、津波対策用の水門を設置することはできません。ご承知のように、岩手県普代村、ここに設置されました高さ15メートル近くの巨大水門、これが津波の被害を最小限に抑えたという、そういう報道も我々十分承知しております。旭市においても水門の設置については、津波対策の一つとして有効だと考えております。

しかしながら、津波対策用の水門の設置、これは事業費がとてにかかる、そういうことが予想されております。国土保全の見地等から、国あるいは県の事業として要望していきたい、そういうふうに考えております。今後とも関係機関等に働きかけて対処してまいる所存でございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、3点目のパークゴルフ場の再オープンについてお答えいたします。

この件につきましては、先の6月定例会におきましてもご質問いただいておりますが、これまでの間、このパークゴルフ場の再開につきましては、先般、国から災害復旧事業として災害認定の内示を受けておりますので、現在、一部の芝生につきまして復旧工事に取りかかったところでございます。

なお、本格的な復旧工事につきましては、今月中には植栽工事をはじめ、散水施設から管理施設まで、これは土塁、防風柵、フェンス、トイレなどでありますけれども、これらすべての工事を発注する予定でございます。

なお、発注に際しましては、できるだけ工期を短縮したいという観点から、復旧工事は工事の種類ごとに分割発注をすることとしておりまして、段階的に施設を復旧させる中で、最終の工期を来年2月末と予定しているところでございます。

ご質問の再オープンの時期についてでございますが、ただいま申し上げましたとおり、来年2月中には工事は完了する予定でございますので、現時点ではありますが、来年3月に仮オープンを予定しておりまして、24年4月1日から本格的に施設の供用を開始したい、このように考えているところでございます。

なお、仮オープンに際しましては、市民の皆様に無料開放をするとともに、利用者からコースの復旧状況につきましてご意見やご要望をいただく中で、これらのご意見等を施設整備に反映させた中で、少しでも被災前の状態に近づけられるように努力してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） （1）番の津波対策の旭市の今後の対策ということで、今、市長さんのほうから並々ならぬお答えをいただきまして、旭市においても、8月19日に復興計画検討委員会、メンバーが19名で発足したということでございます。

私は、やはりそのメンバーの皆さんの意見を尊重しながら、前向きに取り組んでいただきたいと、このように思っています。

また、この間、二・三日前のテレビの報道で見たんですけれども、国でも津波に強いまち

づくり法案が今国会に提出されるということでございまして、津波に対する国の理解というのかなり強いものだと思いますので、骨子等はよく私は分かりませんが、できる限りそのように有利な予算等が獲得できれば、これらも利用していただければよろしいかと、このように思っています。

それで、今後の対策についてですけれども、先ほど市長も言いましたけれども、人工盛土の減災林、要は防潮堤が4.5メートルあります、旭市は平均して。その陸地側に場所のとれるところはやった場合には、かなり津波を抑えることができる可能性があるということと認識しています。

それで、一番旭市が、学区別にさっきも冒頭で申し上げましたけれども、飯岡地区、三川地区、矢指地区、富浦地区、全部海岸の形状が現在違うんです。ですから、一緒くたに同じ考え方というのがどうなのかなと、こう思っています。飯岡の横根海岸でいいますと、もう全体的に背後地が低地で、今回のように津波が7.6メートル入りますと、防潮堤が4.5メートルでございまして。ですから、まともに3メートル以上の波が入るということで、非常にこのところが一番危険なところだと、このように思います。

それで、三川地区に関しましては、比較的全体の地盤が高いし、しかも海岸の形状が波返し方式といって、津波に強い方式でございまして。矢指海岸もそれに近い状況でございまして。

富浦地区は海岸の形状がスロープ式、要は斜めになっている構造でございまして。飯岡の横根もそうです。これですと、津波の高さが、今でも満潮時、台風時期とか荒れていますと、波が今もどんどん入っています。

ですから、こういう低いところをまず中心に、今の実情というものを県・国等に訴えていただきたいと思いますので、この四つの地域をどのように今考えているのかお伺いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これはどのように考えているのか、今、議員さんがまさにおっしゃられたことを、市長も先ほど言ったように国・県に要望しているわけです。ですから、具体的に防潮堤を中心に海寄りに盛り土をすべきか、あとは陸寄りに盛り土をすべきか、あるいは保安林で防ぐべきか、あるいは堤防をかさ上げして、いろいろなことを考えている。考えているのは、それぞれの海岸に合った工法をとということで要望し続けておりますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、実情に合った対策というのを進めていただきたいと、このように思っております。

それから、津波対策で今度、ソフト面について伺います。

6月の一般質問でも質問しましたがけれども、ハザードマップの改定、あるいは避難場所、今回はいいおか荘、あるいはかんぽの宿というのが1階部分が水没というところで、非常に今危険になったわけでございます。

ですから、今後はどのようなになるか、まだ策定中だと思いますけれども、その辺も分かればお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 津波ハザードマップの改定、それから避難所等の見直しについて、いつごろになるかという部分でございます。

津波ハザードマップの改定作業につきましては、今、県が中心となりまして関係市町村にて浸水領域、津波高の想定を協議中であります。この関係市町村というのは、津波ハザードマップを持っている市町村、16市町村。外房にあります16市町村が津波ハザードマップを持っておりますので、そういった関係市町村と県が中心になった中で浸水領域、津波高の想定協議中という部分でございますので、今後の調査結果を踏まえ、県と関係市町村と引き続き検討し、早急に作成してまいりたいというふうに考えております。

また、避難所というお話がございました。避難所という部分については、津波避難計画の中に位置づけされておりますので、津波避難計画につきましても同様でありまして、これについても浸水領域や避難所の見直し、それから避難路の指定等がありますので、津波ハザードマップと併せて整合性がとれるよう県と協議しながら、早期に作成してまいります。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、ハード面でまたもう一つ質問いたしたいと思います。

6月の議会でも私が提案しました。今、海岸の飯岡一宮線に海拔を知らせるプレートがあります。例えばこの地点が3.5メートル、あるいはこのところが3メートル。私は3月11日の津波が来るまで、あれを実は知らなかったんです。しかしながら、あれは地域の皆さんに自分の住んでいる高さをお知らせする意味でも、非常に私は効果があったと思います。6月議会に要望ということで、現在は100か所あるということですね。これを少なくとも300か

所以上やっていただければありがたいなと。

つい最近、読売新聞で見ました。静岡県焼津市では、やはり津波の市民の皆様方にそういう認識を植え込むために、1,000か所やるというような報道もなされていました。

それともう一つは、今回の津波の大きさが通常7.6メートルとよく言われています。いいおか荘の海岸寄りのほうに元禄の津波のプレートが現在1個残っています。私はこれらを、このくらいの大きさのプレートをやはり飯岡の横根地区、三川地区、矢指地区、富浦地区に、高さが確定した時点でも構いませんけれども、7メートル前後来ているのは間違いございませんので、しかるべき場所にやっていただくことが、やはり市民の皆様方に啓蒙運動でも非常に効果があるなと思っています。

それともう一点、最高到達地点、要は一番どこの辺まで津波が行ったのかということも分かれば、これも今後のためにそういうポジションで目印というのを私は残すべきだと思いますけれども、その辺のお考えはどのように思っているのかご質問いたします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、今、海拔表示板の設置というお話がございました。

海拔表示板につきましては、本年3月に設置箇所の見直しをしまして、県道飯岡一宮線の元禄地震の浸水域、それから学校、区民館、消防庫等の公共施設に100本の設置を行っております。これは議員さんも今言われたとおりでございます。

また、現在につきましては、国や県によります津波の検証という部分が行われていると先ほど申し上げました。この国・県の検証結果によりまして、浸水領域の内、外及び未表示の公共施設に対し、平成24年度早期に設置してまいりたいというふうに考えております。

それともう一点、現在、市内に設置されております元禄地震の津波の看板、高さ表示でございますけれども、4か所について設置されてあります。これはすべていいおかみなと公園、いいおか荘、矢指ヶ浦海水浴場、あさひ健康福祉センターの4か所でございます。これについては、県で4か所について設置したものでございまして、これを市町村に譲渡されたものでございます。津波高の表示プレートの設置につきましても、県に対し要望してまいりたいというふうに考えております。

それからもう一つ、津波の最高到達地点、そういうものもという部分がありますので、併せて実施したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、先に進みます。

再質問で、国・県等への要望について伺います。

実はこれは7月13日かと思います、市長さんをはじめ滑川公英委員長、私と事務方が6人くらいですか、県のほうに要望いたしまして、とにかく旭市が甚大な被害を受けたと、県もしっかり頑張ってくださいよというような要望、たしかなされたと思います。そして、イメージとしては、堤防の陸側、敷地があるところは、そこに8メートルないし10メートルの人工盛土をして、そこで津波の被害を和らげようという一つの案と、また飯岡の横根海岸みたいに陸地側にもうスペースがとれないと、すぐ防潮堤のわきが道路という場所におかれましては、防潮堤の海側に相当の敷地があるということで、海側にやはり10メートル前後の人工盛土をした減災林等を要望ということでございました。

その後、あれから時間も約2か月たっています。その後の進展ぐあいと申しましょうか、どのように進んでいるのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 要望した結果、どのように進んでいるのかということでございます。

まだここまで進んでいるというところに至っておりません。ただ、何度も報告があったり、こちらから要望する機会があったりと繰り返しています。そのことをしつこく言っておりますので、今はまだないんですけれども、きっと、市長も先ほど言ったように、具体的に検討に入っているようだよと聞いていますので、とにかく期待しています。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） これは私も海岸の地域に住んでいる1人の住民でございます。まさかこのように津波にこの旭市が襲われるということは、誰も思っていませんでした。ですから、この機運の高まった中で、やはりやるのが一番効果的じゃないかと、このように私は思っていますので、どうか継続的に県のほうに折衝していただきたいと思います。

私の見解としては、なぜ千葉県で旭市だけが際立って津波の被害が甚大であったかということも、まず考えなければならないと思います。これは防潮堤の高さが4.5メートル、それで今回の津波が7.6メートル、もうこれは3メートルの津波が来るに決まっています。

そして、九十九里海岸の沿線を見ますと、匝瑳市から九十九里町あるいは太東岬まで考えた場合には、大体、砂の土手が10メートル前後、現在も今あるわけなんです。そのためにやはり今回の津波が和らげられた。特に匝瑳市、横芝光町、波の高さはそんなに変わっていません、私も現場見に行きました。向こう2か所は被害がゼロなんですね。

ですから、これは一刻も早くそういう人工盛土でも何でもいい、まず決定的な要因は高さが足りないわけですから、そこらをもう一度よく念頭に入れてお願いしたいということでございます。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これは津波対策全般に言えることです。先ほど残土を利用するとかという話もありました。堤防の話もありました。これは市だけでできることではありませんので、とにかく繰り返し要望していきますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） これからもひとつよろしくお願いいたします。

それでは、再質問のコンクリートがら及び残土利用について伺います。

先ほど、課長さんのほうからご説明がございまして、コンクリートがらのほうは6社がやっているということで、順調に今、処分ができていくということでございます。

それで、仮置き場、残土が今ございます。それを最終の使用制限、先ほどお聞きしましたら3月いっぱいというようなことを言っていました。そんな中で、いずれにしてもあそこへとどめるわけにはいきませんよね。それと、残土の推定量は、推定ですから正確な数値というより、大体このくらい今あるんだよということをおっしゃっていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、お答え申し上げます。

まず、場所につきましては、議員ご発言のとおり、本年度中、来年の3月いっぱい仮置き場は終了したい、そのように考えております。

現在の残土の量でございますけれども、7月末現在で約1万4,000トン程度と把握しております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それで、残土の仮置き場があります。いずれにしても、今ある4か所ですか5か所ですか、搬出はしなければなりませんよね、一生とどめておくわけにはいきません。

そこで、提案ですけれども、いずれよそに移動するなら、今、津波で非常に困って低いところがございます。そこに仮置き場として千葉県等に粘り強く要望してはどうかということで、いろいろクリアする点もあると思いますけれども、せっかくこの地域が被災されて、しかもこの地域で砂が出たわけなんですから、やはり地元に戻すというのが私の考え方で一番理想的かなと思いますけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。よろしく願います。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

現在、5か所の仮置き場で、もう1か所、現在、岩井で搬入をしておりますけれども、それが先ほど申し上げましたとおり、来年3月中にできれば処理したいということでございまして、それ以降のいわゆる砂は廃棄物でないということから、処理が公共事業で使う以外はなかなか難しいということが一つあります。

その置き場をどうするのかということだと思いますけれども、実際に海岸沿いで防潮堤等に使える事業があれば、タイミングがうまく合えば、そこで使っていただきたい、そういった考えは十分ございます。

一方で、そのタイミングがずれるとすればどうするのかということでございますけれども、それはどこか1か所をストック場所、そういったものを作って、そういった再利用を目指して1年程度置いておくのか、そういったことをしながら、そういった事業に使えるようにしていければいいのかなという考えを持っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） 今、課長さんのほうからご説明いただきまして、いずれにしても、現在のところにとどめないということはもう分かっているわけなんです。うまいぐあいに置ける場所が新たに見つかればいいけれども、またいずれどこかに片す可能性も全然ないわけじ

やないですね。ですから、ここはひとつ頑張ってください、土が必要なところがあります。先ほど私が申しましたように、とにかく旭は低いんです、防潮堤よりかなり低いところが多いんです。ですから、今後とも、私は津波対策で苦しむと思います。やはりこれは他地区、匝瑳市あるいは山武市、九十九里町と同じくらいのレベルの高さが保たれる中で、初めて津波のある程度のハード面での解決が進むのかなと。今のまま4.5メートルでいけば、また大きな地震が来れば、また同じくらい被害が来ます。

ですから、少しでもあるものを活用して、少しでも他地区に近づける高さを確保していただかなければならないと思いますので、その辺は皆さん方の力を合わせて県・国等に要望を今後も継続でお願いしたいということでございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

確かにそういった防潮堤等で使っていただけるのが一番いいという考えを持っております。したがって、国・県はもとより、市の中での関係各課、関係の皆さんと相談をし、うまくタイミングが合えば、そのように使っていただければいいのかなという考えは持っております。

今後ともいろいろ働きかけをしていきたい、そんなことでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、その件に関してはよろしくお願いいたします。

続いて、市内のはんらん河川の河口に水門の設置を要望ということでございます。

これは先ほど農水産課長さんのほうからいろいろお話がありまして、これをやる場合にはお金がかかるんだよということは聞いていましたけれども、やり方によってはそんなにからないという話もあるんです。

実は、うちのほうで津波が来まして、私は二・三日たってから匝瑳市、横芝光町、山武市に出向いてまいりました。その中で2か所ほど我々の住んでいる場所より低いところで水門があって被害がゼロの地域があるんです。それはどこかといいますと、お隣の匝瑳市の新堀川、これは立派な水門があります。それからちょっと先の横芝光町の大布川、ここは低くてしょっちゅう水をくみ出しているところなんです。それが水門があったために、被害がゼロなんです。ですから、ここもよく我々の地域も検証をするべきだと私は思います。お金がか

かる、かからないは第二問題で。

それでなぜかと申しますと、今回の災害があった三川地区、これは目那川のはんらんと船着場ですね。ここの三川地区で全壊が12戸、大規模半壊が6戸、半壊が10戸なんです。大体がここに集中しているんです。ですから、ある程度の水門があればここでもかなり防げるんです。それで矢指地区に行きますと、矢指川、野中川のはんらん、これが全壊15戸、大規模半壊7戸、半壊が14戸。この2地域は全体的に地盤が高いわけなんです。ですから、川の逆流によって被害が拡大したものと考えられます。

それで、なぜ水門というのか。もう一つは、川を海水が遡上します。そうしますと、田んぼ、あるいは畑に海水が入りますと、思うように作物が作れません。それと同時に、今回も皆様方ご承知のとおり、川の護岸がかなり壊滅的な被害を受けています。これらを防ぐこともかなり可能だと思います。これは新堀川、大布川、我々のところよりかなり場所が低いところですよ。そこらも検証しながら、お金が何かかかっているような気がしますけれども、また予算がもっともつとかからなくても、ある程度進める方法があるんじゃないかと思えますので、この辺ひとつ質問しますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員からご質問のお金という部分で、最初の質問のときに費用が多額ということでお答えをさせていただきました。今、質問にありました匝瑳市の新堀川、これは川幅が13メートルくらいあるんですね。実はそこに水門が設置してございます。昭和57年に建設をしたと聞いております。事業費は約11億円。さらに議員からありました横芝光町の大布川、これは川幅が15メートル、ここは昭和55年に建設、事業費が約10億円。そのようなことで、現時点では相当事業費が多くなるのかなということをお答えさせていただきました。

これはあくまでも県の事業ということで実施をしたと聞いております。国の負担が55%、あるいは50%、さらに県から35%前後、そういうことで、議員が言われますように地元の負担の軽減ということで聞いております。

そういうようなことでありますけれども、冒頭言いましたように、ただいづれも農林水産省の事業です。湛水防除ということで、潮位が上がって自然排水ができない農地等の排水対策、そういうことで、この10億円前後の中には、水門の設置だけでなく排水ポンプの設置、そういうものも含まれております。そんなことで、やはり国・県の支援なくしては、これは

なかなか難しいのかなというふうに考えております。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） 今の件ですけれども、私も新堀川と大布川に行ってきました、写真も撮ってきました。これは本当に立派でよくできているなと思います。

ですけれども、あの二つの地域と私のほうの場所を比べますと、川幅が全然問題にならないです、半分以下です。ですから、設置する費用もかなり違ってくると思います。ここで今どうのこうのじゃなくて、今後はそこらをよく検証して研究して、できるものであれば、数年後で構いません、補助率も多分高いと思いますので、私はなぜこういうことを考えるかと申しますと、今、市で構想している人工盛土減災林、県・国もなかなか時間がかかるといいます。しかし、水門のほうだけ独自に市のほうからアプローチして早くできれば、矢指地区、三川地区というのは被害を免れる可能性があるんですね。

ですから、今後はできるところからやると、それが私はこれから重要な考え方ではないのかなと。ですから、川幅もいずれも大きなところではございませんので、またそれに合った費用が考えられると思いますので、じっくりその辺も検証しながら、できれば数年後にやっていただければ、千葉県の東方沖、あるいは東海沖、いろいろ地震が今多発してしまして、いつ津波が来るかもしれませんので、できるところから防御をしていただければ、市民の皆様方も少しは安心もできるのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからできるところからということで承知をしました。

1点だけ、実はご報告というか、市内の中に、先ほど議員の説明がありましたように、目那川の県道沿いに多分水門をご覧になっていただいたかと思います。あの水門につきましては、大利根土地改良区等で管理をしております。ただ、残念ながら、実は当日、3月11日は油圧システムの故障で水門があいていたということでございます。先ほどの匝瑳市あるいは横芝光町の水門についても、一部はあいていたということです。

我々も管轄する改良区等とも打ち合わせをしながら、設置をしてもあいていると何もならない、そんなことで管理の面も含めて検討していきたい、そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） ありがとうございます。

それでは、道の駅等の設置推進について伺います。

先ほど、市長さんも道の駅等についてはかなりの思い入れがあるということを聞いております。いずれは検討委員会の設置もしなければならないということでございます。

私も、冒頭で先ほどおっしゃいましたように、検討委員会、32名の1人として1年かけていろいろ研修あるいは視察、いろいろな議論を重ねてきたわけなのでございます。本来ならば3月中にそういうわけで報告書を出すということで、若干遅れましたけれども、どうも聞くところによると、報告書もでき上がったようでございます。このようなわけで、たまたまタイミング悪く、震災があったために遅れたということでございます。ですので、これからタイミングを見ながら、やれる機運が高まれば、そのときでスタートしていただきたいと、このように思います。

それはどういうことかと申しますと、旭市は農産物の生産高、俗に今418億円とっております。千葉県で当然1位でございます。千葉県全体の売上げが4,160億円ですので、その1割以上を本市が担っているということでございます。また、全国のランキングでも9位に入っているということでございます。

この旭市の農業のよさはバランスです。それはどういうことかと申しますと、牛、豚、養鶏の畜産業、キュウリ、トマト、花などの施設園芸、そしてお米が干潟八万石があります。露地野菜等、種類の本当に豊富なところでございます。ですから、もうこれだけの素材が今あるわけなんです。そしてまた、いろいろな人の交流の場もまだまだ旭市には少ないところでございますけれども、今後は食の郷というのもアピールしています、旭市は、交流の郷、医療・福祉の郷。そんな中で食の郷、交流の郷の拠点としても重要な位置を示すものと思われしますので、その点を伺います。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今、議員さんのご質問、先ほど市長が申し上げましたとおりでありまして、食の郷旭を知ってもらうため、年じゅう人に集まってもらう施設として観光拠点としてぜひ設置したいと市長が申し上げたとおりでありまして、それに向けて進めていきますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、そちらのほうよろしくお願いします。

それはなぜかという、これはこれからの旭の看板になる施策と思います。これだけ豊富な農産物もありますものですから、ぜひともよろしくお願いします。

それでは、最後の1問でございます。あさひ健康パークゴルフ場について伺います。

再オープンについて、まず伺います。

先ほど、課長さんのほうからいろいろご説明がございまして、2月末には何とか概略ができるようになると、3月には仮オープン、4月から本格的な運用をするというふうなお話がありました。これは大変にありがたいことだと私は思います。

それはどういうことかと申しますと、この健康パークゴルフ場は丸3年が経過しています。平成20年、21年、22年と。そんな中で、ここ3年間で約8万人以上の利用者がありました。そのうちの89%が旭市民でございます。それは旭市では久々のヒット事業です。今回の津波の被害により閉鎖を余儀なくされ、本当にこのいい事業が悔やまれます。

聞くとところによりますと、年間3万人来ていたプレーヤーの皆様方は、今どちらのほうに行っているかと申しますと、多古町、成田市、千葉方面にまで遠征してプレーをされている、そのようなことも聞いています。

私は、地元で再オープンを早くしていただきます。それによりまして、約90%の皆さんがご利用していただき、中高年の健康増進あるいは公共の場として、やはり早期のオープンを願うものでございますけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 再質問にお答えいたします。

ご質問にもございましたように、大勢の市民の皆様は市外へ遠征してパークゴルフを続けているようでございます。また、市のパークゴルフ協会につきましても、これまでと同様の活動を続けていると、このように伺っておりまして、月例会などの大会につきましても、市外のパークゴルフ場に遠征して開催をしていると、このように伺っております。

また、会員の中には、実際に津波や液状化により被害を受けられた方もおられますけれども、寸暇を割いて交流仲間と出かけていると、このように伺っているところでもございます。

このパークゴルフ場の再開につきましては、これまでも大勢の市民の皆様からご要望をいただいておりますので、インフラの復旧と並行する中で、市民の健康増進施設、介護予防施設として、さらには交流の場として大勢の市民の皆様にご利用いただけるよう、しっかりと再開に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） 私は今回、パークゴルフ場が被災されまして、コースの半分以上が砂に埋もれました。これはどのようにしてやるのかなと実は思っていました。そうしたら、聞くところによりますと、4月6日と4月14日にパークゴルフ場の愛好会の皆さんがボランティアで砂を人力でかき出してきれいにしてあります。ですから、今は芝生は青々となっています。

これがもう1か月、2か月、このまま手を施さないで仮に置いておいた場合には、多分芝生はふけちゃうと思います。そうしますと、オープンもとてもじゃないけれども、3月、4月には間に合いません。これだけボランティアの皆様方の熱意があったものと、私は感謝しているわけでございます。本当にこれはありがたい次第でございます。

その中で、オープンを早めることによりまして、旭の復旧・復興の速さ、そして元気と頑張りを市民の皆様をはじめ、市外の人にも発信できるものと私は思っていますので、その辺どのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、工事の予定が2月末に完成するという前提の中で申し上げますが、そういった状況が見えてまいりましたら、例えば今お話しのような利用者の団体の皆様にも、中を一度、復旧状況なんかも検証していただきまして、それでご要望をお伺いする中で3月に仮オープンをしたい、このように考えているところでございまして、今後も再開に向けてしっかりと取り組んでいきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） 以上をもちまして一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 4分

再開 午後 2時15分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（林 一哉） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤 保 登壇）

○5番（伊藤 保） 5番、公明党、伊藤保。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

未曾有の震災から半年余り、収穫の秋を迎えました。震災の傷跡はいまだに各所にあり、大変な思いをしている方も大勢いると思います。早く震災以前の姿に戻れることを祈っております。

私は今回、学校図書館について3点、生物多様性保全活動促進法について2点、復興について3点、質問をいたします。

初めに、学校図書館についてお聞きしたいと思います。

学校図書館は、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や豊かな情操を養う上で極めて重要な役割を担ってきました。さらに、今年度から言語力の育成をうたった新しい学習指導要領がスタートしたことにより、学校図書館の役割がこれまで以上に増してきます。

本年6月1日に文部科学省が公表した平成22年度学校図書館の現状に関する調査の結果によると、学校図書館は人的、物的両面にわたり、整備において少なからず課題を抱えていることが明らかになったとありました。

人的な面では、司書教諭の発令を実施している学校が全国で2割程度と極めて低い状態であることや、学校図書館担当職員、学校司書不在の小・中学校が半数以上に達するなどの問題があります。

一方、物的な面では、図書整備の目標である学校図書館図書標準を達成した小・中学校が、平成21年度で5割程度にとどまっており、また、新学習指導要領に各教科での活用が盛り込まれた新聞の配置状況についても、小学校では約6校に1校、中学校では約7校に1校しか配備されていないのが実態です。

そこで1点目に、旭市の学校の図書標準は達成しているのでしょうか伺います。

2点目は、旭市全校に図書の収集・整理・管理などの専門業務を行う図書館担当職員はいるのでしょうか、お聞きします。

3点目、読書活動推進の取り組み状況をお聞きします。

次に、生物多様性保全活動促進法について、2点お聞きします。

通称・里地里山法といいますますが、昨年12月制定され、今年10月1日施行となります。基本方針には、市町村が定める地域連携保全活動の認定基準など、市町村が中心の実効性のある施策の推進を図っていくことが重要だと考えますが、1点目に、地方公共団体の役割と施策についてお聞きします。

2点目には、この法律に対して旭市の計画はどのように考えているのか、お聞きします。

最後に、復興について伺います。

震災から半年が過ぎ、大分、片付いてまいりました。まだ爪跡は至るところで目にいたします。早くもとになってもらいたいところですが、財力などさまざまな理由で、そのままにしているところも見受けられます。

1点目に、災害廃棄物の搬入期限はいつでしょうか、お聞きします。

2点目に、市道にも通行量の多いところ、少ないところ、さまざまな条件がありますが、市道の完全復旧はいつごろになるのでしょうか、お聞きします。

3点目に、行政が手をつけられない公衆道路として使用している私道や生活排水の相談については何件ぐらいあるのか、お聞きします。

以上、3項目、8点について回答をお願いいたします。再質問は自席で伺います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、学校図書館につきまして回答させていただきます。

最初に、図書の標準の件でございますけれども、学校図書館の標準図書数につきましては、文部科学省の局長通知によりまして学級数に応じて数が決められております。そして、学級数に応じて各学校によって数が決められているんですけれども、本市におきましては、まず小学校につきましては、15校中、達成率を超えている学校、つまり100%を超えている学校は5校でございます。中学校につきましては、100%を超えている学校、つまり達成している学校は5校中2校でございます。

ですので、未達成、つまり達成していない学校につきましては、小学校は10校、中学校3

校でございます。

ただ、小学校10校のうち9校につきましては、達成率は80%を超えております。また、中学校につきましても、3校のうち2校は80%を超えているという状況でございます。

続きまして、各学校で図書館担当職員がついているのかというご質問でございましたが、ご承知のように、国あるいは県、あるいは本市におきましても、読書活動の充実というものを教育施策の非常に重要な柱ということで位置づけております。そういったことを受けまして、各学校でも校内分掌におきまして、いわゆる学校図書館の担当職員、これは配置しております。そういった職員によりまして、各学校図書館の図書の整理、あるいは図書室等の環境整備、子どもたちへの働きかけ、こういったものを中心に行っている次第でございます。

それからあと、取り組み状況ということでございますが、先ほど申し上げましたように、読書活動の充実を柱としておりまして、各学校におきましても、例えばさまざまな工夫をして、児童・生徒が読書の大切さや楽しさを実感できるような取り組みをしております。

特に、朝の読書活動、朝読と言われているものでございますけれども、これにつきましては、市内のすべての学校において実施しております。

また、教員あるいはボランティアによりまして読み聞かせを行っている学校も多数ございます。

それからあと、例えば児童・生徒の集会活動、こういった中で子どもたちがお勧めの本を紹介したり、あるいは読書にかかわるクイズを出したり、そういった取り組み、あるいは学年ごとに読書目標の冊数を設定して、達成した場合は賞状やしおり等を子どもたちに配布したり、あるいは校内に読書で頑張っている子どもたちの様子を掲示したりということで、読書に対する意欲を高める取り組みをしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、2番目の生物多様性保全活動促進法についてお答え申し上げます。

まず、1点目の地方公共団体の役割と施策についてということでございますけれども、生物多様性保全活動促進法については、平成23年、本年10月1日に施行される予定でございます。この法律は、生物多様性の保全のため、市や民間組織、地域住民などさまざまな団体が連携して活動を行おうとするものでございます。

活動内容につきましては、希少な野生動植物の減少や里地里山の荒廃、外来種の侵入など

により深刻な危機に直面している生物多様性を守るため、生態系の状況把握のための調査などを行うものでございます。

なお、本市の環境基本計画の中でも、これら施策の基本的な枠組みを記載し、目的達成に向けた方向性が示されております。

次に、旭市の計画はどうなっているのかというご質問でございます。

この法律が施行されない中で、本市の計画は現在ございませんが、生物多様性保全は環境分野だけの課題ではなく、農林漁業や土木・建設事業、土地利用などの国土管理のあらゆる場面で取り組まなければなりません。

なお、環境基本計画に記載しておりますが、現在、それぞれの担当課でこれらの取り組み等を行っております。例えば環境調査、森林保全、谷津田の保全など農林部門等での取り組みなど、今後、関係各課と連携を図っていききたい、そのように考えております。

以上でございます。

失礼しました。もう一点ございます。

一番最後の復興についての災害廃棄物の搬入期限でございますけれども、災害廃棄物の受け入れについては、9月30日で終了することとし、9月15日の広報あさひにおいてお知らせする予定になっております。

なお、液状化等による新たな災害廃棄物や個々の家庭事情等により取り壊しが進んでいないなどの理由で、10月以降に搬入したいとの相談を多数受けていることから、搬入期限については、被災者皆さんの要望を踏まえて個別に対応し、延長したいと考えております。

しかしながら、災害廃棄物の分別、運搬処理等は平成24年3月までの完了を目指していることから、受け入れ終了期限については、今後、工程等を十分考慮しながら決めていききたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、復興について市道の完全復旧はいつかについてお答えいたします。

災害復旧については、8月末までに11本の工事を発注いたしまして、今後、未発注の工事につきましても随時発注し、今年度中に未完成工事を完成することを目指して工事を行っていききたいと思います。

ただ、工事路線によっては、隣接する民有地との道路境界等の承諾が得られないとかそう

いったいいろいろな問題ありますので、できる限りそういった問題をクリアしながら、今年度中に未完成の工事を完成していきたいと思います。

次に、私道や生活排水の相談について何件あるかということですがけれども、現在のところ、18件、相談に来ております。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） それでは、再質問をさせていただきます。

この達成していない学校と達成している学校の違いというのはどこにあると思いますでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 達成している学校と達成していない学校の違いということでございますけれども、いろいろと調べてみましたところ、標準図書数を達成している学校につきましては、主な理由といたしましては、昭和40年代、昭和50年代ごろの比較的古い本をそのまま除籍せずに置いているという現状がございます。

また、達成していない学校につきましては、古い本を計画的に除籍して、児童・生徒が活用しやすいような図書を置いていくということで内容の充実を図っているために、逆に達成率が低くなってしまうというような現状がございました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） それでは、各学校の学校図書のデータベース、これはでき上がっているのでしょうか、お聞きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） これまでは各学校で台帳のほうを紙媒体で作っておりましたが、本年、市の図書館の応援をいただきまして、現在、データベース化を進めているところでございます。本年度予算で現在進行中でありまして、8月31日までに既に五つの学校、飯岡小学校、矢指小学校、中央小学校、萬歳小学校、中和小学校においてデータベース化を終了しております。この後、また進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） では、恐らく計画はできていると思うんですけども、今後の蔵書の課題と取り組み方について、変更とかそういったものがあるのかどうか、またもっと増やしていくのかどうか、その辺をお聞きしたいんですけども。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） ただいま申し上げましたように、まだまだ比較的古い図書があるという状況でございまして、職員が中心になって子どもたちが親しみやすいような本をそろえていくというような取り組みをしているところでありまして、数はもちろんどんどん増やしていきたいわけでありまして、学校側といたしましては、内容の部分をもっともっと重視しながらデータベース化を図りまして、そしてすぐに子どもたちに貸し出しができるようにという形で取り組んでいきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） それでは、2点目の専門の学校司書または司書教諭、これは試験がないとできないということですけども、学校司書の場合には教育委員会から正式に辞令をもらって、それで行うことができるというふうにとらえているんですけども、この専門的な学校図書担当員は、20校の学校に全部配置されているんでしょうか。それとも兼務なんですか。それをお伺いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 図書館担当の職員でございまして、今専門的なお話がございましたが、司書教諭というような免許を持っている職員がおりまして、市内では現在39名の司書教諭がいるわけでございますけれども、この司書教諭につきましては、平成9年に学校図書館法というものが改正されまして、文部科学省の局長通知によりまして、平成15年度から12学級以上の学校においては司書教諭を置かなければならないと、このような規定が入っております。

旭市におきましては、12学級以上というのは特別支援学級、普通学級も含めての12学級以上なんですけれども、該当する学校が中央小、干潟小、富浦小、共和小学校、嚶鳴小学校、三川小学校、飯岡小学校の7校、中学校は旭一中、二中、海上中の3校が該当しております。

けれども、これらの学校につきましては、有資格者がすべて配置されております。

兼務かどうかということでございますけれども、司書教諭につきましては、定数内の配置でございますので、校長から発令するというような形になっております。ですから、すべて39人が有資格者でありまして、校長先生のほうから発令があった段階で司書教諭という形になりまして、そして仕事を進めていくということでございますので、発令をされて専門的な仕事を進めていくと。

ただ、今申し上げましたように、定数の中でやっておりますので、学校によっていろいろでございますけれども、学級を持ちながらとか、あるいは学級を持たないでやっているとか、その辺は学校によってさまざまな形で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 大変よく分かりました。

図書担当の方は、やはり子どもたちがいかに読書に前向きになれるか、それからどういう本を読めばいいのかというような、子どもたちの声を聞いていろいろアドバイスをしてくれるような、そういった専門の方なんですけれども、それは兼務をされていて大丈夫なんですか。その辺のところを伺いたと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） ただいま申し上げましたように、学校の規模によっていろいろと問題があるかと思います。大きな学校、小さな学校ございますので、大丈夫かと言われると、一概にご返事するのはなかなか難しいところでございますけれども、その中でやっているというところでございまして、確かに児童・生徒数が多い学校につきましては、どうしても蔵書数も多くなりますし、その辺の維持管理、こういったものも確かに大変だとは思いますが、現状では定数の中で兼務している職員についても、大きな学校については特に頑張らせていただいているというのが現状かと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 実はなぜこの質問をするかというと、千葉県内で旭市、これは公立小学校のほうですけれども、蔵書が33%しかないということなんです。15校というかなりの数ですから、当然その辺は分かるんですけれども、また中学でも40.5%という50%以下なん

ですね、両方とも。ですから、今後、どういうふうにしていくのか、これをお聞きしたかったんですけれども、かなり低い数字なんで、これから改善していくと思いますけれども、その辺、兼務があるということなんですけれども、専門職としてつけられるかどうかということだけ教えていただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 専門的な形でやっていただくのが、本当に学校現場としても一番ありがたいと思うんですけれども、今申し上げましたように、職員の数は学級数によって標準定数で全部県のほうから決まっておりますので、その中で司書教諭を持っている方々に発令をしてやっていただいているという現状がございますので、現状では市としては非常に厳しいのかなと。

ただ、国・県レベル、特に国レベルになりますと、司書教諭について、今、確実な私もお答えは分かりませんが、それを定数外でというのは何とかしていただけないだろうかというような動きもあるようでございますけれども、今のところ、現状ではその中でやりくりをしていくと。

また、1人の職員にやっていただくだけではなくて、例えば国語科の職員がたくさんおりますし、また小学校なんかでは学級図書、つまり各学級に図書室から蔵書を持ってきて、そこで貸し出しができるようなことに取り組んでいる学校もたくさんございます。学級の中に学級文庫があるという状況でございます。そうしますと、その辺は各学級担任が図書の管理をしておりますので、そういった形でいろいろ工夫しながら読書活動を進めていくというところでございまして、内容の部分で工夫していきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） では、次の項目ですけれども、今後の読書活動を推進ということで、今後またさらに新しいやり方とかということがあると思うんですけれども、その辺、もう少し読書推進を進めていく上で、活動推進の方向性というものを、今後どうしたらいいのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 読書活動ということで、先ほど申し上げましたとおり、各学校

ではさまざまな取り組みをしているところでございますけれども、今年から小学校の学習指導要領が変わりましたし、また来年から中学校の学習指導要領が変わっていくんですけれども、その中で読書というもの、特に読解力といったものが、各種調査によりますと余り高くないというような状況がございまして、そういったものを高めるためには、もちろん読書をするのも大事なんですけれども、その他のさまざまな教科で読解力というものを高めていくという工夫がいろいろされております。これは国語だけに限らず、すべての教科で読解力を高めていきたいと考えております。

具体的には、例えばものを読んで、それを自分の言葉で表現したりとか、あるいはそういった形で発表していくとか、こういったものも一つの読解力、読書につながるんじゃないかということで、各学校で今研究をしております、大きく読解力、読書というものをとらえていきたい、このような取り組みをしているところでございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） よく分かりました。

最後に1点だけお聞きしたいんですけれども、このことについて、県のほうからいろいろ指導または通達があると思うんですけれども、県はこのことに対してはどういうふうにとらえているのでしょうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 県のとらえ方でございますが、先ほど申し上げましたように、県のほうから教育の指針が出ておりまして、四つほど出ているんですけれども、その中の確かな学力という部分の中で、一番最初に読書活動の充実というものを本年度、取り上げておりまして、かなり読書というものを県の教育委員会としても力を入れているということでございますので、それを受けて、本市でも今申し上げましたような形で子どもたちの読解力をもっともっと高めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 大変よく分かりました。

またぜひこのことを進めていただきたいなと思います。

この質問をなぜしたかという、実は九州の知覧の特攻隊のあの当時の15歳、そういう方々が最後に手紙を書くんですね。すごい文章力があるんですね。それと漢字も間違わない

できちんとすごい達筆で書くんですね。我々の時代とちょっと教育方針が違うと思うんですけども、そういった文章能力、また書く能力というのは、読書しか得られないと思うんですね。だから、ぜひこれを進めていただきたいと、このように思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

この地域保全活動の取り組みということで質問をいたしますけれども、新しく施行になりましたけれども、私が1期るとき、また、木内議員が海上のキャンプ場の周辺ということで里山の整備ということを質問をしたと思うんですけども、今回、この法律ができたことによって、それらを整備することがやりやすくなるのかどうかということを、一点伺います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

まだ法律が施行されない中でございますけれども、この法律は強制されるということじゃなくて、できるという法律になると思いますけれども、一方で、当然に旭市においてもそういった活動は現在もしておると認識しておりまして、現在であっても、キャンプ場周辺の整備については、あそこはたしか市の土地もあると思いますので、そういったことも踏まえればできないわけでもないのかなということでございます。

この法律を使ってもできるだろうし、使わなくても十分にできるだろう、そういった考えは持っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） これはまだ施行されていないので、私もホームページを見たものですから、質問を第1期るときにしましたものですから、この北総台地がきれいになればいいな、また用水路とか休耕地、そういったところがもう少しきれいになって、それで今メダカとかそういったものが絶滅的な危機にあるということも聞いておりますので、もとの自然に人間が手を加えることによって、もう少し外見、またあるいは生物が生きていく上で復活できるような、そういった状況、恐らくそれがあると思うんですけども、そういったふうに行っていないかなくては、北総台地、景観が非常に悪くなっております。ですので、ぜひしっかりと計画性を立てていただいて、これは農林水産省とか国土交通省とかいろいろまたがっていると思うんですね。ですから、恐らく市にしても農水産課や建設課なども一緒になってやっていかないとならないと思うんです。ぜひこれ施行していただきたいな、こういうふうに思い

ます。

市町村またはNPO等が行う保全活動の内容を具体的に計画をするというふうになっておりまして、8月4日、第2次募集ということで公募の締め切りがあったんですけれども、それは応募したのでしょうか。ちょっとそれをお伺いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） その応募については、してございません。

先ほど申し上げましたとおり、いわゆる斜面林がございますけれども、そういったところの事業についていろいろ現在もやっております。田園環境保全事業という名前でやったり、遊休農地の解消という名前でやったり、そういったものを目指していくという法律だと私は考えますので、当然にもう旭市はやっているという考え方を持っておりますので、それを深めていけばいいのかな、あるいはこの計画にのせていったほうがいいのか、それは十分今後考えていくのかなという考えでおります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 里山の風景、これをもとに戻すといったらおかしいんですけれども、なるべく復活させていきたいというふうに思いますので、ぜひ早目にやっていただきたいと思います。

海上の岩井のキャンプ場のところはまだそのままになっているような状況ですので、ぜひ早目に行っていただきたい、このように思います。

次に、復興について伺います。

廃棄物の搬入期限は来年3月31日までということでございますけれども、今、2か所に分けております。税務課から罹災証明をいただいて、2か所に持っていつているんですけれども、この2か所に行くのに1枚ずつ必要なんですよね。これは本庁に来ないとできないんです、実は。飯岡とそれから干潟、旭に行ってもいただけないという、そういう状況があるんです。

罹災証明、飯岡のほうから来て、1枚しかもらっちゃいけなくて、それで捨てられないですぐに苦情を言ってきた方もおりますけれども、これは支所のほうで罹災証明を出せるようにできないんでしょうか。その辺のところをお伺いしたいんですけれども。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 罹災証明の関係なんですけれども、税務課のほうからお答えいたします。

罹災証明につきましては、被災から現在まで税務課のほうでずっと出しておるんですが、当初6月ぐらいまでは飯岡支所のほうでも出しておりました。ただ、件数的にぐっと減る中で、今年度6月から機構改正した中で税務分室のほうを本庁に統一しました。その中で、税務課の部署が支所からなくなった関係で、6月いっぱいまでは順番でやっておりましたが、件数的なことを図らって本庁で統一したという現状でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） そうすると、罹災証明は本庁でないと出ない、支所では出さないということですか。それを聞きたいんです。

実は、被災に遭っているところ、旭市もありますけれども、お年を召された方が、夏でしたから、この暑いのにもう一回行かないとならない、そういうお話があったんです。ですから、これを支所なら支所で何とか罹災証明を出せるような、もう登録は済んでいますから、ですから、近くに行ってもらえるような、そういったことはできないのでしょうかと聞いているんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 罹災証明につきましては、先ほど私が回答したとおりなんですけれども、これから今言いました環境課のほうで、ごみが来年の随時状況によって延長されるというようなこともございますので、今言いました議員さんのお話もございますので、再度、支所のほうでどんな形でできるか、今までもやっておりましたので、できないということはないと思いますけれども、その辺検討したいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 実は、税務課が今まで支所にいましたけれども、6月の人事で本庁に来ちゃったわけですね。それで出せないという理由だと思うんです。ところが、インターネットとかそういったものでは、出せると思うんです、調べればすぐわかるわけですから、支所には人がいますからね。被災者の方は年をとっていますから、暑い中を車で何度も、また車を持たない人もいるわけですから、持たない人は業者に頼むか何かするんでしょうけれども、それにも委任状があるわけですから、やっぱり近くに行っていくような対策も市民のため

に重要ではないかなと私は思うんですけれども、どうかその辺のところを支所でできるような対策を、今後、少ないと思いますけれども、廃棄物処理の期限が終わるまではそれをやっていただきたいな、このように思いますので、ぜひその点のほうをよろしく願います。

次の質問ですけれども、市道の完全復旧、年内……

(発言する人あり)

○5番(伊藤 保) 年度いっぱい、来年の3月31日ということですが、いろいろ通行量の激しいところとか順序があると思うんです。順序があるんで、通行量の激しいところとか、またすぐできるところとか、いろいろあると思うんで、その順番が、大体、予想をつけてここを先にやろうとかということを考えているのかどうか、お聞きます。

○議長(林 一哉) 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(北村豪輔) では、復旧の順番ですが、議員さんが言われましたように、交通量の多い路線、また排水に支障を来している路線、利用頻度の高い路線とか、そういった順序で整備をしていきたいと考えております。

○議長(林 一哉) 伊藤保議員。

○5番(伊藤 保) 分かりました。

次の問題に移るんですが、今、排水、側溝整備ということがありました。多くは市道の側溝に排水が行っているわけですが、そこで3点目の私道、公衆道路になっておりますが、そこで18件あるということですが、排水で地域の住民の人たちが非常に困っているということは、前回お話ししました。やっぱり私有地なんでできないということですが、延長がかなり長いと、3分の2出すよといっても、なかなかできないわけですね。中には、前回も言いましたが、生活上、高齢になって仕事がないためにどうしてもできないとか、いろいろあるんです。そういった人たちの側溝の整備だけでもやってください、こういうふうにお願いが私のところにも来ましたし、また市長のところにも要望という形で行っていると思うんですね。そういうことを年度末終わってからできるのかどうかということをお聞きしたいんですが、その辺はどうでしょうか、市長。

○議長(林 一哉) 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長(明智忠直) 私道の整備、それから雑排水の排水路の整備について要望はかなり挙が

ってはきているんですけれども、震災前、限度額100万円だったものを200万円に引き上げ、道路の接続面についても、一方だけ市道に接続していれば私道の整備を認めるというような条件をかなり緩和しまして対応しているところでありまして、ただ、生活雑排水の排水について、今後、震災の工事が終了してからできるかということについてでありますけれども、そういった生活が、本当に震災に遭って排水もあまりよくないということであれば、検討していかなければならないことだと、そんなように認識を今しているところであります。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 生活している地域の住民は、浄化槽直してもすぐ流れないわけですから、浄化槽が壊れてしまうんですね。そうすると、浄化槽をどういうふうにしたらいいのかというのがあります。ですから、一番お金のかからない方向で市でやっていただければ一番ありがたいんです、実は。そうしなければ、自分の家も被災していますから、地域では。そうすると、それを直すとなると、やはりその分、ほかに今度出せるかということ非常に厳しい家庭の経済状況になるわけです。ぜひその辺のところはご理解をいただいて、なるべく3月以降、でき上がったら、せめて側溝だけでもお願いしたいというふうに考えますので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 0分

再開 午後 3時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（林 一哉） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） 議席番号8番、伊藤房代です。

平成23年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

まず1点目、復興支援について、2点目、放射能対策について、3点目、高齢者福祉について、4点目、地場産業の支援について質問いたします。

まず1点目、復興支援について。

（1）震災復興に関するアンケート調査について。

6月27日から7月10日までの間に、震災により住宅の被災認定が半壊以上（半壊、大規模半壊、全壊）の1,272世帯を対象に、郵送による調査用紙の配布と回収を行ったところ、816件、回収率64%の世帯がアンケートに答えてくれました。

①被災前の住まいの地域は、飯岡地域が53%、旭地域が31%、海上地域が12%、干潟地域が3%で、回答者の過半数が飯岡地域の人であった。

②住まいに被害を受けた要因は、津波被害が58%、液状化被害が28%、地震被害が13%で、回答者の約6割が津波被害であった。

③住まいの被害状況は、半壊が37%、大規模半壊が35%、全壊が27%であった。

④住まいの再建方法は（仮設住宅は除く）、持ち家修繕が63%、持ち家新築・購入が19%、借家・一戸建てが4%、アパート・賃貸マンションが3%、公営住宅が2%、その他が7%で、持ち家修繕が全体の約6割を占めた。その他では、未定であるとの回答が多かった。

⑤再建する住まいの場所は、被災前の場所・自宅が69%、これまでと同じ地域が13%、市内のほかの地域が13%、市外が3%で、回答者の約8割が被災前の場所またはこれまでと同じ地域を住まいの場所とするとの結果となった。

一般住宅の方たちも、もと住んでいたところに建て替えても修理しても住みたいと希望する人が8割います。市からの見舞金並びに国・県からの支援金・義援金だけでは、援助だけでは足りない場合、どのように援助ができるのか質問いたします。

その結果を被害を受けた全世帯に徹底し、相談窓口を広く開設できないかどうか質問いたします。

（2）液状化などの被害住宅の再建について。

旭市の一部地域や海上、飯岡地域で住宅の液状化による被害をこうむった住宅が多くあり、家を建て替え、または水平に真っすぐにするとか、液状化のところをかたく補修することも必要だと考えます。

あるお宅は、6センチメートル傾いたけれども、お金がないのでこのまま住むという人もおりました。健康上または今後の台風や地震など天災が起きたとき、このままでは済まないのではないかと考えます。

1軒1軒、細かく点検し、今後のことに備えて安全で安心して住めるように相談に乗っていくことが大事と考えます。

旭市の地盤でどの地域が液状化しやすいところかを明確に調べて公表し、整備して、今後のことにも備えていくことはできないでしょうか、質問いたします。

液状化のために住居に被害があった方については、前の質問と同じで、支援するように考えてはどうでしょうか。

2点目、放射能対策について。

県は、27日、市川市で収穫した米の放射性物質検査（本調査）の結果、玄米1キログラム当たり46ベクレルの放射性セシウムが検出されたと発表した。国の暫定基準値、1キログラム当たり500ベクレルを大幅に下回っており、県は食べても問題のない数値、安全性は確認されたとして、同市の米の出荷・販売自粛を解除した。

県安全農業推進課によると、微量のセシウムが検出されたのは市川市大野町地区で、今月24日に採取したコシヒカリ、同市内の稲作付面積は約3ヘクタールで、検査が行われたのは同地区1地点だけ、県内では収穫前に行う予備調査で白井市の米から微量のセシウムが検出されているが、収穫後の本調査では市川市が初めて。また、県は同日、千葉、野田、成田、銚子、旭の5市、計39地点で収穫した米の検査では、いずれも放射性物質は検出されなかったと発表した。これで県内42市町村が米の出荷・販売が可能になったとあります。

旭市では、市内の小・中学校、幼稚園、旭スポーツの森公園、三川ふれあい公園、合わせて45施設の大気中放射性物質濃度の測定を実施しています。

しかし、先日来、ニュースで小学生が夏休みの自由研究として、近くの山林の放射能を測定した結果、高濃度の結果を出し、子どもたちも驚き、あまり外に出られないと話していました。

詳しく放射能を測定し、迅速に伝えて、予防にも力を入れなくてはいけないと考えます。市として、防災無線にて、雨の日、風の日にも測定結果を放送することはできないかどうか質問いたします。

3点目、高齢者福祉について。

高齢化が進む現在、いまだひとり暮らしの方にいろいろとうまい手口で振り込ませる手口

が後を絶ちません。被災地に援助金を募集するので銀行口座番号を教えてください、または振り込んでください。被害がないか点検しますので集金に伺います。税金の控除がありますので銀行の口座番号と印をいただきに行きますとか、振り込め詐欺も手口を変え品を変えて、ひとり暮らしの高齢者を狙っています。とにかくいまだに被害は後を絶ちません。

地震、津波の被害もひとり暮らしの高齢者の方々は困ることも多く、隣近所で声をかけあって細かく面倒を見る方法を考えられないでしょうか、質問いたします。

都会では、1週間に一度、集会を開き、お茶を飲みながら近況を報告し合っていると聞いています。旭市としても、本格的に取り組んではどうでしょうか。

4点目、地場産業の支援について。

旭市は全国で有数の農産物の収穫地で、自給自足のできる地です。この伝統ある旭市を末代まで繁栄させるために、市挙げて守り、受け継いでくれる子孫を育て、現在だけよければよいというのではなく、一代限りの農場ではなく、喜んで継いでくれ、新種の開発とか希望あふれる地場産業の開発ができるように、肥料、消毒液、品種の取り組みに対する支援と応援をして、全国一の地場産業を市として応援はできないでしょうか、質問いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、復興支援、1点目の住宅再建支援についてお答えいたします。

市では、5月15日付の広報あさひ、ホームページ等で各種の支援内容をお知らせしております。住宅の建て替え等に関連する支援としましては、議員さんおっしゃられたように、支援金のほかに見舞金や義援金があるわけですが、ほかの支援としては、災害援護資金貸付制度や被災者住宅再建資金利子補給制度、または被災地浄化槽復旧事業補助制度、さらに税や保険料などの減免の制度があります。

なお、相談窓口の開設につきましては、広報及びホームページで担当課及び連絡先が記載されておりますので、窓口が幾つかになってしまいましたが、各担当課での対応とさせていただいております。

次に、液状化などの被害住宅の再建についてのご質問についてお答えいたします。

液状化した地域の調査につきましては、国・県の結果を関係課と連携を図った上で住民への公表をするつもりでおります。液状化のために住居に被害があった方への支援ということ

でございますが、県の支援金に上乗せする制度を新たに作ったものの、先ほどお答えをさせていただきました制度とほぼ同じでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからは、2点目の放射能対策についてお答えを申し上げます。

福島第一原子力発電所事故に伴い、生活環境への影響について、一般市民及び児童保護者に大きな不安が広がっていることを受け、去る6月14日から市内の小・中学校、保育所及び幼稚園、公園3か所の合計45か所の測定を週1回実施し、公開しているところでございます。

議員ご質問の測定結果の公開の方法、または雨天時の測定、あるいはまた予防についてのご質問にご回答申し上げます。

まず、測定結果については現在、市のホームページにより公開をしておりますけれども、今後とも引き続きホームページにより公開してまいりたいと考えております。

次に、雨天時等の測定については、千葉県の実験マニュアルにより測定はできないこととなっております。また、測定機器については、非常に水に弱くデリケートなものと聞いております。

次に、予防についてでございますけれども、現在のところ、測定数値は極めて低く、健康被害等についても問題ないものと考えております。また、仮にですけれども、測定値が高い場合は、屋内退避の方法しかないものと考えております。

今後も測定を継続していくことが予防の一つであると、また考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 3番の高齢者福祉についてのご質問です。

ひとり暮らし高齢者が詐欺等の被害に遭わないための見守り及び被害防止についてお答えさせていただきます。

高齢者福祉課のほうといたしましては、直接、これらに対処するための防止活動を行ってはおりませんが、高齢者の方々の介護予防普及啓発事業といたしまして、市内各地区におきまして、介護予防教室や若返り健康塾を実施いたしております。

また、ひとり暮らしの高齢者に対しましては、社会福祉協議会によりまして訪問調査や地域包括支援センターの保健師による見守りを実施いたしているところでございます。

このような活動の中で、高齢者やひとり暮らし高齢者が振り込め詐欺等の被害に遭わないための注意喚起を行っているところであります。

また、被災され仮設住宅で生活している高齢者等の支援といたしまして、8月1日から県の事業で生活支援アドバイザー事業がスタートいたしましたので、アドバイザーが両仮設住宅を定期的に巡回するとともに、24時間電話対応し、高齢者の生活を支援しておりますので、その都度、被害防止の注意喚起を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の地場産業の支援につきましてお答えをさせていただきます。

大きな災害を受けました旭市、この復興を進める上でも、産業の振興、とりわけ基幹産業であります農業、この振興が本市においては、議員説明のように本当に重要である、そういうことで認識しております。

議員からの質問の中に肥料、そういうご質問がありました。市としては、高騰します肥料対策、これとしまして、耕畜連携事業の推進としまして、稲作あるいは野菜農家、こういう耕種農家に家畜の堆肥を使っただき、稲わら等を家畜農家に提供するシステム、そういうものを進めております。

特に本市では、鳥を飼育する農家も多く、中には非常に窒素成分の高いウズラ、そういうものを飼育する農家もおります。ただ、ウズラにつきましては、今まで市外、特に県外の流通が多かった、そんなことがありまして、新たに鶏ふんの処理施設等も補助事業等で導入をしまして、現在、稼働しております。そういうようなことで、市内での流通、こういうものにつきましても関係農家の協力をいただき、進めてまいりたい、そういうふう考えています。

もう一点、新しい品種等の質問もありました。旭市につきましては、新たな作物や新しい品種、こういう取り組む農業者を応援すべくベンチャー農業支援事業あるいは旭ブランド創出支援事業、こういうものを市独自で実施をしております。本年度、幾つかの事業を実施しておりますので、紹介をさせていただきますして回答させていただきます。

一つは、実はミョウガをビニールハウスで栽培する若い経営者がいます。特にミョウガは周年で単価が安定している、そういうことに着目しての周年栽培。

さらには、オクラの産地化を目指してということで、特に密植栽培、飯岡地区で数名取り

組んでおりますけれども、オクラの産地化。

あるいは、盆の時期の出荷を目指して食味にこだわったスイカの栽培、貴味メロンの終わった後の時期を今度スイカということで実施をしている農家もおります。あるいは、貴味メロンの加工への挑戦。特に今年の夏、市長にも東京ドーム等に行っていただきまして宣伝をしていただいた、そんなことで貴味メロンの生産者から例年にない販売実績があったと、そういうことを聞いております。ただ、貴味メロンがどうもメロンが出ているときだけなもので、知名度のアップ、これが不足している。そんなことで、現在、市内の業者にピューレ、メロンを絞って、これ今、冷凍保管してあります。そういうものを使いまして、今後、お菓子あるいはゼリー、パン、そういうものに加工できないか、そういうことでこの秋から取り組む予定でございます。そういうものに取り組んで、冬の間に貴味メロンのPRをしよう、そんなことで取り組んでおります。

市としましては、頑張る農業者の新たな発想、取り組みについて、今後も県あるいは国の力をかりて支援してまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ありがとうございます。

2点ほど再質問させていただきます。

大きな2点目の放射能対策についてというところでございますけれども、放射能を測定することが予防というような今お話でしたんですけれども、そうではなくて、予防をする対策というのは何かございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

先ほどもお答え申し上げましたけれども、数値が高いとかということになれば、異常に高いというのは別ですけれども、屋内に退避をする、放射能を浴びないということが一番だと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 先日、放射能医学部総合研究所という資料があったんですけれども、その中で、ふだんの生活についてということで、さらなる低減化ためにはマスクだとかうがい、

手洗いなども必要のようです。

また、野生のもの、ワラビやゼンマイ、タケノコ、キノコなどはあまり大量に食べないだとか、いろいろな品目、いろいろな産地のものを食べてリスクを分散させるとか、放射性物質が集まりそうなところは避けるとかあると思うんですけれども、日ごろからまたいろいろなふだんの生活の中で知識的に、また市の広報だとかにもいろいろ放射能に関する部分で載せるなどしてもよろしいのではないかなというふうに思います。

それから、毎日が無理であっても、1週間に一度なり、大丈夫ですよとか、市民の皆さんに安心していただけるように防災無線で流すとか、その辺のことはいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答えを申し上げます。

防災無線での周知ということでございますけれども、6月からもう3か月になるんですかね、ホームページ等で広報をして。ここへ来て急に防災無線を使い出すということで、一方で逆に不安に流れるのも困るのかなということもございますので、その辺は慎重に見きわめていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） しかし、市民の皆さんはかなり防災無線で流していただけると安心なのにねというような、私の場合はそういう声もありますので、ぜひとも検討していただければというふうに思います。

次に移りたいと思います。

大きな3点目のところの高齢者福祉というところでございますけれども、例えばひとり暮らしの高齢者の方が困らないためにも、私は老人クラブの組織の応援というのは非常に大事になってくるのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうお考えか、お伺いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 老人クラブの活用という形でご質問でございますが、一つとして、現在、老人クラブの加入者数が、65歳以上の高齢者、約1万6,500人のうち2,500人強ということで15%程度という形で、組織率の問題ではちょっと低いのかなというふうに考えて

います。

それで、先ほど議員さんのほうから振り込め詐欺等の問題につきましては、先日も行政組織を通じまして広報、回覧でございますけれども、なっておりますので、そちらのほう有效果としては高いのかなと思います。

ただ、老人クラブにつきましても、連合会のほうにお願いしまして、そういうご要望があれば、周知のほう図っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） やはり日ごろから声をかけ合っていくということがすごくこれから大事になってくるのではないかなというふうに思います。例えば災害などがあつたとしても、いち早く掌握されて避難することができるのではないかなというふうに思います。ぜひとも、今後もコミュニケーションを深めて力を入れて応援をお願いできればというように思います。いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） なるべくご要望に沿うように考えたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひとも、その辺、やっぱり課長さん自ら、本当に老人クラブがだんだん人が少なくなっていくんですねじゃなくて、少なくなっていくからこそ、市としても少しでも、高齢者の皆さんが生きがいを持ってやっていくことが本当に大事だと思うんですね。日ごろの会話の中でいろいろな点で被害だとかそういうのをまた防げると思うし、またこれからますます高齢化が進む中、たくさんこれから多くなると思うんですね。ですので、喜び、そしてまた希望あふれる老人クラブを市のほうとしてもぜひとも応援していただければというように思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時36分

平成23年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成23年9月13日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
18 番	林 俊 介	19 番	嶋 田 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦	22 番	林 一 哉

欠席議員（2名）

17 番	日 下 昭 治	21 番	林 正一郎
------	---------	------	-------

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 革 命 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	伊 藤 浩	管 理 政 改 課 推 進	林 清 明

総務課長	神原房雄	企画政策課長 兼被災者支援室長	米本壽一
財政課長	加瀬正彦	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	斉藤馨	環境課長	浪川敏夫
保険年金課長	石毛健一	健康管理課長	高山重幸
社会福祉課長	渡辺輝明	子育て支援課長	林芳枝
高齢者福祉課長	石井繁	商工観光課長 兼国民宿舎配人	横山秀喜
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	増田富雄
会計管理者	花香寛源	消防長	佐藤清和
水道課長	小長谷博	病院事務部長	渡辺清一
病院経理課長	鈴木清武	庶務課長	加瀬寿一
学校教育課長	菅谷充雅	生涯学習課長	高野晃雄
体育振興課長	野口國男	監査委員局長 事務局長	馬淵一弘
農業委員会 事務局 会長	加瀬恭史		

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 木 内 欽 市

○議長（林 一哉） 通告順により、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

○15番（木内欽市） おはようございます。15番、木内欽市です。

平成23年旭市議会第3回定例会において一般質問を行います。

先の国会で首相に指名された野田首相は、松下政経塾の出身であることはどなたもご存じだと思います。経営の神様と言われた松下幸之助さんは、おまえはお金もうけばかり考えていると言われたことがあったそうですが、企業は社員に給料を上げて余るほどお金を稼がなければ成長はない、国の成長も同じだ、国家の経営を企業経営に見立て、首相は日本企業株式会社の社長というのが持論だったそうです。国家経営を担う人材を育てようとして設立した松下政経塾の第1期生である野田首相には、日本企業株式会社の社長として腕を振るっていただきたいと思います。

例えるならば、旭企業株式会社の社長である明智市長、副社長である増田副市長はじめ、課長、職員の皆様方は専務、常務、取締役といったところでしょうか。我々議員は非常勤の取締役という立場なのかもしれません。いずれにしましても、力を合わせて、旭市が少して

もよくなるように努力をしていかなければなりません。

それでは、微力ではありますが、市政に参加させていただいている一人として、市民の要望に沿った5項目10点について、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、安心して安全なまちづくりについて伺います。

選挙のたびに各候補者が必ず掲げる公約の一つが、安心して安全なまちづくりであります。安心して安全なまちに住みたいと思うのは万人の願いだからです。私も一番先に掲げさせていただきました。

今回は具体的に4点ほど伺います。

1点目は、地震対策についてです。

未曾有の大震災から半年が経過しました。復興も順調に進んでいるようでありますが、この後も大地震は必ず起こります。今回の教訓を踏まえて、地震対策について伺います。

2点目は、道路の雑草、道路のり面の管理について伺います。

3点目、AEDの設置について。

4点目、防犯カメラの設置について。

次に、農業問題について伺います。

高齢化に加え、価格の低迷などにより耕作放棄地が年々増えつつあります。現在の状況、これからの対策について伺います。

質問の大きな3番目は、不妊治療についてです。

未婚化、晩婚化が進み、少子化に歯止めがかかりません。一方、子どもが欲しいのに授からない方々もたくさんいらっしゃいます。10組に1組が悩んでおられるという話も聞きます。一方、不妊治療により赤ちゃんを授かった方々もたくさんいらっしゃいますが、問題は保険が適用されないため、治療費が高過ぎることです。収入の若い人たちにとっては大変な負担です。市として助成をすることができないのでしょうか。当局の見解を伺います。

3つ以上の自治体の合併としては、県下で一番最初に合併した旭市、6年が経過し、有利な財源を利用しつつ、小・中学校の耐震化、改築も進み、飯岡中学校の改築で終了します。旧市町にはそれぞれ庁舎がありますが、新庁舎についてはどのように考えておられるのか、建設の計画について、合併特例債との関係について、併せて伺います。

最後に、各区の区長の役割について伺います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。分からないことは再質問で行いますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、4番目の新庁舎についてということでお答えさせていただきたいと思います。

建設の計画についてというお尋ねでありました。本年第2回定例会において、大塚議員の質問にもお答えをいたしました。今現在、庁舎以外の公共施設も含め、活用方針ということで、今、行政改革の中で進めているわけであります。この庁舎についてもかなり白熱した議論がありました。そうした中で、建設は平成30年以降をめどとしておりますというのが、現時点での庁舎建設についてのことでありまして、詳細な計画は今のところ作っておらないということであります。

次に、合併特例債との関係でありますけれども、去る8月24日、国会において、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律、いわゆる合併特例債延長法が参議院本会議で可決、成立いたしました。5年の延長ということでありまして、政務報告においても触れましたが、旭市は特定被災地方公共団体としてこの法律が適用され、合併特例債を起こすことができる期間が延長されたわけであります。したがって、平成32年度末までが合併特例債を活用できる期間となります。これを十分考慮した上で、今後新庁舎建設を検討していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、私のほうからは、1点目の安心で安全なまちづくりについての地震対策、AEDの設置、防犯カメラの設置について、それと5番目の区長の役割についてお答えいたします。

初めに、地震対策についてということでございます。

災害で一番大切なことは、自分の命は自分で守るということでございます。そのための小・中学校、それから住民を対象とした防災教育の実施、それから区長をリーダーとした地域防災組織の育成を図り、地震のほか、防災に対する知識の啓発活動を実施していくと。当然、総合防災訓練のほか、自治区単位の小規模な防災訓練などの実施、そういったことによりまして、行政と関係機関、市民が一体となった連絡体制の強化が必要だと。と同時に減災に努めるという部分であります。

現在、地震時に倒壊家屋を減らすための住宅の耐震化を推進するための住宅の耐震診断に対する補助金の交付も行っているところでございます。また、今回の震災における復興計画策定にあたり、さまざまな計画を盛り込むべく、検討委員会で議論しているところでございます。

続いて、AEDの設置についてということであります。

AEDを設置するに至った経緯につきましては、平成16年7月1日より、医師、救急救命士にしか許されていなかったAEDの使用が一般の人でも実施できるようになったということで、公共施設等に設置をしたものでございます。この背景には、救急車が現場に到着するまでに平均6分かかるという事実、処置が1分遅れることにより生存率が下がっていくという事実があります。アメリカでは、どこからでも5分以内でAEDを持っていくことができるように、市内至るところに設置されているようでございます。そこで、多くの市民が利用する施設に設置し、いざというときに備える、それにより救命率の向上を目的に設置に至ったものでございます。

続いて、防犯カメラの設置についてということでございます。

現在、旭市におきましても、年々刑法犯罪という認知件数は減少しております。21年には1,053件あったものが22年は887件ということで、かなりの減少をしている。犯罪の発生件数が減少しているということにつきましては、市の防犯指導員、防犯パトロール車による防犯パトロール、またイベントや出前講座などの啓発活動、それから地域ボランティア、自主防犯組織の地道な防犯活動により、一定の効果が得られているものと考えております。併せて本年度からは、毎年7月1日を防犯デーと定め、各区にて防犯活動を実施しております。さらに、各区長の協力をいただきまして、自治区単位でのきめ細かなパトロール活動の強化を図り、安全で安心なまちづくりを目指していきたいというふうに考えております。

続きまして、5番目になります区長の役割についてということで。

市は、区長さんを通じ、各区へ行政連絡事務として市からのお知らせ等の回覧をお願いしております。これについては、区長さん、組長さんの負担の軽減を考え、各課からの依頼を総務課で取りまとめ、各区への回覧は毎月第2・第4木曜日の2回としております。このほか、住民に対する市政情報の周知の方法として、広報あさひ、ホームページ等を活用しておりますが、この中でも各区への回覧は、より多くの住民の方々に情報を提供できるものであるため、ご苦勞をおかけしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

また、区長さんにおきましては、各課において開催するさまざまな会議に出席していただ

いており、また区からの役職員の推薦等についてもお骨折りをいただいているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、安心して安全なまちづくりについての道路の雑草、市道のり面の管理についてお答えいたします。

道路わきやのり面等に生い茂っている雑草は、視界の妨げになり、道路通行の支障になるばかりではなく、子どもたちの通学の安全面からも問題になります。草刈り等については計画的に実施しております。草刈り等の実施箇所は、市民からの要望のあった場所、市道・法定外公共物を含め、交通安全上計画的に実施しております。

以上です。

○議長（林 一哉） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） 私のほうから、2番目の農業問題についてのうち、旭市の耕作放棄地の状況について申し上げます。

市の耕作放棄地全体調査によりますと、平成20年度における耕作放棄地は532ヘクタールでありました。平成22年度では520ヘクタールとなっております。

農業委員会では、平成22年度に耕作放棄地全体調査の結果を踏まえまして、地区農業委員のパトロールによる利用状況調査を行いました。その結果、新たに9ヘクタールの耕作放棄地を発見しました。

また、1,000平方メートル以上の耕作放棄地所有者に対しましてアンケート調査を行い、今後の意向を調査いたしました。その結果は、調査件数820件、約160ヘクタールのうち約53%の方から回答があり、34ヘクタールにつきましては耕作または耕作予定の確認がされましたが、今後も耕作予定のない土地が約49ヘクタールありました。

これらの土地や未調査の土地も含めまして、流動化を推進するとともに、利用状況調査や農地パトロール、アンケート調査を今後も継続して実施してまいります。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、私のほうから農業問題の耕作放棄地、これからの対策についての部分につきましてお答えをさせていただきます。

耕作放棄地につきましては、雑草や病害虫の発生、このようなものによりまして、近隣農

地への影響、あるいは食料自給率の向上、いろんな妨げになっておるところであります。また、火災予防の観点ということからも減少させていきたい、そういうふうに考えております。

耕作放棄地のうち水田につきましては、谷津田に多く見られまして、用排水路の破損や土砂の堆積、こういうものが主な原因となっている場合がある、そういうふうに考えております。このようなとき、農家団体が修繕等を行う場合には、市の補助制度等もありますので、ぜひ活用していただきたいと考えております。

また、耕作放棄地を借りまして農業経営を拡大しようとする場合、これにつきましては、旭市耕作放棄地対策協議会を通じまして、再生経費の一部につきまして国から支援を受けることができます。これにつきましてもぜひ活用していただければと思います。

いずれにしても、耕作放棄地は個人の所有地である以上、行政の力だけでは解決できるものではありません。農地は食料の安定供給にとって重要な基盤ですので、今後も耕作放棄地の解消に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、大きな3番、不妊治療に助成をについてお答えいたします。

現在、不妊治療に対する支援につきましては、千葉県が実施主体となっており、国の特定不妊治療費助成事業があります。これは国が2分の1、県が2分の1の補助で、1回の治療につき15万円を限度とし、10回までの助成を受けることができます。ただし所得制限がありまして、夫婦の合計所得で730万円未満の方が対象となっております。

県内での助成件数は、年々増加傾向にあります。平成20年1,943件、平成21年2,380件、平成22年2,581件となっております。

平成22年度、県内におけます不妊に対する助成件数2,581件のうち、海匝地区での助成件数は70件、うち旭市の件数は延べ29件となっています。

現在、県内の市町村で不妊治療に対しまして一部助成を行っているところは、4市町村ほどあると聞いております。また、北海道の東川町におきましては、治療費の全額助成を行っております。

不妊治療につきましては、近隣市町村の動向等を勘案しながら、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、再質問をお願いいたします。

まず、第1点目の地震対策についてでございますが、自民党の石破政調会長さん、この方が防衛庁長官のときに、今、日本をゴジラが襲ってきたら自衛隊はどう対応するかと幹部に質問したそうです。あの石破さんがまじめな顔で真剣に質問している様子が目に浮かびます。私も同感なんです。トップは常にこのような危機管理を持つべきだと思います。現実には3月11日の大地震、それによる大津波、そして原発の爆発、いまだに放射能汚染は改善されておられません。実際、日本にゴジラの来襲以上の災害をもたらしております。

一昨日ですか、控室で新聞を見ていましたら、千葉日報に「新たな震源域か」という記事が載っていました。千葉県房総沖に関東大震災と同規模のマグニチュード8程度のおそれのある震源域があるというような記事でございます。一方、30年以内に首都圏直下型地震が70%の確率で起こると言われております。ですから、こういった状況を踏まえて質問なんです。今旭市に震度7の地震が襲ってきたとした場合、今でなくてもいいです、例えば1週間後に襲ってくるというのが分かった場合に、市はどのように対応を考えていらっしゃるのか、具体的をお願いしたいと思います。被害状況と併せて想定できる範囲で結構です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今のご質問は1週間以内に大地震が来るといった場合の部分での答えだという部分でございますけれども、我々は常に地域防災計画という部分で、その中で動いている部分があります。ですから、当然そのものを常にいつ来てもいいように危機管理を持ちながら、その防災計画に基づいて防災訓練をやったり、そういうものをしているわけでございますので、そういったものの集大成としての部分としてそういうものが来るといふ部分については、そういう意識をもっと高めて、防災訓練に基づいてその対応に当たるという部分だと思います。

当然、被害想定というお話もありました。今回の津波被害、地震で考えれば、地震としての部分についてはあまり災害的なものもなかったという部分で、当然津波の部分で多くの部分が、家屋、それから人的な部分についても津波でそういう結果になってしまったということがあります。

今お話の部分では、地震があったときという部分でありますので、答えになっているかどうか分かりませんが、あくまでもその想定という部分については、今回の津波ほどの被害はなかったのではないかなというふうに考えますし、先ほども答弁したように、常に

そういった危機感を持つという部分については、防災訓練、防災教育、そういう部分をきちんとしていくということだと思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 私なども常に消防などでは想定をしています。仮に震度7が来た場合には、きのうも何かどこかのテレビでやっていましたが、人口2,000人ぐらいのまちで100軒ぐらいが倒壊しているんですね。ですから、恐らく震度7が——前回はこの辺は震度6ですか、5強ですか、ですから、それで少なかったんですが、阪神・淡路級のやつが来た場合にですね、来る可能性があるんですから、来ないほうがいいんですが、来た場合には、恐らく1割ぐらいが建物倒壊してしまうんじゃないかなと危機的に思っています。ですから、そうした場合には、日ごろの訓練みたいに本署へ、災害対策本部へ駆けつけることができないので、各部は各部長の指示で倒壊家屋の救出にあたってほしいと、各消防団が個々にあたってくれというように想定をして出しております。

ですから、例えば震度7が来た場合に、この市役所の本庁舎においても、実際にもう前回のこの間の地震でひびが入っているわけですから、震度7が襲ってきたら、この建物が倒壊する可能性があるんじゃないかなと私は考えておるんです。ですから、この後、庁舎の建設でも伺いますが、そういったようなこともこれからは視野に入れていただかないと、いざとなったときに慌てるかなと、このように思います。庁舎は耐震やっていないんですが、海上の分署などはもう耐震に合わないということで分署は撤退していますね。ですから、恐らくこの庁舎辺りも震度7が直撃した場合には、どのようにお考えですか、この庁舎。本庁舎。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 震度7の地震があった場合に庁舎が耐えられるかという部分であります。

5強で確かに壁にひびがという部分がありますけれども、外目から見ると、れんが一つ壊れていないという部分もあるので、そこまで耐えられるかどうか分かりませんが、もし庁舎が駄目になったという部分であれば、やはりそういう場所じゃない場所において本部を設置するというふうになると、こういうふうに思います。

それと、地震の被害の想定という部分について、今回5強であったわけですが、地震としての全壊家屋は3軒という報告があります。ですから、そういった中においては、三

百三十何軒が全壊とあるんですが、津波のほうでという、それは液状化もありますけれども、地震そのものという部分であれば、そういった地震の被害のなかった部分について、災害対策本部を実施したいというふうに思っております。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうですね、災害対策本部も、実は前回のとき、災害対策本部に詰めていましたが、あの余震のときにやはり正直怖かったですね。ですから、そういうときには災害対策本部はここでないほうがいいような気がします。実際に余震のときに、市長も副市長もいらっしゃいましたが、実際怖かったですよね。あれで災害対策本部、ここっていうことは、ちょっとトップに万が一のことがあってもあれですから、ここでないほうがいいような気がします。実際にひびも入っているわけですから。

それで今、倒壊家屋が少なかったということですが、マグニチュードが1増すごとに地震のパワーは34倍だということを聞きました。ですから、はかり知れない大きさになるわけですから、阪神・淡路のときの倒壊家屋、何軒か分かりませんが、あれだけの家が一瞬にして倒れてしまっているわけです。ですから、今回は倒壊家屋少なかったですが、もっと大きい地震が来た場合には、液状化で傾いた家なんかは、あれ、もう1ぐらい強かったら全部倒れていますよ。もう半分倒れかかって、辛うじてもっているんですから。ですから、被害は相当大きくなるということを想定しておくべきだと思います。

それと、先ほど災害は自分で守ると、これ当然です。ですから、何でも行政にというわけじゃなくて、各家々で守れることは、準備できることはしておくというのを改めて広報内でお知らせすべきだと思います。

例えば、前回のときは、この辺は幾ら水道が切れたといっても間もなく回復しました。スーパーとかお店の食料や飲料水はすぐなくなってしまったんですが、首都圏を襲う大地震が来た場合には、今回のようなわけにはいきません。恐らく食料や道路も全部寸断されますので、自分たちで守るというほかにありません。ですから、各家庭においても、最低でも1週間分ぐらいの飲料水は確保しておいてくださいとか、あるいは、よく言いますが、お風呂の水は抜かないで置いてくださいと、水洗トイレに流すのに使いますから。そういうものとか、基本的なことで結構でしょう。それと、たんすとか倒れないように突っかい棒をやって守るとか、そのぐらいのことは各自が自分で当然やるべきだと思います。そして、前回ですか、太田議員さんから質問がありました住宅リフォームと併せて、やはり耐震補強もやる場合には、耐震診断だけじゃなくて、耐震補強にもリフォーム助成と併せて、幾らかでも補

助金を出していただければどうかと、このように考えますが、いかがでしょう。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 確かに地震の備えという部分は必要だと感じております。ですから、お金があればライフラインについてもすべて耐震化をいち早くやりたいとか、いろいろ考えもありますけれども、財政的な部分もあって一度にはできませんが、その都度やっていきたいというふうに思います。

それから、議員さんが今言われましたいろいろな家庭での心得、そういう部分についても、防災マニュアル、家庭用の部分を配布したりと、そこには今言われたようなこと、それ以外の、やっぱり自らがそういう、生命を守るためのいろいろな小さなものも入っていますので、そういうことが実際地震があったときに必要になることだというふうに思っております。また、阪神・淡路大震災の教訓を生かした中でのそういう部分も、反省の中での検証をされていますので、そういう部分を載せてあるマニュアルがあればさらにいいのかなというふうに思っております。

それから、確かに地震ですので、耐震というものは最低限必要になります。そういうことの中において、市のほうにおいても耐震の調査、診断の補助金を持っているわけでございます。ただ、持っているんですが、やはり今議員さんがおっしゃったように、その次のある程度フォローがないという部分があって、あまり活用されていないというのがあるのかなと、その部分については今後検討していきたいと、そういうふうに思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りますが、たまたま今、阪神・淡路というのが出ました。ちょっと言い忘れた、質問ではありませんが、そのときに建物火災が相次いで発生しました。それは当初放火と見られたんですが、そうではなかったんですね。電気が一たん切れて、通電した後から起こった通電火災でした。熱帯魚の水槽から出たとか、そういう火災でした。ですから、避難するときには、前回の3月11日の地震のときにも飯岡地区で火災があったんですが、これが通電火災と見られております。ですから、ブレーカーを下げた避難してと今度一言入れていただければ、なお安全かなと思うので、よろしくお願いしたいと思います。

道路の雑草、のり面の管理についてですが、いろいろ予算もかかることですが、ここ1年ぐらい、道路の雑草の管理がどうも徹底されていない、伸び放題という感じがします。

実際に市役所に来るときにも、道路のわきには白線がありますね。あれ大体、道路の隅から1メートルぐらい、その白線がもう隠れてしまっているんですね。ガードレールなんかも全然見えないんですよ、雑草に覆われてしまって。その分道路が狭くなっているわけです。ガードレールなどは、カーブのところなど、カーブの内側に雑草が生えていると、もう100メートル、50メートル先見えないんですよ、ガードレールの陰になってしまって。非常に危険なんです。ですから、そののり面を刈っていただければ、カーブの見通しも非常にいいわけで、ただそういう場合、恐らく、県道が多いんですよ。県道は市じゃないからできないんでしょうが、県道のほうの場合には、やはり道路のり面の草刈り等、やはり言っているんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 県道に関しては、市のほうに苦情が来た場合は県のほうに連絡をして要望はしておりますけれども、県が予算の関係上すぐというわけになかなかいかないのかなというのが現状でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 県のほうですから、予算がないと言えばそれで本当に終わってしまうんですが、実際に大正道路来ますと、信号があって、朝にキンセキ社に向かってくるともう1個目のカーブ、竹がすごいんですよ、大きくなってしまって。全く見えないんです。それとあと、海上支所のほう回ってくると大間手辺りに来るんですが、あそこも前は排水ということで掘ってもらって非常に助かりましたが、あそこももう草が伸び放題になってしまって、道路の白線を超えて、もう草が伸びてしまっているんです。昔は地区の人たちが刈ってくれたんでしょうが、今は地区の方々も高齢化等、あと田んぼも作りませんので無理なんで、そういうところもメイン道路といえばメイン道路ですから、そちらのほうもぜひ、定期的に草が伸びてきたら、市民から言われたらやるとさっきおっしゃっていましたが、そうではなくて、特に夏場はもうおえているようでしたら刈っていただきたいと、このように思うのですが、そのようにお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 草刈りの要望です。8月末現在、172件ほど要望がありまして、8月末現在で五十四・五件終わっておるんですけども、かなりの要望がありますので、そう

いった交通の心配、車の多いところとか、そういったメイン道路に関しては注意して、草刈りのほう刈っていきたいと思いますので。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それと、これはあと市道でしょうが、同じく海上地区のあじさい街道というところありますね。通常あじさい街道というような。あそこも空きかん等いっぱい捨てられて困ったやつが、公民館友の会の皆さんとかが、何とか捨てられないようにということでアジサイを植えていただきました。非常にきれいになって旭の名所の一つになっているんですが、当時やってくださった方々も大分、高齢になられて手が回らないというのが実情です。地元の元議員さんなんかが一生懸命やっていたり、あと役所の課長さんなどが自分たちで自分の機械を持ってきて、自分で燃料を持ってきて刈ってくれていたんですが、面積が広いですから、とても刈り切れないんです。それで、地区の人たちも刈りますし、あと老人クラブの方々も手伝っていただいているようですし、ライオンズクラブなんかも刈るんですが、あの道路の通行量が多いので、非常に刈っていても危険なんですね、草刈りをやっていて車にはねられそうになるときもあるし、非常に気を使うので、これから新たにああいうのも、みんなで善意でやってもらっているんですが、この後はだんだん、さっきも言いましたが、今年なんか大分もう草が伸び放題になってしまって、道路の見通しも悪くて交差点など非常に危険なんです、こういったところはどのようにお考えでしょうか、今後の管理。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 草刈りのほうは、今、主にやっているのは建設課の作業員と、シルバー人材と、あと民間業者に委託しておりますけれども、広域農道は何か取りあえず通行の車のほうからもいろいろ、何も防護しないでやると危ないとかって苦情もありますので、今後はそういった面も考慮して、シルバー人材のほうでも、結構高齢者で、なかなかそういう面ができないということがありますので、業者委託とかそういった面で考えていければなど思っておりますけれども、業者委託も結構お金のほうもかかりますので、地区の方が植えたものであれば地区の方が本来はやっていただければ一番ありがたいんですけれども、そういった高齢とか何かでできないということであれば、今後はちょっと検討していきたいと思います。

○議長（林 一哉） では木内欽市議員、4回目の質問でしたので、次へ進んでいただきたいと思います。

○15番（木内欽市） はい、了解しています。

続いて、AEDの設置についてお願いします。

先ほど課長さんのほうから、やはり答弁がございました。まさにそのとおりで、救急車が到達するのに旭市の場合は平均6分ということです。そうすると心肺停止状態になった場合、1分間に10%ずつ死亡率が上がっていきますので、6分という、もう生存率が40%なんです。ですから、このAEDがあれば相当数が助かるんじゃないかなと思います。先日ですか、サッカー選手も亡くなりましたが、これもAEDがあれば助かったであろうと言われております。

ただ、このAEDは、あるところが限られていると思うんですよ。市内に配置されているところが。どこにあるかもあまりよく分からない。学校とかそういうところにあるのかなと思います。学校は夜間は誰もいませんし、土曜日、日曜日はほとんど休みで、学校も広いのですから、どの辺にあるのか分からないんですが、AED、何か所ぐらいあるのか、もし分かったら教えてください。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 設置数37か所、各学校にはすべてあります。そのうち、カメラの台数については69台というふうになっております。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 小学校にあるということで、小学校では講習を受けて使えるのは、先生方は使えるでしょうが、あと子どもたちにも使い方は指導しているんでしょうか、その辺はどうでしょうか、分かりますか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） AEDのほうでございますけれども、各学校にございまして、確かに今議員さんおっしゃるように、学校の職員は全部毎年のように講習会をやっておりますが、こちらで把握している限りでは、子どもたちが自分たちでというのは、ちょっと私も把握できておりません。後でまた調べてみます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 使用方法を間違えてしまうと、感電して子どもたちが心臓止まってしまうということもあるそうですけれども、でも、それは人工呼吸の仕方、小学校ぐらいのと

きに教わって、大体、今できると同じように、やはり高学年ぐらいはAEDの使い方を教えてもいいのかなと、このように思います。

実はお盆明けに、私も消防署でAEDの講習受けて修了証をいただいてきました。実際にやってみないとできないですね。いざ人が倒れて慌てた場合には、まず1回や2回のあれではできません。今言ったように毎年講習をやらないと駄目だと思います。

それで、ここで提案なんです、この後の問題ともなりますが、先ほど総務課長が、アメリカでは各分散して設置してあるということですが、旭市もぜひそのようにほかの市町に先んじてそういうのをやるべきだなと、このように思います。

先ほど資料もらったんですが、旭市の死因のトップは悪性新生物、がんですね。私は2番目は脳梗塞、脳の疾患だと思ったら、2番目が実は旭市の場合は心疾患なんです。全体の死亡者が年間792名、そのうち164名が心臓の心疾患で亡くなっているんです。死亡者の約2割が心臓病で亡くなっているんです。ですから、このAEDが各箇所にあって、みんな使い方を覚えたなら、相当死亡者も減らせるんじゃないかなと。

そこで提案なんです、学校はまあいいでしょうが、各区の区長さんがありますね、区長さんの家辺りにこのAEDを置いてもらうというのはどうでしょうか。あるいは消防団の幹部の家でもいいでしょうが、置かせておいてもらう。これだと区長さんにそんなに負担をかけるわけじゃないんです。

こういうことがあったんですよ。田んぼで稲わらを燃していて、竹やぶに移ってしまって、もうじき家に移りそうだと。うちのほうですね。消防署まで遠いですから、農家の人が急いで家に来たんですよ。消防やっているの知っていますから。急いで消してくださいと。それで、地元の人は消防団の幹部とか区長さんのことはよく知っていますから、それで消防車が来る前に自分たちの消防車両を持って行って、川の水をせきとめて、母屋へ火が移る前に消し止めたということがあります。

ですから、地元の消防団、あるいは区長さんの家というのは、大体みんな知っているんですから、そういうところにAEDを置かせてもらえば、そして、区民全員ならなおいいんですが、区の役員さんぐらいにAEDの使い方を覚えてもらうということであれば、万一どこかで倒れた人がいた場合に、それでやれば助かる可能性が大きいんですから、離れているところなんか救急車来るまでに10分かかってしまうんですから、1分間に10%ずつ下がっていったら、10分かかったら100%でほとんど助からないということですから、実際に救急隊が駆けつけても心肺停止状態で駄目ということ、何例もあると思いますので、そういった

ことを防ぐためにも、ＡＥＤをそういうところに配置していただければと思うのですが、ご検討願えないでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） ＡＥＤを増やしたらどうかという部分であります。

今のところ公共施設が多いんですけれども、公共施設だけではなくてという、できれば各区とかそういう部分という、設置できればというふうであります。それについては、設置場所、管理方法は十分に検討しなければならないというふうに考えております。

区長さん宅でというお話もありましたけれども、区の代表者という部分でありますけれども、個人の住宅ということもありますし、また家族のプライバシーという部分もあると思います。また、そういう事態になったときに、昼夜を問わずという部分もあると思います。ですから、管理するという部分については、多大なご面倒をおかけするということにもなると思いますので、今ここでそういう部分にという部分については難しいかなと思います。

ただ、そう思いますけれども、ＡＥＤについては消防署のほうで、ある程度、先ほどもありましたが、救急という部分の中で実施しておりますので、消防署の考えもよく聞いてみたいと考えます。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○１５番（木内欽市） よろしく申し上げます。

それでは、４点目の防犯カメラの設置について伺います。

刑法犯は確かに減少しています。しかし、発生件数はまだまだ多いんです。

日本一安心で安全なまちづくりというので、私もよく見るんですが、安心度ランキングは800ちょっとある区市の中で、旭市は564位なんです。下から数えたほうが早いんです。刑法犯は多少いっていますが、全国で220番ぐらいなんです。ですから、決して低いわけじゃないんです。ですから、それを防ぐのには防犯カメラが一番効果があると。秋葉原の殺傷事件があって、秋葉原では一気に作りました。設置をしましたね。それで、千葉大の園芸学部の学生さんが亡くなったと。やはりそこもそれから増やすんです。ですから、何かないと増やさないですよ。

先日も防災無線で、中学生が行方不明になったと流していたので、これは誘拐でもされてしまったのかなと、防犯ビデオがあればよかったのになと思ったんですが、それは誘拐では

なくて、犯罪ではなかったからよかったんですが、瞬間やっぱり思います。ですから、やはり安心・安全なまちづくりを目指す旭市ですから、防犯カメラの設置をぜひお考えいただきたい。前回も言ったんですが、値段が高いとか予算とか言うんですが、そんなに高いものじゃないんですよ、これ。統計は忘れましたが、防犯カメラ1台あると警察官10人ぐらいの抑止力があると聞いたことがあるんですよ。ですから、それから考えたら、完全に安いし、犯罪を防ぐという意味で防犯カメラの設置、あるいは個人的に商店等が設置する場合に、そこに、では少しでもいいから補助金を出すとか、そういうようなことをご検討願えないでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今お話がございました犯罪防止対策という、抑止力という部分の中で必要だという部分でございます。

確かにこれについては、3月にも同じ質問があったということでございます。確かに木内議員のお考えのように、防犯カメラを設置することという部分については、必ず犯罪抑止効果が得られるということは推察はできます。

推察はできるんですが、防犯カメラをある程度設置するという部分について検討しているんですが、どこに設置したらいいかという部分もありますし、まずは個人情報というか、プライバシーの問題もあるので、ある程度そういうつける場所については、そこを通る方とかいろんな部分がありますので、そういう部分をある程度考慮しなければならない、配慮しなければならないという部分もあると思います。

それとまた、費用対効果という部分について、確かに大きな事件があったとき、活躍するんだという部分もありますけれども、確かに旭市自体の事件という部分については、そんなに多くない。また、先ほど申し上げましたけれども、軽犯罪の部分については減っているという部分もありますので、今、新たな部分を設置する考えはという部分については、もう少し検討させていただきまして、今の形のままだう少し続けていきたいというふうに考えております。そういうことでありますので、また補助金のお話もありました。そういった補助金をという部分もありますけれども、今申し上げましたとおり、もう少し今までの形でいきたいと。また、警察署のほうとも情報提供をよく連携をして、またどうしても必要な部分という部分があれば、そのときに考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） プライバシーとか言いますが、それだったら、秋葉原に何台ですか、これ、34台とか、千葉大に9台とか。これだったらプライバシーだと言っていたら、防犯カメラ設置できませんよね。隠し撮りはいけないんですよ。いけないけれども、防犯カメラ作動中とやっておけば、全然プライバシーにも何もならないんですよ。ですから、プライバシーだからつけられないというのは、もうやる気がないとしか思えません。プライバシープライバシーといったら何もできませんよ。これプライバシーのそういうことになるのかならないのか、法的にどうなのかということをよく考えてから答弁してください。別にすぐやれと言っているわけではありませんが、いいまちを作るためにという提案でございしますが、プライバシーということで駄目ということであれば仕方ありません。次の質問にいきます。

農業問題にいきます。耕作放棄地、これは仕方がないですが、私が今言いたいのは、斜面林のわきに、農水産課長答えてくれた、その点なんですね。そこらがどんどん今増えつつあります。これ減ることないんです。きのうでしたか、伊藤保議員も質問がありましたが、里山と併せて、その斜面林の棚田、この辺が非常に荒れつつあります。ここは労働力がないだけでなく、課長がおっしゃったように水路が分断されてしまうと、もう作れないんですよ。この間もお願いに行きましたが、やはり地震か何かで水路が壊れてしまう。そうすると下の人が水が引けないんで、それでなくても手間もかかって収量も少ないんですよ。味はいいんです、棚田の米は。温度差がありますから。水もいいし、作ればおいしいんですが、ただ収量はもう6割ぐらいしかとれないんです。手間もかかるし、味がいいだけではこれ維持できないんです。ですから、もうこれは危機的状況なんです。時間の問題なんです。どんどん全部荒れて山になってしまうのは。田んぼは1年作らなかつたら草だらけになってしまいます。ここからも田んぼ見えますが、あの田んぼ、作ってくれるからいいんです。年間3回も4回も耕すからきれいであるんですが、あれを作らなくなったら、想像してください、1年したらヨシが幾らでも生えて、2年すると木が生えてくるんです。山になってしまうんですよ。そういう状況なんです。同じ旭市であって。

ですから、これはもう行政の力なしには維持できないんです。今までは組合でやっていました。私も父親が亡くなって当時30代でその組合へ入ったんですが、今、私が一番年長なんです。20年間私の下は誰も入ってこないんですよ。私が一番若いんですから。当然、もう上の人たちがいなくなったら管理できないんです。もう有志だけの草刈りは限界があるんです。ですから、そういった面で、里山を守る意味、あるいはそこからは豊富な湧き水が出ている

んですから、これだって震災のときには、これをくめば飲料水にもできますし、お風呂とかご飯炊くには十分なんです。そういった意味で大事なんです。合併前に旧旭市の議員さんがいいなと、海上のあの大地の山、欲しいよ、うちのほうで100メートルでもいいから欲しいよと非常に欲しがったんですよ。貴重な財産ですから、ぜひその点について、大きな耕地には補助金がいっぱい出ますが、ああいうところ出ないんですよ。補助率があると言ったんですが、例えば用排水路壊れた場合、どのぐらいの補助をいただけるのかお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからいろんな農地の大事さ、そういうことも教えていただきました。特に今、旭市の中で幾つかの集落で取り組んでいただいております、農地・水・環境保全向上対策という、これにつきましては、集落の中で農家だけじゃなくて、非農家の方も含めて、みんなで集落の農地あるいは農業用排水路、そういうものを維持していこう、そういう動きに対しまして、国・県、市が、水田ですと10アール当たり4,400円、畑ですと10アール当たり2,800円、こういうものが面積に応じて支援をされます。そういう経費を使って積極的に取り組んでいただいている集落もございます。

特に、今年からは国の中で向上活動支援交付金ということで、例えば土水路をいろいろな構造物を据えつける、そういうものにつきましても国が支援する、そういうことも支援をしている、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、続いて大きな3、不妊治療についてです。時間がないので簡単にやりますが、この不妊治療は、1回の治療に1か月かかる。体外受精ですと、治療費は1回30万円から50万円かかるそうなんです。ですから、若い人たちはもう2回やると100万円ですから、やりたくても続かないというのがあれなんです。先ほど課長が言った北海道のこの町は、人口9,000人ぐらいのところで、この不妊治療全額持つそうなんです。5年で10回まで助成という、こういう町もあるわけですから、ぜひ旭市も前向きにお考えをいただきたいと思います。

時間がないので、ちょっと不妊治療の声をここでお伝えして、次の質問に移ります。ある女の方です。家のローンとかあるので、治療に使えるお金を100万円までとしていましたが、それを超してしまったので、今は中止しています。あと、1人目のときは妊娠するまで200万円かかりました。今は2人目の不妊の治療中です。働いても不妊治療にすべて消え

てしまいます。これが現実です。こういうことをお考えいただいて、前向きにご検討を願いたいと思います。

続いて、新庁舎についてに移ります。

この新庁舎は、計画はないということですが、建てるのであれば、私はもう早急に建てていいんじゃないかなと、このように思います。よく庁舎は、みんなやると議会に反対されるというふうに言いますが、私はそうじゃないんです。これはもう昭和39年に建てて、耐震診断はやればもう不適というの分かり切っています。建てないで旧庁舎を使うんならいいんですよ。新庁舎を建てるという予定があるのであれば、もう早急に建てる計画を進めてもいいと思います。計画を出しても3年や5年かかるでしょうから、その点はいかがでしょう。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほどもお答えしましたように、平成30年をめどに建てる計画を立てるということで、行政改革推進委員会でそういった方向を出しているわけでありますけれども、合併特例期間が延長になったという、今、合併特例期間中の32年度末までに庁舎が建設できるような方向で、これからは検討を進めていきたいと、今はそういった思いを持っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 庁舎と云ってそんなに高度な、大塚議員が前回質問していましたが、多額のお金かけなくてもできると思うんですよ。私は自分なりに、ちょっとある人といういろいろ話をして、土地は1万坪あればいいだろうと。駐車場に1,000台で7,000坪いるでしょうから、土地は1万坪あれば足りるでしょう。坪1万円で買ったにして1億円です。2万円にしても、2万円にしたら2億円ですか、土地代は2億円で済むでしょう。建物だって、恐らく3,000坪あれば足りるんじゃないでしょうかというんです。坪50万円で建てれば15億円ですか、そのぐらいのお金で建つんだから、そんなに庁舎庁舎と構えなくても、もう中学も大体終わったんですから、建てるのであれば、庁舎は別に30年にこだわらなくてもいいんじゃないかなと、こうやって思うんです。この庁舎にだって職員の方々だって大勢いますし、私たちは議会ぐらいしか来ませんけれども、私たちはどうでもいいんですが、一般市民だって相当この庁舎を訪れます。これが地震で崩れてしまったなんていった場合にはどうするんでしょうか、やはり心配になります。そういった面で、場合によっては私は早めてもいいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 議員おっしゃるように、今まで中学校の耐震化、あるいはまたいろいろなところの公共施設のいろいろな整備、そういったものも結構ありまして、市の市債といいましょうか、そういったものもかなり縮小していかなければ、返していかなければならないというような部分の中で、市庁舎については、それらがほぼ目安がついてからというような考えでいたわけでありまして、議員おっしゃるように、そういったコンセンサスをいろいろな方々ととりながら、少しでも早く庁舎建設に向かって進めたいと、そんなように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 浦安市なども、基金があつて一時庁舎の建設を中止していたようですが、やはりやるようです。あと習志野市なども今回の震災で庁舎が傷んだということで、庁舎を建設します。何度も言いますが、この庁舎は、もう今度控室に行けば、議員見てもらえば分かりますが、やはりひびが入っていますので、あのひびは危ないひびだということをちょっと聞いていますので、やはり建てるのであれば——建てないで旧庁舎を使っていくのであれば、これは別ですよ。新庁舎を建てるということであれば、そんなにお金をかけないで建ててもいいと思います。

最後に、区長の役割についてお尋ねをいたします。

区長さん方、みんな仕事が大変だ大変だと。実は私も今区長をやっているんですが、大変だからという質問ばかりじゃないんですよ、誤解しないでください。回すものは回すもので結構です。

ただ、それよりもさっきも言いましたように、区長の役割は各区にあつて誰にも分かるんですから、AEDのことはプライバシー何とかと言われましたが、AEDでなくても、この間の震災のときに感じました。消防団で回っていたときに、飲料水をくださいと、こう頼まれました。飲料水は避難所に行けばありますから、取りに行ってくださいよと言ったら、老人で避難所まで行けないんですよ、だから頼んでいるんですよ、持ってきてくださいというから、私どもは軽四に満タンに水を積んで持って行って、近所の人に配ってくださいと、近所の人みんな分けてやってくれました。

そのときに、そういう被害の場合には、大変でも、区長さんの家に飲料水を預かってもらえば、区長さんがみんなに分けてもらえて、我々消防がいちいち呼ばれて水を持っていかな

くてもいいんだと、そういったことを感じました。ですから、災害のときには、区長のところを物資の中継場所というか、そのように協力をしてもらえれば、その区の人たちがみんな区長のところへ行って、水をもらったり、あるいは物資をもらったりということができていいかなと、これは新たなそう考えての提言であります。先ほどのAEDもそうなんですが、そういうことをやってもらえれば、別に家族のプライバシーといったってAEDを借りに年に1人来るか来ないかだと思うんですよ。ですから、そういった場合には理解してもらえと思うので、災害のとき、そういうときに区長さんをお願いしたらなと、このように思っています。いかがでしょう。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 区長さん方に、今回の災害発生時にもお願いを实はしました。災害発生をして間もなくのときに、全区長ではありませんけれども、各地区の区長会長さん、そしてまた矢指、富浦、そして飯岡、その当時は蛇園のほうの区長さん方も来ていただいたかどうか、はっきりは記憶ないんですけれども、区長さん方に全員来ていただいて、いろいろな仕事を応援していただきたいというような話をさせてもらったわけでありますけれども、区長さんもなかなかこの3月の発災時でありましたときに、引き継ぎがありまして、みんな交代をしているというような部分もありまして、なかなかそのところでの連絡網といいましょうか、そういったものができない。また、区長さんも1年で終わる区と2年で終わる区があると。そんなような中で、そういうことであれば民生委員に頼もうかというような部分もありましたし、いろいろと試みはしたわけでありますけれども、なかなか掌握、連絡といいましょうか、区長さん方にきちんとした要望、救助活動、そういったものがお願いできなかったのが現状でありまして、これからはそういった部分では区長会にも常日ごろそういった部分でお願い、そういった災害時、緊急時にはお願いをしたいなと、そんなようにも思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時20分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 滑 川 公 英

○議長（林 一哉） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（12番 滑川公英 登壇）

○12番（滑川公英） 12番、滑川公英。

平成23年旭市議会第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

東日本大震災から一昨日で半年がたちました。被災されたすべての方々に衷心よりお悔やみ、お見舞い申し上げます。

被災者の方々は、震災後もう6か月も過ぎているのにといい、政府や自治体側はまだ6か月と思っているのではないのでしょうか。広原地区よりの復旧の陳情書も、もう5か月もたつのに解決しないと市民が求めたものだと思います。速やかな復旧、復興を進めてほしいものです。

大きい1番目として、入札、契約制度の改善について。

指名競争入札、一般競争入札、ダイレクト入札と、入札制度は改善されておりますが、今までにも同僚議員もたびたび質問されておりましたが、予定価格の99.99%とか、工事内容が違うのに小数点以下5けたまで落札パーセントが同じとか、素人でも疑問に思える落札価格が往々にしてありました。昨年には前年度に対して5倍の工事金額を受注した優秀な建設会社もありました。設計書の工事金額と市長の歩切りに対し、並外れた洞察力、解析能力があればこそ落札できたのでしょうか。しかしながら、公平性という点ではいかがなものでしょうか。建設業界でなくても疑念を持つのではないのでしょうか。

Aとして、最低制限価格について、これからどのように改善していくのかお聞かせ願いたいと思います。

Bとして、低入札価格調査制度、工事または製造その他についての請負契約の入札において、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格をもって入札した者があった場合、すぐに落札者を決定せず、低入札価格の調査を行った上で当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを決定する制度ですが、これを旭市としては導入する気があるのでしょうか。

2番目として、市役所、中央病院の車両購入、車検の公平性について。

このことについては何度もお尋ねしておりますが、車検について、普通2年あるので21年10月に総務課長名で指示が出ているので、今年は正確な答弁がいただけるものと期待しております。特に中央病院については、1社でほとんど受注していたように報告がありましたが、その後どのように改善されているのかお示し願いたいと思います。

大きい3番目として、大震災後の行政の対応はどのようなになっているのか。

Aとして、基準点の動いたと言われる液状化地域の道路、側溝等についての復旧は。

今年の夏は、空梅雨で6月から猛暑で、液状化地域の被災者は下水の処理、悪臭には大変難渋したそうです。市道については今年度中との答弁がありましたが、優先順位に道路、排水路等の工程表をお示してください。

Bとして、企業誘致、B級グルメ、道の駅。

こんな大変なときにこそ産業の活性化をどんどん進めなければならないと思いますが、現実には避難所運営、仮設住宅、瓦れき処理、あつという間に時間が過ぎてしまいましたが、10月以降おのおのどのように取り組んでいくのか。震災で税収の落ち込む中、産業の強化しか旭市の発展はあり得ないと思いますが、当局の方針をお聞かせ願いたいと思います。

Cとして、食彩の宿いいおか荘について。

市長は6月議会で、そのまま民間に売却、最低限の修理をして売却、委託する、記念館やレストランをやるなどの提案をしておりました。千葉日報にプロポーザルで売却と大きく報道されましたが、昨日答弁されましたように限界に来ていると思います。

21年度の代表監査の意見は、当年度の未処理金が年間総事業収益の60%を上回る状況において、今後もこのような経営状況が続き、大幅な赤字が発生するようであれば、経営形態等の見直しを視野に入れた上で、できるだけ早期に解決策を検討し、措置を講じる必要があると述べております。また、今年の22年度の監査意見は、今後の見通しはさらに厳しくなる、施設の経営に対して行政が果たすべき役割について、長期的展望に立って検討とあります。

いいおか荘は、企業債残高2億3,000万円、一般会計借入残高6,500万円、もし存続させるとして1億円修繕費に充てると、もうそれだけで約4億円。売上げが約1億7,000万円で累積赤字は1億6,700万円は完全に債務超過だと思います。どんなことをして存続したくてもできないというのが現状の数字ではないのでしょうか。市長の英断をお願いいたします。

米の放射能検査が遅くなった理由です。旭市は米の生産額でも、近隣では香取市に次ぐ大産地です。米を作る県下52市町村の中で三十数番目に出荷の自主規制解除となったわけは。

Eして、パークゴルフ場について。

昨日の平野議員の質問で、国の復旧事業にのせるとのことです。9月中に分割発注すること。もともと健康増進と観光に対する寄与で作られたわけです。6月議会でもかんぽの宿が12月中に再オープンの予定と答弁しています。パークゴルフ場はかんぽの宿と提携してイベントを開催しています。向太陽杯もその一つだと思います。きのう答弁されたより速やかな繰上工事は可能なのでしょうか。

第1回目の質問を終わります。あとは自席でお願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川議員の一般質問に対しまして、私のほうから、3番目の大震災後の行政の対応というようなことで、道の駅と食彩の宿についてお答えをしたいと思います。

道の駅については、きのう平野議員から質問がありまして、答弁したとおりであります。私自身としてはすぐにでもやりたい、そんなような思いでありますけれども、まずは復旧・復興が最優先だというようなことがあります。そしてまた、復興計画を今、作成中であります。市の上位計画であります総合計画も、後期基本計画を今作成を始めるところであります。また、3月でしょうか、定住自立圏構想が議会で承認をされました。そういった部分の上位計画との整合性を図りながら、復興計画の中でも中心的なメーンの施設として、これからやっていきたい、私はそういうような思いでありますので、本当に恵まれた環境といえるでしょうか、恵まれた立地条件の中で、そういったことを旭市の中でもぜひひとつやっていきたいなど、そんなように思っているところであります。

次に、食彩の宿についてであります。これもきのう質問がありまして答弁をさせていただきましたが、食彩の宿いいおか荘につきましては、震災直後に復旧に係る概算費用を算出し、再開に向け検討してまいりました。復旧には多額の費用がかかること、そしてまた、今議員がおっしゃられましたような現下の負債額、損失額、経済状況等を考えますと、公で営業を再開するということは無理があるのではないかと判断をしているところであります。林議員にもお答えをいたしました。今後は公募型プロポーザル方式での民間委託や貸借等について検討していきたいと、今考えておるところであります。

売却ということも、新聞や6月議会で報道があったものでありますけれども、売却ということは観光宿泊施設を賃貸契約あるいは委託、そういうことができないときには、その建物

を買ってくれる人がいるのかなと、そんなような思いで言ったことでありますので、あくまでも委託や賃貸ということを最初にやっていきたいと、そんなように思います。

そしてまた、プロポーザルの中では、あそこの環境面を考えまして、観光宿泊施設として、そういった基本的な姿勢を旭市としては条件に入りたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課からお答えするものですが、入札、契約制度の改善、それから市役所、中央病院の車両購入、車検の公平性という、この2点についてお答えいたします。

まず、入札の件でございますが、最低制限価格、今後どう改善していくのかというご質問でございました。

議員ご質問の中にもございましたとおり、この入札制度につきましては、指名からダイレクト入札、一般競争入札等の導入をしてまいりました。さらに現在では、千葉県と県内の市町村が共同で利用するちば電子調達システム、この電子入札システムで執行しているところでございます。

この最低制限価格制度について、中にあるわけなんですけれども、旭市はご存じのとおり、建築が80%、土木等の工事が70%という一律の数字になっております。この最低制限価格については改善の余地があるのかなと、担当課のほうとしても考えております。

この考え方なんですけれども、例えば土木の工事でいけば、直接工事費というのがあって、さらに共通仮設費というのがあります。その中で、あと現場管理費と一般管理費というのがある。それぞれを一定割合を掛けて、その中で最低制限価格を求めていく。こういう制度は既に県等も導入しているところでありますので、そういうのが一つの案になるのかなと。それは契約検査班の中でも検討しているところでございます。

それと、低入札の関係なんですけれども、これについて導入する気はあるのかというご質問でございました。低入札価格調査、これは予定価格の範囲内で最低の価格で入札された金額によっては、契約の内容が履行できないおそれがないかという調査を行う制度でございまして、総合評価落札方式により契約する工事を対象としておるものでございます。これについては、市のほうは試行制度を持っておりますので、少なくとも今年度、総合評価落札方式と低入札価格については実施する予定で、今工事の担当課と調整しているところでございます。少なくとも試行ということで1本ないし2本、そういったものを実施してまいりたいと

いうことで考えております。

次に、2の車検の件でございますが、公用車につきましては、何度か手直しさせていただいた中で、ご質問の中でもございましたとおり、財政課のほうから指示をいたしまして、それぞれ市内の車検の取り扱い事業者すべてに希望があるところには行くように、そういう形をとっております。

市役所に係る公用車については、市内65社、これすべて今割り当てをして、車検を実施しているところでございますので、これは昨年の9月にご質問があったときにもご報告申し上げましたけれども、今年度も引き続き、当然車が変わったり廃車になって新たな車が配属された、そのときには必ず車検はどこそこですよねというような形でお願いしていっていると。

あと、新車で購入したときには、保証期間がありますので、そこについては購入したところで保証を持つ1回目は必ず実施していただくということで、財政課のほうは各課にお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 中央病院の車検の実施状況についてお答えいたします。

まず車でございますけれども、救急車2台と一般車両30台、合計32台でございます。

車検整備につきましては、修繕費といたしまして、予定価格が50万円以下の場合については随意契約により実施しているところであります。

なお、救急車等の特殊車両につきましては、1者見積もりということで随意契約によりまして実施しているところですが、それ以外の車両につきましては、10万円未満のものにつきましては1者以上の見積もりによりまして、それから、10万円以上50万円以下のものにつきましては、2者以上の見積もりにより随意契約で実施しているところでございます。

なお、病院といたしましては、1者に偏らないような配慮をすることにしたところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、大震災後の行政の対応はということですが、建設課のほうでは、液状化地域の道路、側溝等についての復旧についてご質問がありました。

震災によりまして、皆さんご存じのように、飯岡地区は津波による被害、旭、海上地区は液状化による被害を受けました。

震災後、道路のライフラインの復旧ということで、旭市建設業災害対策協力会の会社32社の協力によりまして、2か月を要しまして、大きなものを処理をいたしました。

被災箇所の復旧については、国の補助で行うものと市単独で行うものがあります。国の補助で行うものについては、災害査定を受けなければなりませんので、国の災害査定が今回は現場の査定ではなくて机上査定といいまして、机の上だけの査定でありましたので、今回こういった査定は初めてでしたので、その査定に3か月間を要してしまいまして、災害復旧の工事の発注が遅れてしまいまして、被災された方々には大変ご迷惑をおかけしました。

あと、議員さん言われたように、広原南地区の工事も含めて、8月末までに11本の工事を発注しまして、未発注の工事につきましても排水に支障を来しているところ、交通量の多いところから随時発注していきたいと考えております。

また、質問の境界ぐいがという話ですけれども、境界ぐいが動いている路線については、過去の立ち会い資料や土地改良事業を実施済みの地域に関しては測量図等を参考にして、今後進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、商工観光課のほうから、同様に3番の震災後の行政の対応ということで、産業活性化が一番大事だろうというご指摘を受けました。そのとおりだと思います。その中で、企業誘致ということでご質問がありましたので、それにお答えしたいと思います。

震災後の対応ということでございますが、8月末現在での企業誘致立地交渉等について、電話・メールでの問い合わせということで5社、来訪・往訪での交渉企業数は2社、具体的な進出の意思があった企業は2社というような状況になっております。

8月の月例経済報告によりますと「景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、持ち直している」ということから、先行きは海外経済の回復や国の各種政策効果などを背景に、景気の持ち直しが期待されるところであります。

市の企業誘致の進め方として、定住自立圏構想に基づき、あさひ新産業パークへの優良企業の誘致は、税収や雇用の場が確保され、本市の産業経済の発展につながることから、今までの政策を踏襲して企業誘致を進めていきたいと考えております。

市の独自の誘致活動としましては、現行の企業誘致条例による工場等に対する課税免除や奨励金の優遇措置を実施し、今後も引き続き地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、千

千葉県並びに県土地開発公社などと連携し、優良企業の誘致に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、B級グルメのご質問についてお答えいたします。

昨年、旭市商工会の皆さんが、旭の特産品を使って旭をアピールしたいという思いから、旭もつ部会というものを立ち上げました。旭もつ部会は、市内で新鮮な状態で入手できるもつを利用したもつカレーを考案しまして、市内で行われた産業まつりの試食を経て、本年1月31日に千葉県主催のイベント「ちばのご当地カレー大集合」でも高い評価を受けたわけがあります。また、震災後の5月7日に横須賀市で行われました「よこすかカレーフェスティバル」というのに、復興中の旭市を元気にしたいという思いから出場を決意されまして、結果は見事第3位というものでありました。

このように旭市の産業の活性化のため、一生懸命活動していただいておりますので、市としてもPRイベント等の開催情報の提供はもちろん、市内外への周知につきましてもホームページや広報等で発信して、その他にも市が応援できる方策を検討しているというような状況です。

そんな中で、広報あさひ9月15日号で「ピックアップキラリあさひ人」というコーナーが広報の一番後ろにあるんですけれども、その中で旭もつ部会のメンバー紹介をするというふうに決めております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、米の放射線検査が遅くなったということで、その理由というようなことでご質問がありました。お答えさせていただきます。

最初に、これまでの米の検査の状況、そういうものを最初に説明させていただきます。

ご承知のように、7月29日付で、千葉県知事から放射性物質の安全性が確認されるまで、出荷あるいは譲渡、さらには贈答ですか、ただで上げても駄目ですよ、そういう自粛の要請がありました。同時に、その安全性を確認する検査方法等も示されまして、市内を昭和29年当時の旧村のエリア、実は16エリアがあるわけなんですけれども、そこから実は各玄米1サンプル、これは3キロになります。これを採取して、すべての検査が出そろってから公表すると。早いものからということじゃなくて、すべて16サンプルそろった中で公表する。そのサンプ

ルにつきましても、坪刈りでなくて通常の稲刈りをしまして、籾すりの時点で県職員が立ち会ってサンプリングをする、そういうことが指示があったわけであります。

ただ、本市につきましては、先ほど16か所ということの説明しましたけれども、この中に旧豊岡村、旧神代村、こういうものが実はありました。ここの両村につきましては水田面積が少ない、そういうことを県に要望しまして、現実的には旧豊岡村は旧飯岡町、旧神代村は旧萬歳村へそれぞれ編入というような形で、最終的には本市のサンプルは14か所、そんなことで県と協議をさせていただきました。

市では、農家の方に8月5日に市内全稲作農家に出荷自粛等のお願いというようなことで、約4,000人ありますけれども、文書によるお願いをいたしました。さらに8月10日には、いろいろその検査の方法、あるいは出荷自粛の解除の方法、そういうものにつきまして農家の研修会を開催しまして、生産者に周知あるいは理解を求めたものでございます。特にこの8月10日の研修には、農業委員さん方にもご出席いただきまして、14か所でのサンプリングの協力をお願い、地元で一番早く稲刈りをする農家への紹介、そういうものを実は協力依頼をさせていただいたわけでございます。

そうした中で、震災直後、旭市の水田への用水の大半、これを担っているものにつきましては、ご承知のように大利根用水、ここが実は震災で一部破損、さらには一部パイプラインの破損等も確認された。そういうことを受けまして、田植えに向けまして通水が遅れる、そういう情報がいろいろあったわけであります。そんな中で、大利根あるいは干潟両土地改良区からは、水稻の種まきを遅らせるような、そういう文書を稲作農家の方にも指導された、あるいは関係機関の指導によりまして、本年は種まきを遅らせる、そういう農家が多かったということがあります。

そういうようなことで、市内では地域によって田植えの遅い、あるいは早生品種の作付が少ない地域、そういうこともございます。そんなことで14か所、いろいろな取り組みがあったわけであります。特に一番早いのは15日に収穫をした、そういうものもありましたけれども、最終的には農業委員さん方のいろいろな情報収集、そういうようなことを受けまして、あるいは農家の方に協力いただいて、8月25日の午前中に最後のサンプル、これの採取が終わりまして、正午までに県庁に持参して27日に公表された。この27日の公表の中で、放射性物質のものにつきましては検出されず、そういうようなことを受けまして、直ちに防災無線等で農業者の方に周知をさせていただいた、そういう経過でございます。

そんなことで、市内14か所、いち早く稲刈りをされた農家等にご協力をいただいたわけで

すけれども、最善を尽くした中で、若干よその町村よりも遅れたというご批判ありますけれども、これ以上、ちょっと我々としては最善を尽くしたということでお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） パークゴルフ場につきましてお答えさせていただきます。

昨日平野議員の一般質問にもお答えしておりますけれども、パークゴルフ場の災害復旧事業につきましては、先般国より内示を受けたところでございまして、これを受けまして現在、契約事務の手続きを進めているところでございます。今月中にはすべての工事を発注する予定でありまして、今後は段階的に施設を復旧させていきたいと考えております。

中でも散水施設の復旧、これは急務となっているところでありまして、芝生や植栽を維持するためにも必要な施設であると考えております。

昨日も申し上げましたが、現在の予定では3月には仮オープンを予定し、平成24年4月1日からは本格的に施設の供用を開始したい、このように考えております。

ご質問中にかんぼの宿との連携というお話がございました。被災前にもかんぼの宿とは連携をしていたものでございまして、その内容は、かんぼの宿にお泊まりいただいた方につきましては市民と同じ料金で、またかんぼの宿からパークゴルフ場までお送りいただくというような連携をとっていただいたものでございまして、再オープンにあたりましても同様の連携をさせていただく中で、観光客の誘致に努めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） 失礼しました。繰上工事は可能なのかということですが、基本的には昨日申し上げましたように、分割発注はしますけれども、ある程度同時に発注をしたいということを考えています。つまりそれがいわゆる繰り上げというふうになるかどうか分かりませんが、先ほど申しましたように、同時に発注する中で、それをうまく工程会議の中でコントロールした中で、なるべく早く再開させたいということでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、入札制度の改善についてということですが、成田市では最低制限価格を公表したと。この前の同僚議員の大塚議員さんが質問したように、ランダム

方式をとったらいいいのではないかと、このようなこともあるのですけれども、実際には旭市としてはそういうことを全然考えていない、今のままだけで、電子入札だけでやっていくということなんでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、成田市のほうは予定価格も含めて最低制限価格も事前公表ということでしょうか、それとランダム係数の導入、これについてどうなのということだと思います。

まず、先ほどちば電子調達システムの電子入札システムで市の入札を執行していると。このシステム、県内の30団体が利用しておりまして、入札の広告や結果、それから各団体の入札参加資格者の名簿等が閲覧できる等の運用をしております。この4月からは改善されたシステムになっています。最低制限価格を入力する際のこのランダム係数には対応していないものでございますので、ランダム係数については今の段階では市としては導入の考えはございません。

それと、事前公表をすることなんですけれども、これにつきましては、実は過去に事前公表をしていた団体につきましても、これは平成20年3月31日に総務省の自治局長等から通達が出ていまして、予定価格、それから最低制限価格の事前公表については、これは取りやめ等の対応を行うことというような方針が出されています。さらに、つい直近なんですけれども、この23年8月25日付で、総務大臣と国土交通大臣、この連名で、公共工事の入札及び契約の適正化の推進ということの通知がまいりまして、これについて予定価格等の事前公表の見直し、ここではもうはっきりと見直しという形をとるように書かれています。ちなみに、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とすることというような、そういう方針が出されておりますので、それに沿っていくのが適切なのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 先ほども質問しましたように、下5けたまで一緒とか、99.99%とかと、その辺が皆さん疑問に持たれていることだと思うんですよ。それを防ぐにはどうしたらいいかということだと思うんですけれども。

それで、これから議案で採決されることだと思いますけれども、旭市第二学校給食センターの入札の中で、機械設備だけが80でなくて84%になっておりますが、その理由、4%高い

理由というのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 第二学校給食センターの機械設備の落札率でございますが、これは議案の補足説明で申し上げましたとおり、福井電機株式会社で、落札率はそのとき申し上げませんでした、83.33%だと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） なぜ最初から最低制限価格が84なのか、ほとんどが80になっているわけでしょう。例えば建設工事について80%、土木工事については70%、機械だからということで84なのかと聞いているんです。パーセントは分かっていますよ。落札パーセントは分かっていますけれども、なぜ84で……

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 最低制限価格でございますが、予定価格の80%になっております。これはその要綱で建築工事扱いでございますので、80%でございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 手挙げて発言してください。相対でやったらしょうがない。
滑川公英議員。

○12番（滑川公英） これは今質問したことですけれどもね、ここにもあるんですけど、最低制限価格は84で出ているんです。それで落札率が83.33%でしょう。だから機械設備については4%高いのは特別なんですか、理由はということなんですかと聞いているんですよ。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず税抜きの予定価格を申し上げますが、3億6,479万5,000円だと思います。それで最低制限価格は2億9,183万6,000円だと思います。これは0.8、80%だと思いますが。その資料をどこから手に入れたのか分かりませんが、この開札調書がそのとおりになっていますので、それはちょっと違うのかなと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、今これで4回目ですか、4回目でもいいですか。

では、矢指の日の出保育所の入札期間なんですけれども、公示日が9月5日で入札日が9

月6日から16日までの10日間、開札が9月20日です。これ予算的には、予算が出ていましたけど、約1億5,000万円ぐらいの工事としては、普通入札期間よりも短いのではないのでしょうか、その理由をお聞かせ願えれば。

○議長（林 一哉） 違うところ、項目へ移ってもらわないと。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 先ほどの機械設備というのは、私のほうのパソコンに対する入力ミスで、83.33%でオーケーでした。どうも申し訳ありませんでした。

先ほど最後に言った日の出保育所の入札期間が短いのは、その理由についてお尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 日の出保育所、確かに入札の見積もり期間、これが9月5日に公告をしておりまして、入札の締め切りが9月16日ということで、12日間になっております。

これは5月の臨時議会のときに災害の補正予算ということで、日の出保育所1億5,000万円の予算がついているものでございます。当然5,000万円以上の工事は標準的に15日以上の見積もり期間が必要という原則がございます。ただ、やむを得ない事情があるとき、この期間は5日間短縮できるという規定がございます。今回、公告の日を含めまして12日間ということでございまして、まず金額も当初想定したよりも大分低く抑えられるという見込みもあることから、この期間で十分見積もりができるだろうということで、今回入札を執行しているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、低入札のほうで、今までの執行部の答弁の中で、大分、前の話ですけど、手抜き工事等ができないような管理監査体制をとっているとお話でしたので、もし、先ほども言いましたけれども、低入札調査制度ですか、これを導入したからといっても、例えば建築後の品質についての検査体制が万全なら、できなくはないのでしょうか。

というのは、給食センターの建設工事については、低入札でやれば1,450万円ぐらい安くなるわけなんです。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 低入札価格調査、これはよそで実施している事例を見ますと、現実にはどの範囲のものを調査するかということなんですけれども、やはり70%から90%の間で入札したもの、これは県などが調査をしております。それ以下はやはり失格という制度が当然ございます、最低制限価格のように。少なくともこの中で低入札の工事の調査をするにあたって、一番重要なところはどこかということなんですけれども、現実には直接工事費というのがあります。これは工事に直接かかったいろいろな原材料を入れなければいけないところ、ここについては少なくとも、これは県等の事例でいきますと、100分の95を乗じた額で、共通仮設というのは、例えば工事を実施するにあたり、どうしてもこういうものを置かなければいけない、例えば交通整理人を置かなければいけない、そういうものがあると。そういうものは例えば引き下げしたときには、当然人件費の切り下げになってしまうということがあるので、その辺も100分の90を乗じた額であるとか、そういったところの積み上げになってまいります。ですから、少なくとも材料についても、人件費についても適切な価格をもって工事を実施してもらいたいという、そこの中での調査ということであります。

当然、その価格で安くてもいい工事を実施してくれる建設業者さんはたくさんいらっしゃると思うんですけれども、そういう中でも全国均一の中で万全を期していきたいという、そういう制度であると認識しておりますので、あと検査体制と、この低入札価格はある程度やはり切り離して考える必要があるだろうと。当然ふだんの工事の中での監督、検査、これはどういう金額で請け負って、用途もしっかり見るべきところは見るといっていいのが本筋ではないのかなと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、いいおか荘についてなんですけれども、その前に中央病院の車検のことなんですけれども、今実際には特殊車両も含めて何社ぐらいで車検を出しておるんでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。
病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 現在のところ3社になっております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 1割ということは、金額が少ないから、例えば車検であれば、軽四であれば10万円以内とか、普通車でも20万円以内ということであれば、そういう話になると思いますけど、三十何台ある中で1割の数字の会社が受注しているということは、中央病院としては、やはり公立病院なもので、市役所本庁と同じような、もうちょっと旭市の業者に対して窓口を広げていただくわけにはいかないんでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。
病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 中央病院につきましては、公営企業として独立採算で事業を行っているということがございますので、経費の節減ということも考慮する必要があると考えております。したがって、業者を単純に割り振るということはちょっと難しいのかなというふうに考えておりますが、ただし、競争性を高めながら、機会についてはできる限り広く公平に与えていけるようなことで考えていきたいというふうに考えております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 前向きな答弁と考えてよろしいんですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 受注の見積もりをとる業者につきまして、できる限りオープンな形で、ホームページ等も活用しながら受注を希望する業者の方を募りながら、できる限り広い業者の中から見積もりをとれるような形で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では3番目のBの企業誘致、B級グルメ、道の駅なんですけれども、B級グルメについては旭市としてはもつ部会をB級グルメとして公認されたと考えてよろしいんですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） もつカレーを公認……、公認という意味ではありませんので、その辺はご理解をお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） たまたま商工会のもつ部会が一生懸命やっているから、行政としては応援していきたいという方向でとらえてよろしいですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） そのとおりでございます。一生懸命やっているの、バックアップしたいということでございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 道の駅なんですけれども、これはきのうもお話がありましたけれども、やはり官だけでできないのであれば、やはり今の状態ではPFIとかTPPとか、そういうような官民合同ないしはどっちかという民に比重のかかったような政策というのを、日本全国で結構とっているわけですから、それを導入するというような考えはないのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） その辺導入の関係ですけれども、6月でこの結果が出ました。結果が出たというのは、推進委員会でいろいろな議論をしてきた成果として、一冊の冊子としてまとめ上げました。この後、市長が答弁されましたように、ある程度のめど、震災復興のめどが立ったら、また検討委員会をつくって再度立ち上げますので、今のご質問に対しましては、具体的にお答えする状況ではありませんので、ご理解をお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

今の答弁なんですけれども、経営形態については実際に何の答申もないんです。場所もないんです。その辺は分かって答えてくれていると思いますが、これからぜひ市長さんのほうでもPFIとかそういうことについては検討していくというようなお話でしたので、今震災でほかのところにたくさん金がかかるけれども、産業対策のためにはやろうというような考

えであれば、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、例の米の放射能検査が遅くなったわけは分かっております。でも担当者、多分よくご存じだと思いますが、早場米の価格というのは出荷が遅れれば遅れるほど安くなってしまいうんです。1週間下がったらどのぐらい下がるか、多分担当者ご存じだと思いますが、野菜のときもそうでしたが、なぜ生産者の気持ちを酌んで、生産者の立場で物を考えることができないのか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから生産者の立場に立ってということでお話がありました。まさしく我々も生産者の立場に立ってということと考えたわけであります。

何をやったかということですが、8月3日に市内の集荷業者の方々、これはJ Aさんも含めまして民間の方、10の業者さんにお集まりいただきました。

一番農業者の方が困るのは、価格の面もありますけれども、収穫をして、その収穫をしたものが例えば倉庫にとっておくという、保管をしておくというのはなかなかできないという、スペースの問題等もあります。そんなことで、農家の方からは自分で持つておくことはなかなか難しい、そんなこともありまして、集荷の業者の方々には賛同いただきまして、一応倉庫には入れると。県のほうでは出荷をしないところですが、倉庫に入れることは構わないと。さらに倉庫に入れる際に検査を行うと。検査を行わないで倉庫に入れますと後で大変な作業になってくる。そんなことで、県とも打ち合わせをさせていただきまして、倉庫には入れる検査をさせていただく、それは了解をさせていただきまして、そういうことで集荷業者等とも話をしたわけでございます。

そういうことで、一連農業者の方にはその旨説明はしてございます。ただ、早く売った方、早く売れば当然お金が高くなる、そういうことは理解をしております。ただ、今回のこういう調査の方法でしたので、農家の方には、例えば8月15日に売れたということであれば幾ら、あるいはそのときのいろいろな契約金額を控えておいていただいて、当然これは価格差については東京電力のほうに損害賠償で請求をする、そんなことで説明をしたということで記憶をしております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 行政のほうとJ A、それから集荷業者ということで損害賠償請求はこ

れからも東電にはしていくということでもいいですね。

それと、あと一番最後のパークゴルフ場のことなんですけれども、愛好家の努力によって汚泥の撤去がなされたと聞いております。ボランティアの好意に応えるためにも、一日も早い再開をお願いしたいと思いますが、また他市町村からの来訪者も、旭市のパークゴルフ場の対応には極めて早くできることに對しての注目度というのはすごい高いと思いますので、その辺を含めまして都市整備課には、先ほども質問しましたが、今回、国の認定事業にもなったわけですから、早急な再開をお願いしたいと思いますが。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられましたように、私どもとしても一日も早い再開につきまして、これから努力していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、そのことでよろしく願いいたします。

あともう一つ、きのう都市整備課長が答えたように、4月オープンであれば一つだけお願いしたいことがあるんですけども、それは、近隣の中でも一番すばらしいコースであります。たった一つの欠点というのは、これは愛好会の皆様も皆申していることなんですけれども、コースレイアウトが大会を設定するのに極めてまずくなっているんです。その辺は課長もよくご存じのことだと思いますけれども、時間的な余裕があるのであれば、その辺も修正するような方向で検討していただければ、逆にもっとすばらしいコースだということで知名度も上がるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

これからパークゴルフ場の再開、これが見えてくる段階が来ると思います。そういった際に、ぜひ利用者の団体の皆様にコースの中を見ていただいて、またその復旧の状況につきましてもご意見をいただきたいというふうに思っています。また、今議員おっしゃるように、また私どもも考えておりますが、今できること、つまりこれから復旧に向けてできることが出てくると思います。そういった中で、ここをこうしてほしいとか、そういった事案が必ず

出てくると思いますので、そちらのご要望をしっかりと受けながら、以前にも増して皆様に利用していただけるような再開に向けて努力をしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 多分都市整備課長もよくご存じだと思います。コースレイアウトのことです。その辺のことも愛好会の皆様ないしは旭市に來訪していただく皆様方からの要望も取り入れて、もし遅く、4月オープンであれば、その辺のことまで十分検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（林 一哉） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。

前回納得のできる答弁がありませんので、それを含めて2点、一般質問を行います。

まず1点目は、前回も質問しましたごみ処理施設裁判と旧干潟町長への請求についてであります。

まず初めに、行政処分取消訴訟、つまり許可取り消し不服についてであります。この裁判は6月議会に提案された旭市に対する損害賠償事件で旭市が2,750万円の和解金を払うということで議会が承認した前段の裁判で、平成18年2月に始まり、議会などに全く説明もなく、表には出ていませんが、これは旧干潟町が環境シンフォニックに対して一般廃棄物処理業の許可を、平成17年7月1日の合併目前の6月29日に取り消しをしたことに対し、環境シンフォニックが許可の取り消しは違法だとした裁判ですが、この裁判での原告の主張、それに対する旭市の反論についてお尋ねします。

次に、2点目として、原告の訴訟取り下げについてであります。この裁判を原告が取り下げた原因、またはその要因は何か。

次に、3点目であります。許可についてであります。この廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物処理業の許可の業務内容とはどういうものか、そしてこの許可は町が出せた許可なのか、また出せない許可なのか。その辺の理由についてお尋ねします。

次に、4点目として、和解金額、裁判費用などについてであります。原告の損害金請求額7,557万9,050円のうち市が認めたもの、その結果の和解金額、また許可取消裁判費用と損害賠償の裁判費用のおおのの金額と裁判費用のトータル、そしてこのことにかかわった市の損失額の総トータルについてお尋ねします。

次に、5番目として和解した理由等についてお尋ねしますが、裁判の内容、全く議会に知られることなく議会にはかられ、議決したわけですから、議会も大いに責任がありますが、この和解の主な理由について、それと請求権が伴うような裁判において、旧干潟町長とどのような話し合いをしたのかお尋ねします。

6番目として、裁判とは。裁判、裁判所は何のためにあるのか、この制度はどうなっているのか、一般論でお尋ねします。

次に、7番目として、瑕疵とは。この意味合いについてお尋ねします。

次に、大きな2番目として、中央病院についてお尋ねします。

まず初めに、人事についてお尋ねします。

一部事務組合のときはすべてプロパーの職員でありましたが、今、中央病院の職員は外部から入った職員が中枢を占めておりまして、外部からでなければならない理由、それとメリットについて。またどのような規則のもとに採用するのか、これをお尋ねします。

次に、定年についてであります。日本の雇用制度ではまだ大部分が定年制をとっていますが、中央病院の職種別の定年は何歳なのか、また定年を過ぎて引き続き職員の身分で勤務している職員の職種別の人数、またその中で管理職の職にある人の人数は何人か。

次、3番目として、嘱託職員についてお尋ねします。

数年前の法律の改正により、高年齢者雇用安定法で経過措置はありますが、65歳までの雇用が使用者に義務づけられましたが、病院の嘱託制度はどうなっているのか。その上で、嘱託職員の職種別の人数と、その中で個室がある方、また管理職の立場にある人は何人いるのか。そして参考のために、職員の総数と嘱託職員の総人数についてお尋ねします。

次、4番目として、市立病院としてのあるべき姿についてお尋ねします。

旭中央病院、地域住民の命と健康を守るために開設され、以来半世紀が過ぎました。そして開設以来、先人たちの大変な努力により、今では全国屈指の自治体病院となりました。しかし、企業は30年と言われるように、企業でも行政でも時代に合った経営形態にしなければ生き残ることができません。今回の1市3町の合併もしかりであります。

そこでお尋ねしますが、市長は公設公営論者ですが、なぜ公設公営でなければならないの

か、そのビジョンと、その上でどのような病院経営を考えているのか。また病院の予算、そして職員の数、設立母体である市を上回っており、異常な経営形態です。親より大きくなった子ガメが小さな親ガメに乗っかっているようなもの、このような経営形態の病院、全国広しといえどもないではないかと思います。それだけに病院の経営いかんによっては、市の存亡にかかわる問題であります。しかし、開設者である市長はすべて事業管理者任せ、我関せず、これではあまりにも責任逃れというより、あまりにも無責任ではないのか、最終責任は旭市にあるのです。

そして、事業管理者、幾ら能力があろうとスーパーマン、聖徳太子ではありません。院長職もあります。院長の立場では医は仁術、事業管理者の立場では医は算術であります。そういう矛盾する中で、あまりにも仕事が多忙だから、議会にも出られないのです。そのためには、医薬分業ではありませんが、院長には医療の面で万全の力を発揮してもらおう。一方の事業管理者は、管理者であって企業の社長とは違って決定権がありません。最終決定は開設者である市長です。これは経営の最終責任者は市にあるからです。そのためには市として、病院経営を万全を期して把握するような体制が急務であります。

市長、分からないからでは困りますよ。病院は市の、そして市民の病院です。そのために、病院の経営をどのようにするのかお伺いします。

これで1回目の質問を終わり、あとは自席でします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうからは中央病院についてということで、4番目、市立病院としてあるべき姿はということでお答えしたいと思います。

本市は総合計画で、将来都市像として「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市 “旭”」を目指しております。また、総合計画リーディングプランの医療・福祉の郷構想でも「誰もが健康で、安心・安全に暮せるまち」を目指しております。

この旭市にあって、中央病院は市民がいつでも安心して受診でき、高度先進医療、救急医療体制、周産期医療、それらの機能を整えた全国に誇る自治体病院であります。そのような観点から、市民がいつでも安心して受診できる24時間救急医療体制や周産期医療体制、そしてまた市民に信頼される病院、健全経営が維持される病院、事業管理者を中心に常に医療の

質の向上、バランスのとれた勤務体系等に努力する病院組織を望んでおります。

私は、地方公営企業法全部適用の今の中央病院の経営を、再整備事業が終了して一定の落ち着きができるまで続けていきたいと思っておるところであります。また、事業管理者である病院長とは、定期的に話し合う場を設け、旭市において大切な財産を守り育てていく所存であります。

以上であります。

○議長（林 一哉） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 中央病院についての（１）について、私のほうからお答えいたします。そしてまたその他につきましては、事務部長のほうから補足をしていただきます。

人材確保につきましての中央病院の基本的な考え方であります。

病院を取り巻く環境が大変厳しくなってきました。診療報酬の大きな引き上げも今後はあまり期待できないという中で、病院経営という側面はより大きくなっております。

また、地域の医療ニーズは高度化して、それに応えていく上で医療機器等への投資も必要であり、そうした点でも病院の良好な経営維持が必要条件となっております。

当院はこれまで順調に拡大発展してきましたが、経営面で病院を支える人材の必要性はより高くなっております。職員の育成には力を注いでおりますが、成長スピードに追いつかない面もあり、現状として人材を外から求めることも必要な状況であります。

病院としては、必要な人材の確保を図り、今後も健全経営を維持し、地域住民へ良好な医療を提供していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、私のほうからは環境シンフォニック問題についてお答えいたします。

質問が７点ございました。中に答弁漏れがありましたら、改めてまた答えたいと思います。

１点目の行政処分取消訴訟ということで、許可取り消しの不服についてという部分でございますが、当該取消訴訟につきましては、お話がありました平成17年６月29日付で旧干潟町が行った廃掃法に基づく一般廃棄物処分業の許可取り消しを不服として、平成18年２月13日に千葉地方裁判所に提起されたものでございます。

当該取消訴訟につきましては、同年５月30日、８月４日及び９月７日と３度の期日がありましたが、当該３度目の期日において、裁判所より原告に対し、訴訟の維持について検討す

るよう勧告があり、原告は10月25日に当該訴訟を取り下げたために終了しております。

2点目の原告の訴訟取り下げについてという部分でございます。

裁判所は取り下げについての勧告において、旧干潟町は原告が処分施設を現に有していなかったことを理由に許可の取り消しを行ったものであり、これは正当な行政処分であることを認めておりました。この勧告により、原告は請求が棄却される可能性が大きいと思料しまして、訴訟の取り下げをしたものでございます。

当該処分業の許可については、処分施設を有さない者に対する瑕疵ある許可であったことはこれまでも申し上げてきたとおりでございます。

それから、3点目でございます。許可についてということで、誰が見ても明らかに要件を欠いていたものをなぜ許可したかということでございますが、当該許可にあたり、旧干潟町では、申請地の近隣地権者の同意をその要件として極めて重大なものと考えておりました。したがって、当該許可申請に先立つ場所の違う2件の申請については、この同意が得られなかったことを理由に許可を与えなかった。本件においては当該同意が得られていたため許可せざるを得ない案件として処理したものでございます。「処分施設を有すること」という要件については、廃掃法の委任を受けた施行規則に定められているところでございます。

続いて4点目、和解金額、裁判費用等についてということで、行政訴訟時の弁護士着手金、成功報酬、損害賠償訴訟の和解金、弁護士着手金及び成功報酬という部分でございます。

行政訴訟時の着手金につきましては52万5,000円、成功報酬につきましても52万5,000円であり、合計105万円であります。損害賠償訴訟の和解金につきましては、ご存じのとおり2,750万円、それに対する弁護士着手金については275万1,000円、成功報酬は516万1,530円、合計3,541万2,530円であります。

両訴訟での金額を合計しますと、3,646万2,530円というふうになります。その中で、証拠として認めたものというお話がございました。裁判所が認めたものとしては明らかではございませんが、損害賠償請求が当初7,000万円、それから8,600万円という、最終的に8,600万円の損害賠償請求という部分が起こされたわけでございますが、その中において、裁判所の1回目の和解金の部分については3,500万円という話がありました。証拠書類から領収書等についてある程度最低限のものといえますか、その中から裁判所のほうが証拠として認めたのではないのかなというふうに考えます。

それから、続いて和解した理由等についてという部分でございます。

本件において和解を選択した理由でございますが、前にも申し上げたとおり、平成22年4

月23日の期日において、裁判所から3,500万円の支払いによる和解の勧告がありました。この勧告において裁判所は、請求された損害と当該行政処分の因果関係について認定をしております。しかしながら、市としてはこの勧告内容についてそのまま了承することはできず、期日の続行を求めたものでございますが、本年1月21日の期日において2,750万円の支払いによる2度目の和解勧告があったものでございます。この2度目の和解勧告につきましては、相当重いものであると、裁判官につきましても1人であったものが複数の裁判官ということで、3人の裁判官という合議制になったという部分もございます。また、本件については旧干潟町の案件を、1市3町合併後の旭市が引き継いだものでありますので、市の対応としてはその金額の妥当性、経済的損失を最小限に抑制することが必要であるということから、和解案を議会に上程したものでございます。

その中で干潟町長と話し合いをしているかという部分ですが、それについては訴訟遂行上、話はしておりません。

それから、6番目、裁判とはというお話がございました。裁判という部分につきましては、紛争を解決させるための手段の一つというふうに考えています。その結果によって、紛争当事者を従わせるという部分があるのかなと。

裁判でありますので、最初は原告が判決を求めるものでございます。しかしながら、民事訴訟におきましては、結果の確実性、早期解決による利益、それから費用・時間の節約などの観点から、和解による解決も一般的には多く行われています。これは行政を当事者とした民事訴訟においても同様であるというふうに考えております。

本件におきましては、先ほども申し上げましたとおり、経済的損失の最小化を優先し、和解議案を上程したものでございます。

7点目でございますが、瑕疵とはという部分でございます。

本件における瑕疵につきましては、これまでも申し上げてきましたように、廃掃法、同施行令、それから施行規則の解釈錯誤によりまして要件を欠いた案件に対し処分業の許可をしたということにあります。その後、この瑕疵ある行政処分を取り消したことによりまして、行政法的には治癒され、違法な状態が回避されたと、この間の原告の投資が無駄になったとして損害賠償訴訟が提起されたものでございます。この瑕疵が国家賠償法で言うところの重大な過失に該当するという部分につきましては、市としては、これまで申し上げましたとおり、あくまでも法令の解釈錯誤による瑕疵というふうに考え、重大な過失があったというふうには考えておりません。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 中央病院についてのお尋ねのうち、院長から答えたもの以外のものについてお答えいたします。

まず、人事についてのその採用の根拠ということでございますが、地方公営企業法15条によりまして、管理者の補助職員について事業管理者に任命権が与えられているというふうに理解しております。ただし、一定の職員については市長の同意が必要となっているというところでございます。

それから、定年の年齢でございますが、市の定年条例によりまして、一般職60歳、医師65歳となっているところでございます。

定年退職後に引き続き再雇用されているという者でございますが、6名、いわゆるパート以外の方については6名おります。職種別には看護師4名、教員1名、検査技師1名となっております。このうちフルタイムは4名でございます。

それから、嘱託職員等で長、管理職の人はということでございますが、嘱託職員等で長のつく人につきましては、健診センター事務長ということで1名おります。執務室については、健診センターの事務長、それから看護学校の顧問については、もともと副校長の部屋がありましたのでそこを使っております。したがって、個室があるということについては2名ということになっております。そのほかに日々雇用の職員等はいるところでございます。

職員数でございますが、23年4月1日現在、病院のいわゆる正規職員としておりますのが1,794名でございます。このほかに医師については、研修医というものは臨時職員扱いになっておりますので、このほかに125名等がいるところでございます。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） では、答弁漏れについてお答え願います。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） では、ただいま答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。

市長。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） では、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 2時 5分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほどの質問の中で答弁漏れがありましたので、お答えしたいと思います。

公設公営でなければならない理由というようなことと、ビジョンということでお聞きいただきました。私が考えているビジョンと公設公営でなければならない理由、ほぼ重なる部分ありますので、一緒に答えさせていただきたいと思います。

先ほども少しはその中で答弁をしたつもりでありますけども、具体的に一連の流れの中でどこがどの部分だという、分かりづらかったということもありますので、改めて申し上げます。

1つは、市民の市立病院としての安心感、2つ目は、職員の職場環境の安定、そしてまた3つ目は、不採算部門の継続ということがあります。24時間救急医療体制、周産期医療体制を継続していただける。そしてまた4つ目は、これまで、先ほど議員からお話がありましたように、先輩の方々が本当に努力してすばらしい中央病院というような形態を作っていただきました。そういった先輩の努力、そういったものをこれからも継続していきたいという私の思いもありますので、しばらくこうした形でいきたいと、そのように思います。

それと、いろいろな議員の皆さん方からお話がありましたように、確かに時代が進展をしております、市立病院、公立病院としてどうなのかなというような部分は時代とともにあるのかもしれませんが。そういった議論はどんどんやっていただきまして、特に議会の中でもそうした公立病院、独立行政法人、あるいはいろいろなその他の形態についても議論していただきたいと、改めてそんなように思っているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） では、環境シンフォニック1点目の行政処分取消訴訟の中の許可取

り消しの不服について、両者の主張という部分であります、原告の主張につきましては、許可を取り消したことは行政行為として違法であるという訴えがあり、市の主張としては、当然瑕疵ある行政処分を取り消しは行政として当然の行為であるという部分についてでございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうから（３）の許可内容といいますか、事業の内容等についてお答え申し上げます。

まずこの申請につきましては、いわゆる焼却灰の処理を行うということで熔融処理でございまして、それをまた冷却し再利用すると、そういったことに基づく申請でございまして、これはいわゆる一般廃棄物でございますので、廃掃法の第７条の第６項にいう一般廃棄物の処分の業の許可でございますので、旧干潟町において許可できるものと考えております。

その前提となるものは、昨日大塚議員のお話にもありましたとおり、その町内で処理が困難なのか、あるいは当然においてその処理をする施設を有しているのか、それが知事の許可が必要なものであれば知事の許可を得ているのか、許可がなくてもいいという規模であっても、最低限有していなければならないといったところが基準になりますけれども、処分そのものは町の許可が出せるということでございます。それは一般廃棄物であるといったことが前提でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 先ほどの補足をさせていただきます。

まず、定年後の雇用制度があるのかということでしたけれども、特別な再任用制度とかそういう形でのものではございません。あくまでも個別な対応をしているということでございます。

それから、もう１点、医師を含めてということでございました。医師につきましては、シルバーケアの部分、介護老人保健施設ということで施設長が名誉院長ということでおります。これは一般的な嘱託というイメージではありませんでしたので、前に名簿を出したときにもドクターについては除いておりましたので、こちらのほうとして……

○議長（林 一哉） マイクを近づけてください。もうちょっと大きい声で。聞こえない。

○病院事務部長（渡辺清一） 医師の中でちょっと嘱託というイメージありませんでしたので、漏れておりました。

それから、医師につきましてもう1名、学校の教員をお願いして、顧問という形でお願いをしている方がいらっしゃいます。そのお二人を追加させていただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは再質問します。

まず初めに、行政処分取消訴訟でございますが、これは原告の主張、それから市のそれに対する反論につきましては瑕疵、原告はその取り消しを取り消せと、不法だから取り消せと。しかし市は瑕疵ある許可だからということでございますが、この瑕疵ある許可を出したわけで、この際条例には、知事の許可、施設を有しているというような文言が全然なかったのかあったのか、その辺お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

今、私、事業計画を見ておりますけれども、そこにはその施設を有しているとかということとは書かれておりません。ただその処理能力等についてを書いてあるだけであって、その施設を有しているとか有していないとかという書き方はされていなくて、処理能力だけを。ですから、今後こういうものを作るよという意思表示なのか、今持っているよという意思表示なのか、この申請書からはちょっと読み取れないということでございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、そうしますと、条例とかそういうものはあまり関係なく、先ほど話がありましたように、何ら条例にかかわらず、許可が出てきたから出してしまったんだと、こういうことになるわけですか。普通であれば、やはり条例に基づいて申請書を精査して出すわけですね。それはあまり関係なく出したということですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

いわゆる許可そのものが町にあるということは承知しておりましたけれども、その前提となる、先ほど申し上げましたように施設があるとかないとかというところは、深くそこまでは承知していなかったということで、いわゆる周囲の同意を一番重くとらえていたということで、その承認があったために許可をしたと、そういった、今考えると、そのように見受けられます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 普通であれば、こういう施設を作るときは、いろいろな条件を加味された中で、近隣住民の承諾というのは最後の段階なんですよ。それを出したということは、これはお粗末極まりない許可だと思うわけでございます。

そういう中で、まず次、2番目の原告の訴訟の取り下げ、これは結局、許可要因を全く満たしていない。そして、裁判というのは白黒をつけるところです。先ほど裁判について答弁ありましたように、そういう中でも裁判所はこれは白黒つけられない、幾らどういう要件を満たしても、現状では許可をおろせないものだから、もう裁判所は白黒つけられないから、原告、あなたは取り下げしなさいよということで、これは市の瑕疵を全く認めているということになるんじゃないかと思いますが、その辺どう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今のご質問ですが、裁判所のほうでは訴訟の維持について勧告するという部分については、当該処分に違法性はない、取り消す部分については違法性がないというふうに言っておりますので、これ以上争っても原告のほうとしては無理だという部分で取り下げたというふうに思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 結局、もう市がどのような条件を具備しても出せない許可を出した。すると裁判所は白黒つけられない。例えばこういう条件をつければ、その許可は逆に今度は市に対して許可をおろしなさいということを下せるわけですが、もうその前提条件になるものが全く抜けているために、幾ら条件を具備しても市は出せないから、この許可は、市が許可を出せないものだから原告は負けますよと。もう市が完全に出せない許可を出してしまったがためにのことじゃないんですか。市が何らかの形で許可を出せば、またその裁判変わるんですが、全くもう市は許可を出せない。そういう基において原告に取り下げ、原告は負けるんだから取り下げしなさいと、そういうことじゃないんですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） この行政処分を取り消しにつきましては、市としては原告がそういう施設を有していなかったと。県にそういうものを出していなかったという部分に対して、

市としての言い分としては、これから出して申請をしたらどうですかという話は市のほうではしているわけですが、それに対して原告のほうは、改めてそういう申請を出していないという状況の中において、裁判所がそういう判断をしたというふうに思っています。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ですから、これはもう市が出せない許可でしょう。要は焼却炉も何もない、本来なら県が出す許可なんでしょう。それを市が出してしまったから、裁判所としては白黒つけられないわけですね。ですから取り下げしろということは、皆さん方は市が勝ったように感じ、逆に裁判所は市が本当に瑕疵責任あるんだよということで、逆に裁判所が認めた裁判なんでしょう。どうなんですか、その辺。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） あくまでも運営についての部分は市がかかわるわけですが、運営するためには、そういう施設を有してなければならない、そのものを出していないという部分において判断をしたということでもありますので、うちのほうとしては、もう絶対出せないんだという部分でなくて、改めて出したらどうかという話をしてあるわけで、それに対して出していないので、もうこれ以上、当該処分の違法性はないというふうに認めてくれたと思っております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ではその辺、次に、また許可についてでお尋ねします。

この許可については、施設がないものに対して許可を出したと。いわゆるこれは知事の許可ですね。それに対して出したわけでしょう。ですから、全くこれ市が出せないものなんですよ。ですから、そういう意味で裁判所は下したと思うんです。ですから、そういう中で、なぜ町が何の基準で出したのか、その辺もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

まず、許可、この件について二つございまして、一つは、その処分をする業の許可、これについては一般廃棄物の処分をする業ですから、市町村長に許可権があると。一方で、その許可をするにあたって前提となる施設がなければならないと。処理する施設。これが1日5トンを超えるもの、焼却するものであれば1時間に100キログラムですか、以上を超えるも

のについては都道府県知事の許可を得て施設を作りなさいと。その上で市町村長の業の許可の申請をなささいということでございまして、一方で知事の許可を得なくてもいい施設も当然あるわけです。5トン未満の施設については許可を要しない施設を持っていて、市町村長の処分業の許可を申請できるというものがありますけれども、当然に申請をしてくるということは、施設がなければならぬと。どんなものであってもなければならぬということが前提になるわけでございまして、その辺を確認しないで、当然にもう施設があるものなのか、あるいはなくてもいいものなのかというところを承知しないで業の許可だけを出してしまったのかなというので推測されるところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） その許可を出すときには、条例にはその辺は明記してあるわけですね。その明記してあるものを、あえて許可を出したということは、これは全く瑕疵ある責任、そこに行ってしまうと思うんです。これは本当に重大なミスだと思うんです。この前の答弁でも、故意または重大な過失ということで完全に明記してあるものを見逃したということは、もう見逃した以前の問題だと思うんです。これを市長は瑕疵とは見ないということですが、どういうことなんですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） あくまでも瑕疵ということでありましてけれども、私は解釈錯誤による瑕疵というようなことでとらえ、裁判の経緯、そしてまた職員からの報告、そういったものを受けながら、解釈錯誤というようなことであると、そんなように認識しておりますので、重大な過失であるという認識には至っておりません。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 許可する際のこの条例には、結局施設があるという1条があるわけでしょう。これが重大な過失にならないんですか。それはなければ別ですよ。施設があるなしはこれは現地確認したってできるし、また申請の際、写真でも、また県知事の許可でも何でも添付すれば、これは当然そこで判明するわけです。そういうことの中で、何でこれだけのことが瑕疵にならないのか、その辺お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） ちょっと説明不足の点がございましたので、ただいまのご質問でなくて先ほどの質問について。

条例ではなくて、法律あるいはそれに伴う施行令、施行規則により施設を必要とするということでございますので、条例等ではそこまでうたってございません。法律等でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議長、もう1回、許可の。

○議長（林 一哉） さっきのは、環境課長は前の話のね。だからいいです。

○20番（高橋利彦） 条例、法律というのは皆一つのものなんでしょう、普通であれば。どこにあらうと、それは一つの法律なんです。そこにあるものに対して全く違う許可を出すということは、これは瑕疵だと思うんですね。これは条例でも許可でも同じだと思うんです。では、次に移らせてもらいます。

次に、和解金、それから裁判費用につきましては、これはいいです。1回目、2回目でかなりかかっておるわけで、その中で、当然裁判やってきた中で、向こうから、原告から損害賠償出た中で、どれとどれは認めるということはちゃんと裁判の中で出てくると思うんです。それが漠然としか分からないというのは、ちょっとこれはおかしいと思うんですが、なぜそのような裁判を行ったのか、お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 裁判所のほうでどれとどれを認めたか、それが分からないのはおかしいということですか。

これは本当にどれとどれを認めたかという部分については、和解の中では示されてはおりません。ただ、先ほど申し上げましたけれども、当初損害賠償のときに、8,600万円の原告のほうから損害賠償の請求が出ました。それに対して、1回目の和解金として3,500万円という部分が出たわけですが、そのときに裁判所としては、ある程度こういうものを認めたということではないかという部分は、ある程度察しがついた。どういうものかという、先ほどちょっと申し上げましたけれども、証拠書類として提出されてある中において、ある程度、領収書、そういったもの、それから確認書、その中でこの金額を出したというふうにこちらは解釈しております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これ裁判、弁論継続していく中で、当然これは金額等出ているわけなんです。どれとどれを認めるか。それが裁判、一つずつ原告の損害一覧表の中で、これは全部出てくると思うんです。どれは認めます、どれは認めませんと。そういう中で証拠立てしていく、それによって裁判所は最終的に判決を下すわけです。分からない自体がちょっとおかしいと思うんですよ。なぜ分からなかったか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） なぜ分からないかという部分でございますが、あくまでも金額的なものについては、こちらとして瑕疵ある行為をしたということで取り下げをしたことによって原告のほうは事業が頓挫したという部分の中において、どういうものが頓挫した中で認められるのかなというのは、具体的にはこれとこれというのは本当に来ておりません。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、3,500万円という1回目の和解金の中においては、当然そこに添付されている領収書については、すべて認めているなというような部分もあったりしまして、あとは土地の部分について、ある程度認めての部分として3,500万円が出てきたのかなという、これはあくまでもうちの推測ですので、きちっとしたこれを認めて3,500万円というのは出ておりません。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、そういう答弁なんですけれども、裁判続けていく中で、訴状の中で、当然こちらに損害金の明細が来ますね。それに対して被告、市は、これは認めます、これは認めませんと出ていくわけ。その中で積み上げたのが最終的な判決また和解になるわけです。それと同時に、この裁判は、もう最初から市が瑕疵ある責任、瑕疵責任を裁判所が認めているから、損害金を当然認めたということなんですよね。市が正当な許可であれば、裁判所はまた逆に損害金ですか、これは認めないと思うんです。その辺はどういうふうに思いますか、市長。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） これについては先ほどもちょっと説明をいたしましたけれども、錯誤によって瑕疵ある行為をしてしまったという部分には間違いのないわけでありまして、ですから、それに対してのものについては、あくまでも裁判所なり、そういうものが認めたものという部分の中で進んできたという部分しかないと思いますけれども。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員、次の項目に移ってください。

○20番（高橋利彦） 和解した理由についてであります。結局2,750万円で和解したわけですね。結局これは裁判所が完全に市の許可、違法な許可を認めたから損害賠償をしろということなんですね。正規の許可を出した中で、業者が全く違う事業をした、工事をしたであれば、裁判所は全く認めないと思うんですよ。市が類似——何ていいますか、市が許可できないものを許可して、それにおいて業者が工事をしたから、これは裁判所が認めたと思うんです。そういう中で、この和解の理由ですか、これは3人の合議制、今まで1人の裁判長であったから、それが3人出てきたから云々ということですが、市が本当にこの許可と全く関係のない許可を出したということであれば、何も和解する必要はない、また市が全く瑕疵がなければ、なぜ判決に持っていかなかったのか。それと同時に、和解となれば、当然この求償権の問題も起きる中で、なぜ旧干潟町長と話し合いをしなかったのか、その辺をお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 市が瑕疵がなかったであればと言いますか、私のほうでは、市に瑕疵があったわけですので、先ほどありました許可を出したからという部分なんです。許可を出して取り消したことによって、相手の原告のほうの事業ができなくなった、そういう許可を出して取り消した、取り消したことによってこういう損害賠償という部分が起きてきたという部分であります。その中においては、市において瑕疵があったので、何らかの損害賠償という部分についてはある程度想像がつくわけですが、その中で先ほど申し上げましたけれども、少しでもそういう金額を少なくしたいという部分の中でいろいろ進めてきたということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 裁判所は、市が全く関係のない許可を出したから、業者が工事進めたんだよと。そういう中で、完全に市の責任だよと。それだから損害を認めたんじゃないんですか。これが市が出した許可とは全く別の工事であれば、裁判所もこの損害は認めなかったと思うんです。どうなんですか、その辺。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 確かに言われたとおり、瑕疵があったから裁判所はその損害を認め

たということだと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そしたら、全く許可出した側の責任じゃないですか。そんな中で、やはり旧干潟町長、許可出した人に請求すべきなんですよ。首長やったら、4年間で、町長で一千何百万円、市長2,000万円くらいなるでしょう、4年やったら。それでこれは4年間の退職金というのは、やはり責任料もあるわけなんですよ。そういう中でどう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 瑕疵あるそういう部分をしてしまった、それを認めて支払うべきだという部分だと思いますが、私どもとしては、あくまでもそういう瑕疵ある行為そのものに対して、国家賠償法という部分の中でそういう求償という部分はないというふうにある程度見ておりますので、その点については、お答えについては非常にできない部分でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 次に、（6）裁判の問題でございますが、裁判というのは、結局白黒つける場所なんです。そして裁判というのは三審制になっています。そんな中でこの問題を和解に持っていったということは、もう完全に市の責任を認めているから、その判決では、内容が出て、市の責任問題が出てしまうから判決を求めなかったということだと思うんです。和解であれば、ただ金額を払いますよ、それだけなんですよ。本来なら、これは判決に、例えば交通事故とか、市の職員が交通事故で相手をけがさせたとか、またいろいろな云々であった、これはまた人道的な問題ですが、こういう問題は貴重な税金を払うんですから、なおさら判決に持っていくべきなんですよ。この和解に持ち込むのには、結局議会の議決もということで、議会にも責任をなすりつけるような結果になっていると思うんですが、この辺どういうふうに市長考えているのか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 裁判によるべきだという部分でございますが、先ほど申し上げました紛争解決のための一つとして、裁判、それから和解もあるわけでありまして、この民事訴訟の中には、当然裁判所の判断を裁判という形で表す部分もございますけども、やはりうちのほうも考えた中において、どちらがという部分については、ある程度、先ほども言

いましたけれども、第2回の和解勧告という部分は重いものであるという部分、金額的にも前も答えたと思いますが、弁護士さんと相談した中で、これよりは下がらないだろうという部分もありました。こういう行政の関係の訴訟の部分についても、県のほうに問い合わせた中においては、判決も3分の1、和解も3分の1、取り下げも3分の1ということで、ケース・バイ・ケースの中で実施されているというふうに聞いておりますので、そういう考えで私たちもおります。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） まあ、いや裁判は、結局あれですよ、裁判費用払っているんですから、刑事事件は別ですよ、民事はちゃんと裁判費用払って判決ももらうんですよ。それで三審制の中で、本当に市が全然瑕疵とか責任なければ、先ほど言ったように、それで住民に納得、判決なら住民が納得できるでしょう。できないような裁判やるというのは、行政の責任逃れだと思うんですよ。そうじゃありませんか、市長。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 当時の干潟町の責任者と担当の職員が瑕疵を犯して許可をしたというようなことだと思いますけれども、その瑕疵は、やはり重大な過失、故意、そういったものにはあたらない、そしてまた6月に許可取り消しを干潟町時代にやっているわけでありまして、そのこのところは裁判で和解ということが2回目ということもありまして、引き継いだ旭市において解決しなければならない部分でありますので、裁判所が出したものを粛々と和解に持ち込んだということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういう中で、先ほども言いましたが、では、この和解後において干潟の町長とこういうふうに和解しましたということを話しているんですか。やはり、この裁判は、一番の基は許可をおろした人にあるわけなんです。これだけの和解金を払い、裁判費用を払うのに、当事者には何も話をしない。これは無責任極まりないんじゃないんですか、どう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 私どもとしましては、本訴訟の経過において旧干潟町長とは話をし

ておりません。これについては、訴訟の遂行上そのほうがいいだろうという判断でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員、次へ移ってください。

○20番（高橋利彦） それでは、中央病院についてお尋ねします。

まず人事についてでございますが、人材を外から持ってくるのは中央病院の経営上ということでございますが、医者とか看護婦であれば問題ないんですが、事務職、今まではみんなプロパーでやってたわけなんです。それが外からなぜ持ってこなくてはならないのか。ここは、中央病院は旭市立病院なんですね。この市のほうから連れていってもいいんじゃないかと思うんです。そしてまた市は当然、中央病院は市の病院ですから、それによってやはり中央病院を管理する、それがまた市の立場だと思うんですが、ですから、外から持ってくることによってどんなメリットがあるのか。例えば事務部長、県から来ていますけど、では事務部長が県から来ることによって、県からの助成金が増えるとか、そういうメリットあるんですか、まずその辺。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 中からいい適材の人材がおれば、それはそれで結構で、外からわざわざ来ていただく必要全くありません。中からいい人材を育てるには、やはり時間がかかる。今一生懸命教育をしているわけでありましたが、残念ながらまだ今、この事務部長職を務めるような人材がいらないということで、県からいただいたと、このようなことでありまして、中からいるのに無理して外から採っていると、こういうことは全くないんです。

これは医師、看護師ももちろんであります、ほかの職種につきましても、やはりこの辺、人口少ないですから、やはり適材の人たちはもっと広く求めないと、なかなか集まってくれない。昔の病院とちょっと違いまして、相当な職種の人が1,900人、周りの施設を入れての職員がいるわけでありまして、やはりどうしても足りない、適材がいらないということで採用しているわけでありまして、皆さん、それなりにまたいい仕事をさせていただいて、各、現在のように順調な病院の運営ができていると、このようなことでありまして、これも外部人材をうまく登用していると、こういう結果だと私は思っております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今まで全部プロパーでやって、それで病院経営は万全でやってきたわけですね。外部から入れてきて、事務部長だけやり玉にあげてはあれですが、そういうこと

を言うなら、やはり事務部長は医療に携わった方、それからまた、経理部長いますけれども、経理部長は銀行ですか、その中で、経理関係であれば、今、会計士ですか、公認会計士、それもたくさんいるんですよ。ですから、むしろ任用でその辺を使ったほうがいいと思うんですが、どうなんですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） これは事業管理者が人事権、予算執行権、全部任されてこの公営企業経営をしているわけでありますので、これは私にこういうことはお任せいただいて、これをまた仮に順調にいったいないというなら話は別であります、今までよかったというのが、それはいつの時代のことをおっしゃっているのか分かりませんが、今までよくても、これから先どうだということでありまして、先を見据えた経営をしているわけでありますので、その辺ご理解いただきたいのと、このように思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 人事権みんな任せられてると言いますが、では、公営企業法では、企業職員で、これは管理職、事業者ができますよ。しかし、主要な職員を任命する場合は、あらかじめ、公共団体の長の同意を得なければならないという問題もあるわけです。そういう中で市長、どういうふうにその辺は事業管理者と話し合いをしたんですか。それで、今までどのようなことをしたのか、その辺をお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 高橋議員、公営企業法全適の部分での条例は隅から隅までよくご存じのことと思います。私は事業管理者を委嘱する、任命するということの設置者、設立者の任でありまして、その事業管理者にあたった人がその経営については全面的に人事、経営、そういった部分は担当するというようになっております。今お話がありましたように、重要な管理者の補助をするような役職については相談をすると。相談に乗るというようなことが書いてありますし、その部分はきちんと報告を受けて、病院長、事業管理者がこれはという人材を報告してくれるわけでありますので、それは理解をしているところであります。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 全部任せられて、今度は最後になつたらしりつぽみになってしまう、ここを引用する、そんなことないと思うんです。いずれにしても、やはり事業管理者という

のは条例、規定のもとに管理するわけです。先ほど私が、企業の社長とはまた違うわけ、決定権がないわけですよ。一番の決定権は市長が持っているわけですよ。そういうことを十分認識した中で事業管理者、開設者はこの中央病院を運営していただきたいと思います。

あと幾ら言っても、次に移ります。

次に、定年の問題でございますが、中央病院は市とは違って定年制、また若干違っております。それから、再任用制度についてもないので、この辺は省かせていただきまして、次に嘱託職員についてであります。嘱託職員というものは、本来なら責任がないわけですね。責任を与えない。その人が必要だからということで臨時的に雇うわけです。それが長とかなんとかつくということは、例えばこの市役所であれば、総務課長やめて今度は企画財政課長になったようなものなんですよ。それとまた臨時の職員に個室を与える、それからまた臨時の職員が何とか長ということで、これは職名の詐称じゃないんですか、その辺お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 健診センターの事務長という形で採用されている職員おりますけれども、健診センター、所帯が小さい中で検査等の事務取りまとめも併せてお願いをしているということでございます。嘱託が責任がないということではないと考えておりますので、こちらとしてはその中で、雇用の中でお願いをしているということでございます。

それから、個室につきましても、当然事務の取りまとめ等、健診センターの業務の中で出てきますので、そういったことの必要なスペースをこちらとして用意しているというところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、嘱託が何でそういう立場に。何の責任もないでしょう。それならそれで職制規定でも何でも改めればいいじゃないですか。それではあまりにも中央病院やりたい放題じゃないですか、その辺、市長どう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 嘱託職員等についてのことにつきましては、事業管理者の補助というようなことというような位置づけではないのかもしれませんが、私のほうには嘱託のほ

うの報告は受けておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長、あなたは開設者なんですよ。最終的な責任を持っているんですよ。この中央病院がもし万が一になったら、旭市どうなりますか。それではあまりにちょっと無責任じゃないですか。もっと事業管理者と話し合い、極端に言えば、もうこれだけの病院、市の関係ですから、毎日だって話し合いするべきときにもう来ているわけですよ。それじゃ市が我関せず、そんな無責任きわまりないことないと思うんですよ。もう少ししっかりしてくださいよ、市長。その辺どういうふうにするのか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 公営企業法全適と、条例見ますと、事業管理者を任命するということは、設置者の、設立者の役目でありますけれども、一たんその委嘱をした場合には、事業管理者がすべてのことを責任を持ってやる。その中でこうした中央病院の経営、きちっと黒字経営でずっと来て、57年間来ているわけでありますので、私がそれこそ医療に関しては素人が、そんなに口を出してどうのこうのと。中央病院の事業管理者と病院長がいるわけでありますので、そのところは信頼をして病院に任せておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、任命権は市長持っているわけですよ。これは任せたら4年でなく、1年でもこれは市長の権限なんですよ。これは質問ではありません。

そういう中で、では、次の市立病院としてのあるべき姿でございますが、先ほど市長が、市立病院だから安心感がある、また職場のやる気とか不採算部門の継続、それから従来からやってきたからということの中で、公設公営がいいんだというようなことでございますが、安心感という面でいえば、やはり病院長は病院長で、それに邁進してもらい、それが医療の向上につながると思うんです。人間、天は二物を与えずといいますが、幾ら優秀な人でも医療業務経営というのは、私がさっき言ったように、両立しないと思うんです。という中で、地域住民が安心してかかる立派な病院にしてもらい。そういう中で不採算部門の継続といいますが、よく何ですか救急云々と、救急はもうからないとか何とか言いますが、今あれでしょう、救急医療の関係で県からの補助金だって、かなり旭市減らされたわけです。そんな中で、やはりそれをどうするか、そうすれば、やはり中央病院の経営ももっとまた違ってくると思うんです。それから、今、中央病院、もうこれだけもうかっているわけです。そん

な中で、今、中央病院にはかなりの国からの金も来ているわけ、市を通して。病院がもうかれれば、市ももうかった分もらってもいいと思うんです。そしてそれを国保税に充てれば、やはり地域に中央病院があつてよかったと言われる面も出てくるんじゃないんですか、今回のように国保税上げないで。ですから中央病院もうかつていれば、これは公営企業法にちゃんとあるわけですよ。その辺どうなんですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今度の質問も幾つもあったので、また漏れるかもしれませんが、ご理解いただきたいと思います。

事業管理者との、病院長との関係でありますけれども、これまで長い間にわたって事業管理者、一部組合のときには何年か事業管理者が違ったというような話も聞いておりますけれども、このところずっと事業管理者と病院長が一緒でありますし、統計的に見て、県下でも61%、事業管理者と病院長が一緒だというようなことの中で、旭中央病院はそうした経営の中で今ずっと黒字を続けているわけでありまして、再整備のこともあります。そういった中で当分の間は、事業管理者、病院長兼務でもいいのではないのかなと、そんなふうに私自身考えているところでありますので、よろしくお願いします。

病院がもうかつていれば国保税に還元してもというような話でありましたけれども、これらについては今、再整備がまだ最終的な局面を迎えておりませんので、そういった部分で、今早速そういった部分では難しいのかもしれませんが、これも事業管理者とひざを交えながら話し合いをしていきたい。中央病院のほうもきのうの大塚議員ではありませんけれども、共済金などはもう本当にいっぱい出していると。そんなようなこともありますので、いろいろな部分で協議をしていかなければならない部分があろうかなと、そんなように思いますので、これからそういった部分で事業管理者との協議をしていきたいと、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 先ほど病院長は、やはり病院経営が変わってきた中で、内部の職員では若干無理だと。そういう中でよそから有能な人材を連れてきているということでございますが、病院経営が変わってきた中で、今までは管理者と病院長が一緒であった、それはいいでしょう。先ほどの病院長の答弁のような話であれば、やはり時代が変わった中で、院長は院長、管理者は管理者、これにすべきじゃないかと思うんですが、市長はどう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほども答弁しましたように、当分の間は事業管理者と病院長、これだけのすばらしい経営をしているわけでありますので、このままでいきたいと、そんなように思っております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 病院長は多忙なんですよ、管理者を兼ねたら。だから議会にも出られないんでしょうよ。どう思います、その辺。そんな中でやはり事業管理者、二つ持ってたでは過重だから、少しは仕事を減らして、それでどっちかいずれかで頑張ってもらう、これがやはり開設者としてのここで考え一つじゃないかと思うんですが、市長どう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今も言いましたように、今のところそういう考えはありませんので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 5分

再開 午後 3時20分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○議長（林 一哉） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（4番 太田將範 登壇）

○4番（太田將範） 4番、日本共産党、太田將範でございます。

ただいまから一般質問を行います。

1番目として、旧海上町における産業廃棄物処分場問題について質問いたします。この問

題については、いわゆるエコテック問題ということでありまして、許認可権は全部県にありますので、多少口を滑らせてまずいことを言っても責任は追及されませんので、軽やかに発言してください。

昨年9月9日に、最高裁は、住民側のエコテック社を相手にした建設と操業差し止めを求めた民事行政訴訟で、住民側の上告と設置許可取り消しを求めた千葉県側の上告を同時に棄却しました。大変分かりにくい内容ですので、先ほどのシンフォニックの問題もありますけれども、設置の許可と操業なんかの許可ということが、この辺の難しい問題は後で環境課長のほうからちょっとご回答をお願いいたしまして、代えさせていただきます。

事実上、産廃処分場の建設というのができなくなったわけですが、13年間住民運動で頑張ってきた皆さん方に心から敬意を表するものでございます。しかしながら千葉県は、新法に基づく新たな産業廃棄物処分場の設置の許可が申請されれば審査に応じると言っており、火種が残っております。

そこで、裁判の経過とか先ほどの許認可の問題、こういった経過を環境課長より説明を求めます。また、この新法で何が変わったのかというようなことについても説明をお願いしたいと思います。また、昨年9月25日の住民集会に寄せられました明智市長よりのメッセージも併せて紹介してください。

次に、旭市公立保育所再編構想について。

私は地元の池の端保育所の入所式とか卒園式に、2年続けて招待をいただきまして参加いたしました。そのたびごとに大変大きな感動をいただいております。入所するときにはお母さんにすがって心細そうな子どもさんの姿がありましたが、小学校入学時までにはすっかり生活習慣が身についており、仲間同士や先生方とのコミュニケーション能力も発達して、元気に自己表現ができておりました。大変すばらしい姿でございます。ここは単に子どもさんを預かるという託児所じゃなくて、保育の現場だと、子どもさんの成長を見守る、助けるという、こういう保育の場所だということが実感されました。

また、建物や駐車場、グラウンドなどの環境、これも子育てのためのために作られてある施設だという、そういうことでは大変よくできているなというふうに感じております。

旧旭市では、保育というのは行政が責任を持って運営するというで行われてまいりました。この保育の質というのは、私、素人ですが、私が見ても大変感動的なものであって、レベルの高いものではないかというふうに考えております。

今、就学以前では、零歳児から保育所、3歳児から幼稚園、最近よく分からないんですが、

認定保育園というのができたそうです。こういった分からないことにつきまして、三つの制度が混在しているというのが今、就学前の状況です。また、そして今年3月には、公立保育所再編構想が発表されまして、よく分からないんですけれども、これらについて分かりやすく説明を求めるものであります。

次に、3番目、就学援助の拡充について。

旭市における就学援助制度は、支給要綱に定められております。これに基づき、経済的に困窮な家庭の範囲を決め、申請に基づき給付を行うことになっております。

そこで、旭市の就学援助費を支給する対象世帯の範囲、同じく支給対象経費の範囲、支給するまでの事務手続きや申請を促す周知方法、直近におきます就学援助の受給対象者の児童・生徒数の中で占める割合について、何%ぐらいあるのかということと、実数をご回答願います。

次に、所得税、市民税の災害における減免について質問いたします。

東日本大震災により被災を受けられた皆さんへの所得税、市民税の軽減、免除について質問します。法人や事業用財産の被災につきましては、税理士さん等専門家の助言があると思われまので、個人の所得税、市民税について行います。

災害により被害を受けた個人資産を有する納税者への税金の減額や免除については、所得税法上の雑損控除、災害減免法に定める減免の二つがあります。住民税につきましても、6月の旭市議会の議決により、同様に適用されることになっております。そして、平成22年分の所得申告により適用されますので、確定申告を今年3月までに申告した納税者の方につきましては、更正の請求という手続き、確定申告の不必要なサラリーマンなどの納税者の方につきましては、確定申告をすれば税金が返ってくる、こういうことになっております。22年分の所得申告ということですので、現在すぐにでも申告できるわけです。すぐに還付になるという、こういうことになっております。

もう一つには、災害救助を受けるための財産というのは、住宅、要するにお住まいだけだったんですけれども、この手続きでは財産の範囲が家財道具や、テレビだとか家具だとか、そういうもの、それから乗用車などにも適用されますので、住宅以外の罹災証明が必要になります。この二つの減免制度の紹介と、住宅以外の罹災証明の発行に至る手続きを、実務上の流れをご回答していただきたいと思います。

最後に、「地産・地消」型のエネルギー政策の導入について。

福島第一原発の事故によって、旭市においても野菜から放射能が検出され、風評被害を含

め多大な損害を地域社会に与えております。しかしながら、事故後6か月が経過し、エネルギーを原子力発電に頼ってはいけないという意味が国民の間に広がってきております。原子力安全神話が崩れた今、電力などエネルギーに対する価値観が変わりつつあります。原発の重しが取れ、原発に代わる太陽光や風力・波の力・バイオマス・小型水力・地熱など、自然エネルギー利用の技術や実践例の情報が一気に飛び出してきております。その地方で消費するエネルギーは、食料と同じく、その地方で自給できる「地産・地消」が可能であり、多くの地方自治体などが取り組んでいる、こういうことがあちこちで報道されるようになりました。

旭市においても、各課が省エネや環境対策、農林水産、都市計画等で情報をかなり持っていると思います。また、知識も持っていると思います。こうした情報を持っている課が知識や分析力で、新たにこういった情報が出てきたものについて精査し、交流して、旭市としてのエネルギー産業の将来を設計していかなければならない時代になってきているのではないかと、それも早急に行わなければいけない、こういうふうに思います。各課の有するいろいろな現在やっていることについてご説明をいただくと同時に、今後、各課を横断する形でのプロジェクトチーム等を組み立てる必要があるのではないかと思います。

次の質問につきましては、自席で行わせていただきます。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうから、旧海上町における産業廃棄物処分場に関する問題についてということで、メッセージを読み上げていただきたいということでもありますけれども、メッセージを読み上げるということは、何かこう簡単過ぎて申し訳なく思っておりますので、市長の考え方を回答させていただきたいと思います。

旧海上町における産業廃棄物処分場に関する問題、これは先ほどお話がありましたように、株式会社エコテックが旭市（旧海上町）、銚子市、東庄町の2市1町にまたがる区域に産業廃棄物処分場を設置しようとしていた問題であります。これについては旧海上町において、平成10年8月に住民の意思を問うため、最終処分場設置についての住民投票を実施いたしました。その結果は、有効投票数の97.58%が設置についての反対票でありました。この結果については大変重く受け止めておるところであります。

私たちにとって、きれいな空気、澄んだ水、生き生きとした緑は必要不可欠であり、これらの環境資源は貴重な財産でもあります。一度破壊された自然を再び回復させることは極めて困難なことであり、そのためにも、自然破壊の未然防止対策を推進しなければなりません。また、私たちは後世に生きる子孫のために、美しい自然、豊かな郷土を伝えていく重大な責任があります。今後も旧海上町の住民投票の結果や地元の意向を踏まえ、環境の保全に努めてまいりたいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私からはただいまのエコテックの関係の経過、それと5番目のエネルギーの関連についてお答え申し上げます。

株式会社エコテックが旭市、旧海上町でございますけれども、銚子市、東庄町の2市1町にまたがる区域に産業廃棄物処分場を設置しようとしていた問題についてでございますけれども、昭和63年4月に千葉県に事前協議が提出され、平成10年5月に事前協議が終了、同年6月8日に設置許可申請を知事へ提出、受理されました。その後、県は審査の結果、平成11年4月27日に一たん不許可処分といたしましたが、その翌日、株式会社エコテックから厚生省に行政不服審査請求が提出され、平成12年3月30日、厚生省がこの行政不服審査請求を認め、県の不許可処分を取り消すとの裁決をいたしました。千葉県はその後、平成13年3月1日に、最終処分場の設置許可を出しております。

この県の許可に対し、地元住民の皆さんが最終処分場設置許可処分の取り消しを求める行政訴訟を起こしました。この最終処分場設置許可処分の取り消しを求める行政訴訟でございますけれども、千葉地裁、東京高裁の住民側勝訴の判決を受けて千葉県が上告をしておりますが、平成22年9月9日、最高裁において上告を不受理とする決定がなされ、これにより東京高裁の判決が確定し、株式会社エコテックに出されていた産業廃棄物処理施設の設置許可は取り消されました。

また、東京高裁の判決では、「千葉県は環境影響評価や住民からの意見聴取などを行っておらず、許可手続きに重大な欠点があった」と指摘しております。これは平成9年の廃棄物処理法の一部改正で、廃棄物処理施設の設置に関する事項として、一つとして、周辺地域の生活環境影響調査の提出、二つ目に、申請書の告示・縦覧、三つ目に、関係市町村長への通知、意見聴取、四つ目として、専門的知識を有する者への意見聴取、五つ目として、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮をすることが新設されており、このことを踏まえての判決

だと理解しております。

今後も、地元の意向を踏まえ、県と連絡をとりながら、現状の把握に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから公立保育所再編構想ということで、どういう考えでということでご質問でしたので、お答えしたいと思います。

公立保育所再編構想というのは、行政改革アクションプラン（第2次）に、保育所の改築に併せて統廃合を進めるよということの目標を掲げておりますけれども、そのことについて、では具体的にどういうふうな方向で進めていくかということのための構想として策定したものです。

構想の中には、公立保育所の再編の基本的な考え方、それから民営化の方針ということに記載しております。ただ、その根底には、私立の保育園あるいは私立の幼稚園が、現在のまま今後も存続していった場合ということを前提として、公立保育所の再編構想というのを考えております。

では、具体的にどういうことが書かれているかといいますと、まず今、もうご存じかと思いますが、子ども・子育て新システムというのを国が準備しておりまして、いずれは幼保一体化で幼稚園も保育所もすべてが同じサービスを提供できるという時代が、もう平成25年には来るといふふうにされております。そういったことを考えまして、市のほうとしても、国のそういった動向を考えながら、見ながらしていくよということを定めております。

それから、一つ、3月に埴保育所を廃止させていただきましたが、同じように一つの保育所において入所児童がかなり減少したときには、統廃合を進めていこうということを記載しております。

それから、入所児童の見込み、今見込んでおる人数からいきますと、現在15か所ある公立保育所は統廃合を進めながら、当面10か所程度にしていくのが望ましいというふうに記載しております。

実際、今、飯岡地域の三川保育所、それから飯岡中央は統合保育所にしようということで、検討委員会を立ち上げたところでございました。そのことについては政務報告の中でも申し上げてございます。

それから、民営化にあたっては、子ども・子育て新システム、その動向がどうなるかとい

うことの流れを見ながら検討していきたいと、そんなふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、就学支援制度についてお答え申し上げます。

最初にこの範囲といいますか、対象のほうでございますけれども、要綱にも記入されておりますけれども、要保護者については生活保護法で認定されている要保護者、それからあと、準要保護につきましては、生活保護が停止または廃止になった世帯、あるいは市民税が非課税または減免の世帯、事業税・固定資産税が減免の世帯、国民年金・国民健康保険料が減免の世帯、国等から手当を受給している世帯、その他特別の理由による世帯ということで、そういった形で、そういった方々を対象にしております。

支給の対象の経費でございますけれども、これは学用品費とかあるいは通学用品費、あるいは新入学の児童・生徒の学用品費、校外活動費、修学旅行の費用、医療費、学校給食費、こういったものになっております。

周知につきましては、子育てガイドとかあるいは市のホームページ、そういった形で各家庭のほうへ通知をしております。

それから、あと、実数のほうでございますけれども、現在小学校児童につきましては、3,661名のうち実数で138名、割合でいいますと3.76%、中学校につきましては1,912名のうちの実数109名、支給率で5.7%という形でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、税務課のほうから、所得税法及び旭市税条例に基づく雑損控除及び災害減免法による税金の軽減、免除についてということで、制度の紹介と罹災証明関係の手続きということでご回答いたします。

3月11日の震災によりまして、住宅や家財などに被害を受けた方については、所得税においては雑損控除、災害減免法による減免のいずれかを選択して受けることができます。

雑損控除の計算方法なんですけれども、こちらにつきましては損害金額を把握しまして、そこから保険金等で補てんされる金額を差し引きまして、なおかつ所得金額の10分の1を引いたもの、それともう一方、災害関連支出、災害により滅失した住宅等を除去する費用から5万円を引いた、どちらか多いほうの金額によって雑損控除を受けるということであります。

雑損控除を選んだ場合には、その年の所得金額から控除し切れない控除額は、翌年度以降

5年間に繰り越して各年の所得金額から控除することができます。

また、災害減免法による減免を選択した場合なのですが、そちらを選択する場合には、損害額が住宅や家財の価格の2分の1以上で、かつ当該年度の所得金額が1,000万円以下の方ということで限定がございます。その中で減免を選んだ場合の減免の額なのですが、その年の所得金額が500万円以下でありましたら全額免除、500万円から超えて750万円以下ですと2分の1の軽減がございます。それから、750万円を超えて1,000万円以下の方では4分の1の軽減ということでありまして、こちらの減免を選んだ場合にはその翌年度以降は減免は受けられませんということであります。

国税の関係はそういう形なのですが、市民税の関係につきましても、同じように雑損控除、それから市民税の場合には、なおかつ減免の両方を受けられることになっております。

また、罹災証明の関係なんですけれども、こちらにつきましては、現在税務課のほうで罹災証明を申請に来ていただいた場合には、罹災証明の場所、それから罹災物件、申請者の住所・氏名、またその場で写真等を提供していただければ、その場で判断ができますが、その添付がございませんと、調査に出かけまして、その後に罹災証明書を発行するという手続きを行っております。

また、実際に控除を受ける場合に添付する書類、どういうものが必要かといいますと、被害を受けた資産の取得時期、それから取得価格、それから、例えば資産を取り壊した場合には取り壊しをしました費用、それから、今言いました罹災証明書、そういうのを添付書類として税務署なりに提出するような形で申請をお願いするようになります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、私のほうから車の罹災証明のお話をしたいと思います。

軽四の場合には、まず市の税務課で罹災証明書を発行しますけれども、普通自動車については県税でありますけれども、被災された方への支援として、市において普通自動車の罹災証明書の発行をしております。

車の発行につきましては、申請書の提出に併せまして、添付書類として車検証など、申請車両の所有者が確認できるものと、それから被災が確認できる写真等を添付していただいております。このものが津波で流されたりして何もない場合におきましては、県税事務所との確認をしまして、所有者確認をした中で発行するというふうに考えております。

また、申請書の住所と被災場所が同じ場合は、市で記録しております被災者台帳、被災場

所が浸水区域が確認できますので、それで実施しますけれども、所有者の住所と車両の被災場所が違う場合、被災地が勤務先の場合等につきましては、被災場所が浸水区域か確認した上で、勤務先もしくは廃車を依頼した業者の証明を添付していただくことになります。すべて確認が終了後、証明書の発行ということになります。

以上です。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） すみません、先ほど答弁漏れがございまして、例のエネルギーの関係でございしますけれども、原発事故によって国ではエネルギー政策の見直しについて検討されておるところでございします。需給サイドでは節電や新たなエネルギー利用、供給サイドは原子力に代わる発電として環境負荷の低い液化天然ガス等を利用した火力発電や太陽光、風力、波、潮力など、クリーンエネルギーへのシフトなどが求められております。

現在、取り組みについては地球温暖化の防止等、地球環境の保全を目的として、自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、住宅用太陽光発電システム設置助成事業に取り組んでおります。

なお、エネルギー政策等については、国・県の動向を見きわめながら、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございします。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の質問の中に、環境課長のほうからありました「地産・地消」型エネルギー、この中でバイオマスということをご質問いただきました。これにつきましてお答えさせていただきます。

ご承知のように、バイオマスにつきましては、幾つか分類がございします。一つは、トウモロコシ等に代表されます資源作物によるバイオマス、あるいは間伐材などによります未利用のバイオマス、もう一つは、生ごみなどを利用します廃棄物系のバイオマス、こういうものに分類されるものでございします。農水産課からは、この廃棄物系のバイオマス、この取り組みにつきましてご紹介させていただきたいと思ひます。

現在旭市では、平成18年にバイオマスタウン構想、これを関係課に協力いただきまして作ってございします。この中で、具体的には廃棄物のバイオマスの有効利用というようなことで、畜産から出ます家畜のふんあるいは尿、こういうものを原料としまして有機堆肥を作り、これを耕種農家に提供しながら、耕種農家から稲わら等の提供を受けまして家畜のえさにする、

そういう循環農業の確立、こういうものがあります。さらには、食品残渣を代表とする廃棄されます資源を利用した家畜飼料の製造、そういうものも実施しておるところでございます。

あと試験的ではございますけれども、今、一部畜産農家におきまして、堆肥製造燃料プロジェクトの取り組み、これはどういうことかということですが、試験的に家畜堆肥、これを燃やしましてエネルギーにすると。このエネルギーを農場の熱として使う、そういう取り組みをしている農業者もいます。これは県の指導によって現在試験的に実施している。そういうようなことで取り組んでおるところでございます。

ただ、いろいろバイオマスの利用につきましては、議員ご承知のように、穀物からバイオエタノールを作って穀物が上がったとか、いろんな問題等もございます。あるいは設置する費用の問題、そういうこともいろいろ問題もあるということでお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 再質問させていただきます。

1番目のエコテックの問題ですけれども、先ほどありましたように、新しく申請が出てくれば千葉県は受け付けると言っております。一番旭市として何が必要かといいますか、関与できるかといいますと、住民の方々は13年前の住民投票の結果でも明らかでありますし、最高裁あてに集めた反対署名が8万2,000筆近くに上っております。ですから、住民の方々の反対の意思というのは、これはもう間違いないということになるかと思います。

先ほど市長にメッセージ等と考え方を少し述べていただきましたけれども、今後、許可庁のほうから、地元旭市の市長の考え方、どういう考え方をするのかという、賛成か反対を含めまして、その辺の要請が出てこようかと思います。そういうときに市長としてどういうご回答をなさるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、そういったお話がありましたけれども、現実、また新しく許可申請を出すというような、県へ要望ですか許可ですか、申請が出るということは、まだはっきり分かっていないわけでありますので、そのときまでにもう少し勉強させていただきます。原則的には地域の住民、先ほども申しましたように、住民投票98%に近いものがあるわけでありますので、市としてもそういった方向で、住民の意思に沿った考え方で応援していきたい

と、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） ありがとうございます。ぜひ反対の態度でお願いして、次のところに移ります。

次の公立保育所の再編構想についてということで、私、先ほど申しましたけれども、再編構想の中に旭市の公的保育の質の部分での評価がほとんどないんじゃないかなということなんです。やはりその辺を考え方の基本に据えるということが大切なことではないかと思うんです。

ですから、どういうことかといいますと、旭市の公的保育というのは非常に高いレベルにあるから、満足度も高いですから、まずよくやっているなと自己肯定論的な考え方から再編構想をまとめていくというところが必要ではないかという、そういうふうに考えます。その点でどうでしょうかということです。

それから、全体の流れが、少子化の中で児童数が減少していきます。定員に対する入所率の低下が生じることによって、効率化のため統廃合によって集約すると、幼保一元化を含めて民営化という図式になっていると思います。

統廃合により10か所程度に統合するとありますけれども、これでは小学校区のエリアよりも広域化しているということになるかと思います。原則として保育所というのは、ご父兄の方だとかおじいちゃん、おばあちゃんが保育所の入り口まで連れてきて預けると。造りもそうになっていますよね。ですから、道路に面して、市道に面しているところに駐車場があって、その奥に入り口があるということで、勝手に子どもさんが飛び出せないような構造になっていますし、大変よくできていると思います。そういうことになっていると思います。ですから、これをわざわざ統廃合によってエリアを広くするということはないのではないかと、これが一つございます。エリアを広くするということによって、ご父兄の皆さん方の負担が増えるのではないかと、これはちょっと心配されることです。

幼保一体化といいますけれども、旧旭市内におきましては、幼稚園の数が不足しているのではないかと。公的保育が充実していれば、あえて一体化しなくても、保育所だけで十分じゃないのかというふうに考えられるんですが、この点いかがでしょう。

あと、民間の活力の活用といいますけれども、この地域に幼保一体化の施設を運用できる元気な民間の事業者があるのかということなんですけれども、極めて限られた数しかないのではないかと思います。また、逆に言いますと、あえて定員割れをしている地域に民間のも

うけ本位の事業者が参入するということがあり得るのかどうかと、私はあまり期待できないと思います。

ですから、この四・五点についてのご回答をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、まず第1点目の公立保育所の質の評価ということで、旭市の公立保育所は高いレベルの保育をしているという、大変担当課としてはうれしいお言葉をいただきまして、私もそのとおりだと思っています。

それはそれでありますけれども、その今、国がまさしく進めようとしているのは幼保一体化でありまして、そうなったときには保育所だけではなくて、当然市内にある私立の幼稚園さんも私立の保育所も、すべて同じ流れで物を進めるということになってきますから、それは確かに公立は公立としてあるべき姿、例えば民間が手を出しづらいところ、はっきり申し上げますと、保育所に若干の障害を持ったお子さんが本当に1保育所に10名とはいきませんが、全体で四・五十名の若干の障害のあるお子さんが入っていっちゃいます。そういった部分については、やはり公立保育所がきちんと手当てをしていくべきなのかな。ただ、それにしても、公立保育所で見られる限度というのはありますから、公立保育所、私立の保育所、いずれにしても保育所でそういった子どもを見られる限度というのはありますけれども、公立保育所は私立のなかなか手を出しづらいといった部分については、今後も当然やっていくことになると思っています。

それから、小学校区単位で保育所があって、統廃合することによって数が減ってしまうというご心配も確かにおっしゃるとおりの部分はありますけれど、今、小学校区単位といっていながら、やはり送迎される、例えばおじいちゃん、おばあちゃんが送迎するといっても、車での送迎がもう100%です。本当に歩いて数十メートル範囲に保育所があれば、これは歩いて送迎することも考えられますけれども、今保育所の送迎は、本当におじいちゃん、おばあちゃんが送迎する場合であっても、お父さん、お母さんであっても、車での送迎がほとんどもう100%に近い状態になっていますので、例えば隣の保育所へ行くことによって距離が若干、数百メートル延びたとしても、さほどの大きな影響はないんじゃないかなというふうには思っています。

それから、幼保一体化の問題ですけれど、幼保一体化になることによって、旧旭市内の幼稚園が不足しているというふうに今お話がありました。確かにほかの地区から比べれば人口

構成からしても、旭市は旭幼稚園さんとこひつじさんと2か所の幼稚園があります。その2か所だけです。だから、ほかの旧海上地区とか旧飯岡地区の私立が頑張っているところから比較すれば、確かに数的には少ない、そういったことがあって、公立保育所が当然増えてきて旭市はやってきたんだろうと思っておりますけれども、ただ、それにしても幼稚園も保育所もすべて同じサービスを提供できるということになったときには、その幼稚園の数が二つ、三つと、旧旭市内が二つであっても、車で送迎することによって、例えば飯岡地区の幼稚園に行くのか、海上の幼稚園に行くのかということも考えられなくはないと思います。ですから、旧旭地区ということにあまりこだわりを持ってしまうやり方はいかがかなということで、旭全体を一つとしてとらえたときに、全体でやっていきますと、今、私立がそのまま存続していくとなったときには、今、正直、公立の保育所が14か所、私立の保育所が5か所、そして私立の幼稚園が4か所、トータルで23か所できることになりますので、その23か所がすべて同じようなサービスを提供していくことになれば、それはもう保護者の方は行きやすいところを選択していくということになってきますから、今度の子育て新システムというのはまさしく保護者が自分の行きたい保育所を選べるという制度になりますので、地域性ということとはあまりこだわらず、例えばそれが10キロ、20キロということになったら問題ですけども、旭市内のほんの数百メートル、数キロの範囲であれば、それは可能なかなというふうに思っています。

それから民間活力、今現在、確かに今の時点ですと、民間の保育所が運営していることによって国の補助金2分の1、県が4分の1とかというようにお金が流れてきますから、公立がやると全くゼロ。ですから民間がやったほうがいいよという話、それは小泉構造改革で、当然民間でできることは民間でということで、そういう流れに世の中なっておりますので、民間の事業者さんがこれからどう動いてくるか分かりませんが、今現在、干潟保育所は指定管理ということで、鈴木学園さんにやっていただいています。鈴木学園さんがやっていることによってというか、旧干潟保育所の入所率もそんなに悪くはなかったと思いますが、非常に人気があって、干潟保育所は入りたくても入れないという方が大変多いです。今現在、旭市の私立の保育所でも、公立の保育所よりも正直申し上げて私立の保育所のほうがずっと入所率が高くて、保護者の方からは人気があるということもありますので、これからどうなるか、事業者さんがどれだけ参入できるか分かりませんが、そういった門戸は開いて民間が入りやすいようにしたほうがいいのではないかとこのように思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 先ほど財政の問題が出ましたが、全然財政措置されていないというわけではなくて、一般財源化していると。地方交付税の中に算入されておりますので、要するに自治体として子育てに対してどれだけの支援をするかという責任問題だということの範囲になってくるわけです。それは議会を含めまして、行政全体の選択肢の中に含まれているわけですから、一概に予算がなくなっているというわけではないわけです。ですから、その辺につきましては、やはり慎重な議論を議会、執行部、行う必要があるのではないかと思います。

それから、この再編論議の就学前の児童に対する保育や教育につきまして、民主党の子育て支援についてのこども園についての議論というのは、これから、まだ政府のほうでもまとめ切れていないということになっておりまして、これをどんどんどういうふうになっていくかということがこれから大きな問題になろうかと思います。私も保育の問題についてはほとんど素人ですので、これからも学習しながら、この問題について、特に大切な問題ですから、市全体として考えるような議論をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、3番目の就学援助の拡充についてということで再質問させていただきます。

先ほど旭市の場合の受給者の比率が、小学校で3.7%、中学校で5.7%という割合ですね。先般、千葉日報に、昨年10月3日ですか、掲載された文部科学省の発表した数値がございす。'09年度ですけれども、公立学校の児童・生徒数に占める就学援助対象者の割合は全国平均で15%、府県では一番高いのは大阪府で27%です。東京都が23%。それに対して千葉県は7%です。先ほどの旭市の数値と、大体平均しますと、5%前後になるんでしょうか。そうですね、大体そんな数字。千葉県の数字よりも低いという形になろうかと思います。

私の友人からいただいた板橋区の資料によりますと、この比率は小学校で35.9%、中学校で40.3%、これは平成17年度の資料になっておりますけれども、東京都の下町ではほとんどの自治体が30%を超えているようです。千葉県は子ども医療に対する無料化などの児童・生徒の支援というものは進んできましたけれども、就学援助につきましてはほとんど後進県だというふうに思われます。この数字から見れば一目瞭然、大体7分の1から8分の1、進んでいるところから見ますと、こういう数値でございす。

ですから、この全児童に占める受給者の割合を取りあえず全国的に15%ぐらいまで高めるという数値目標を定めてやってもらえないだろうかということがまず第1点です。これは緊急にやってもらいたい。

それから、準要保護者の範囲を生活保護基準の120%ぐらいに引き上げてもらいたい。そのことによって対象者の範囲を拡大してほしい。

それから、資料としてお渡ししました板橋区のように毎年全学年を対象とした周知を行い、父母や学校関係者に申請を促す努力をこれからしていただきたい。支給要綱の第6条に民生委員の意見を求めるということが書いてありますけれども、法令により、この文面が削除されております。ですから、このことは行わないでください。

それから、保育料の算定では行われていると思うんですけれども、仮認定というんですか、確定するのは6月末になると思うんですけれども、その前に税務関係の資料を集めまして、4月から保育料の金額を仮決定してやっているわけです。ですから、保育の現場ではそれができておりますので、就学援助の関係でも4月1日から仮認定で行えるような形で取り組んでももらいたい。4月より援助費の支給をお願いしたい。

以上の点についてお答えをお願いします。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、支給範囲の拡大ということでございますけれども、まず地域的なものもいろいろあろうかと思います。現状を申し上げますと、本市におきましては、いわゆる学校現場で先生方、よく子どもたちを見ていただいておりますし、また家庭訪問等もしております、そうした中で家庭の状況というものを各学校がかなり詳細につかんでいるという状況がございます。

もちろん、周知する部分につきましては、ホームページとか、先ほど申し上げましたようにさまざまな形で周知しておるという現状がございますけれども、いわゆる現状に合ったという形で、教育委員会としては進めていけたらなというふうに考えております。

それから、あと、仮認定制度がございますけれども、本市におきましては、それほど数は多くありませんので、いわゆる一般的には各学校で集金等を行いますのは、4月中には行いません。大体5月に入ってからさまざまな集金を行っていきますので、4月当初からすぐにいわゆる事前にそういった仮認定制度をしなくても、実際やっていけるという現状がほとんどなことでございますので、今のところ大きな問題はないのかなと考えております。

いずれにいたしましても、いわゆる子どもたちの現状、家庭の状況に合ったそういった制度といいますか、していきたいと思っておりますので、よく家庭の状況を見て、いわゆる学校と教育委員会として取り組んでいくと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 市長にお尋ね申し上げます。

東京都で30%、板橋辺りですと40%を超えているということと、旭市が5%という数字です。これはちょっとまずいのではないかと。そんなに若い方々の収入というのの誤差は、東京とこちらではないんじゃないかと。逆に言いますと、向こうは住居費等が非常に高いですから、こちらのほうがきちんと大変なのに申請がされていないんじゃないかと。とにかく知らされていない。これが大切なことだと思うんです。ですから、とにかく数値目標として全国平均の15%ぐらい並みに引き上げるという努力をしていただけないでしょうか。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、学校教育課長からお話がありましたように、その必要性というような部分で、各学校で結構詳細にわたって掌握をしているというような話も聞いております。そしてまた、太田議員の目標であります15%、全国平均だということでもありますけれども、千葉県の平均は7%ということでもあります。そういった総合的にいろんなことを考えて、旭市は結構裕福なのかなと、そんなようなことも思うわけでもありますけれども、そういうような実情をよく把握をしながら、各学校、そういったものを周知徹底を今まで以上に図ってきたいと、そんなように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） ご回答ではございますけれども、とにかく周知されていないということがまず第一の問題だと思います。やはりこれは政治姿勢の問題だと私は思うんです。

ですから、先般一般質問でもございましたけれども、給食費が滞納があるという事例がございました。実際問題として、例えばこういう就学援助を使えば、給食費というのが助成されるわけです。ですから、そういったことをすべてやり切った上で給食費が滞納があるのかということだろうと思うんです。ですから、その辺につきましては十分足りないものがあるんじゃないか、努力しなければならない面があるんじゃないかというふうに思います。この辺について市長、いかが考えているかどうか。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（多田哲雄） ただいまの就学援助の関係でございますけれども、学期初め、入学式

が終わってからとか、あるいは1学期が始まる時とか、そういうときに、今、市としては、教育委員会としてはこういうふうに援助していますよというようなお知らせを出して、知らせているところがございます。

また、先ほど学校教育課長のほうからありましたように、東京都とは違いまして、こちらは学校として、子どもの数も少ないです、より子どもたちの実態といいますか、そういうのが分かっているところがありますので、そういういろいろな家計の状態、そういうのを見まして、家庭に周知をしたり、そういうようにしているところでもありますので、また今、太田議員が言われましたように、これからまた周知については、さらに教育委員会の中で検討していければと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（林 一哉） 太田将範議員。

○4番（太田将範） ありがとうございます。時間もありませんので、次のほうに進めさせていただきます。

所得税と市民税の災害による減免についてでございますけれども、準備状況、はっきり申しまして、22年分の所得ということになりますので、もう現在でも受け付けが始められるわけですね。ですから、これにつきましてはどのような準備をしているのか、ちょっとお聞きしたいということと、あと国税と税務の関係の方々と、どういった協力関係を持ってこの問題に取り組んでいくのかと。実務量にするとかなり大きな数字になると思うんです。ですから、これについて準備状況についてどうなっているのかというようなことについて、ちょっとご回答をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、準備状況ということでございますけれども、こちらにつきましては、税務署のほうで中心になっていただいてPR進めております。その中で、5月25日、6月24日、被災者を対象としました国税の説明会を開催しております。プラス、各地区、旭地区なんですけれども、各地区に青色申告会等がございます。そういう総会の場面で国税のほうの減免関係について説明をしていただいております。

今後も税務署のほうでは、当然周知を図るためにあらゆる場面におきまして、市といろいろ相談をしまして周知を図っていきたいという連携をとっております。そのほかホームページ、それから広報紙等、文書各戸配布ですか、そのような形もとっておりますので、この辺

につきましてはまだ件数的には確かに少ないということでありますけれども、期間的にまだ余裕といいますか、期間ありますので、周知を図りまして、軽減を受けられるということでありますので、数を増やしていければなと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 太田将範議員。

○4番（太田将範） ありがとうございます。

私も先般、銚子税務署にまいりまして、総務課長とお会いいたしまして、そのことは、特に市のほうは国税のほうの支援を非常に要請しているということは伝えてまいりましたので、なるべく多くの被災された市民の皆さん方の助成について市も協力していただきたいと思えます。

では、次の問題に移ります。

「地産・地消」型のエネルギー政策の導入ということで、市長にちょっと提案といいますか、お願いといいますか。

現在、先ほどご報告がありましたけれども、農水産課だとかあちこちで、さまざまな新しいエネルギーについての情報というのを収集しているかと思うんです。これの精査をする能力も私はあると思うんです。早急に事業化できるものがあるかもしれません。

一つには、いずれ「地産・地消」型の地方分散型のエネルギー政策というのはこれからとられていきまして、原発のように集中立地するという形でのエネルギー政策というのは、これからなくなってくるだろうというふうに思われます。ですから、これについては地方自治体がやはり相当大きな力を発揮できる領域ではないかと。現実的に東北だとか四国だとか、相当の程度の自治体で、自分のところで使う電力はすべて賄って、売電までしているというところまで出てきております。ですから、関係する課で、働ける方々を少し集めましてプロジェクトチームみたいなものを作って、旭市でどんなものができるのか検討していただくような形ができないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今のところ、そういった大変大きなプロジェクトでありますけれども、考えていなかったわけでありまして、関係課長、いろいろな関係機関と精査しまして、取り組めるような方向で頑張っていきたいと、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 太田将範議員。

○4 番（太田將範） ありがとうございます。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は28日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時19分

平成23年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成23年9月28日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長請願報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 常任委員長陳情報告
- 第 8 質疑、討論、採決
- 第 9 事務報告
- 第10 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長請願報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 日程第 7 常任委員長陳情報告
- 日程第 8 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 日程第 9 事務報告
- 日程第10 閉 会

出席議員（２２名）

１番	大塚祐司	２番	飯嶋正利
３番	宮澤芳雄	４番	太田將範
５番	伊藤保	６番	島田和雄
７番	平野忠作	８番	伊藤房代
９番	林七巳	１０番	向後悦世
１１番	景山岩三郎	１２番	滑川公英
１３番	嶋田哲純	１４番	柴田徹也
１５番	木内欽市	１６番	佐久間茂樹
１７番	日下昭治	１８番	林俊介
１９番	嶋田茂樹	２０番	高橋利彦
２１番	林正一郎	２２番	林一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	多田哲雄	秘書広報課長	伊藤浩
行政改革推進課長	林清明	総務課長	神原房雄
企画政策課長 兼被災者支援室長	米本壽一	財政課長	加瀬正彦
税務課長	佐藤一則	市民生活課長	斉藤馨
環境課長	浪川敏夫	保険年金課長	石毛健一
健康管理課長	高山重幸	社会福祉課長	渡辺輝明
子育て支援課長	林芳枝	高齢者福祉課長	石井繁
商工観光課長 兼国民宿舎支配人	横山秀喜	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	北村豪輔	都市整備課長	伊藤恒男
下水道課長	増田富雄	消防長	佐藤清和

水道課長	小長谷 博	病院事務部長	渡 辺 清 一
病院經理課長	鈴 木 清 武	庶 務 課 長	加 瀬 寿 一
学校教育課長	菅 谷 充 雅	生涯学習課長	高 野 晃 雄
体育振興課長	野 口 國 男	監 査 委 員 長	馬 淵 一 弘
農業委員会 事務局 局長	加 瀬 恭 史		

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事務局次長	向 後 嘉 弘
---------	---------	-------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（林 一哉） 議案第1号から議案第25号までの25議案及び請願第3号の請願1件並びに陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号の陳情3件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、決算審査特別委員長報告。

これより決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 向後悦世 登壇）

○決算審査特別委員長（向後悦世） おはようございます。

決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、平成22年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号、平成22年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第4号、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成22年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会

計決算の認定について、議案第8号、平成22年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第9号、平成22年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案第10号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定の10議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月15日及び16日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長、教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑6点について申し上げます。

1点目として、歳入・歳出に関する指標について、実質公債費比率が下がっている理由、市債の実質負担額が減っている理由はとの質疑では、標準財政規模が若干伸びてきている点と、交付税に算入される有利な起債を多く借り入れていることが要因と思われるとの答弁がありました。

2点目として、総務費の地域資源価値創造事業について、具体的にどのような事業を行ったのかとの質疑では、市民のための地域づくり講座、旭市を宣伝するためのビデオ制作やホームページの立ち上げ、人材育成のための先進地視察などを行い、旭市をPRするさまざまな取り組みを行ったとの答弁がありました。

3点目として、民生費の緊急通報体制等整備事業について、緊急通報システムの地区別利用者数はとの質疑では、旭地区133台、海上地区25台、飯岡地区30台、干潟地区10台の計198台を設置したとの答弁がありました。

4点目として、民生費の乳幼児紙おむつ給付事業について、給付状況と今後の支援策について、どのように考えているかとの質疑では、平成22年度は2歳未満の乳幼児、延べ1,588人に給付した。今後の支援策については、平成24年度までは紙おむつの支給を継続したいと考えており、平成25年度から始まる子育て新システムの中で、紙おむつ以外にどのようなサービスが提供できるか検討していきたいとの答弁がありました。

5点目として、消防費の消防施設整備事業について、耐震性貯水槽を設置しているが、東日本大震災による防火水槽の被害はあったかとの質疑では、約50か所の防火水槽が被害を受けており、修理が必要である。一方、耐震性貯水槽については被害はなく、耐震性貯水槽自体が有効なものであることが実証されたとの答弁がありました。

最後に、6点目として、教育費の学校いきいきプランについて、事業内容について詳しく説明していただきたいとの質疑では、芸術教室や版画教室、音楽鑑賞会など技術を要する方々の招聘、体力向上を目的としたインストラクターによるデモンストレーションなど、さ

まざまな活動を実施し、特色ある教育活動を展開することができており、各学校長からは非常に好評を得ているとの答弁がありました。

次に、議案第2号の主な質疑について申し上げます。

短期人間ドック給付状況について、給付件数が平成21年と比較して103件ふえているが、その要因はとの質疑では、平成20年度から国保の40歳から74歳までの方への個別通知、また健康カレンダーへの掲載等により、人間ドッグの助成制度の周知をした結果だと思われるとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑について申し上げます。

旭市の水道本管の耐震性がゼロということだが、配水場から旧銚子街道の間に今回の震災による漏水とかはなかったかとの質疑では、この区間を基幹管路といい、基幹管路の耐震性の調査では約700メートルあるが、準耐震化になっている。今回も全然異常はなかったとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

7対1看護を1年前倒しで取得したが、看護師を確保するためにどのような努力をしてきたのかとの質疑では、北海道や東北地方の11道県、63校の看護学校を回り、旭中央病院の教育研修制度がしっかりしていることをアピールしてきた。また、看護学生を対象とした合同説明会にも9回参加し、当院の採用官を派遣して、学生や教務主任と面談を行い、看護師確保に努めていると答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、10議案とも全員賛成で認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年9月28日、決算審査特別委員長、向後悦世。

○議長（林 一哉） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第1号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

続いて、議案第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

続いて、議案第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第3号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

議案第3号、平成22年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

続いて、議案第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第4号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

議案第4号、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

続いて、議案第5号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第5号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

議案第5号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

続いて、議案第6号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第6号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

議案第6号、平成22年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

続いて、議案第7号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第7号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

議案第7号、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

続いて、議案第8号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第8号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

議案第8号、平成22年度旭市水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

続いて、議案第9号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第9号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

議案第9号、平成22年度旭市病院事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

続いて、議案第10号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第10号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

議案第10号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第10号は認定することに決しました。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長(林 一哉) 日程第3、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 滑川公英 登壇)

○建設経済常任委員長(滑川公英) 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第11号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、平成23年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月21日午前10時より、議会委員会室において、議案説明等のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第11号の審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

仮設住宅管理人設置事業について、採用基準はどのようなになっているのか。また、採用人数は何人かとの質疑では、採用基準は今回の震災で被災され、失業している方を優先する。また、採用人数は4名を予定しており、飯岡の仮設住宅の集会所に2名、旭の仮設住宅の談話室に1名を駐在させ、輪番制で対応する予定であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり

り、2議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年9月28日、建設経済常任委員長、滑川公英。

○議長（林 一哉） 続いて、文教福祉常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇）

○文教福祉常任委員長（向後悦世） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第11号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第20号、工事請負契約の締結について、議案第21号、工事請負契約の締結について、議案第22号、工事請負契約の締結について、議案第25号、財産の取得についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月22日午前10時より、議会委員会室において、議案説明等のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第13号の質疑について申し上げます。

諸支出金の扶助費、食費・居住費等災害臨時特例支給金について、どのような形で支給されるのかとの質疑では、被保険者の自己負担分の費用について、ケアマネジャーが内容を整理して、介護サービス事業者が連合会へ請求し、連合会の審査を経て、市がその費用を支払う流れとなっているとの答弁がありました。

次に、議案第25号の質疑について申し上げます。

新しい厨房設備はいつごろ搬入されるのか。また、現在使用している厨房設備はどのようなになるのかとの質疑では、搬入は来年4月・5月ごろを予定している。また、古い厨房設備については、使えるものは第一給食センターで使用したいと考えており、無駄のないよう古い設備もできるだけ活用していくとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年9月28日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長（林 一哉） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 島田和雄 登壇)

○総務常任委員長（島田和雄） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第11号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、議案第16号、旭市災害復興基金条例の制定について、議案第17号、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、財産の取得について、議案第24号、財産の取得についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月26日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第11号の審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

災害復興基金について、今後どのくらいの額をどのくらいの期間、積み上げていくのかとの質疑では、期間については何年ということは考えていない。また、金額についても今回の補正額のみを基金としている。しかし、今後、義援金等が来ると思われるので、それらを加えていくことになるとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、8議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年9月28日、総務常任委員長、島田和雄。

○議長（林 一哉） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第11号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第11号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第12号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

議案第12号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第13号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

議案第13号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第14号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

議案第14号、平成23年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） この15号について、質疑、討論ということでなくして、採決に関係することなんですけれども、この後、議員発議により報酬の減額に関する案件が出るというお話を伺っておるわけですが、この案件を採決してしまっただけで、結果が出てしまった後、かけ離れた案等が出てきた場合には、このものはもう次、不再議になりますので、執行部の出した提案に対して、議会のほうから出す発議案がかけ離れたようなものが可決されるということになりますと、執行部の案に対して抜け駆けとか、そのような形をとられる

んじゃないかなと思いますので、ぜひこの際、休憩をとりまして、発議案等の把握をするために全協等を開くべきと考えますけれども、その辺について協議をいただきたいと思いますけれども。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) では、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時46分

○議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第15号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第15号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

議案第15号、市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 賛成多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第16号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

議案第16号、旭市災害復興基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第17号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

議案第17号、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第18号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

議案第18号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第19号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

議案第19号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第20号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

議案第20号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第21号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

議案第21号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第22号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

議案第22号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第23号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

議案第23号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第24号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

議案第24号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第25号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

議案第25号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 常任委員長請願報告

○議長（林 一哉） 日程第5、常任委員長請願報告。

これより建設経済常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 滑川公英 登壇）

○建設経済常任委員長（滑川公英） 建設経済常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議において、本委員会に付託されました請願第3号、地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願についての審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、9月21日、付託議案の審査終了後、紹介議員並びに担当課より、本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、特に意見等はなく、審査の結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年9月28日、建設経済常任委員長、滑川公英。

○議長（林 一哉） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第3号、地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願について、建設経済常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

◎日程第7 常任委員長陳情報告

○議長（林 一哉） 日程第7、常任委員長陳情報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇)

○文教福祉常任委員長（向後悦世） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議において付託されました陳情第2号、「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情、陳情第3号、公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情、陳情第4号、県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乘基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情の3件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、9月22日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、3つの陳情とも趣旨は素晴らしいものだが、内容について不確定なものも多く、今後の社会情勢や国の動向を見きわめていく必要がある。また現状、旭市においては不都合が生じていることもなく、スムーズに進んでいるため、もう少しこのままでもよいのではとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で、いずれも不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年9月28日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長（林 一哉） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第8 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第8、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより陳情第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより陳情第2号について採決いたします。

陳情第2号、「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情について、委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

続いて、陳情第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより陳情第3号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより陳情第3号について採決いたします。

陳情第3号、公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情について、委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 賛成多数。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

続いて、陳情第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより陳情第4号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより陳情第4号について採決いたします。

陳情第4号、県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乘基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情について、委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 賛成多数。

よって、陳情第4号は不採択と決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午後 1時 0分

○議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について、発議第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、発議第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関す

る条例の一部を改正する条例の制定についての３発議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 日下昭治 登壇）

○議会運営委員長（日下昭治） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について、私のほうよりご報告申し上げます。

本日、提出のありました発議案は、発議第１号、地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について、発議第２号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、発議第３号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての３発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成23年旭市議会第３回定例会議事日程（その２）の２枚目、本日９月28日のとおり、この後、追加日程第１、発議第１号から発議第３号までの３発議案を一括上程。

追加日程第２、提案理由の説明。提案理由の説明については、発議第１号は建設経済常任委員長の滑川公英議員、発議第２号は発議案の提出者であります島田和雄議員が行います。発議第３号は、発議案の提出者であります高橋利彦議員が行います。

追加日程第３、質疑、討論、採決。発議ごとに質疑、討論、採決となりますが、発議第２号、発議第３号は同じ条例の改正案でございますので、一括して質疑、討論、採決をすることとなります。

なお、採決の順番ですが、会議規則第77条第２項の規定により、原案に最も遠いものから先に表決をとることとなりますので、発議第３号から採決ということになります。仮に発議第３号が可決された場合は、発議第２号は議決不要となり、採決は行いません。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号から発議第3号までの3発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長(林 一哉) 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号から発議第3号までの3発議案を上程いたします。

発議第1号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について

発議第2号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

発議第3号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長(林 一哉) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 滑川公英 登壇)

○建設経済常任委員長(滑川公英) それでは、発議第1号について提案理由を申し上げます。

発議第1号、地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書。

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地域主権改革の議論

が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体の独自の工夫・努力によって消費者行政を充実をさせることは当然であるが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制はあまりにも格差がある。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。

現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援に留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等の継続的な経費への活用には自ずと限界がある。

したがって、国は地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきである。

あわせて、国は、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携する取り組み例を推進するなど、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示すべきである。

さらに、消費者生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員の地位・待遇も、期限付きの非常勤職員の扱いが大半であり、その地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にある。その待遇も、消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言い難い現状にある。

住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要である。

よって、地方消費者行政の支援について次の事項を要請する。

記

- 1 国は、地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、一定の幅を持たせながらも使途を消費者行政と明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、国は、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、これを単独で実現することが困難な小規模自治体も多数存在することから、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体に利用しやすい制度枠組みを提示すること。

3 消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、消費者担当大臣あてでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 続いて、発議第2号について、島田和雄議員、ご登壇願います。

（6番 島田和雄 登壇）

○6番（島田和雄） それでは、発議第2号についての提案理由を申し上げます。

本条例は、3月11日に発生した東日本大震災の復旧・復興財源に充てるため、議員報酬を10月から12月までの3か月、一律20%削減するため、条例の一部を改正する条例であります。

このような措置を講ずることで、3か月間で453万6,000円の削減額となり、復興財源を捻出する財政効果があります。

以上でございます。皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 続いて、発議第3号について、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 発議第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、3月11日に発生した東日本大震災の復旧・復興財源に充てるため、議員報酬を本年10月から平成25年12月までの任期中の2年3か月、月数にしますと27か月間、一律10%削減するため、条例の一部を改正する条例であります。

それでは、具体的に申し上げます。

旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例では、議長報酬は月額39万5,000円ですので、10%、3万9,500円の削減となります。次に、副議長報酬は月額36万5,000円ですので、10%、3万6,500円の削減となります。次に、議員報酬は月額34万円ですので、10%、3万4,000円の削減となります。

このような措置を講ずることで1か月あたり75万6,000円、2年3か月、27か月間ですと2,041万2,000円の削減となり、復興財源を捻出する財政効果とともに、被災された方々の精

神的な面はともかく、経済的な負担の苦しみのせめて一部でも思いを一つにして、ともに復興のために頑張っていこうということでもあります。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号から発議第3号までの3発議案を順次議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号、発議第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 発議第2号についてお尋ねします。

復興には長い年月がかかると言われますが、それが3か月なのはなぜなのか、その理由をお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 復興財源について、議員報酬の削減が3か月というのは短いのではないかとといったような高橋議員さんの質問でありますけれども、このことにつきましては、全協あるいは全協から委託されました総務常任委員会の中におきましては、特にそのことについての議論はございませんでした。

私的なことを申し上げれば、先ほどの全協の中でお話ございましたけれども、皆さんの意見がありましたけれども、今後またやらなければならないといったようなことであれば、それを今後またいろいろな形で復旧・復興の支援を私どもがしていくということは、これは皆さんの意見がそういったことで一致すれば、またやっていきたいなと、そういう思いはございますけれども、一連の議論の中では高橋議員さんの質問に答えるような議論はございませんでした。

以上です。

○議長（林 一哉） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより発議第2号、発議第3号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより発議第3号について採決いたします。

発議第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成少数。

改めて採決いたします。

否決とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、発議第3号は否決と決しました。

続いて、発議第2号について採決いたします。

発議第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 事務報告

○議長（林 一哉） 日程第9、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 神原房雄 登壇)

○総務課長（神原房雄） それでは、篤志寄附を受納しましたので、ご報告をいたします。

1つ、コントラバス1台、冷水機2台及び大型扇風機2台を株式会社マンツーマンアカデミー様より、7月7日受納いたしました。

1つ、血圧計ほか学校備品一式を旭市医師会様より、7月20日受納いたしました。

1つ、金130万円を千葉県教職員代表佐久間靖夫様より、7月22日受納いたしました。

1つ、大判プリンターほか学校備品一式を石橋祥三様より、8月10日受納いたしました。

次に、お手元の事務報告資料の2ページ目以降につきましては、東日本大震災に係る災害復旧費に対する寄附の受納についてでございます。

生活クラブ虹の街様ほか31件で、合計1,897万3,000円を受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（林 一哉） 事務報告は終わりました。

◎日程第10 閉 会

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成23年旭市議会第3回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 1時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 林 一 哉

議員 嶋 田 茂 樹

議員 高 橋 利 彦